
史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅
保存管理計画

平成26年3月

山口県萩市

序

関が原の戦いに敗れた毛利輝元は、削封された防長 36 万石の居城を萩に置き、以後、毛利氏は慶長 9 年（1604）の城の起工から文久 3 年（1863）に山口へ藩庁を移すまでの約 260 年間で見事な城下町を作りあげました。この城下町の街路構成や町割りなどの都市的遺構は、現在も良好に残り、「江戸時代の古地図がそのまま使えるまち」として今に息づいています。

萩城跡は、指月山頂に要害を設け、山麓に本丸・二の丸・三の丸を配し、建造物の多くは失われたものの、堀や石垣など当時の縄張りが良く遺されており近世雄藩の城郭の重要な施設として昭和 26 年（1951）に史跡に指定されました。一方、萩城城下町は、萩城外堀の東側に碁盤目状に画された中下級武家屋敷や町屋が軒を連ね、先に史跡指定（昭和 7 年（1932））された木戸孝允旧宅を含め、なまこ壁の土蔵、長屋、門、築地塀及び板塀などが連綿と続き、近世城下町の特色ある景観を偲ばせるものとして昭和 42 年（1967）に史跡に指定されました。さらに特色すべきは、萩の城下町を構成する史跡は、近世封建社会の原風景を留める景観はもとより、明治日本の近代化に貢献する人材を多く輩出した稀有な遺産でもあります。

現在、世界遺産登録を目指している「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の取組みと連動し、構成資産の一つである本史跡の文化財としての価値を後世に確実に継承していくため、保存管理計画を策定することとなりました。

本計画では、これまで行われた調査・研究の成果を整理し、史跡の本質的価値を明確に示すとともに、史跡を構成する諸要素を特定し、その保存管理の具体的方策と整備・活用に関する基本的な考え方や現状変更の取扱基準等を定めました。今後は本計画に基づき、市民の皆様とともに、史跡の保護と活用に努めてまいります。

おわりに、本計画策定のためにご指導とご助言を賜りました史跡萩城跡等整備委員会の委員の皆様をはじめ、文化庁並びに山口県教育委員会、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

萩市長 野村 興 兒

例 言

- 1 本書は萩市大字堀内及び大字北片河町、南片河町に所在する「史跡萩城跡」、大字呉服町一丁目及び二丁目、大字南古萩町に所在する「史跡萩城城下町」、大字呉服町二丁目に所在する「史跡木戸孝允旧宅」の保存管理計画書である。
- 2 本保存管理計画策定事業は、萩市歴史まちづくり部が主体となり実施した。
- 3 本計画は、「史跡萩城跡等整備委員会」における協議によってまとめられたものである。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び山口県教育委員会社会教育・文化財課の指導・助言を受けた。
- 4 計画策定に係る事務は、萩市歴史まちづくり部が担当し、関連業務を株式会社 都市景観設計に委託した。
- 5 報告書内資料の提供は、山口県文書館、萩博物館の協力を得た。
- 6 本報告書の執筆・編集は、萩市歴史まちづくり部と株式会社 都市景観設計が行った。

目 次

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と経緯	
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の経緯	2
2. 計画策定の経過	
(1) 計画策定組織	2
(2) 計画策定の経過	2
3. 関連計画	4

第2章 史跡の概要

1. 地理的位置	6
2. 史跡の歴史の変遷	7

第3章 史跡萩城跡の概要

1. 史跡指定状況	
(1) 史跡指定状況	11
(2) 史跡の概要	22
2. 歴史的調査	
(1) 歴史資料	25
(2) 発掘調査	66
(3) 石垣	73
(4) 庭園	84
3. 自然的調査	
(1) 地形・地質	93
(2) 植生	93
4. 社会的調査	
(1) 史跡に係る法令	103
(2) 土地利用	104
(3) 周辺動線	104
(4) 便益施設	105
(5) 公開・管理状況	105
(6) 防災	105
(7) 景観	113

5. 保存・整備の経過	
(1) 史跡としての保存整備の経過	124
(2) 都市公園としての整備の経過	129

第4章 史跡菘城城下町・史跡木戸孝允旧宅の概要

1. 史跡指定状況	
(1) 史跡指定状況	130
(2) 史跡の概要	137
2. 歴史的調査	
(1) 歴史資料	137
(2) 建物等	141
3. 自然的調査	
(1) 地形・地質	153
(2) 植生・景観	153
4. 社会的調査	
(1) 史跡に係る法令	162
(2) 土地利用	163
(3) 動線	163
(4) 便益施設	163
(5) 公開・管理状況	163
(6) 防災	164
(7) 景観	169
5. 保存・整備の経過	
(1) 史跡としての保存整備の経過	170

第5章 保存管理

1. 史跡菘城跡、史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅共通の本質的価値	173
2. 史跡菘城跡の本質的価値	173
3. 史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅の本質的価値	174
4. 史跡を構成する要素	
(1) 史跡菘城跡	176
(2) 史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅	200
5. 保存管理上の課題	
(1) 史跡菘城跡	216
(2) 史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅	220

6. 保存管理の基本方針	
(1) 基本方針	222
(2) 地区区分	223
(3) 具体的方策	228
7. 現状変更等に対する基準	
(1) 現状変更の意思決定プロセス	236
(2) 現状変更の取扱方針及び基準	236
8. 史跡の保全へのリスクや脅威	241
9. 周辺の環境に対する考え方	243
10. 経過観察の体制	243

第6章 整備・活用

1. 基本方針	246
2. 整備・活用の方法及び進め方	
(1) 史跡萩城跡	247
(2) 史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅	259

第7章 運営及び体制整備

1. 基本方針	261
2. 保存管理活用の体制	
(1) 保存管理活用の体制	261
(2) 非常時の体制	262

第8章 今後の課題

1. 整備・活用にかかる課題について	
(1) ガイダンスの充実	263
(2) 公有化、追加指定	264
(3) 植生・景観	264

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と経緯

(1) 計画の目的

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元は、中国地方8か国112万石から防長2か国36万石に削封され、萩の指月山に築城することになった。築城は慶長9年(1604)6月に縄張りが行われ、4年の歳月をかけ慶長13年(1608)6月に完成した。指月山頂に要害(詰丸)を設け、山麓に本丸、二の丸、三の丸を布置し、「江戸時代雄藩の城として歴史上重要であり、且つよく旧規模をとどめていて、縄張りまた巧みであり、城郭史上重要な施設である」とされ、昭和26年6月9日に、史跡萩城跡として最初の指定が行われた。その後、昭和42年1月10日、昭和52年4月27日にそれぞれ追加指定を受け、昭和61年5月6日には、一部指定解除と追加指定がなされた。さらに、平成元年8月14日、平成16年2月27日、平成18年1月26日、平成21年2月12日、平成22年2月22日にそれぞれ追加指定がなされた。

一方、萩城城下町は、外堀の東側に碁盤目状に画され、中・下級武家屋敷や、町家が軒を連ねていた。中の総門外の東西に通ずる旧御成道(呉服町筋)に直交して、南北に西から菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町と呼ばれる三条の小路が走っている。この地区は「幕末期に活躍した武士の屋敷跡や商家の跡が遺存しており、よく城下町の特色ある景観を偲ばしめるものがある」とされ、昭和42年1月10日に史跡萩城城下町に指定された。その後、昭和54年3月20日、昭和59年2月9日、平成21年2月12日、平成24年1月24日の4回にわたって追加指定がなされた。御成道に面しては、国指定重要文化財である菊屋家住宅(昭和49年5月21日指定)、菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町に沿って高杉晋作誕生地、国指定史跡木戸孝允旧宅(昭和7年3月25日指定)、青木周彌旧宅などやなまこ壁の土蔵、門、土蔵が連なっており、多くの一般住宅とともに城下町としての歴史的景観が保たれている。

萩市は、数多くの歴史的遺産に恵まれ、特に史跡や町並みの保存には古くから取り組んできた。藩政期に形成された城下町のたたずまいや町割りが今なお残り、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっている。しかしながら、都市化の波により、こうした城下町の風情やたたずまいが失われつつあるのも事実である。

このような背景により、萩市はまちじゅうを博物館としてとらえ、この都市遺産を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に確実に伝え、「萩に住んで良かった」「萩を終の住処にしてよかった」と日々実感できるような魅力あるまちづくりに努めるとともに、萩を訪れた人々に萩の良さや歴史を、愛着と誇りを持って伝えることで、「萩は、日本の心のふるさと」と思われるような「おもてなし」を推進する「萩まちじゅう博物館」というまちづくりに取り組んでいる。

本計画は、このようなまちづくりに呼応し、史跡とその周辺環境を適切に保護し、後世に伝えていくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、史跡を構成する要素の整理、現況の課題を抽出することで、それらを適切に保存管理していくための基本方針及びその方法、現状変更の取扱基準を定めると同時に、保存管理と一体となって進められる整備・活用の基本的な考え方を示すものである。

(2) 計画策定の経緯

萩市は、『平成元・2年度保存管理計画策定事業報告書 史跡萩城跡・史跡萩城城下町保存管理計画』に基づき、史跡の追加指定、公有化、外堀整備などの保存管理や整備活用を進めてきた。しかし、策定後20年以上が経過し、史跡を取り巻く状況や社会情勢の変化に対応した保存管理及び整備活用の考え方と、現状変更の取扱基準を改める必要が生じた。そのため、本計画では、『平成元・2年度保存管理計画策定事業報告書 史跡萩城跡・史跡萩城城下町保存管理計画』をベースに、計画策定以降、今日までの整備の進行状況などをかんがみ、追補、見直しを図ることとした。

また、本史跡と萩市堀内地区重要伝統的建造物群保存地区を合わせた「萩城下町」は「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産（8県11市28資産）の一つに位置づけられた。平成25年（2013）9月17日には、政府においてユネスコの世界文化遺産へ推薦されることが決定され、平成27年（2015）の登録を目指している。

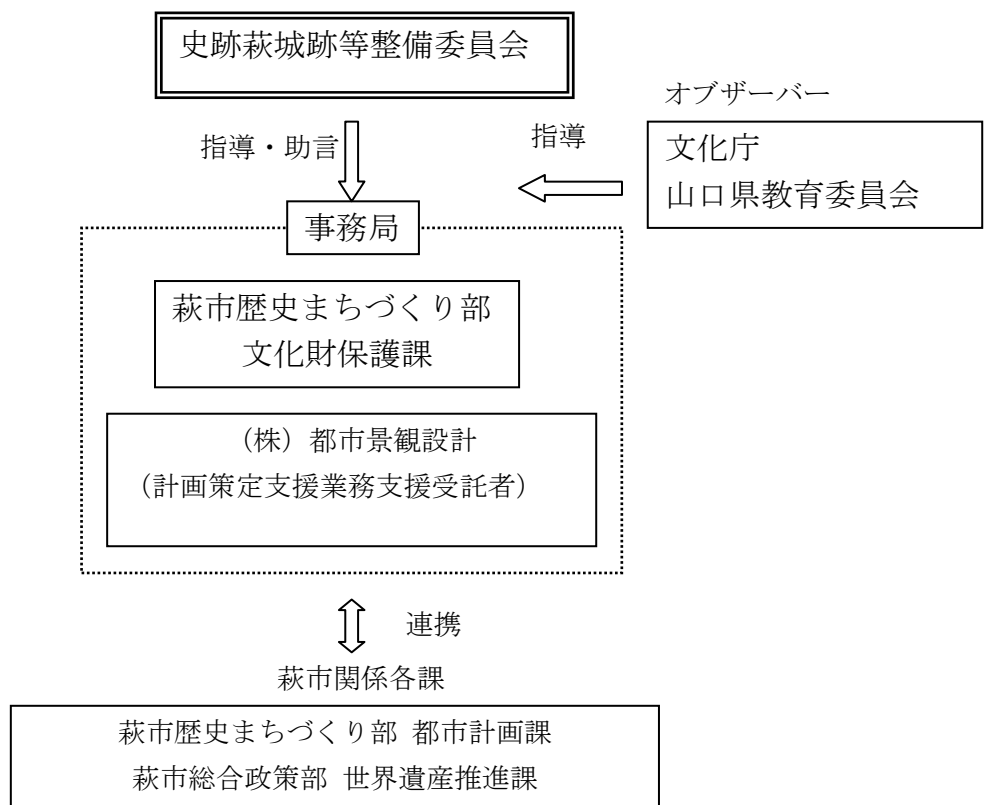
2. 計画策定の経過

(1) 計画策定組織

当計画の策定に当たっては、事務局が保存管理計画案を提示し、学識経験者から構成される「史跡萩城跡等整備委員会」（以下「委員会」）より、専門的な立場からの指導・助言を求めながら協議を進めた。また、随時、文化庁、山口県教育委員会の指導を仰いだ。

(2) 計画策定の経過

本保存管理計画策定事業は、事務局が作成を進め、随時、委員会の委員に提示して、指導を仰ぎ、委員会開催日にまとめを行なう。委員会の日程調整と運営は、萩市歴史まちづくり部文化財保護課が行う。



保存管理計画策定の体制

史跡萩城跡等整備委員会 委員名簿

氏名	所属	専門
服部英雄	九州大学大学院 比較社会文化研究院長	歴史
篠原 修	東京大学名誉教授 (GS デザイン会議事務局代表)	景観
仲 隆裕	京都造形芸術大学 芸術学部歴史遺産学科長	庭園
乗安和二三	山口県埋蔵文化財センター所長	考古学
樋口尚樹	萩博物館副館長	歴史

オブザーバー

文化庁文化財部記念物課 調査官

山口県教育委員会社会教育・文化財課 文化財専門員 吉田真夫

事務局

萩市歴史まちづくり部 文化財保護課

株式会社 都市景観設計 (計画策定支援業務受託者)

3. 関連計画

関連計画における本史跡の位置づけは以下のとおりである。

①萩市将来展望

「誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち」を目指し、本史跡を含む文化財の保護及び景観保全の推進を挙げている。

②萩まちじゅう博物館構想・萩まちじゅう博物館条例

萩市全体を博物館ととらえ、萩の魅力を再発見するとともに、文化や歴史、自然の「おたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする観光地づくり・まちづくりの取り組みが行なわれている。平成16年(2004)には萩まちじゅう博物館条例が施行され、中核施設として萩博物館が位置づけられ、各地域にある史跡、文化財等を地域博物館としてとらえ、それらを結ぶネットワークを構築することなどが示されている。

③萩市都市計画マスタープラン

「海・山・川の豊かな自然に囲まれた歴史文化都市・萩」を将来の都市像として掲げ、本史跡を含む川内地区は「萩市の顔にふさわしい近世の都市遺産と共生したまちづくり」を目標としている。藩政期以来継承されてきた歴史的文化遗产や都市構造、そこに培われてきた文化・伝統の維持・保全に努めるとともに、市民と観光客等が融合したまちづくりを目指すこととしている。また、萩市の顔としての役割を果たすよう商業機能に加え、文化・交流・観光レクリエーション機能等の充実を図り、魅力ある中心商業地の活性化に取り組むとともに、利便性を活かした居住地としての環境整備を推進し、にぎわい豊かな魅力あふれるまちづくりを目指すこととしている。

④萩市景観計画

萩市においては、市域全体が「景観計画区域」に設定されており、本史跡を含む区域は「重点景観計画区域」であり、「伝統的建造物群保存地区－堀内伝建地区(面積55.0ha)」「国指定史跡地区－萩城跡地区(37.2ha)、萩城城下町地区(6.0ha)」「歴史的景観保存地区－堀内地区(12.0ha)」に位置づけられ、文化財保護法などにより良好な景観の保存と形成が積極的に行なわれている。堀内地区は、史跡萩城跡や国指定重要文化財旧厚狭毛利家萩屋敷長屋等が国指定天然記念物指月山の緑と調和した潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致の保全を図るという景観形成方針が定められている。これを実現するため、届出対象行為とその制限に関する景観形成基準が定められている。

⑤萩市歴史的風致維持向上計画

本史跡を含む一帯は、「萩市歴史的風致保存区域」として「重点区域」に設定されている。この区域は、歴史上価値の高い建造物とその周辺の市街地であり、かつ、都市計画決定、景観計画、屋外広告物等の規制により歴史的風致の維持向上が担保されている範囲であることから、本市の歴史的風致の維持向上に係る取組みが総合的かつ一体的に実施できる範囲としている。

⑥萩市の緑の基本計画

本史跡を含む一帯は、「緑化重点地区」に選定されており、都市における風致の維持・創出が必要な地区として位置づけられている。庭園を持つ屋敷や土塀、夏みかんなどが醸し出す良好な歴史的景観の創出の推進を方針として挙げている。

⑦萩市観光戦略5か年計画

「萩まちじゅう博物館で体感するゆったり・じっくり観光」をコンセプトに掲げ、「萩まちじゅう博物館構想」の推進、地域資源の発掘・活用による滞在型・体験交流型観光の推進と広域連携の強化、観光情報の発信強化、観光アクセスの向上等に関する観光重点事業を挙げている。本史跡は、堀内・萩城城下町地区〈伝建地区・国史跡地区・歴史的景観保存地区・景観形成地区〉に位置づけられている。都市計画道路等の整備状況にあわせた地区周遊ルートの充実、緑化・生け垣化・土塀化の推進、史跡・文化財等の保存修理などをこの地区の重点事業としている。

⑧萩市環境基本計画

「未来に向けて 美しいまち・萩」を目標として掲げ、歴史や自然の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めることを目的に、環境保全を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

⑨萩市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、萩市防災会議が作成する地域防災計画のうち、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関と市民が有する全機能を有効に発揮して、萩市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定されたものである。

第2章 史跡の概要

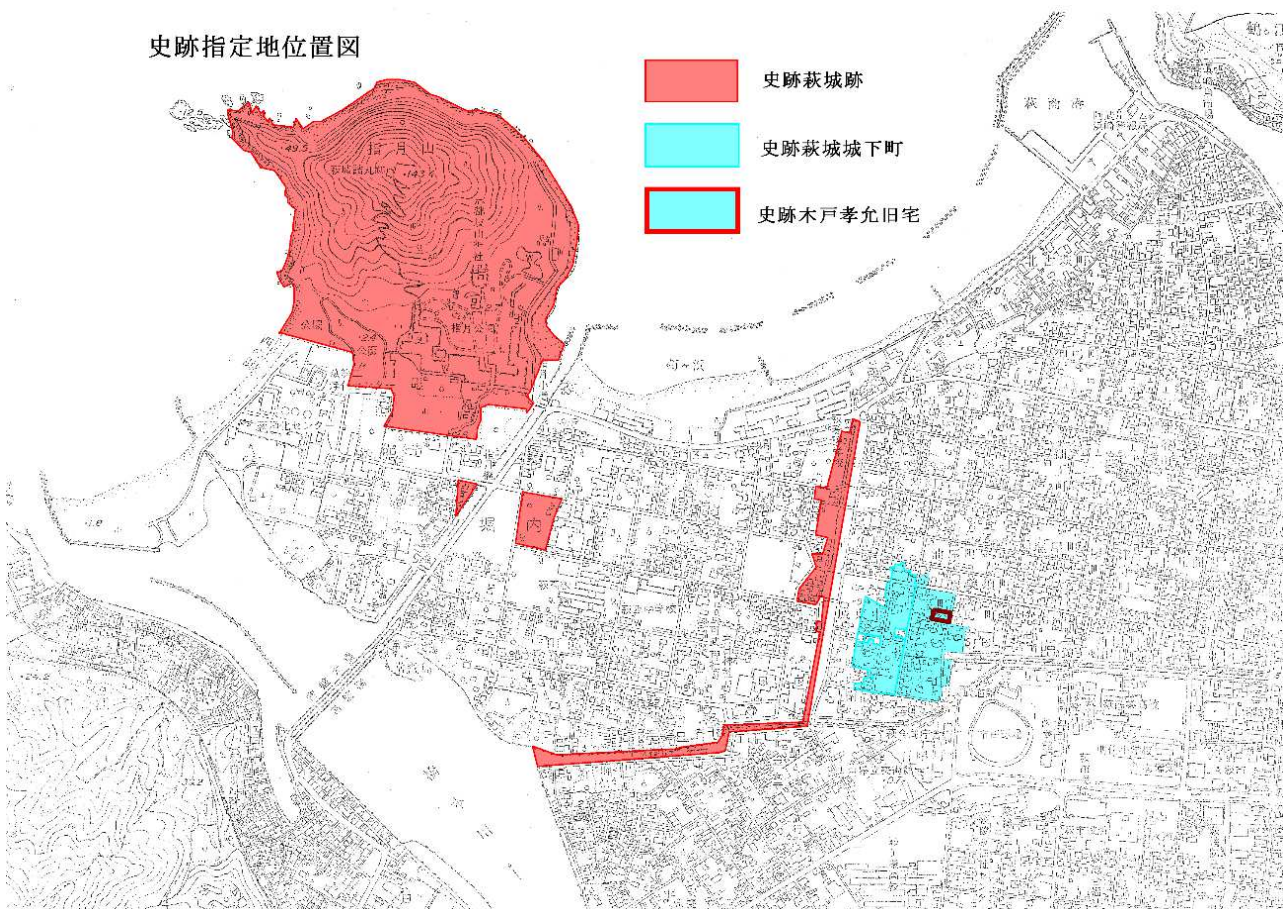
1. 地理的位置

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.79k㎡、県土の11.4%を占める。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県（益田市、津和野町）と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地であり、南部の市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られる。丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度であり、大半を山地が占めている。

萩市内の河川は市南部の阿武川水系、中央部の大井川水系、北部の田万川水系に大別され、山間部からの豊富な湧水に源を発する阿武川、大井川、田万川等の主要河川が日本海に注いでいる。

本計画で取り上げる史跡は、阿武川河口部に形成された川内地区（三角州）の北西部に位置する。史跡萩城跡は指月山とその山麓平坦部、堀内地区伝統的建造物群保存地区（三の丸）の一部及び東側の県道萩城址線沿線と南側の新堀川沿いに位置する。史跡萩城城下町と史跡木戸孝允旧宅は中心商店街から西（外堀方面）に向かう市道弘法寺堀内線沿い（御成道）の呉服町及びその南側の城東地区に位置する。



2. 史跡の歴史的変遷

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元は、それまでの領地中国地方8か国112万石から、周防・長門の2か国36万石に削封された。輝元は、早速城地の選定に取り掛かり、防府の桑山、山口の高嶺、萩の指月山を候補に挙げ、幕府と相談した結果、萩の指月山に築城することに決定した。

萩は阿武川の河口に形成された三角州に立地し、北を日本海に面し、東・西・南の三方を山々に囲まれていた。このころの萩は、三角州の形成が未発達で、三角州の北西端に位置する指月山は、まだ完全に陸繋化されておらず、東側には海水が入り込むような状態であった。また、三角州の南東部はみな沼で、葦原の水溜りであったという。しかし、毛利氏が萩へ入部する以前、すでにこの萩の地には、城下町的なたたずまいが形成されようとしていたのである。すなわち、津和野三本松城を本拠とする吉見氏が、指月に居館を設け、そこを中心として家臣団や寺社、さらには庶民層が集住しつつあった。毛利氏は、そのような状況にあった萩の指月を「せつ所(要害)よき所」として城地に選んだのであった。

築城工事は慶長9年(1604)に開始されたが、城や町の建設に当たっては、まず湿地帯の埋め立てや竹木の伐採から始めなければならなかった。それとともに、吉見氏の居館や同氏の菩提寺である善福寺など、指月及びその周辺部にあった建物を他地へ移した。こうした基礎的な造成工事を経て、城の縄張りが行なわれたが、最初是指月山頂の要害から始められたという。その後、慶長9年6月1日、指月山山麓の縄張りが起工され、同年11月11日、輝元は山口から建設中の萩城に入った。それから4年後の慶長13年(1608)に、萩城の築城工事は完成したという。城の建設と並行して城下の町割も進められ、慶長10年(1605)には家臣の宅地を定めている。また、城の周辺には神社や寺院の建立が相次いだ。すなわち、慶長9年妙悟寺(三の丸)、同10年に満願寺(二の丸)、同11年に春日社(三の丸)、同13年に宮崎八幡宮(二の丸)、同17年に妙玖寺(二の丸)がそれぞれ建立されたという。こうして、萩城は防長両国を領有した毛利氏の居城となり、萩藩の政庁としての機能を果たすこととなる。

以後およそ260年間、萩城は大きな改変もなく、藩庁を山口へ移すという山口移鎮を迎えるのである。

さて、19世紀初頭から我が国の近海に、欧米諸列強の艦船が出没するようになると、萩藩でも外国船の来襲に対処するため、防備態勢を整備する必要に迫られた。弘化元年(1844)、日本海に面した海岸一帯に砲台を築造する計画が、藩庁に提出された。その案によると、全台場計画62か所のうち、15か所は萩城下で築造することとされた。そのうち萩城二の丸以内には、東側では二の丸に4か所と指月山腹にある山中矢倉、西側では二の丸に3か所と妙玖寺の後方にそれぞれ設置される計画であった。萩城とその周辺部の台場築造工事は特に急がれ、翌弘化2年(1845)に実行に移され、弘化3年(1846)には完成した。そして、それぞれの部署に大砲掛と台場掛が任命され、本丸と指月山頂の要害にも大砲掛が設けられた。このようにして、萩城の防備態勢が整備、強化されたのである。

萩城の軍事的機能が強化されたにもかかわらず、文久3年(1863)、藩主毛利敬親は、藩庁を山口に移すことを決した。その布令によると、萩城は割拠戦闘の時は形勝の地であるが、外夷掃攘の戦闘の場合は、下関や瀬戸内側への指揮が困難なので、藩内各地への指揮号令に便利な山口へ藩庁を移転し、萩城には番兵を置いて厳重に守衛させるとしている。

これ以降、萩城内建物の解体や諸役所の統廃合、山口移転が行なわれるのである。すなわち、文久3年には萩城本丸御殿の解除が指令され、御座の間や御殿の奥の部分は差し置いて、大広間・大書院など御殿の表の部分が解除されることとなった。また、同年には要害にある八間矢倉と瀬戸崎矢倉の解体が命ぜられた。さらには、蔵元役所・軍奉行所などの諸役所、あるいは御霊社・洞春寺などの寺社も山口へ移されたのである。

こうして、文久3年の山口移鎮後は、萩城の藩の政庁としての機能は徐々に縮小され明治維新を迎えたのである。明治3年(1870)には、萩城の諸矢倉や大手練塀が大破損しているため、萩営作署からその修繕を願い出るが却下され、破損している建物は、新たに修繕は行わず、漸次解体していくことを命ぜられた。このころには、萩城はすでにその機能を消失させ、無用の長物と化していたのである。そして明治6年(1873)に至り、ついに萩城建物の入札、払い下げが指令され、翌明治7年(1874)、天守閣、矢倉14棟、門4棟、武具庫3棟が解体されたのである。ここに築城から270年目にして、萩城の建物は本丸御殿の台所などごく一部の建物を残してほとんどが姿を消し、城郭としての面影は堀や石垣に偲ばれるのみとなった。

※歴史年表

慶長5年 (1600)	—	関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が、周防・長門の2カ国36万石に削封される。
慶長8年 (1603)	8月21日	幕府より居城築城の命がくだる。
慶長9年 (1604)	2月3日	幕府より、萩の指月山に築城の承認を受ける。
	6月1日	萩城の縄張りに着手。
慶長10年 (1605)	—	家臣の屋敷地の配分がその分限に応じて行なわれる。堀内地区には、上級家臣の屋敷地が配分される。
	—	満願寺を安芸吉田から萩城内へ移す。
慶長11年 (1606)	—	山口の香積寺を廃し、その材をもって萩城内に洞春寺を建立し、元就の位牌を移す。
慶長12年 (1607)	3月	春日神社が江向から三の丸(堀内)へ移る。後に輝元は、春日神社を萩の総鎮守とする。
慶長13年 (1608)	6月	萩城が完成。
	—	宮崎八幡宮を安芸吉田から萩城内に移し、萩城の鎮守とする。
慶長17年 (1612)	—	萩城内に妙玖寺を建立する。
元和8年 (1622)	—	外堀が開削される。

承応元年 (1652)	6月19日	幕府に城下絵図を提出する。 町家は主に三角州北部の古萩地区に集中しており、その後、侍屋敷や寺屋敷が町家化する形で拡大されてきた。こうして18世紀の初め頃までには、萩城下の町は28町に固定化された。
承応元年～明 暦3年(1652 ～1657)	—	この間に菊屋家住宅が建築されたと考えられる。
承応3年 (1654)	11月22日	萩城内の満願寺勧請堂から出火し、客殿・書院・方丈・鐘楼を焼失し、三摩地院も延焼する。
貞享4年 (1687)	3月24日	外堀から唐樋までの新堀川開削の願い出を幕府に提出する。
元禄11年 (1698)	4月	萩城二の丸に天神社が建立される。後に御茶屋が建設され、18世紀半ばには東園と命名された。
	—	呉服町二丁目から慶安縄手に向けて、新堀川に圭庵橋が架けられる。
正徳2年 (1712)	3月30日	萩城外堀の浚渫について、幕府の許可を得る。
享保元年 (1716)	1月26日	萩城外堀の浚渫について、幕府の許可を得る。
享保4年 (1719)	1月12日	藩校明倫館が三の丸に開校する。
享保8年 (1723)	9月15日	萩城外堀の浚渫について、幕府の許可を得る。
享保12年 (1727)	8月17日	二の曲輪御堀の浚渫について、幕府の許可を得る。
元文4年 (1739)	11月16日	萩城外堀を北ノ浜(菊ヶ浜)へ掘り抜くため、幅三間の溝の掘削を幕府に申請し、許可を得る。翌年2月竣工する。
元文5年 (1740)	7月25日	萩城外堀から北ノ浜(菊ヶ浜)へ掘削した溝に、高さ七尺、長さ四十間余の石垣の築造を幕府に請願し、認可を得る。
	12月13日	萩城外堀、北の総門・中の総門に架かる土橋下の水道の左右石垣の修築を幕府に請願する。翌年、浚渫して石垣を修築する。また、土橋左右の町屋を解除し、籠塀を築く。
寛政6年 (1794)	12月16日	萩城天守閣の修復が完了する。
弘化元年	—	日本海に面した海岸一帯に砲台を築造する計画が藩庁に提

(1844)		出され、萩城及びその周辺部の台場築造工事は、弘化3年に完了する。
嘉永2年 (1849)	2月18日	藩校明倫館が江向に移転再建される。
文久3年 (1863)	4月16日	13代藩主毛利敬親が萩城を発し、山口の中河原の茶屋に入る。これを山口移鎮という。以降、萩城内の建物の解体及び諸役所の統廃合が、山口移転に伴い実施された。
明治元年 (1868)	11月5日	萩政事堂が萩城内から明倫館内に移され、萩城の政治的機能が完全に失われた。
	11月23日	萩城の解体が命じられる。
明治3年 (1870)	10月22日	萩城の破損している建物は、修繕は行わず、漸次解体していくことを命ぜられる。
明治4年 (1871)	3月12日	平安古の総門、中の総門、北の総門を解体する。
明治7年 (1874)	5月15日	萩城建物の落札が完了し、払い下げが決定する。後に解体される
明治10年 (1877)	12月12日	萩城本丸跡を萩公園として開設する。明治42年、萩公園の管理が山口県から萩町へ譲渡され、翌年から指月公園と称する。
明治11年 (1878)	—	萩及び近郷の有志が、萩城跡内に山口の豊栄、野田両神社の遙拝所を建てる。翌明治12年、豊栄、野田両神社の分社として志都岐山神社と称すこととなる。
明治20年 (1887)	12月3日	杉民治・中村雪樹が、萩公園内へ花江茶亭の移築許可を出願し、許可される。
明治25年 (1892)	3月	児玉愛二郎が桜樹1000本を志都岐山神社に献納し、社地及び萩公園に植える。

第3章 史跡萩城跡の概要

1. 史跡指定状況

(1) 史跡指定状況

萩城跡は、昭和26年6月9日に史跡指定を受け、当初の指定地面積は310,044.23㎡(公簿面積)である。その後、昭和42年1月10日、昭和52年4月27日に追加指定を、昭和61年5月6日に追加指定と一部解除を、平成元年8月14日、平成16年2月27日(指定地面積25,701.89㎡)、平成18年1月26日(指定地面積6,827.57㎡)、平成21年2月12日(指定地面積2,176.22㎡)平成22年2月22日(指定地面積699.50㎡)に追加指定を行った。現在の指定地面積は371,747.90㎡であり、その内訳は公有地333,461.98㎡、寺社有地8,107.09㎡、民有地30,178.83㎡となっている。

公有化は、昭和42年度から始まり、現在333,461.98㎡が公有化された。これは、全指定地面積の89.7%にあたる。

① 官報、指定範囲図

【指定】

文化財保護委員会告示第47号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和29年法律第131号)による改正前の文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、昭和26年6月9日付をもって、次のとおり指定した。

昭和31年7月19日

文化財保護委員会委員長
高橋誠一郎

種別	史跡
名称	萩城跡
指定年月日	昭和26年6月19日(文化財保護委員会告示第47号)
所在地	山口県萩市 大字堀内字旧城 第一番ノ一、一番、一番ノ一から一番ノ四まで、壱の弐、一番ノ第二、一番ノ五、二番から八番まで、九番ノ一から九番ノ三まで、九番ノ四、一〇番ノ一、一四番から一六番まで、一七番ノ一から一七番ノ四まで、一八番、一八番ノ一、一八番ノ二、四九六番から四九八番まで、四九九番ノ一から四九九番ノ三まで、五〇〇番、五〇一番、五〇二番ノ三まで、五〇二番ノ五から五〇二番ノ一〇まで、五〇三番ノ一、五〇三番ノ二、五〇四番から五〇七番まで、五〇八番ノ二、五〇九番から五一七番まで、五一六番ノ一、五一六番ノ二、五一八番ノ一、五一八番ノ二、五一九番、五一九番ノ一、五二一番から五二三番まで、五二六番、五二七番 右地域内に介在する石垣、堀、道路敷及び水路敷を含む

指定面積	310,044.23 m ²
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。
指定説明	毛利輝元の築くところであって、慶長九年六月起工、十一月に此所に移り、十二年六月完成した。爾来文久三年毛利敬親が藩庁を山口に遷すまで毛利氏の居城となった。城は半島状をなした地域にあり、その先端部北方海中に斗出屹立する指月山と山麓の平地に亘って営まれている。頸部に外堀を穿ち、内に三丸を外郭として順次山裾に向って二丸・本丸を布置し、各部は堀を以て遮断され、指月山の頂上にも別に本丸・二丸を構える。いま建物はすべて失われ改変のあともあるが、江戸時代雄藩の城として歴史上重要であり、且つよく旧規模をとどめて縄張また巧であり、城郭史上重要な遺跡である。

【追加指定】

文化財保護委員会告示第2号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、史跡萩城跡（昭和26年6月9日文化財保護委員会告示第47号）の地域に、次の地域を追加指定する。

昭和42年1月10日
文化財保護委員会委員長
稲田清助

名称	史跡 萩城跡
追加指定年月日	昭和42年1月10日（文化財保護委員会告示第2号）
所在地	山口県萩市 大字堀内字堀内
	八三番ノ四、八三番ノ二〇、一二七番ノ四、一二七番ノ六、一二七番ノ一、一二九番、二一一番、二二〇番ノ一、二二〇番ノ二、二二二番第一、二二二番第二、二二二番ノ一、二二二番ノ二、二二〇番、二二〇番ノ一、二二〇番ノ二、二二二番、二二八番ノ一、二二八番ノ二、二二八番ノ四、二二九番、二四〇番、二四一番ノ一、二四一番ノ二、二五七番ノ一、二六七番、二六九番、三七五番ノ二、三七六番、三七九番、三七九番ノ四、三七九番ノ五、三七九番ノ六、三八〇番第一、三八〇番ノ二、三八一番、三八二番、三八二番ノ一、三八二番ノ二、三八二番ノ三、三八四番ノ一、三八五番ノ一、三八五番ノ二、三八六番、三八七番、三八八番、三八九番、三九〇番、三九一番ノ一、三九一番ノ二、三九一番ノ四、三九二番ノ一、三九二番第一、三九二番ノ三、三九二番ノ三、三九二番ノ四、三九二番ノ五、三九四番、三九四番ノ一、三九四番ノ二、三九五番、三九五番ノ一、三九六番、三九七番、三九八番ノ三、三九八番ノ六、三九八番ノハ、四〇〇番ノ二、四〇一番、四〇二番、四〇三番ノ一、四〇三番ノ二、四〇三番ノ三、四〇四番、四〇七番、四〇八番、四〇九番、四一〇番、四一一番、四一八番、四一九番、四二〇番、四二一番、四二二番

同大字北片河町 一番、二番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、
字北片河町 九番ノ二、九番ノ三、一一番ノ一、一一番ノ二、一
二番、一六番、一七番、一七番ノ一、一八番ノ一、
一八番ノ二

市道吉田町指月線のうち北片河町一五ノ一南東地先から同線と市道萩駅菊ヶ浜玉江線との交叉点にいたる部分、市道平安古菊ヶ浜線のうち堀内四〇二番北西地先から堀内二一八番ノ一南東地先にいたる部分および堀内三〇二番ノ二北西地先から四〇六番南東地先にいたる部分(橋梁(平安橋)を含む。)、市道北の菊ヶ浜線のうち堀内四〇〇番ノ一に隣接する部分、市道堀内稲荷春日線のうち堀内二四一番ノ二に隣接する部分、市道北の総門春日線のうち堀内三八二番北東地先から堀内三八一番南東地先にいたる部分、新堀川のうち堀内一七〇番ノ一、南西地先から堀内三〇三番ノ五南東地先にいたる河岸石積みおよび平安古四〇六番ノ一四北西地先から平安古四〇二番北東地先にいたる河岸石積みならびに右記両岸にはさまれる河川敷。右地域内に介在する道路敷・水路敷を含む。

追加指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部第二(城跡)による。

追加指定説明 萩市堀内(三ノ曲輪)は、城の外郭部で、外側には半島状の城地を画する堀が通じ、北総門・中総門・平安古総門等が設けられていた。主として上級家臣の邸宅地域であるが、よく旧観を偲ばしめるものがあり、城の外郭部を知る上に貴重なものとして次の地域を追加指定する。

1. 北総門通

北総門前左右の堀より、天樹院跡に至る間である。街路沿いの邸宅の地割はおおむね旧状を踏襲しながらも多く夏蜜柑畑となり、築地あるいは築地の土台石、生垣が連なって維新後の転変を物語っているが、このうちにあって総門に近く、堀に接する家老益田氏邸跡に長屋門の一部が遺り、また、これよりやや城寄り周布氏邸跡にも長屋門が存在する等、彼此相まって独特の歴史的景観を呈している。天樹院跡には、毛利輝元夫妻の墓がある。

2. 平安橋

平安古総門外の堀にかけられた石造反橋で、橋板は、片持梁で支えられている。城内外の景観をよく示すものとして価値がある。

保存の要件

- (一) 城下町としての景観を保存するとともに、とくに藩政当時の建物、築地等の外観を保持すること。
- (二) 藩政当時の屋内については、本体に影響を与えるような改変をしないこと。
- (三) 防災に注意すること。
- (四) 地割を変更しないこと。
- (五) 建物、築地等のき損その他みだりに現状を変更しないこと。

【追加指定】

文部省告示第 69 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、史跡萩城跡（昭和 26 年 6 月 9 日文化財保護委員会告示第 47 号及び昭和 42 年文化財保護委員会告示第 2 号）の地域に、次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和 52 年 4 月 27 日

文部大臣 海部俊樹

名称	史跡 萩城跡
追加指定年月日	昭和 52 年 4 月 27 日（文部省告示第 69 号）
所在地	山口県萩市大字堀内 二六番ノ一、二六番ノ四、二六番ノ一〇、二六番ノ一一、二六番ノ一二、二七番ノ二 同 字菊ヶ浜 四五九番、四六〇番、四七〇番ノ三 同 字菊ヶ浜、字旧城 国有無番地のうち字菊ヶ浜四七〇番ノ三北西地先から字旧城五二三番北東地先までの地域
追加指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による。
追加指定説明	二ノ曲輪の東を画する城壁東側の帯状の地及び二ノ曲輪以西の地を追加指定する。前者のほぼ中央部には築城当時より汐入門が設けられ、海上よりの物資の搬入の役を果たしていた。また、汐入門を入った所には賄所が設けられていた。後者は築城当時はほぼ全面海であったが、その後陸地化し、その一部に御馬場が開かれ、御門番所、御馬見所等が作られ、万延元年西ノ浜操練場が開かれた。二つの地域は城の機能上重要な意味を持つものであり、追加指定する。

【追加指定及び一部解除】

文部省告示第 61 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定によって、史跡萩城跡（昭和 26 年 6 月 9 日文化財保護委員会告示第 47 号、昭和 42 年文化財保護委員会告示第 2 号及び昭和 52 年文部省告示第 69 号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

昭和 61 年 5 月 6 日

文部大臣 海部俊樹

名称	史跡 萩城跡
追加指定年月日	昭和 61 年 5 月 6 日（文部省告示第 61 号）
所在地	山口県萩市大字堀内字旧城 別図のとおり 同 字堀内 同 字西ノ浜 同 字菊ヶ浜 同 大字北方河町字北方河町 同 大字南方河町字南方河町

同 大字平安古字平安古

追加指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による。

追加指定及び一部指定解除説明 史跡萩城跡は、昭和 26 年史跡に指定され、城の外郭部三ノ曲輪のうち北総門一帯が昭和 42 年追加指定された。

今回見直しの結果、史跡指定地の内、昭和 51 年重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区に選定された部分を指定解除する。ただし、東辺の外濠跡として史跡指定した部分は存続させ、これに三ノ曲輪東辺と南辺の可能な範囲の外濠跡、二ノ丸北面の部分、及び三の丸跡の通称御成道に面した堀内本町西詰北側の萩藩永代家老福原家萩上屋敷跡を追加指定し、その存続を図ろうとするものである。

【追加指定】

文部省告示第 108 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定によって、史跡萩城跡（昭和 26 年 6 月 9 日文化財保護委員会告示第 47 号、昭和 42 年文化財保護委員会告示第 2 号、昭和 52 年文部省告示第 69 号及び昭和 61 年文部省告示第 61 号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成元年 8 月 14 日

文部大臣 石橋一弥

名称 史跡 萩城跡

追加指定年月日 平成元年 8 月 14 日（文部省告示第 108 号）

所在地 山口県萩市大字北片河町字北片河町 一番ノ一の一部、二番の一部、三番ノ一の一部、四番ノ二ノ一部、三番ノ二の一部、四番ノ一の一部、五の一部、六番の一部、七番の一部、八番の一部、九番ノ三の一部、九番ノ一の一部、九番ノ二の一部、九番ノ五の一部、一一番ノ二の一部、一一番ノ一の一部、一二番の一部、一三番ノ一の一部、一三番ノ七の一部、一四番ノ一の一部、一五番ノ八の一部、一五番ノ二の一部、一六番の一部、一七番の一部、一七番ノ一、一八番ノ一、一八番ノ四の一部、一八番ノ三の一部、一九番の一部、二〇の一部、二一番の一部、二二番の一部、二一番ノ一の一部、二三番の一部、二四番ノ一の一部、二五番、二六番ノ一の一部、二七番の一部、二八番の一部、二九番の一部、三〇番の一部

同大字南片河町字南片河町 一番の一部、四番の一部、六番の一部、八番ノ一の一部、九番の一部、一〇番の一部、八番ノ一先、一一番の一部、一二番の一部、一二番ノ一、一五番ノ一、一五番ノ三の一部、一五番ノ二の一部、一七番ノ三の一部、一七番ノ四の一部、一八番ノ一の一部、一八番ノ三の一部、二二番ノ一の一部、二二番ノ、二三番の一部、二四番の一部、二五番の一部、二六番の一部、二七番ノの一部、二八番の一部、二九番の一部、三〇番の一部、三一番の一部、三二番の一部、三三番の一部、三四の一部、三五の一部、三六の一部、三七番の一部、三八番ノ一の一部、三八番ノ二の一部、四〇番の一部、

四一番の一部、四二の一部、四三番の一部、四四番ノ一の一部、四四番ノ二の一部、四五番ノ一の一部、四五番ノ二の一部、四六の一部、四六番ノ一の一部、四七番ノ一の一部、八一番ノ二、八一番ノ一の一部、八一番ノ四の一部

指定面積	5,743.85 m ² (合計：336,342.72 m ² 既指定地 330,598.87 m ²)
追加指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。
追加指定説明	萩城跡は、近世の初頭、周防・長門の2カ国に滅封された毛利輝元の築城になるもので、主要な遺構は既に指定され保存が図られている。 今回、外堀の東側に沿って南北に走る市道片河線の拡幅が、萩市歴史的地区環境整備街路事業として実施されることに伴い、外堀部分の保存と整備の必要性が生じたため、八間幅の外堀遺構を追加して指定するものである。

【追加指定】

文部科学省告示第31号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成16年2月27日
文部科学大臣 河村建夫

名称	史跡 萩城跡
追加指定年月日	平成16年2月27日(文部科学省告示第31号)
所在地	山口県萩市大字堀内 八三番ノ八、八三番ノ三四、八三番ノ三五、八三番ノ三六、八三番ノ四三、三七〇番ノ一、三七〇番ノ五、三八三番ノ一 同 字西ノ浜 一番ノ七のうち実測二五四二.〇〇m ² 、一番ノ一九、一番ノ二一、一番ノ二二、一九番、一九番ノ三、五二〇番ノ一四、七一一九番 山口県萩市大字堀内字西ノ浜二六番一に接する道路敷を含む。
指定面積	25,701.89 m ² (合計：362,044.61 m ² 既指定地 336,342.72 m ²)
追加指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。
追加指定説明	萩市街地北西部に位置する長州藩毛利家36万石の城跡である。三の丸地域のうち、条件の整った部分を追加指定する。

【追加指定】

文部科学省告示第9号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成 18 年 1 月 26 日
文部科学大臣 小坂憲次

名称	史跡 萩城跡	
追加指定年月日	平成 18 年 1 月 26 日 (文部科学省告示第 9 号)	
所在地	山口県萩市大字堀内 字堀内村	三五二番、三五二番ノ一、三五八番、三六三番ノ六、三六三番ノ七、三六三番ノ八、三六三番ノ九、三六六番、三六八番、三六九番
	同 字堀内	三五八番ノ一、三六〇番ノ一、三六〇番ノ三、三六九番ノ一
指定面積	6,827.57 m ² (合計 : 368,872.18 m ² 既指定地 362,044.61 m ²)	
追加指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部二による。	
追加指定説明	江戸時代、周防・長門 2 か国を治めた大名毛利氏の居城として造営された、我が国近世を代表する城跡。現在までにほぼ中堀の内側の要害、本丸、二の丸一体と外堀等が指定されており、今回は、北の惣門と中の惣門との間に位置する外堀土塁・馬場跡の一部を追加指定する。	

【追加指定】

文部科学省告示第 11 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成 21 年 2 月 12 日
文部科学大臣 塩谷 立

名称	史跡 萩城跡	
追加指定年月日	平成 21 年 2 月 12 日 (文部科学省告示第 11 号)	
所在地	山口県萩市大字堀内 字堀内	三四三番ノ一、三四四番ノ一、三四五番ノ一、三四八番ノ一、三四九番ノ一、三五〇番ノ一
	同 字堀内村	三四二番、三四三番、三四四番、三四四番ノ二、三四五番ノ三、三四八番ノ二、三四八番ノ五、三四八番ノ六、三四九番ノ二、三五〇番ノ二、三六三番ノ三、三六三番ノ四
指定面積	2,176.22 m ² (合計 : 371,048.40 m ² 既指定地 368,872.18 m ²)	
追加指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部二による。	
追加指定説明	萩城跡は、江戸時代に周防・長門 2 国を治めた毛利氏が萩市の北西に位置する指月山に、慶長 9 年(1604) から同 13 年に築城した近世城郭。追加指定地は、東側外堀の西岸にあたり、かつて土塁や馬場が存在した地区である。	

【追加指定】

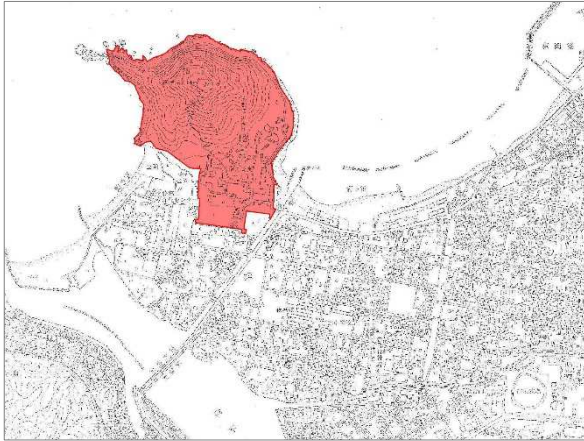
文部科学省告示第 18 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

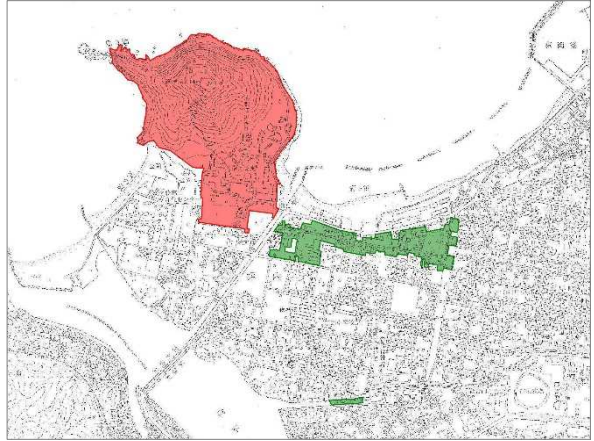
平成 22 年 2 月 22 日
文部科学大臣 川端達夫

追加指定年月日	平成 22 年 2 月 22 日（文部科学省告示第 18 号）
所在地	山口県萩市大字堀内字堀内村三五一番
指定面積	699.50 m ² （合計：371,747.90 m ² 既指定地 371,048.40 m ² ）
追加指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による。
追加指定説明	江戸時代に周防・長門を治めた毛利氏が萩市の北西に位置する指月山に、慶長 9 年（1604）から同 13 年に築城した近世城郭。今回は東側外堀の西岸にあたり、かつて土塁や馬場が存在した地区の一部を追加指定する。

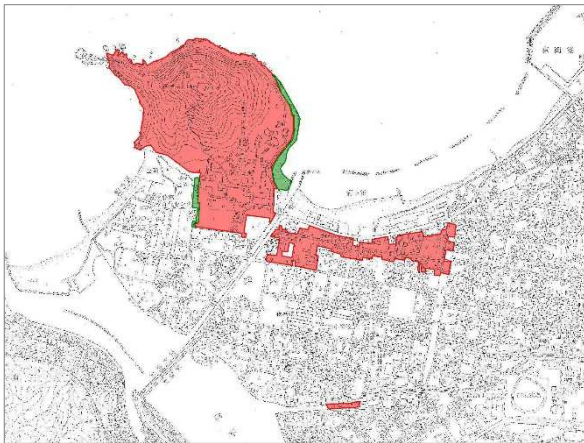
【史跡萩城跡指定変遷図】



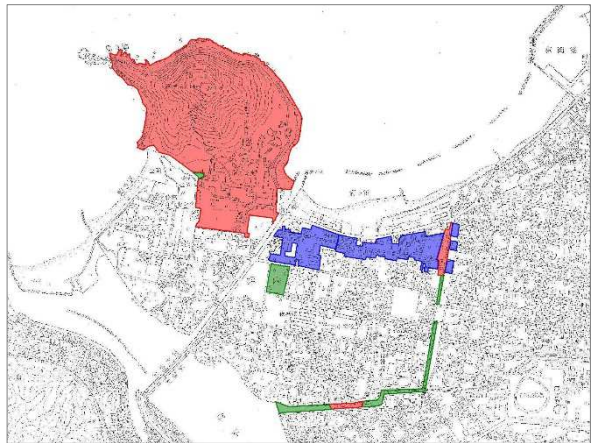
① 昭和 26 年 6 月 19 日 (指定)



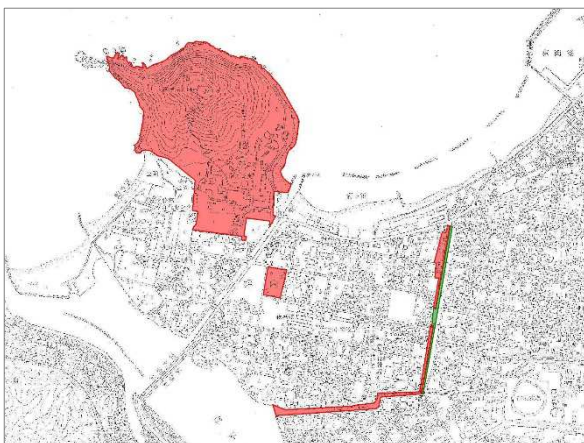
② 昭和 42 年 1 月 10 日 (追加指定)



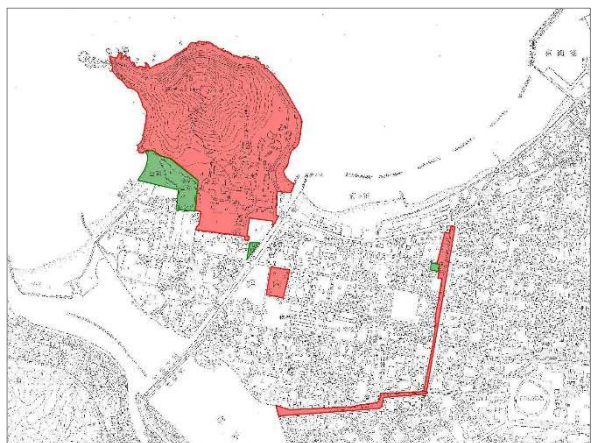
③ 昭和 52 年 4 月 27 日 (追加指定)



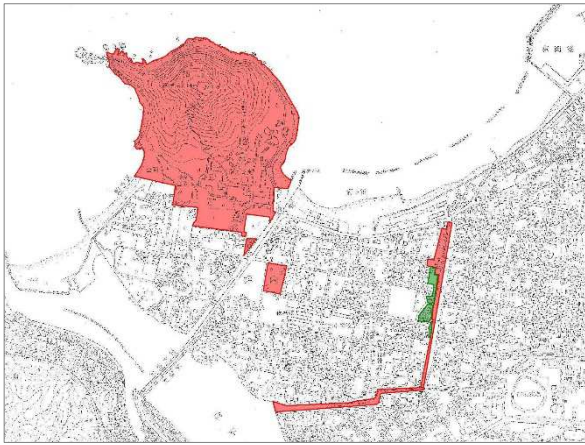
④ 昭和 61 年 5 月 6 日 (追加指定及び一部解除)



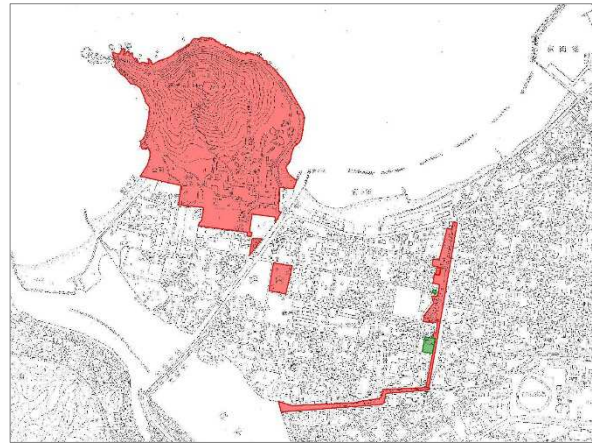
⑤ 平成元年 8 月 14 日 (追加指定)



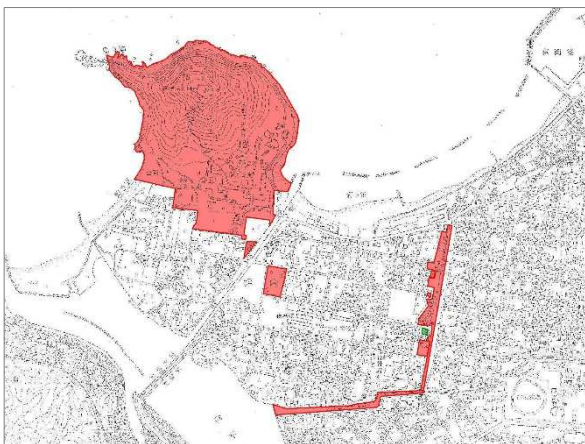
⑥ 平成 16 年 2 月 27 日 (追加指定)



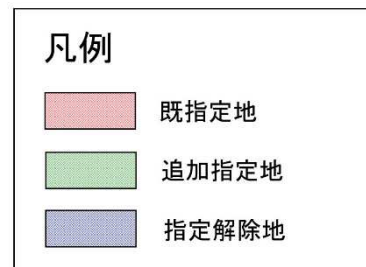
⑦ 平成 18 年 1 月 26 日(追加指定)



⑧ 平成 21 年 2 月 12 日(追加指定)



⑨ 平成 22 年 2 月 22 日(追加指定)



①公有化状況

昭和 41 年の萩城跡三の丸跡の一部の追加指定行為と時を同じくして、同年、萩城跡の計画的土地買収事業がスタートした。各年度別の実績は、次のとおりである。

昭和 41 年度	萩市大字堀内字旧城	503-2、503-4	581.21 m ²
昭和 42 年度	萩市大字堀内字旧城	503-1、503-3	1,164.10 m ²
昭和 45 年度	萩市大字堀内字旧城	499-1、499-2、499-3	1,797.90 m ²
昭和 46 年度	萩市大字堀内字旧城	507-2、508-1、508-2、 512-2、513	3,646.34 m ²
昭和 47 年度	萩市大字堀内字旧城	507-1	2,888.79 m ²
	萩市大字堀内字旧城	394、394-1、394-2、 394-3	
昭和 48 年度	萩市大字堀内字旧城	17-1、17-2、17-3、17-4、 18-2	4,851.35 m ²
	萩市大字堀内字旧城	222-6、385-1、386 387、388	

昭和 49 年度	萩市大字堀内字旧城	6、7、8、10、527	2,770.54 m ²
昭和 50 年度	萩市大字堀内字堀内村	380-1	1,606.00 m ²
	萩市大字堀内字堀内	370-1、370-5、383-1	
昭和 51 年度	萩市大字堀内字菊ヶ浜	459、460	1,533.00 m ²
昭和 52 年度	萩市大字堀内字西-浜	26-11・13	1,874.00 m ²
昭和 53 年度	萩市大字堀内字旧城	1-20、18、18-1	2,342.00 m ²
	萩市大字堀内字西-浜	26-1	
昭和 54 年度	萩市大字堀内字旧城	502-7、502-8、502-11	513.00 m ²
昭和 55 年度	萩市大字堀内字堀内村	391-5	1,381.00 m ²
昭和 56 年度	萩市大字堀内字旧城	516-4	1,693.00 m ²
昭和 57 年度	萩市大字堀内字旧城	516-5	1,913.00 m ²
昭和 58 年度	萩市大字堀内字旧城	1-5、516-2、516-3、505-2	1,373.90 m ²
昭和 59 年度	萩市大字堀内字旧城	9-2、9-5	1,520.00 m ²
昭和 60 年度	萩市大字堀内字旧城	9-1、9-3・9-4	1,574.96 m ²
昭和 61 年度	萩市大字堀内字旧城	10-1、10-2	1,538.00 m ²
	萩市大字堀内字堀内	391-4	
昭和 62 年度	萩市大字堀内字旧城	496、497-2	1,137.00 m ²
昭和 63 年度	萩市大字堀内字旧城	517、523-2	444.00 m ²
平成元年度	萩市大字堀内字旧城	497-1、519-1、519-3	1,137.60 m ²
	萩市大字南片河字南片河町	17-4	
平成 2 年度	萩市大字堀内字旧城	523-1	2,325.17 m ²
	萩市大字南片河字南片河町	18-3、42-1	
	萩市大字北片河字北片河町	3-2、4-1、9-5、11-1、12-1、13-1、13-7、14-1、15-8、21-1、21-3、22-1、23-1、24-1、26-1	
平成 3 年度	萩市大字北片河字北片河町	1-1、2-1、3-1、4-2、5-2、6-2、7-1、8、9-1、9-2、9-3	826.16 m ²
平成 4 年度	萩市大字堀内字旧城	519-4	262.39 m ²
	萩市大字北片河字北片河町	18-5、19-2、20-2	
平成 5 年度	萩市大字堀内字旧城	519-2	584.15 m ²
	萩市大字北片河字北片河町	18-5、19-2、20-2	
平成 6 年度	萩市大字南片河字南片河町	15-1、15-3	250.50 m ²
	萩市大字北片河字北片河町	11-2、18-1、18-4	

平成 7 年度	町 萩市大字南片河字南片河	1-2、40-1	301.68 m ²
平成 8 年度	町 萩市大字北片河字北片河	27-2、30-2	
平成 9 年度	町 萩市大字南片河字南片河	22-2、23-1、24-1、41-1	183.25 m ²
平成 10 年度	町 萩市大字南片河字南片河	4-1、29-1、30-2、31-2、 38-2	288.03 m ²
平成 11 年度	町 萩市大字南片河字南片河	6-1、15-2、17-3、25-1、 26-1、27-2、28-1、37-1、 43-1、44-1、44-2	637.55 m ²
平成 12 年度	町 萩市大字堀内字堀内	11-1、12、12-1、18-1、32-1、 33	413.24 m ²
平成 16 年度	萩市大字堀内字堀内	383-4、384-3	752.15 m ²
平成 17 年度	萩市大字堀内字堀内村	8-1、9-1、10-1、34-1、35-1、 36-1、45-2、46-1、46-2、 47-1、81-1、81-2、81-4	
平成 18 年度	萩市大字堀内字旧城	13、16、505-1、511	5214.49 m ²
平成 19 年度	萩市大字堀内字堀内	522	
平成 20 年度	萩市大字堀内字堀内村	83-8、83-34、83-35、83-36、 83-43、383-3、383-4	
平成 21 年度	萩市大字堀内字旧城	14、15、504	1114.92 m ²
平成 22 年度	萩市大字堀内字堀内村	384-1、385-2	
平成 23 年度	萩市大字堀内字堀内村	352、352-1、363-8	446.27 m ²
平成 24 年度	萩市大字堀内字堀内村	363-7	195.38 m ²
平成 25 年度	萩市大字堀内字堀内村	363-6	194.91 m ²
平成 26 年度	萩市大字堀内字堀内	349-1、350-1	237.33 m ²
平成 27 年度	萩市大字堀内字堀内村	349-2、350-2	
平成 28 年度	萩市大字堀内字堀内村	351	699.50 m ²

(2) 史跡の概要

① 要害

要害は指月山の山頂にあり、海陸監視の機能を果たしていた。この区域は、練堀によって東側の本丸と西側の二の丸に区画されていた。本丸には、藩主初入国や幕府国目付来藩時の要害検分の際に使用する茶屋があり、周囲を北からいずれも二重の拾間矢倉、北国矢倉（角矢倉）、小矢倉（辰巳矢倉）、大矢倉（大将矢倉）が巡っていた。二の丸には、要害番所と要害番仲間（5人）の居小屋があり、二重の八間矢倉と瀬戸崎矢倉（西矢倉）、矢倉門形式の要害門が建っていた。また、本丸と二の丸にはそれぞれ飲料や消火用と思

れる貯水施設が設けられていた。

現在、要害には建物は残っておらず、要害周囲を取り囲む石垣と二つの貯水施設が当時の遺構としてあるのみだが、要害門入り口付近に鉄砲狭間を施した練塀が一部復元されている。

②本丸（天守曲輪）

幕府に対する公的な用語としては天守曲輪の名称が使用された。本丸は、南側半分を幅 20 間の内堀、北側半分を練塀に囲まれていた。本丸の中心部分に萩藩の政庁であり、また藩主の居館ともなった本丸御殿があった。本丸御殿の座敷配置は、東側に大番所や記録所などの藩の諸役所、中央南側に公的諸行事を行う大広間や大書院、中央北側に寝所や御座の間のある藩主の居所、西側に西長屋あるいは西御殿と呼ばれていた大奥という構成になっていた。そして、本丸の西南部には五層の天守閣、東南隅に二重の着見矢倉、東北隅に二重の井上矢倉を配置し、東方と西方には多門長屋を連ねていた。本丸へ入る門は 4 か所あり、南正面に枡形を伴った本丸門、東側に台所門、西側に西高門、東北角に井上門がそれぞれ設置されていた。

現在は、それらの建物はすべて現存せず、当時の遺構としては内堀と石垣、それに西長屋の庭であったと思われる場所に池が残っているのみである。城郭建物の解体後、萩城跡は都市公園となり、本丸区域にたくさんの桜樹が植えられ現在に至っている。また、北側の指月山麓には明治 12 年（1879）に建てられた志都岐山神社、その前面の池には藩校明倫館から移された万歳橋、池の西側には萩藩永代家老の福原氏の萩屋敷（萩城三の丸）から移築された書院がある。さらに、西長屋の庭池遺構の傍らには、萩城三の丸にあった川手御殿（花江御殿）から明治 20 年（1887）ごろに移築された花江茶亭と、萩藩寄組士梨羽氏の下屋敷から昭和 13 年（1938）に移築された「煤払いの茶室」と呼ばれる建物がある。

③二の丸（二の曲輪）

対幕府用語として二の曲輪ともいった。二の丸は大きく南部・東北部・西部の三地区に区域分けできる。このうち東北部・西部の両地区は外曲輪とも呼ばれた。

南部地区の南側は幅 16 間の中堀が巡り、東側と西側は海に面し、東北部地区と西部地区とは、それぞれ練塀で区画されていた。南部地区には、当初藩費の経理を管掌する蔵元役所と廐舎が置かれていたが、寛文 8 年（1668）から蔵元役所は漸次三の丸に移転し、その跡に武具方役所が置かれた。矢倉は、東から紙矢倉、華矢倉、三階矢倉（東矢倉）、時打矢倉、塩矢倉、青貝矢倉（青海矢倉）、八間矢倉と、7 棟の矢倉が建ち並んでおり、三重の三階矢倉のほかは、すべて二重であった。この地区へ入る門は全部で 6 か所あり、主要なものとしては、南側に二の丸の大手となり枡形を伴う矢倉門形式の南門、東側にも同じ形式の東門、二の丸西部地区との境には、同じく矢倉門形式の岡崎門があった。

東北部地区は、東側は海に面し、西側は指月山の山裾に接していた。この地区には、萩城の鎮守である宮崎八幡宮、真言宗の満願寺、その支院の三摩地院というように寺社が配されるとともに、城内園地である東園が存在した（東園については「2. 歴史的調査（4）庭園」で詳述）。東園内部には、御茶屋、庭池、天神社、秋葉社があった。矢倉はすべて二重で、指月山の中腹に山中矢倉、さらに海に面して北から北矢倉、三摩地院矢倉（満願

寺矢倉)、荒川矢倉があった。主要な門としては、荒川矢倉と紙矢倉との間に海に面して矢倉門形式の舟入門(潮入門)が設けられていた。

西部地区は、西側と南側は海に面し、北側は指月山の山裾に接していた。この地区には、毛利元就の菩提寺で臨濟宗の洞春寺、元就夫人の菩提寺で同じく臨濟宗の妙玖寺、毛利氏の始祖と元就以下3代を祀った仰徳社(御霊社)、そしてその隣に稻荷社と、東北部地区と同様に寺社を配していた。また、妙玖寺の西側には海に面して二重の妙玖寺矢倉があった。

現在、二の丸には当時の建物は現存せず、石垣と東園の池のみがほぼ旧態をとどめているにすぎず、その大部分が荒蕪地となっている。さらに、中堀は、大正13年(1924)に萩城跡の南東側に掘られた運河の掘り揚げ土砂で埋められてしまい、わずかに東門入り口にその一部が残っているのみである。石垣上の練堀には鉄砲狭間が施されていたが、昭和40年(1965)に東側の石垣上にその一部が復元された。

④三の丸(三の曲輪)

対幕府用語として三の曲輪または堀内ともいった。三の丸の東側と南側には、外堀が巡らされ、これによって城下町と区別した。外堀は、当初は幅20間であったが、その後堀端の町人地の拡大により14間、さらには8間と狭められてしまった。城下から三の丸に入る門として外堀端に、北から北の総門、中の総門、平安古の総門(南の総門)が設置され、これらを総称して大手三つの門といった。三の丸は、主として藩の重臣クラスの居住地であったが、北側には蔵元や大木屋などの役所を置き、南側には享保4年(1719)に藩校明倫館(嘉永2年(1849)に城下の江向へ移転)、寛政10年(1798)に別邸川手御殿をそれぞれ設置した。また、毛利輝元の菩提寺である臨濟宗天樹院をはじめ養学院、金剛院、妙悟寺などの寺院や、萩城下の鎮守である春日社も置かれていた。

現在、三の丸地区には永代家老益田家の物見矢倉、永代家老福原家の表門、口羽家の長屋門と主屋、梨羽家の主屋、周布家・繁沢家・二宮家の長屋門、祖式家・児玉家の長屋などの建物とともに、当時の地割りを示す土堀や石垣も残っている。寺院は、明治維新以降すべて廃寺となり、現在は天樹院跡に輝元夫妻の墓所があるのみであるが、春日社は当初の位置に所在している。

外堀については、東側は明治時代以降、宅地化によって幅4m程度にまで狭まり、特に中央部は市営住宅建設のため暗渠となるなど、全体的に痕跡程度となっていた。

このため、平成元年(1989)度から土地公有化を開始し、平成8年(1996)度から平成22年(2010)度にかけて整備事業を実施した。発掘調査を行った上で、外堀の最終段階である8間堀の時期を中心として整備した。土羽によって8間堀時代の石垣遺構を保護し、木柵水路を整備した。また、大手三つの門のうち、北の総門の建物を復元した。併せて門前の枡形、土橋、船着場を整備し、城郭の最前線の姿を立体的に再現した。

一方、南側の外堀は、新堀川の河口を兼ねていることもあって東側ほどの変化はない。西4分の3は一部狭くなっているものの、よく旧状をとどめている。しかし、東4分の1は、やはり宅地化により狭められている。なお、南(平安古)の総門前の外堀上には、明和年間(1764~71)に架橋されたと言われる石橋、平安橋(萩市指定有形文化財)が現存している。

2. 歴史的調査

(1) 歴史資料

現在確認できる最古の萩城絵図は、慶安5年(1652)作成の萩城下町絵図(毛利家文庫、山口県文書館蔵、以下、「慶安5年城下町絵図」と記す、絵図1)である。この絵図は全国の諸大名から幕府に提出した「正保城絵図」に該当するものである。城郭内の建造物、石垣の高さ、堀の幅や水深など、軍事的情報が精密に描かれている。

萩城の城郭施設については、既存施設破損による修理は繰り返し行われた。しかし、規模や位置などは、幕末に至るまでほとんど変化していない。

①要害

位置と概要 要害は指月山山頂(標高143m)に所在する。慶安5年城下町絵図(絵図1)によると、要害は中央を南北に走る練堀によって区画され、東側は「本丸」(東西24間・南北20間)、西側は「二の丸」(東西19間・南北20間)と記されている⁽¹⁾。本丸の方が一段高くなっている。境の練堀北寄りに門が設けられており、本丸と二の丸とを連絡していた。要害の周囲は、5棟の矢倉と2か所の門、及びこれらの施設間を連結する練堀によって取り囲まれていた。通常は、海陸を監視するために要害番1人と中間5人が置かれていた。

藩主の初入国や幕府国目付の来藩時には、天守の登陟とともに要害の検分も必ず行っていた。

寛政3年と文化4年に矢倉屋根の葺き替えが行われた。幕末の文久3年(1863)に2棟の矢倉を解除し、更に明治維新後の明治6年(1873)に建物の入札が行われて払い下げが決まった。

現在、建物は全て失われているが、石垣、石材、貯水施設が当時の遺構として残っている。また、要害門入口付近に鉄砲狭間を施した練堀が一部復元されている。

矢倉・門 本丸の矢倉は北から拾間矢倉、北国矢倉、小矢倉、大矢倉が巡り、二の丸の矢倉は北側に八間矢倉、南側に瀬戸崎矢倉があった(矢倉の名称と規模の変遷については表1参照)。矢倉は全て二重であり、寛政4年(1792)に幕府の国目付来藩時の文書中、要害の矢倉について、「大矢倉と北国矢倉は遠見できるが、瀬戸崎矢倉は松が生い茂っているために遠見できない」とある。また、「小矢倉と拾間矢倉には道具が置いてあるので、検分する場合にはこれを取り除かなければならない」とある。このことから、大矢倉・北国矢倉・瀬戸崎矢倉の3棟は物見すなわち海陸監視機能を持ち、小矢倉と拾間矢倉の2棟は道具の保管倉庫機能を持っていたと推測できる。道具とは武器であろう。寛政4年(1792)に来藩した幕府国目付への回答書に、武具方から要害へ貸し渡した武器類が列挙されている⁽²⁾。すなわち、筒方からは四匁三分玉鉄砲5挺・鉛四匁三分玉50ツ・鉄砲薬110匁・軍弓2張・矢24本、具足方からは鑓1本・鎗1本・長杖5本・鳶口10本が要害に備えられている。

なお、瀬戸崎矢倉については、この寛政4年(1792)の記録に加え、約100年前の元禄9年(1696)、4代藩主毛利吉広初入国の際にも、「瀬戸崎矢倉は前の藩主までは上覧していたが、この時は周囲の様子が変わったため、上覧していない」とある。従って江戸時代中期に

は、瀬戸崎矢倉の周辺に樹木が生い茂り、遠望できなかつたと推定される。ただし、寛政8年（1796）9代藩主毛利斉房及び文化7年（1810）10代藩主毛利斉熙の初入国の際には瀬戸崎矢倉を上覧しているの、江戸時代後期には再び望見可能な状態になったと考えられる。

要害の門は、二の丸の南側に矢倉門、本丸と二の丸を区画する練堀の北寄りに棟門、本丸の東側に埋門がそれぞれ描かれている⁽³⁾。そして、矢倉を連ねて石垣上に鉄砲狭間を施した練堀が巡っている。

要害の矢倉や門の建物は現存しないが、要害を囲繞する石垣は旧状をとどめており、二の丸の矢倉門跡前の石垣には鉄砲狭間を施した練堀が復元されている⁽⁴⁾（写真1）。

その他の施設 要害本丸に「上ノ御茶屋」、要害二の丸に「御番衆居固屋」、「同（御番衆）手子固屋」が存在した。上ノ茶屋では、藩主初入国の天守・要害登陟の際に、天守での儀礼と同様な儀礼が行われ、酒肴などが振る舞われた後、要害矢倉の上覧へと続いた⁽⁵⁾。また、茶屋には藩主在国中は屏風一雙が借り置かれ、普段ははしご・足揚げ・釣瓶などの道具が置かれていたという⁽⁶⁾。

また、絵図には本丸内に「池」が描かれている。また、二の丸内には「用水」が描かれている。

前述した本丸の「池」と二の丸の「用水」は、飲料や消火の際に使用された貯水施設と思われる⁽⁷⁾、現在も残っている（写真2・3）。本丸の貯水施設には、排水を要害域の外へ流すための石樋が埋められている。本丸内の「岩山」も現存しており、石材を切り出した矢穴跡が残っている（写真4）。

要害へ上がる登山道は、つづれ織りとなっている。明治初年の「萩城細図」（絵図15）には「要害道」と記されており、当時は登山口が現在よりも西方にあったようであるが、そのほかの道程は当時のものとほぼ一致していると思われ、所々に石段などが残っている⁽⁸⁾。

②本丸（天守曲輪）

位置と概要 本丸は指月山の南麓に位置し、北は指月山、南・東・西の三方は二の丸（二の曲輪）に囲まれている。なお、幕府等に対する公式名称は天守曲輪であった。これは、寛文4年（1664）に萩城本丸の石垣修理を幕府に申請した際、指月山頂の要害内の本丸・二の丸という名称と混同しないよう、幕府側の指示によって指月山下平地の本丸を天守曲輪、同じく二の丸を二の曲輪と記すことになったためである。以後、幕府に提出する文書や絵図面ではすべてこの名称を使用している。

慶安5年城下町絵図（絵図1）によれば、本丸内部は東西110間、南北80間あり、南側半分を内堀、北側半分を練堀で囲まれ、敷地の大部分は本丸御殿が占めていた。本丸の西南部には天守、東南隅に着見矢倉、東北隅に井上矢倉を配し、東方と西方にはそれぞれ三十間長屋と五十間長屋が連なっていた。本丸へ入る門は4か所あり、南正面内堀に向かって枳形を伴った本丸門、東側に台所門、西側に西高門（西門）、東北隅に井上門がそれぞれ設けられていた。

内堀 同絵図によると、内堀は南側の広い所で幅20間、西側の最も狭い所で6間となっている。内堀を渡って本丸に入る橋は2か所である。正面である内堀北面には、本丸門へ渡る木橋が架かっていた。『八江萩名所図画』によれば、「始め極楽橋といひしを、由ありて幸橋

と名をかへられたりとぞ」とある。更に続けて、「橋の裏板に作事奉行井上傳右エ門と録せる由或る書に言へり」という伝説を記述する。この木橋は、明治初年に撮影された天守閣古写真にも写りこんでいるので、このころまで存在していたことがわかる。その後、暗渠構造の石造橋となり、眼鏡橋と呼ばれた。一方、西面には西高門に渡る土橋が架かっていた。

内堀は改変が少なく、現在も当時の堀幅のままで完全に残されている（写真5）。昭和49年（1974）度から昭和52年（1977）度にかけて浚渫が行われた。

本丸御殿 萩藩の政庁であり、また藩主の居館でもあった。本丸空間の大部分を占める、巨大な建造物であった。嘉永7年（1854）作成の「萩御城内並西御長屋共差図」（毛利家文庫、山口県文書館蔵、以下「嘉永7年萩城座敷図」と記す、絵図14）により本丸御殿の座敷配置を概観すると、南面に大玄関を構え、東側に大番所や記録所などの藩の諸役所、中央南側に公的諸行事を行う大広間や大書院、中央北側に寝所や御座の間のある藩主の居所、西側に西長屋あるいは西御殿と呼ばれていた大奥という構成になっていた。このように、本丸御殿は公的空間と私的空間、あるいは行政・儀礼・生活を執り行う空間がそれぞれ機能分化された空間構成となっていた。天明6年（1786）の記録によれば、例えば御寝所の屋根は桧皮葺、大番所の屋根は棧瓦葺、上御用所の屋根は本瓦葺など、屋根の素材は場所によって異なっていた。絵図でも茶色や青色に塗り分けられている。

天保12年（1841）、御殿東北隅に位置する台所部分が焼失し、翌年再建された。また、天保14年（1843）作成の「萩御城元御座敷之図」（毛利家文庫、山口県文書館蔵、以下「天保14年萩城座敷図」と記す、絵図12）と「嘉永7年萩城座敷図」（絵図14）を比べると、西長屋（大奥）の座敷配置に異動が見られる。また、「嘉永7年萩城座敷図」（絵図14）では、西長屋の東南隅にひょうたん型をした池が描かれている。この池は「天保14年萩城座敷図」（絵図9）には描かれていないので、恐らく天保14年（1843）から嘉永7年（1854）の間に西長屋の改築が行われ、それに伴って西長屋の庭（写真6）も造作されたものと思われる。

現在も池は残存しており、その傍らには三の丸にあった川手御殿（花江御殿）から明治20年（1887）頃に移築された花江茶亭（萩市指定文化財、写真7）と、萩藩寄組士梨羽氏の下屋敷から昭和13年（1938）に移築された煤払いの茶室と呼ばれる建物がある（写真8）。さらに、この池から約20メートル南方には井戸が残っている（写真9）。「嘉永7年萩城座敷図」（絵図14）によると、本丸内に井戸が15か所記されているが、これはその内で残存する唯一の井戸である。なお、萩城跡本丸内には、本丸御殿の建物は現存しないが、明治になって払い下げられた本丸御殿台所部分の建物は、大正初年まで旧位置に存在し、萩市内下五間町の民家に移築されたと伝えられている。

城門 「慶安5年城下町絵図」（絵図1）によると、本丸門は外門と内門があり、その内部の枳形は6間・8間の広さで、外門は高麗門、内門は矢倉門形式であった（写真10）。万治元年（1658）、これら本丸の諸門に鉄砲・鑓・捻・杖・熊手といった武具方の道具が配置されている。なお、これらの諸門は現存しない。

天守 萩城天守は北側に付矢倉を付属させたいわゆる複合天守で、近世初期の望楼風形式である。「慶安5年城下町絵図」（絵図1）中の書き込みによれば、5層5重で、初層は東西11間、南北9間。石垣から半間張り出し、石落としのような俯射装置の機能を持っていたと思われる。初層から3層までは通常窓のほか、狭間が設けられている。1階・2階はおそら

く倉庫に当てられ、3階・4階は建具を使用して住居施設とし、5階には廻縁高欄が設けられていたという。その内、3階には藩主用の上段と床の間が設けられていたともいう。

天守は、建造から約150年後の明和6年(1769)に、大掛かりな修理が行われた。ところが、それからわずか24年後の寛政5年(1793)に再び修理が必要となった。これは瓦によるところが大きい。明和の修理の際に、地元産の油瓦を用いたが、品質の悪い瓦しか製作できず、その結果雨漏りによって建物内部の木材が腐り始めた。そこで24年後の寛政5年(1793)に、再び天守の修築に取り掛かり、1年余りを費やして翌寛政6年に完成した。この寛政の修理では、堺や大坂の良質な瓦を用いている。

古文書等の記録で見る限り、天守は一時的には倉庫として利用されることはあるにせよ、倉庫や住居としては恒常的には使用されていない。しかも、藩主初入国や幕府国目付来藩の際には天守が登陟儀礼の場となっていることから、城内において天守はシンボリックな建造物として意識されていたと思われる。

着見矢倉・井上矢倉 着見矢倉は高さ3間の石垣上に東西6間・南北8間、井上矢倉は高さ2間の石垣上に東西3間・南北4間のいずれも二重の矢倉として描かれている(矢倉の名称と規模の変遷については表2参照)。このうち着見矢倉については、「密局日乗」(毛利家文庫)寛政9年(1797)2月の条に、萩城東門(二の丸)・台所門(本丸)・南門(二の丸)の通関を申請した三通の願書が最終的に着見矢倉へ渡され、そこから各門番へその内容が伝達されたという記事がある。このことから、着見矢倉には城内主要門の警備を統括する機関が置かれていたのではないかと推測できる。しかも上記の主要な諸門を見渡せる位置に配られているのである。

石垣・堀 「慶安5年城下町絵図」(絵図1)によると、内堀に沿って高さ3間の石垣を築き、その上に鉄砲狭間を施した練堀を巡らしている。本丸東側の台所門から井上矢倉までは高さ2間の石垣上に練堀、本丸北側は東半分が高さ1間の石垣上に練堀、西半分が練堀のみとなっている。現在、本丸背面(北面、西高門～井上門)の石垣は残存しないが、そのほかの石垣はほぼ旧態をとどめている。練堀については、本丸北側西端付近と思われるものが、不完全ながら一部残っているのみである。

志都岐山神社 本丸御殿跡の北側、指月山麓に所在する。明治11年(1878)、萩付近の有志が萩開府の祖である毛利輝元及び元就・敬親の三公を敬仰し、旧城本丸付近を拓き、明治12年(1789)に山口の豊栄(祭神 元就)・野田(祭神 敬親)両神社の遥拝所を創建し、志都岐山神社と称した。明治15年(1882)に県社になった。主祭神は毛利元就・隆元・輝元・敬親・元徳であり、初代から12代までの萩藩主を配祀する。境内社として仰徳神社を祀る。

志都岐山神社の前面は造園されて池が掘られ、その池には藩校明倫館から移された万歳橋が架かっている(写真11)。池の左手には、明治15年(1882)に萩藩永代家老福原氏の萩屋敷(萩城三の丸)から、神社の社務所として移築されたという書院が建っている(写真12)。万歳橋・書院ともに萩市の文化財に指定されている。

指月公園 明治10年(1877)、萩城本丸跡21町6反5畝11歩6合を萩公園として開設した。これは、山口県最初の都市公園である。明治20年(1887)、杉民治・中村雪樹が萩公園内に花江茶亭の移築寄附を出願し、許可された。明治25年(1892)には旧萩藩士児玉愛二郎が約1000本の桜樹を寄付し、志都岐山神社と萩公園に植えられた。明治42年(1909)、萩公園

の管理が、山口県から萩町に譲渡され、翌明治 43 年に萩公園を指月公園と改称した。その後、萩城本丸跡は桜の名所となり、現在に至っている。

③二の丸（二の曲輪）

前節で述べたように、対幕府用語として二の曲輪とも呼ばれた。二の丸は大きく南部・東北部・西部の三地区に区域分けすることができる。このうち、東北部・西部の両地区は外曲輪とも呼ばれた。

a. 南部地区

中堀 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）によると、南部地区の南側は幅 16 間の中堀が巡り、北側は内堀に接し、東側と西側は海に面している。東北部地区と西部地区とは、それぞれ石垣を伴った練堀で区画されていた。中堀は大正 13 年（1924）に萩城跡の南東側に掘られた運河の掘り揚げ土砂で埋められてしまい、北東端にわずかにその一部が運河に取り込まれて残っているにすぎない。現在、中堀跡は畑地あるいは住宅地となっている（写真 13）。

武具方役所・厩舎 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）を見ると、南部西側に練堀で囲まれた一郭があり、その区画の東側は「蔵本」と記されている。蔵本とは藩費の経理を管掌する蔵元役所のことであるが、『萩古実未定之覚』に「御厩之地を古蔵元と言伝、昔ハ御蔵元此地に有之、（中略）然とも人馬入込候事いか口敷故、毛利和岩御役中今の御蔵元出来候事、此節武具大分被仰付候也」とある。すなわち、現在厩舎のある所には以前蔵元役所があったが、人馬で混雑するので新しく蔵元役所を建て、元の蔵元役所にはたくさんの武具を置いたという。この新しい蔵元役所は、寛文 8 年（1668）に三の丸（堀内）北辺の作事木屋を東側に移転して、その跡地に建てられたのである。このように、当初蔵元役所と厩舎は二の丸の一郭に並び置かれていたが、蔵元役所が三の丸に移転した後はそこに武具方役所が置かれ、以後武具方役所と厩舎が併置することになる。宝暦 13 年（1763）に厩舎は火災に遭うが、武具方役所は弘化 4 年（1847）に会所、筒蔵その他の建物が完成した。この時作成されたと思われる「御武具方差図」（毛利家文庫、山口県文書館蔵、絵図 13）には、新会所のほか鉄砲・弓・具足などの蔵 4 棟が敷地周囲に配され、中央の広場には幕などを干す芝地がその大部分を占め、幕などを洗うためと思われる水溜が 2 か所、蔵 1 棟が設けられている⁽⁹⁾。なお、明治 7 年（1874）に実施された萩城諸建築物の入札の際には、武具蔵 3 棟が払い下げられている。現在、武具方役所があったと思われる跡地（写真 14）に井戸が 2 か所確認されるのみである。

矢倉 矢倉は東から紙矢倉、華矢倉、三階矢倉、時打矢倉、塩矢倉、青貝矢倉、八間矢倉と 7 棟の矢倉が建ち並んでいた（矢倉の名称と規模の変遷については表 3 参照）。東の紙矢倉と西の八間矢倉はそれぞれ海に面し、塩矢倉と青貝矢倉は南門（後述）の東西で中堀に面し、時打矢倉と三階矢倉は東門（後述）柵形を挟むように中堀に面して配されていた。

表 3 で示すように、天明 6 年（1786）の段階では三重の矢倉は三階矢倉のみである。しかし、明治 7 年（1874）の萩城解体の際に添付されたと思われる図面（「萩城絵図」吉田樟堂文庫、山口県文書館蔵）に記された記録によると、三重の矢倉は三階矢倉だけではなく、時打矢倉・塩矢倉・青貝矢倉も同じく三重として表記されている⁽¹⁰⁾。今これら 3 棟の矢倉を三重ととらえないで、外見は二重だが内部が三階となっていたと把握することもできるので、

天明6年の段階の一階部分の坪数を明治初年の段階の一階部分と二階部分を合計した坪数と考えることにする。そうすると、時打矢倉の場合はあまり誤差がないが、塩矢倉と青貝矢倉の場合は二倍もの誤差が生じる。このことから、天明6年における数値は、これら3棟の矢倉の構造が外見二重・内部二階であったことを示し、一方明治初年における数値は、外見三重・内部三階、あるいは外見は二重のままだが内部は三階となっていたことを示していると考えることができる。そうした場合、この数値は時打矢倉・塩矢倉・青貝矢倉について、天明6年以降何らかの建て替えが行われたことを示唆することになる。

また、次のようにも考えられる。すなわち、天明6年の段階でこれら3棟の矢倉が、すでに外見二重で内部三階の構造とするならば、一階部分の数値は明治初年の二階部分の数値を略し、さらに天明6年の二階部分の数値は明治初年の三階部分の数値に当てはめることができる。そうした場合、塩矢倉と青貝矢倉については、天明6年以降建て替えはなかったが、時打矢倉については、建坪が縮小しているので、明らかに建て替えられたと分かる。いずれにしても、これら3棟の矢倉のどれかが、天明6年以降建て替えられたことは間違いない。

さて、矢倉の機能については、『萩古実未定之覚』に「時打御矢倉の太鼓ハ山口香積寺より出す羊の皮なり、後に大内義弘と銘有之」とあり、時打矢倉に城内の時報を知らせる大鼓が置かれていたことが分かる。時打矢倉の大鼓は、香時計の時刻をもとに朝夕2回打たれ、それを合図に城門の大扉を開けたという。また、華矢倉には陣鎌・鳶鉄・突鉞・鉄棒などの藩の鍛冶方が製作した道具が保管されていた⁽¹¹⁾。そのほかの矢倉については不明であるが、恐らく何らかの道具類が収納されていたものと思われる⁽¹²⁾。なお、これら矢倉の建物は現存しない。

城門 二の丸南部地区へ入る門は全部で6か所あり、主要なものとしては、南側に二の丸の大手となり櫛形を伴う矢倉門形式の南門（写真15）、東側にも同じ形式の東門（写真16）、二の丸西部地区との境には、同じく矢倉門形式の岡崎門があった。「慶安5年城下町絵図」（絵図1）によると、南門・東門・岡崎門ともに矢倉門は「門矢倉」と記され、それぞれ東西12間・南北4間、東西8間・南北4間、東西3間・南北8間の規模であった⁽¹³⁾。このうち、南門と東門の前面は中堀となっており、両門の外側に設けられた高麗門へと通ずる土橋が中堀上にそれぞれ架けられていた。また万治元年（1658）には、南門と東門に鉄砲・鐘・捻・杖・熊手が武具方から配置されている⁽¹⁴⁾。

石垣・堀 「慶安5年城下町絵図」（絵図1）によると、中堀に面した石垣では高さ3間であるが、後ろ側は石垣とはなっておらず、土盛りのみである。西側の海に面した石垣では高さ2間となっているが、東側の石垣では高さの記載がない。現在、岡崎門跡西側の南部分の石垣は滅失している。東側の石垣も一部切断されてはいるが、そのほかの石垣は旧態をとどめている。また、南門櫛形右手裏の石垣には寄組士柳沢氏（石高約2,683石）の家紋と思われる刻印（写真17）、東門櫛形正面の石垣には「是より南益田仕口」⁽¹⁵⁾と読める刻字（写真18）があり、築城当時の石垣工事現場の担当責任者を推測させる。

「慶安5年城下町絵図」（絵図1）を見ると、石垣上には鉄砲狭間を施した練堀が築かれているが、現在では全く消失してしまっている。さらに本丸門の南側、内堀のそばには1本の松が描かれている。この松は有倉松といい、『萩古実未定之覚』に「御本丸橋の外に有之一本松ハ、有倉松ハ今の有倉三郎左衛門先祖なり、（中略）三郎左衛門直に物語を承之候、

此屋敷今の御武具方より後に有之、其節植置とや、（中略）御城御普請之時分、此松え日備共割籠を懸置候得ハ枝撓候」という言い伝えがある。

b. 東北部地区

二の丸東北部地区は、東側は海に面し、西側は指月山麓と本丸東北隅に接していた。元文年間（1736～40）に作成されたと思われる萩城下町絵図（萩博物館蔵、以下、「元文年間城下町絵図」と記す、絵図7）によると、この地区の主要な施設は、東園、満願寺・三摩地院・宮崎八幡宮といった寺社、矢倉4棟と矢倉門1棟、御茶屋である⁽¹⁶⁾。

東園 「元文年間城下町絵図」（絵図7）によると、東園は「御茶屋」と記載され、満願寺の南側に位置し、南北と東を練堀、西側を指月山の山裾に囲まれた一郭である。東側には2つの橋が架かった池、西側には数棟の建物が描かれている。元禄11年（1698）に東園の地に天神社が建立され、藩主参勤の無事を願う祈禱の連歌会が催されることになったが、その時料理や茶湯の接待場として御茶屋も建設されたものと思われる⁽¹⁷⁾。天神社での連歌会は、原則として毎年2月・5月・9月に行われていた。そして、18世紀の半ばに古くからあった池を浚渫して作庭し、東園と命名するとともに御茶屋も改装した。このころ御茶屋の南側には、鷹の飼養所である御鳥部屋も設置されていた⁽¹⁸⁾。また、寛政3年（1791）には天神社の東隣に秋葉社が遷座され、11月15日・16日に祭礼を執行した。東園御茶屋の建物が、藩主の江戸参勤の留守中に定例的に文書記録の整理編集所として利用されてはいたものの、東園の地は本来的には参勤の無事や安産を祈願する祭祀の場、あるいは藩主やその宗族などがくつろぐ遊息の場として利用されてきたのであった。御茶屋の建物は明治になってからも存続していたが、現存しない。現在は、池がほぼ当時のままの形状で残ってはいる（写真19）が、御茶屋跡は整地され、天神社跡は竹林となっている。

宮崎八幡宮 天和2・3年（1682～1683）城下町絵図（絵図4）によると、宮崎八幡宮は東北部地区の北端、指月山の山麓に位置しており、「宮崎」と記載されている。宮崎八幡宮は、萩城の築城工事が完成した慶長13年（1608）に安芸国吉田から移されて、萩城の鎮守としたという⁽¹⁹⁾。天和2年（1682）3月に焼失したが、同年8月に再建された⁽²⁰⁾。同社では安産祈願などの祈禱を執行し、例祭日は8月14日・15日の両日であった。また、6代宗広・12代齊広・14代元徳の氏神でもあった。明治9年（1876）に東京高輪の毛利邸内に遷宮されたものの、建物はそのまま存置されていたが、明治41年（1908）に拝殿が松陰神社に移築されたという。現在、跡地には建物はなく樹木に覆われている（写真20）が、社殿へ上がる石段や、社殿が建っていた石垣・礎石が残っている。

満願寺 満願寺は、萩城築城の際に安芸国吉田から萩城内に移されたといい、防長両国真言宗の頭寺院であった。藩主参勤の出立日の吉凶や城内建物の屋堅めなどの祈禱を執り行い、正月4日には、歩行初といって藩主の満願寺参詣儀礼が行われた。

宮崎八幡宮と東園の中間に位置し、西は指月の山裾に接し、「元文年間城下町絵図」（絵図7）によると、東・南・北の三方は練堀で囲まれている。天明6年（1786）の記録には、本堂・護摩堂・式台・蔵・御中門・御書院・本門・表門が記載されている。中門と書院には「御」が冠せられているので藩主のための施設である。明治初年に作成された「萩城細図」（毛利家文庫、山口県文書館蔵、絵図15）には、本堂・庫裏・護摩堂などの建物のほか蓮池・

庭池が描かれている。道を挟んだ東側に、末寺の三摩地院と満願寺家来である荒川氏の屋敷があった。

承応3年(1654)、満願寺の勧請堂から出火し、客殿、書院、方丈、鐘楼を焼失し、三摩地院に延焼した。また天和2年(1682)にも平安古からの出火で延焼した。

満願寺は明治初年廃寺となり、一時南古萩の法光院(円政寺)に同居していたが、大正元年(1912)に防府宮市の末寺霊台院に移り、霊台山満願寺となって現存している。

現在、満願寺跡は北半分が元キャンプ場、南半分が椿の苗木園となっている。建物は全く現存しないが、練堀の一部(写真21)と蓮池・庭池、井戸が残っている。

なお、天正6年(1578)の銘の入った梵鐘は下関市豊北町阿川(海翁寺(一門阿川毛利家菩提寺))、門前に建っていた7代藩主重就の筆と伝えられる「不許入山門」石碑は、萩市堀内の県立萩高等学校にそれぞれ移されている。また、萩市土原の弘法寺には歴代住職の墓所がある。

三摩地院 三摩地院は初め安芸国吉田にあり、萩では古春日(江向)の地にあったが、毛利輝元の意向で萩城鬼門守護のために城内に移されたという。満願寺の末寺である。

「元文年間城下町絵図」(絵図7)によると、三摩地院は満願寺の東側に位置し、東は石垣、西と南は練堀で囲まれた一郭である。寛文10年(1670)の城下町絵図(毛利家文庫、萩博物館蔵、以下、「寛文10年城下町絵図」と記す、絵図2)に、初めて「三摩地院」と記載される。天明6年の記録では、満願寺に続けて本門のみが記載されている。明治初年に作成された「萩城細図」(絵図15)には描かれていないので、このころには、すでに寺の建物は取り壊されていたものと思われる。

天和2年(1682)に満願寺・宮崎八幡宮とともに焼失している。廃寺の時期は不詳である。

現在、その跡地は畑地となっている(写真22)。三摩地院の南側には、満願寺家老の荒川氏の屋敷があったといわれ、現在その跡は練堀で囲まれた宅地となっている。

矢倉 東北部地区の矢倉は、指月山の中腹に山中矢倉、さらに海に面して北から北矢倉、三摩地院矢倉、荒川矢倉があった。そして主要な門としては、荒川矢倉と紙矢倉との間に海に面して矢倉門形式の舟入門(潮入門)があった(矢倉と門の名称と規模の変遷については表3参照)。前述したように、これらの矢倉も恐らく倉庫としての機能を持っていたと思われる。舟入門は寛文7年(1667)に二階部分が焼失したが、その時の様子を国元から江戸藩邸へ知らせた文書に「此門常々ハ往来不仕候、海渡ニ有之候故、船ニて之用事有之時計往還仕候事」とある⁽²¹⁾。すなわち、舟入門は普段は通行に使用しないが、船を利用する場合に限って通行するというのである。実際、城内へ荷物を搬入したり、城内から武器を搬出したりというような、船を利用した大量輸送の際に、この門が使われたのである⁽²²⁾。また、藩主やその宗族たちが越ヶ浜の御茶屋へ出掛ける際にも、この門から乗船したという⁽²³⁾。

現在、これらの矢倉や門は存在しないが、山中矢倉跡後方の平坦地には、幕末に築かれた砲台と思われる石組の構築物と貯水のためと思われる池跡が残っている。また、北矢倉跡の南側には番所跡と思われる敷石が残っている⁽²⁴⁾(写真23)。紙矢倉跡から北矢倉跡まで海岸沿いに延びる石垣はほぼ旧状のままで、城内側には石垣は施されておらず、一部を除いてほとんどが土盛りとなっている。山中矢倉跡も、矢倉台の石垣と石段が残っている。「慶安5年城下町絵図」(絵図1)を見ると、石垣上には鉄砲狭間を施した練堀が連なっており、

現在紙矢倉跡から舟入門跡までの石垣上に旧態を伝える練塀が復原されている（写真 24）。さらに、舟入門跡から荒川矢倉跡までの石垣上の南半分には、擬木柵が設けられ海側への展望所となっている。

そのほか、「元文年間城下町絵図」（絵図 7）を見ると、本丸東側の石垣と練塀に囲まれた一郭に数棟の建物が描かれている⁽²⁵⁾。これは、明治初年に作成された「萩城細図」（絵図 15）に作事固屋と記されているので、作事方関係の建物であろう。現在、その跡は畑地となっている。

c. 西部地区

二の丸西部地区は、東側は内堀、西側と南側は海に面し、北側は指月山の山裾に接していた。「元文年間城下町絵図」（絵図 7）によると、この地区の主要な建物は、洞春寺・妙玖寺の 2 寺院と矢倉 1 棟である⁽²⁶⁾。

洞春寺 臨済宗洞春寺は毛利元就の菩提寺で、当初安芸国吉田に建立されたが、毛利輝元の広島築城によって安芸国十日市に移り、さらに防長移封によって山口に移され香積寺を転じて位牌所とした。そして、慶長 11 年（1606）に元就の位牌を香積寺から移し、香積寺の解体資材を使って萩城内に洞春寺が建立されたという。「元文年間城下町絵図」（絵図 7）によると、洞春寺は二の丸西部地区の東側、指月山南麓に位置している。山門は楼門のようで、その内に本堂・庫裏などが描かれている⁽²⁷⁾。本堂の左側に徳川家康の木像や歴代将軍の位牌を祀った霊牌殿、本堂の上方には毛利元就の木像を祀った顕西殿があったという。毎年 3 月 14 日から 16 日まで、法華経千部ないし三百部の読誦が行われた。文久 3 年（1863）の山口移鎮後、万年寺と改称された。明治 2 年（1869）、大雨による山崩れのため寺の建物が破壊され、山口の潮音寺の旧地に移されることになった。明治 32 年（1899）に洞春寺号に復した。現在、洞春寺跡は荒蕪地となっており（写真 25）、中央に石段を施した石垣のみが残っている。この石垣は、跡地を南北に二分するような形に築かれており、石垣上の平坦地に寺の主要な建物が建っていたものと思われる。

妙玖寺 妙玖寺は、毛利元就室妙玖殿の菩提寺である。当初安芸国吉田にあったが、慶長 17 年（1612）に萩城内に再建された。洞春寺の西に隣接する。年代不詳の「妙玖寺差図」（萩市郷土博物館蔵、絵図 16）によると、東側に本門があり、式台前の中門までの間は塀に囲まれた空地となっている。「元文年間城下町絵図」（絵図 7）でも、この空地は練塀で囲まれ描かれている。西側には、裏門もある。主要な建物は 1 棟のみであるが、『寺社由来』に「客殿間数七間ニ六間、庫裏間数六間ニ五間ニテ御座候事」とあることから、恐らく西側の棟が客殿で、東側の棟が庫裏であろう。そのほか庫裏の東脇には、蔵もある。明治 2 年（1869）に、妙玖寺は万年寺に合併され廃寺となった。現在、その跡は藪地（写真 26）となっており、西側の山手に石組の基壇が残っているのみである。これは蔵の基壇と思われる。

御霊社・稻荷社 御霊社は、当初萩城三の丸（堀内）の春日神社境内にあり、萩城鎮護の土地神として毛利氏の崇敬を受けていたが、百年ほど祭祀が中断していたという。その後、宝暦 12 年（1762）に 7 代藩主毛利重就によって萩城二の丸内に遷座され、社殿が建立された。そして、毛利氏の始祖天徳日命と元就の霊を合祀し、後に隆元・輝元・秀就の 3 人も併祀した。明和 7 年（1770）に仰徳大明神の社号を賜ったので、仰徳神社とも言った。例祭は 9 月

晦日・10月朔日の両日で、連歌や舞楽が奉納された。

稲荷社は、宝暦7年(1757)に江戸麻布の正徳寺の鎮守神を萩城内へ勧請したという。2月21日・22日の両日、稲荷社において初午の祭礼が行われていた。

御霊社・稲荷社が初めて描かれる絵図は、文化3年～文政9年(1806～26)ごろの萩城下町絵図(須佐益田家蔵、絵図10)である。この絵図によると、2社は洞春寺の東隣、指月山南麓の一郭に位置し、西側に御霊社、東側に稲荷社が描かれている。

御霊社は、文久3年(1863)の山口移鎮後、宮崎八幡宮に合祀されたが、明治2年(1869)に元就の霊を山口に移して豊栄神社とし、さらに明治9年にそのほかの毛利氏祖神の霊は東京の毛利邸内に移されたため、土地神だけが残った。明治41年(1908)に志都岐山神社本殿の東側に摂社として仰徳神社が建てられ、現在に至っている。

現在、指月山への登山口に当たる平坦地が御霊社・稲荷社の跡地で、木立が生い茂っている(写真27)。御霊社と思われる跡地の後ろには池跡が残り、南側には、明和7年(1770)に建てられ仰徳神社の由来を記した「重建大祖神廟記」という石碑がある(写真28)。また、登山口の階段を上がると、すぐに「奉寄進」と刻まれた自然石の石碑がある(写真29)。この石碑は、近年この付近で発見されたもので、「宝暦六年丙子十二月吉旦」の銘があり、中島忠清以下7人の寄進者の姓名が記されている。

矢倉 「元文年間城下町絵図」(絵図7)によると、妙玖寺の西側に海に向かって矢倉1棟が描かれている⁽²⁸⁾。この矢倉が妙玖寺矢倉で、西部地区唯一の矢倉である。表3によって、妙玖寺矢倉の規模の変遷を見ると、天明6年(1786)と明治初年では、2階部分の建坪に異動があることから、この期間に矢倉の建て替えが行われたことを推測させる。承応2年(1652)に幕府国目付が来藩した際、妙玖寺までの道及び妙玖寺矢倉の修理について国目付に相談している⁽²⁹⁾。山口県文書館所蔵の毛利家文庫中に作成年代は不明であるが、「長門城絵図」(絵図17)という萩城二の丸の西部地区のみを描いた絵図がある。この絵図には、道と矢倉が破損している状態が描かれ、「此崩口ヨリ妙玖寺門前ノ石橋マテ五十九間余、道崩ニテ往来難成御座候」と記され、妙玖寺矢倉も「破損」と注記されているので、恐らくこの時に添付された絵図と思われる。妙玖寺矢倉は貞享4年(1687)に修理が完成しているが⁽³⁰⁾、この修理が承応4年(1655)の破損を受けたものであるかどうかは分からない。このように妙玖寺矢倉が、萩城築城後50年もたたない内に修理されることになったのは、北西の季節風を直接受ける海崖上に立地していたからだと思われる。

寛政4年(1792)の「御国目付加藤鞞負殿近藤三左衛門殿御城内御見分一件」(毛利家文庫、山口県文書館蔵)によれば、指月山下の矢倉では天守と妙玖寺矢倉のみ道具を収納していないことになっている⁽³¹⁾。恐らく、妙玖寺矢倉は矢倉周辺の自然環境から道具の保管に適さず、専ら海側の監視用として利用されたのであろう。

現在、妙玖寺矢倉の建物は存在しない。妙玖寺跡の西側に3、4段の石段があり、それを降りると海崖上の平坦地に出る。ここが妙玖寺矢倉跡で、灌木が茂っている。海崖上に立地していたため石垣はないが、周囲に切石を施したと思われる低い基壇が残っており、矢倉はこの上に建っていたと推定できる。

そのほか、「元文年間城下町絵図」(絵図7)を見ると、洞春寺の東側、要害へ登る道の入り口に練堀で囲まれた一郭があり、3棟の建物が描かれている⁽³²⁾。明治初年に作成された

「萩城細図」(絵図 15)には、この位置に山番所の建物が描かれているので、指月山の監視・管理を掌る番所が置かれていたと思われる。現在、その跡地は畑となっている。

④三の丸(三の曲輪)

三の曲輪または堀内ともいった⁽³³⁾。「慶安5年城下町絵図」(絵図 1)によると、三の丸の東側は外堀に接し西側は海に面しており、「西ノ海際ヨリ東ノ堀マテ九町余」と記される。また、三の丸の南側東半は外堀、南側西半は川に沿い、さらに北側東半は海、北側西半は中堀に向かっており、「南北六町余」と記される。外堀を渡って城下から三の丸に入るには、3か所の門が設けられている。北から北の総門、中の総門、平安古の総門(南の総門)が置かれ、これらを総称して大手三つの門といった。北の総門と中の総門の前は幅の広い馬場となっており、「馬場南北四町」と記される。

福原家萩屋敷跡 三の丸域内で旧藩時代における指定史跡については国指定のみで、萩城跡の指定区域内に福原家萩屋敷跡と外堀(北部と南部の平安橋周辺を除く)、そして萩藩主毛利家墓所の一つの天樹院跡があげられる。

福原家萩屋敷地は、本丁に面した街区の西北隅に位置していた。福原家は萩藩の永代家老として厚狭郡宇部に給領地1万1,314石余を持っており、この屋敷地は萩における上屋敷となっていた。屋敷割の分かる「寛文10年城下町絵図」(絵図 2)から安政元年(1854)の城下町絵図(絵図 11)まで、すべての城下町絵図について同位置が福原家の所有となっているので、旧藩時代をとおして福原家の上屋敷は動いていない。福原家の上屋敷は、文政2年(1819)1月に火災に遭うが、同年11月には再建された⁽³⁴⁾。その後、火災も起こっていないことから、屋敷の建物自体にも文政2年の再建以降、明治に至るまで大きな変動はなかったものと思われる。ところで、福原家の菩提寺であった宇部市の宗隣寺に同家の萩上屋敷を描いた差図が伝わっている(絵図 18)。この差図は、火災で焼失を免れた建物が「焼失残り」として色分けされており、それが註⁽³⁴⁾の記事と一致するので、文政2年の火災前後の屋敷の状況を示すものである。ただ、差図に描かれている「焼失残り」以外の建物すなわち主屋や裏長屋の建物などが、註(34)の記事にあるように、文政2年に焼失した建物なのか、あるいは焼失後再建された建物なのか確定できない。現在、福原家の屋敷跡は荒蕪地となっているが、差図に描かれている井戸のうち3か所の井戸が残り、式台脇に描かれている用水も痕跡をとどめている。差図の南側に「御本門」と記されている表門も、旧位置に移築されて現存している⁽³⁵⁾(写真 30)。また、現在萩城跡本丸内にある旧福原家書院は、福原家上屋敷の書院を明治15年(1882)に志都岐山神社の社務所として移したものであるという(写真 12)。この書院は、従来天明年間(1781~88)ごろに建築されたと推定されていたが、前述したように文政2年(1819)の火災で焼失するので、同年11月に再建された建物ということができよう。

外堀 「慶安5年城下町絵図」(絵図 1)によると、外堀は20間幅で三の丸の東側と南側に掘削され、東側の堀端には高さ3間、南側の堀端には高さ1間ほどの土手がそれぞれ構築されている。南側の堀については旧藩時代を通して当初の堀幅20間のままであったが、東側の堀については堀幅に変遷が見られる⁽³⁶⁾。すなわち、17世紀初期には外堀の東側に町家が拡大し堀を占有したため、次第に堀が狭まり比較的早い時期に幅14間となり、さらに元文4年

(1739) に堀を埋め立て幅 14 間から 8 間になったという。この時、外堀の北方を掘り抜いて海に通ずる溝も堀削している。その後、明治に至るまで東側の堀幅は 8 間に固定された。

平成元年度から 22 年度まで 22 年間、外堀東側の保存整備事業が都市計画街路今魚店金谷線の整備と並行して行われた。道路事業と協力し、東側歩道、車道、遊歩道とだんだんと低くなる道路構成をとり、これに 20 間、14 間、8 間と狭まっていった外堀のイメージが重ねられた(写真 31)。北の総門周辺地区については、全国でも最大規模の高麗門、門前の枡形、船着場、土塁、そして土塀を設置した土橋など、一帯を立体的に復元し(写真 32)、堀とあわせて城郭としての構えを現すことができたため、城下町と三の丸の境が機能的な面でも明確になった。

外堀南側は、春日神社の前から西約 4 分の 3 区間は宅地化と畑地化によって堀幅が広い所で 24 メートル、狭い所で 12 メートルと狭められてはいるものの、両岸は石垣のままで外堀全区間の中では最もよく旧状をとどめている(写真 33)。一方、東約 4 分の 1 区間は堀幅 4 メートルに過ぎず、しかも両岸はコンクリート化されている。なお、平安古の総門跡前の外堀には、石造の平安橋が架かっているが、この橋は明和年間(1764~71)の建造といい、市の文化財に指定されている。

註

- (1) 幕府に提出された文書・絵図には、すべて本丸・二の丸と記されている。
- (2) 「寛政御国目付エ御答一件」(毛利家文庫)
- (3) 天明 6 年(1786)に藩の作事方から提出された「御城内御作事諸御悩所坪数」(毛利家文庫)によれば、二の丸の矢倉門は「御門櫓」とある。
- (4) 「慶安 5 年城下町絵図」(絵図 1)によれば、この練塀は「見付塀」と記されている。
- (5) 「吉広公御初入国記録」「斉房公御初入国記録」「斉熙公御初入国記録」(いずれも毛利家文庫)
- (6) 「諸事小々之控」(毛利家文庫)
- (7) 「慶安 5 年城下町絵図」(絵図 1)には、本丸・二の丸ともに「井土無之」と記されている。また、「御当職所日記」(毛利家文庫)には、「御要害両池之用水乾揚り候付、火用心之為不宜、段々当分より遣水切レ差間候」という記事が散見される。
- (8) 「慶安 5 年城下町絵図」(絵図 1)には、要害道を「道つつら折三百拾八間、但要害門ヨリ山本シホリ門マデ」と記している。
- (9) 「御当職所日記」に見える筒蔵は、この絵図では鉄砲蔵の西端に付設し規模も小さいため、蔵の棟数には入れなかった。
- (10) この記録に記された数値が、萩城の最終的段階の状態を示していることは言うまでもない。
- (11) 「諸事小々之控」(毛利家文庫)
- (12) 萩城の矢倉や大手練塀の修理するため、明治 3 年(1870)に萩の営作署から提出された願書によれば、「御櫓之儀は御蔵同様御遠用物等被入置候」(「諸記録綴込」毛利家文庫)とあるように、矢倉は収納蔵と同様の機能を持っていたのである。
- (13) 天明 6 年(1786)に提出された萩城内における作事方管轄の建物目録である「御城内御作事諸御悩所坪数」(毛利家文庫)には、「南之御門櫓」「同所(三階櫓)御門

櫓」「岡崎御門櫓」とそれぞれ記されている。

- (14) 「大記録」（毛利家文庫）
- (15) 益田とは永代家老益田氏（石高約 12,062 石）のことである。
- (16) 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）には、三摩地院と御茶屋の描写ないしは記載はない。宮崎八幡宮は描写されているが、満願寺は「寺」とあるのみである。
- (17) 東園の歴史の変遷については、「史跡萩城跡（東園）保存管理計画報告書」（萩市教育委員会、1991 年）に詳しい。
- (18) 天和元年（1681）ごろの萩城下町絵図（絵図 3）には、御鳥部屋は萩城三の丸（堀内）の北側に見える。また、弘化 4 年（1847）ごろの萩城下町絵図には、萩城二の丸内の武具方役所と厩舎との間に、御鳥部屋が位置している。
- (19) 『八江萩名所図画』
- (20) 『八江萩名所図画』所載の棟札写に、「天和二年戌年八月十五日」とある。
- (21) 「公儀事控」（毛利家文庫）
- (22) 「御当職所日記」（毛利家文庫）安永 5 年（1776）の条に「御荷物七拾箇御城御用之御荷物、萩廻シニメ積下被仰付候分、浜崎より汐留御門迄艀を以積込、御台所取越被仰付候間、着船次第右御荷物汐留御門勘過相成候」、同史料文化 5 年（1808）の条にも「此度御武具方ニ有之候三貫目長筒、於小畑渡辺利兵衛え稽古打被差免、近日彼地え御筒引越仕候付、塩留御門より船積仕度由申出候付、御門勘過相成候」とある。また、「諸記録綴込」（毛利家文庫）文久 3 年（1863）の条に「御宝蔵方之内御撫育方悩式間三間之御蔵壱棟解伏、潮留御門外波戸場ニて船積山口差廻候」ともある。
- (23) 「密局日乗」（毛利家文庫）文化 9 年（1812）の条に、萩城東の海上で船軍の習練が行われた際、「殿様汐留之御門矢倉より被遊御覧候、尤御透見なり」とあるように、この門が特別の見学施設としても利用されている。
- (24) 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）には、北矢倉の南側に小屋が描かれている。北矢倉の脇には海へ通ずる埋門があるので、この小屋は埋門を監視する番人小屋である可能性が高い。
- (25) 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）には、描かれていない。
- (26) 文化 3 年～文政 9 年（1806～26）ごろの萩城下町絵図（須佐益田家蔵、絵図 10）には、御霊社・稲荷社の建物が描かれる。
- (27) 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）には、「寺」とのみ記載されている。
- (28) 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）には矢倉下に石垣は描かれていないが、「元文年間城下町絵図」（絵図 7）には石垣が描かれている。現状は石垣はなく、前者の絵図が実態を伝えている。
- (29) 『毛利十一代史』
- (30) 「萩城御屋固御祈禱之記」（毛利家文庫）。『毛利十一代史』には、元禄 3 年（1690）にも「妙玖寺矢倉建」とあるが、貞享 4 年の誤認であるかどうかは分からない。
- (31) 「延享宝曆巡見使寛政御国目付来藩一件録」（毛利家文庫）
- (32) 「慶安 5 年城下町絵図」（絵図 1）には、描かれていない。
- (33) 幕府に提出された文書・絵図には、すべて三の曲輪と記される。また、『萩古実未定之覚』に「三の墩是を御城内と可請也、今是を堀内と云う」とある。なお、三の丸

(重要伝統的建造物群保存地区)の歴史の変遷と現状については、「萩堀内平安古一萩市〔堀内・平安古地区〕伝統建造物群保存対策調査報告」(萩市教育委員会、1986年)に詳しい。

- (34) 「御当職所日記」「密局日乗」(毛利家文庫)。前者史料文政2年1月15日条に「今夜八時頃、豊前殿屋敷内勘場台所より出火、式台書院廻りを始裏門長屋迄、家作不残雑物蔵一棟焼失、尤表門長屋御用所諸蔵等之儀は無別条、暁六時過及鎮火候」とあり、後者史料文政2年1月15日条にも「今夜八ツ時前、本丁福原豊前殿屋敷内勘場より出火にて、本家後長屋裏門馬屋等焼失、本門前長屋蔵三ツ鎮守堂は焼残、其外不残焼失之事」とある。また、前者史料文政2年11月26日条に、「豊前殿御宅御普請成就、今日御引移ニ付、御用所之儀も御長屋え引越相成候」とある。
- (35) この門は、昭和6年(1931)から阿武郡川上村(現萩市川上)の発昌寺の山門として使用されていたが、昭和49年に旧位置に移築された。
- (36) 外堀に変遷については、『萩城跡外堀調査報告書』(萩市教育委員会、1988年)に詳しい。

■ 歴史資料写真



写真1 要害復元練堀



写真2 要害の用水跡（本丸）



写真3 要害の用水跡（二の丸）



写真4 要害の岩山（矢穴跡）



写真5 内堀



写真6 西長屋の池庭



写真7 花江茶亭



写真8 煤払いの茶室



写真9 本丸井戸跡



写真10 本丸門跡



写真11 万歳橋



写真12 旧福原家書院



写真13 中堀跡



写真14 武具方役所跡



写真15 南門跡



写真16 東門跡



写真 17 石垣の刻印（寄組士柳沢氏）



写真 18 石垣の刻字（永代家老益田氏）



写真 19 東園



写真 20 宮崎八幡宮跡（入口付近）



写真 21 満願寺跡



写真 22 三摩地院跡



写真 23 番所跡



写真 24 二の丸銃眼練塀（復原）



写真 25 洞春寺跡



写真 26 妙玖寺跡



写真 27 御霊社・稻荷社跡



写真 28 「重建大祖神廟記」石碑



写真 29 「奉寄進」石碑



写真 30 旧福原家萩屋敷跡（門）



写真 31 外堀（東側）

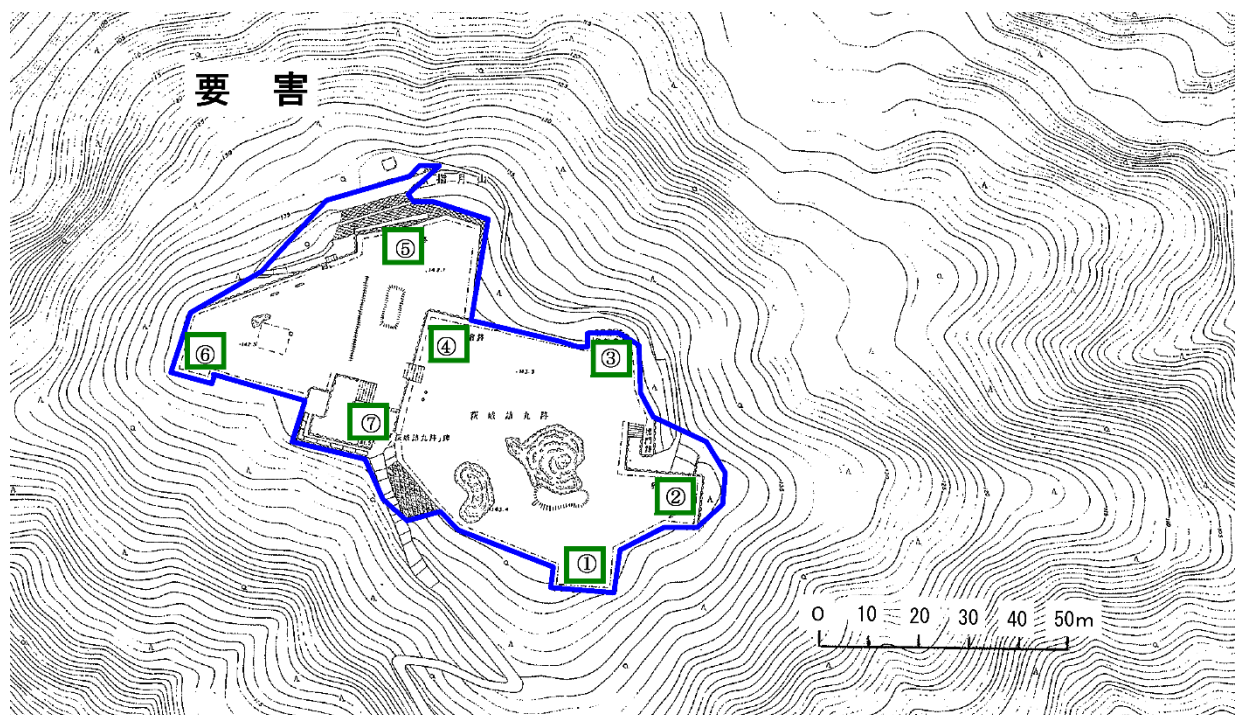


写真 32 北の総門



写真 33 外堀（南側）

表1 要害矢倉・門の名称と規模の変遷

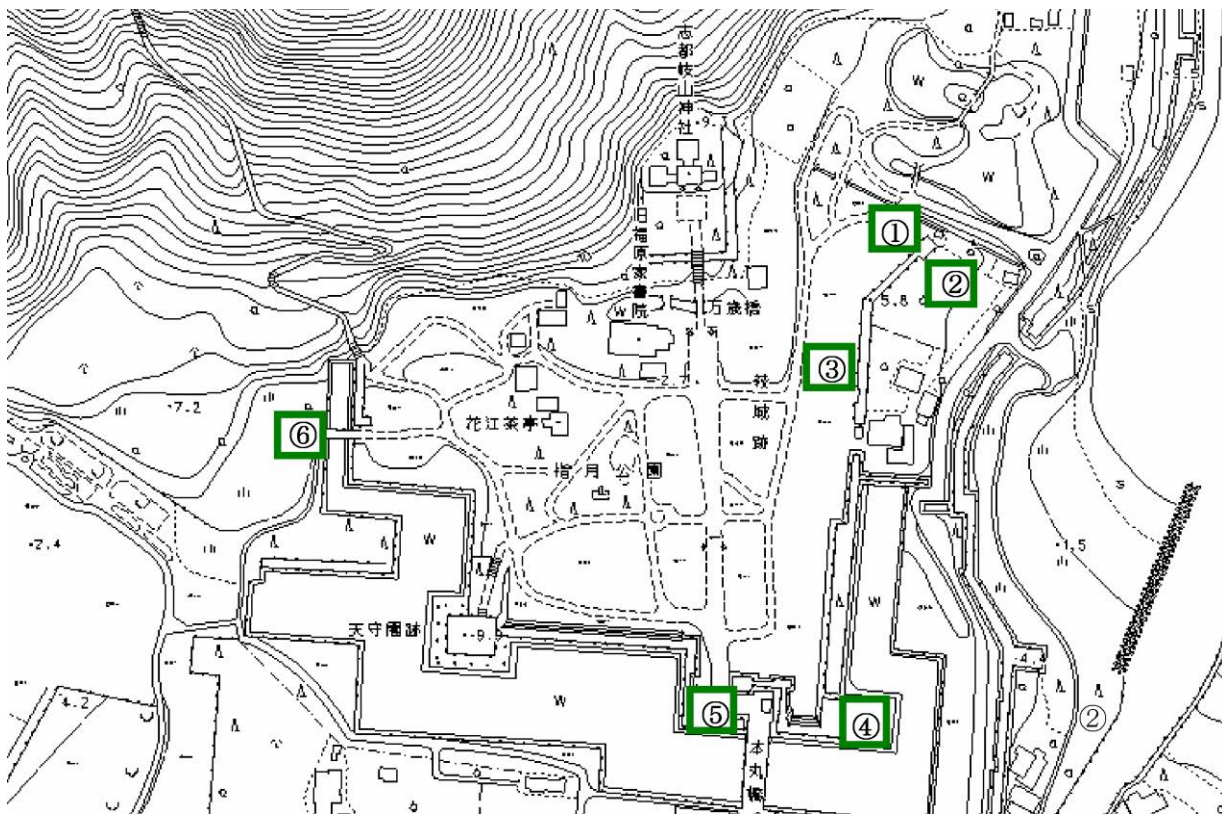


	年代	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	慶安 5 (1652)	矢倉 ①7×5	矢倉 ①4×5	矢倉 ①4×5	二階蔵 ①10×3	二階蔵 ①8×3	矢倉 ①4×6	門 ①7×3
2	元禄 8? (1695)	大櫓 大将矢倉	小櫓 辰巳矢倉 ①4×5 *此御矢倉 色々口伝	角櫓 北国矢倉 鳴神矢倉 ①4×5 *此御矢倉 鬼の間 守御櫓付 て色々口 伝	十間蔵 塩精矢倉	二階蔵 北ノ矢倉 ①3×10	西ノ櫓 仙崎矢倉 ①4×6	御門櫓 ①7×3
3	宝暦 7 (1757) ~明和 7 (1770)	大将櫓 大櫓 ①5×7	角櫓 北国櫓 鳴神矢倉 ①4×5	辰巳櫓 小櫓 ①4×5	十間蔵	二階櫓 北矢倉 ①3×10	青貝櫓 ①6×8	御門櫓 ①5×7
4	天明 6 (1786)	大櫓 ①32 坪 50 ②9 坪	小櫓 ①20 坪 ②6 坪	辰巳櫓 ①19 坪 50 ②5 坪	拾間櫓 ①30 坪 ②30 坪	八間櫓 ①21 坪 ②21 坪	瀬戸崎 櫓 ①24 坪 ②8 坪	御門櫓 ①19 坪 50
5	寛政 4 (1792)	大櫓 ①7× 5=32 坪 50 (35 坪)	小櫓 ①4×5= 20 坪	辰巳櫓 北国櫓 ①4×5= 19 坪 50 *辰巳ノ 角矢有之				

6	明治初年	大将櫓	矢倉	辰巳櫓	拾間櫓	八間櫓	瀬戸崎櫓	要害門櫓
7 A	明治初年 (図中)	大将櫓 ①5×6	北国櫓 ①4.5× 4.5	辰巳櫓 ①4×5	拾間櫓 ①3×10			門 ①3×6
7 B	明治初年 (文章)	大将櫓 ①5× 6=30坪 ②3×3= 9坪	辰巳櫓 ①4× 5=20坪 ②4× 5=20坪	北国櫓 ①4.5× 4.5=20坪 25 ②2.5× 2.5=6坪 25	拾間櫓 ①3× 10=30坪 ②3× 10=30坪			門 ①3× 6=18坪
8	明治6 (1873)	大将櫓 ①30坪	北国櫓 ①20坪 25	辰巳櫓 ①20坪	拾間櫓 ①30坪			門 ①18坪

1. 「慶安5年絵図」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 58 絵図 409)
2. 「指月城二付書上」(山口県文書館蔵、国司家文書 543)
3. 「宝暦7年～明和7年絵図」(須佐益田家蔵)
4. 「御城内御作事諸御腦所坪数其外目録」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 8 館邸 19)
5. 「寛政御国目付 御答一件」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 2 柳営 24)
6. 「萩城細図」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 58 絵図 804)
7. 「萩城絵図」(山口県文書館蔵、吉田樟堂文庫 2705)
8. 「旧城郭並陣屋其他土地建物共取調一見録」
(山口県文書館蔵、県政行政文庫 戦前A土木)

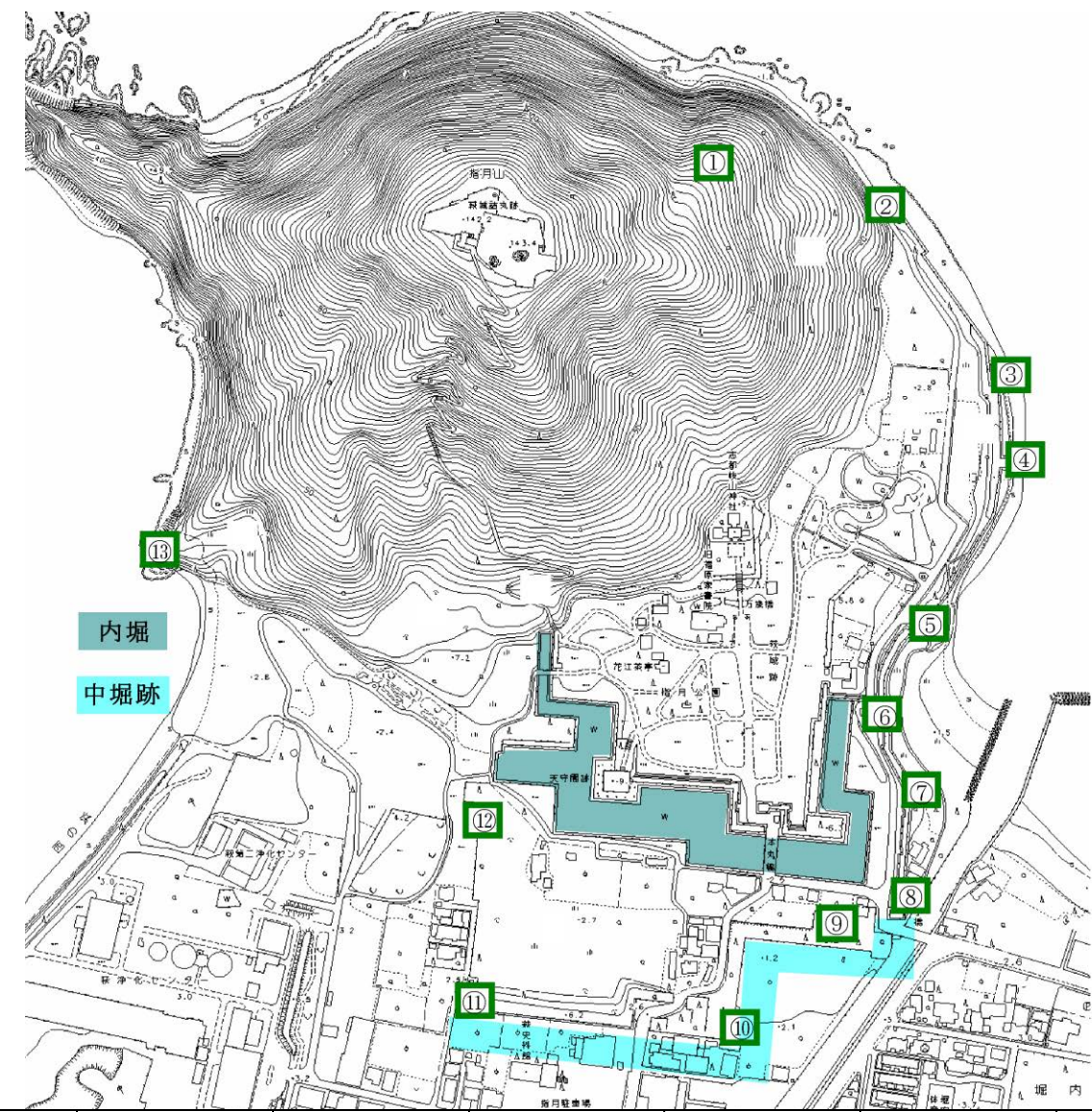
表2 本丸矢倉・門の名称と規模の変遷



	年代	①	②	③	④	⑤	⑥
1	慶安 5 (1652)	門 ①10×3	矢倉二重 ①3×4	門	矢倉二重 ①6×8	門	門
2	宝暦 7 (1757) ~ 明和 7 (1770)	井上御門	井上櫓 ①3×4	御台所御門	著見櫓 ①5×8		西高門
3	天明 6 (1786)	井上御門 ①32 坪 25	同所御櫓 ①20 坪 ②12 坪	御台所御門 三拾間長屋 共 266 坪 50	着見櫓同多 門共 ①58 坪 ②9 坪	御本丸御門 櫓 ①40 坪	
4	寛政 4 (1792)				着見櫓		
5	明治初年		井上櫓				高門

1. 「慶安 5 年絵図」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 58 絵図 409)
2. 「宝暦 7 年~明和 7 年絵図」(須佐益田家蔵)
3. 「御城内御作事諸御腦所坪数其外目録」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 8 館邸 19)
4. 「寛政御国目付 御答一件」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 2 柳宮 24)
5. 「萩城細図」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 58 絵図 804)

表3 二の丸矢倉・門の名称と規模の変遷



1. 「慶安5年絵図」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 58 絵図 409)
2. 「指月城二付書上」(山口県文書館蔵、国司家文書 543)
3. 「宝暦7年～明和7年絵図」(須佐益田家蔵)
4. 「御城内御作事諸御腦所坪数其外目録」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 8 館邸 19)
5. 「寛政御国目付 御答一件」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 2 柳宮 24)
6. 「萩城細図」(山口県文書館蔵、毛利家文庫 58 絵図 804)
7. 「萩城絵図」(山口県文書館蔵、吉田樟堂文庫 2705)
8. 「旧城郭並陣屋其他土地建物共取調一見録」(山口県文書館蔵、県政行政文庫 戦前A土木)

	年代	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1	慶安5 (1652)	矢倉二重① 4×3	矢倉二重 ①8×3	矢倉二重 ①4×4	矢倉二重 ①3×4	門 ①2×10	矢倉二重 ①4×4	矢倉二重 ①7×4	矢倉二重 ①4×6	矢倉二重 ①5×9	矢倉二重 ①6×8	矢倉二重 ①6×8	矢倉二重 ①3×8	矢倉二重 ①5×4
2	宝暦7 (1757)～ 明和7 (1770)	山中櫓① 3×4	北櫓 ①4×8	三摩地院 ①3×4	荒川矢倉 ①1×4	潮留御門		潮見櫓 ①7×7	三階櫓 ①7×7	時打櫓 ①4×5	塩矢倉 ①6×8	西矢倉 ①4×6		瀬戸崎櫓 ①4×5
3	天明6 (1786)	山中矢倉 ①20坪 ②20坪	北矢倉 ①20坪 ②30坪	三摩地院矢倉 ①16坪 ②16坪	荒川矢倉 ①14坪 ②14坪	御船入御門 ①18坪	紙櫓 ①16坪 ②16坪	皮櫓 ①28坪 ②28坪	三階櫓 ①20坪 ②③共32坪	時打櫓 ①45坪 ②12坪	塩櫓 ①54坪 ②16坪	青貝櫓 ①48坪 ②16坪	八間櫓 ①24坪 ②24坪	妙玖寺櫓 ①20坪 ②9坪
4	寛政4 (1792)		北矢倉	三摩地院矢倉	荒川矢倉		紙櫓	華櫓	三階櫓	時打櫓	塩櫓	青貝櫓	八間櫓	西之櫓
5	明治初年	山中櫓		満願寺櫓	荒川櫓	舟入門	紙櫓	櫓		時打櫓	塩櫓	青海櫓	八間櫓	妙玖寺櫓
6 A	明治初年 (図中)	山中櫓 ①3.5×4.5		満願寺櫓 ①3×4	荒川櫓 ①4×4	塩入門 ①2×8		華櫓 ①4×7	東櫓 ①4×5	時打櫓 ①4×5	塩櫓 ①6×9	青海櫓 ①6×8	八間櫓 ①3×8	妙玖寺櫓 ①4×5
6 B	明治初年 (文章)	山中櫓 ①3.5×4.5=15坪75 ②3.5×4.5=15坪75		満願寺櫓 ①3×4=12坪 ②3×4=12坪	荒川櫓 ①4×4=16坪 ②4×4=16坪	潮入門 ①2×8=16坪		華櫓 ①4×7=28坪 ②4×7=28坪	東櫓 ①4×5=20坪 ②4×5=20坪 ③3×4=12坪	時打櫓 ①4×5=20坪 ②4×5=20坪 ③3×4=12坪	塩櫓 ①6×9=54坪 ②6×9=54坪 ③4×4=16坪	青海櫓 ①6×8=48坪 ②6×8=48坪 ③4×4=16坪	八間櫓 ①3×8=24坪 ②3×8=24坪	妙玖寺櫓 ①4×5=20坪 ②3×4=12坪
7	明治6年 (1873)	山中櫓 ①15坪75		満願寺櫓①12坪	荒川櫓 ①16坪	塩入門 ①16坪		華櫓 ①28坪	東櫓 ①20坪	時打櫓 ①20坪	塩櫓 ①54坪	青海櫓 ①48坪	八間櫓 ①24坪	妙玖寺櫓 ①20坪

絵図1 慶安5年(1652)城下町絵図

(山口県文書館蔵)



■部分(城下町)



絵図2 寛文10年(1670)城下町絵図

(萩博物館蔵)



絵図3 天和元年（1681）城下町絵図

（萩博物館蔵）

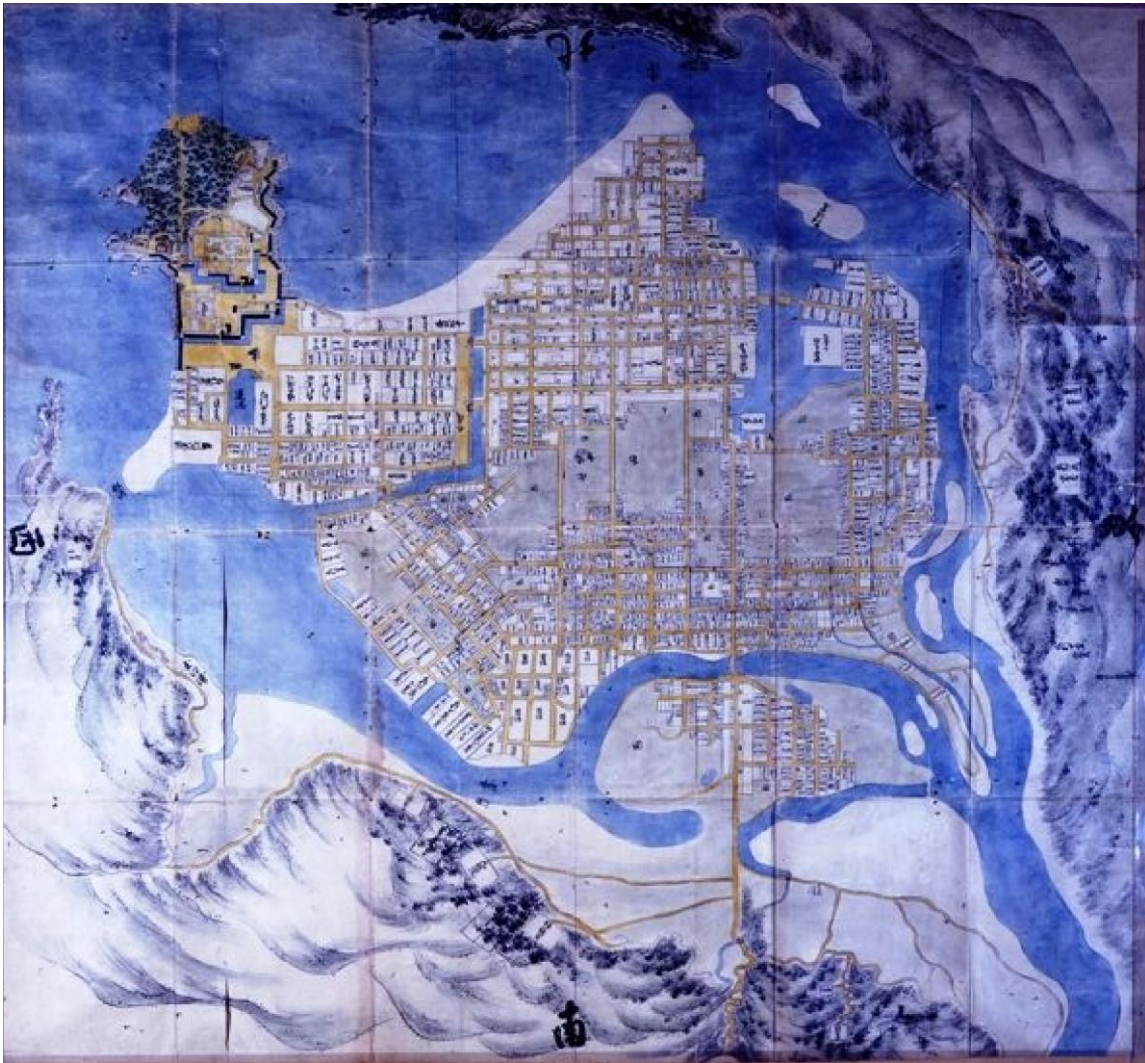


■部分（城下町）

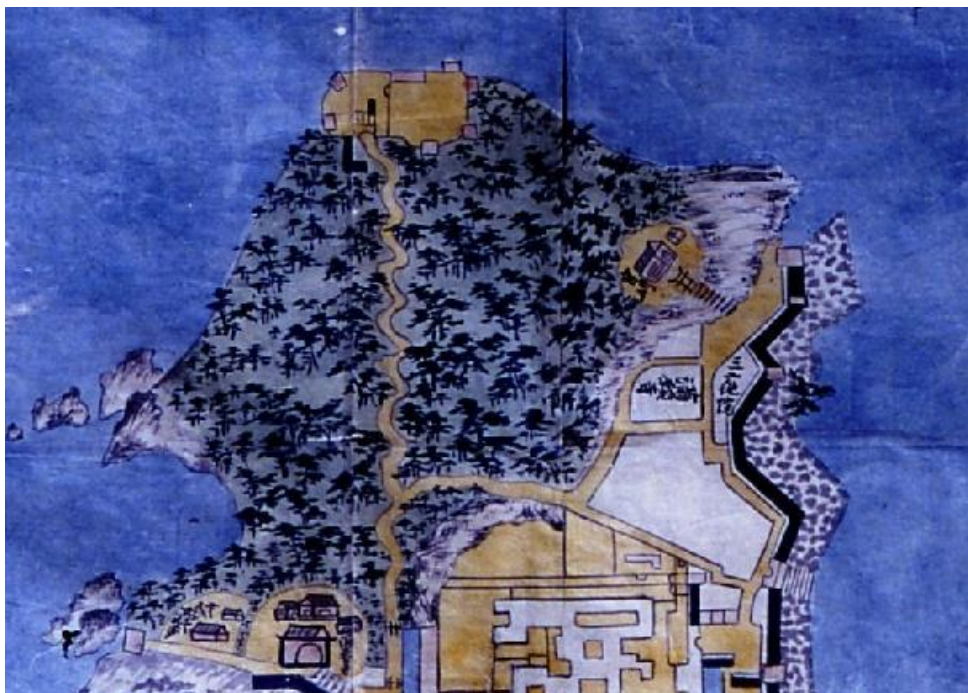


絵図4 天和2、3年(1682・1683)城下町絵図

(山口県文書館蔵)



■部分
(二の丸東部)



絵図5 元禄12年(1699)城下町絵図

(山口県文書館蔵)



■部分(城下町)



絵図6 享保10年~14年(1725~1729)城下町絵図

(山口県文書館蔵)



■部分(城下町)



絵図7 元文年間（1736～1740）城下町絵図

（萩博物館蔵）



絵図 8 宝暦元年（1751）城下町絵図

（山口県文書館蔵）



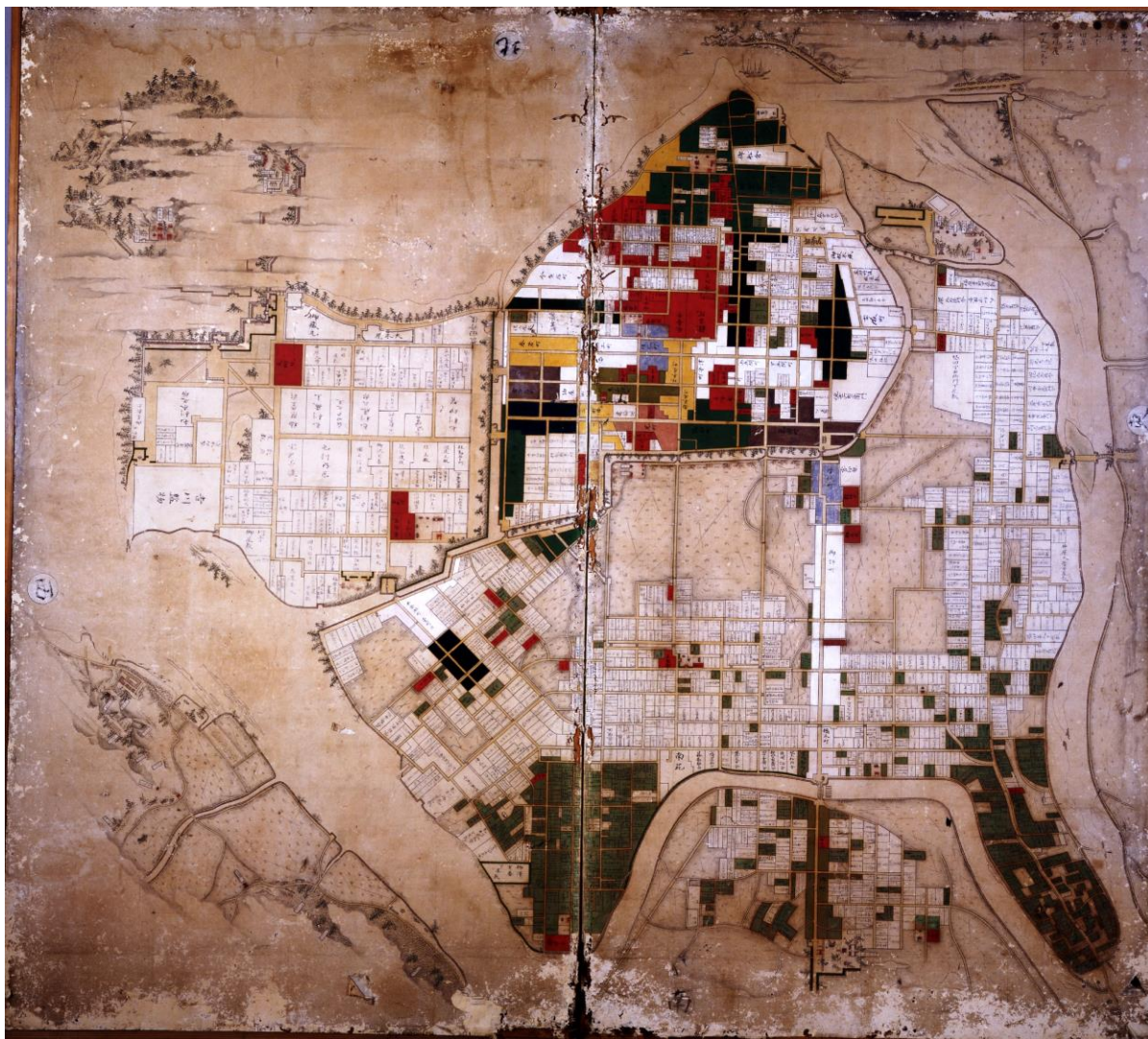
絵図9 天明8年(1788)城下町絵図

(山口県文書館蔵)

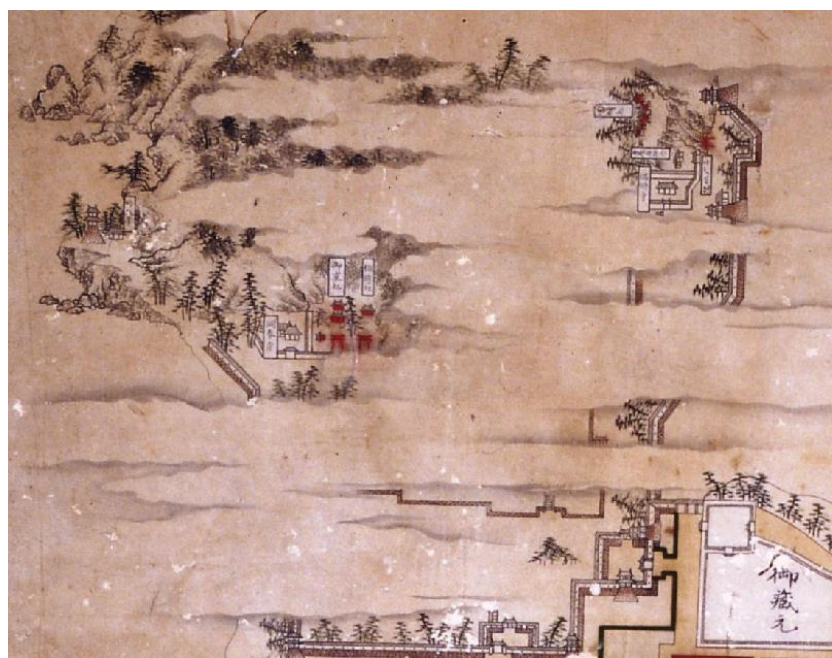


絵図 10 文化3年～文政9年（1806～1826）城下町絵図

（須佐歴史民俗資料館蔵）



■部分
（御霊社、稲荷社、洞春寺）

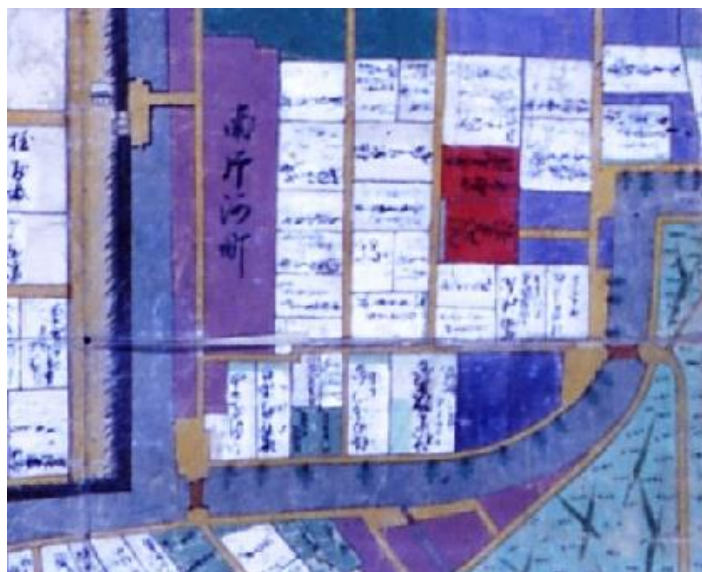


絵図 11 安政元年（1854）城下町絵図

（山口県文書館蔵）

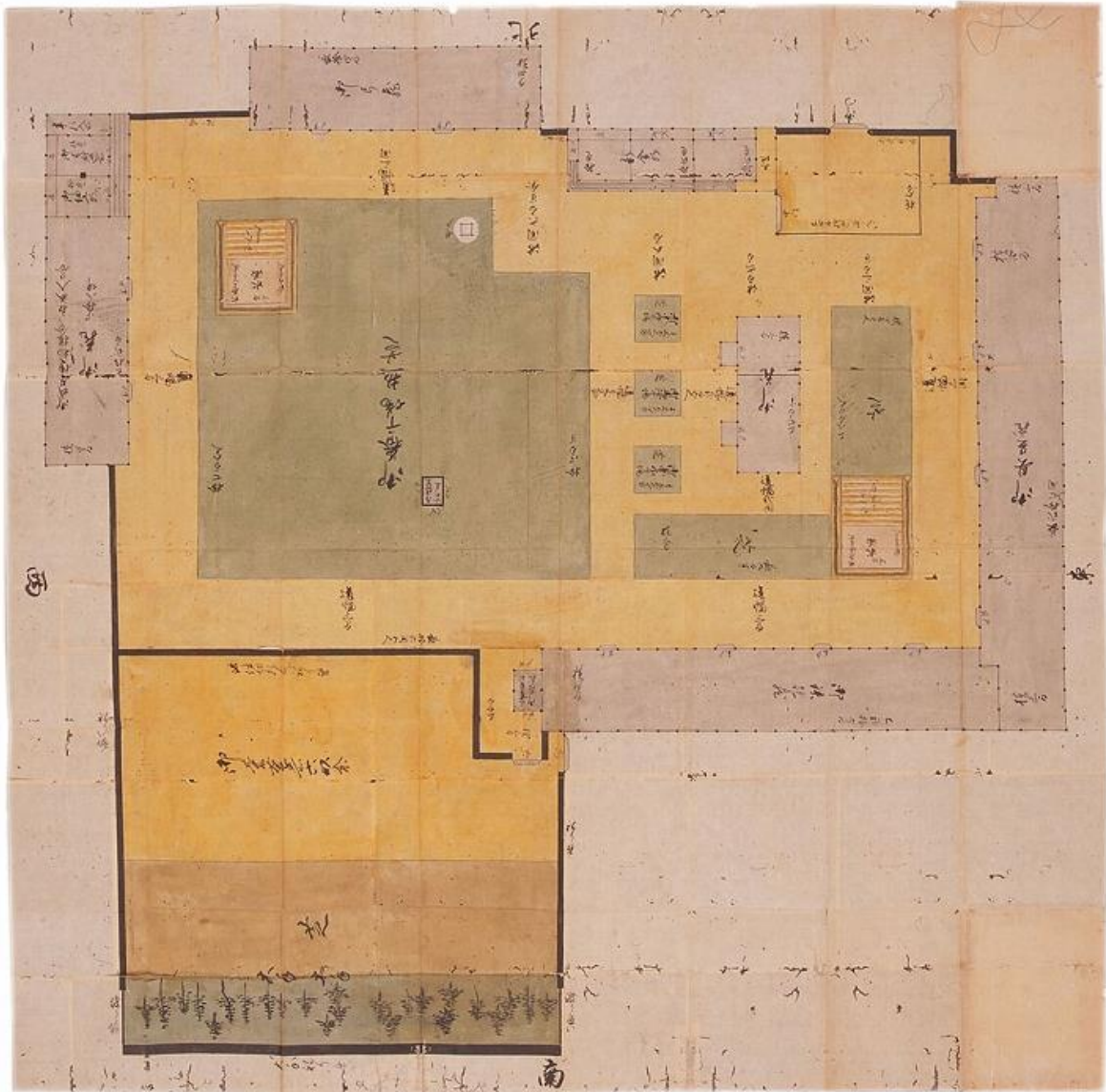


■部分（城下町）



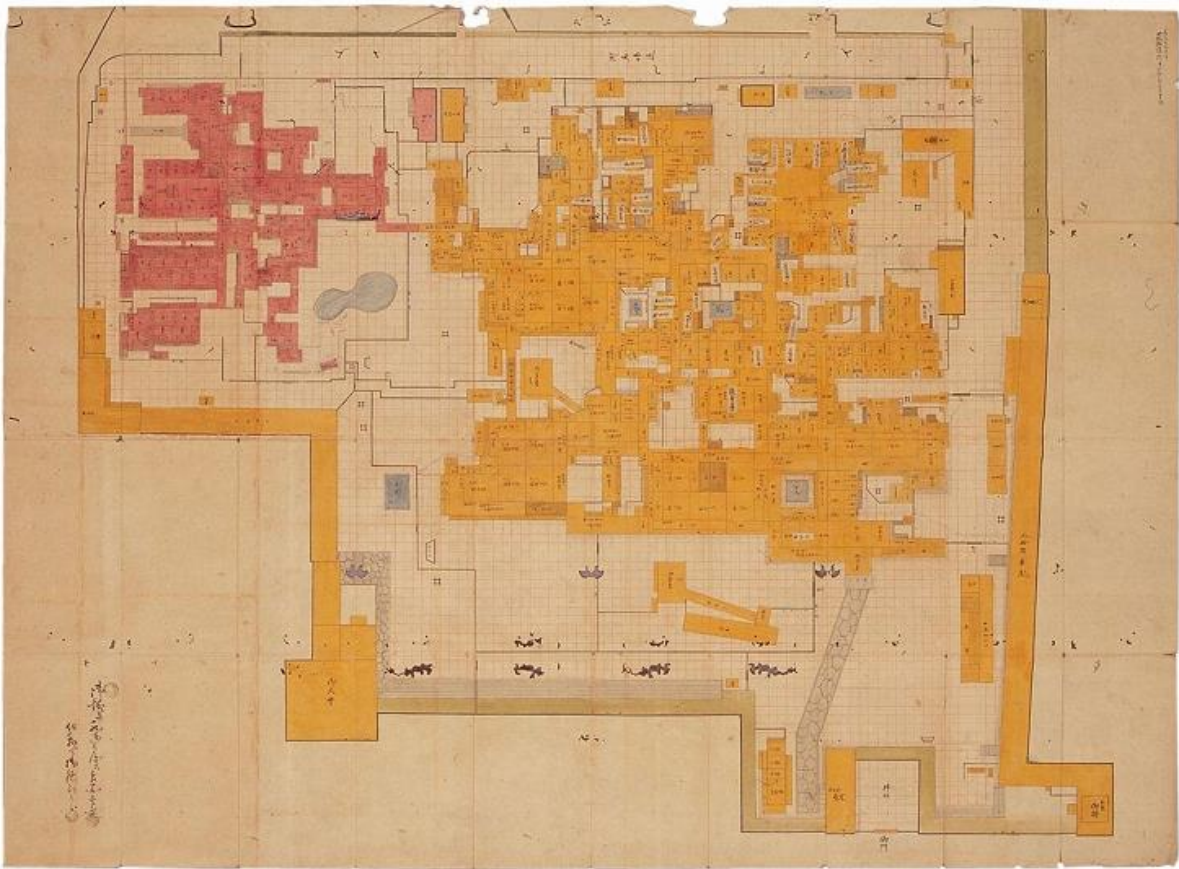
絵図 13 弘化4年頃(1847)御武具方差図

(山口県文書館蔵)



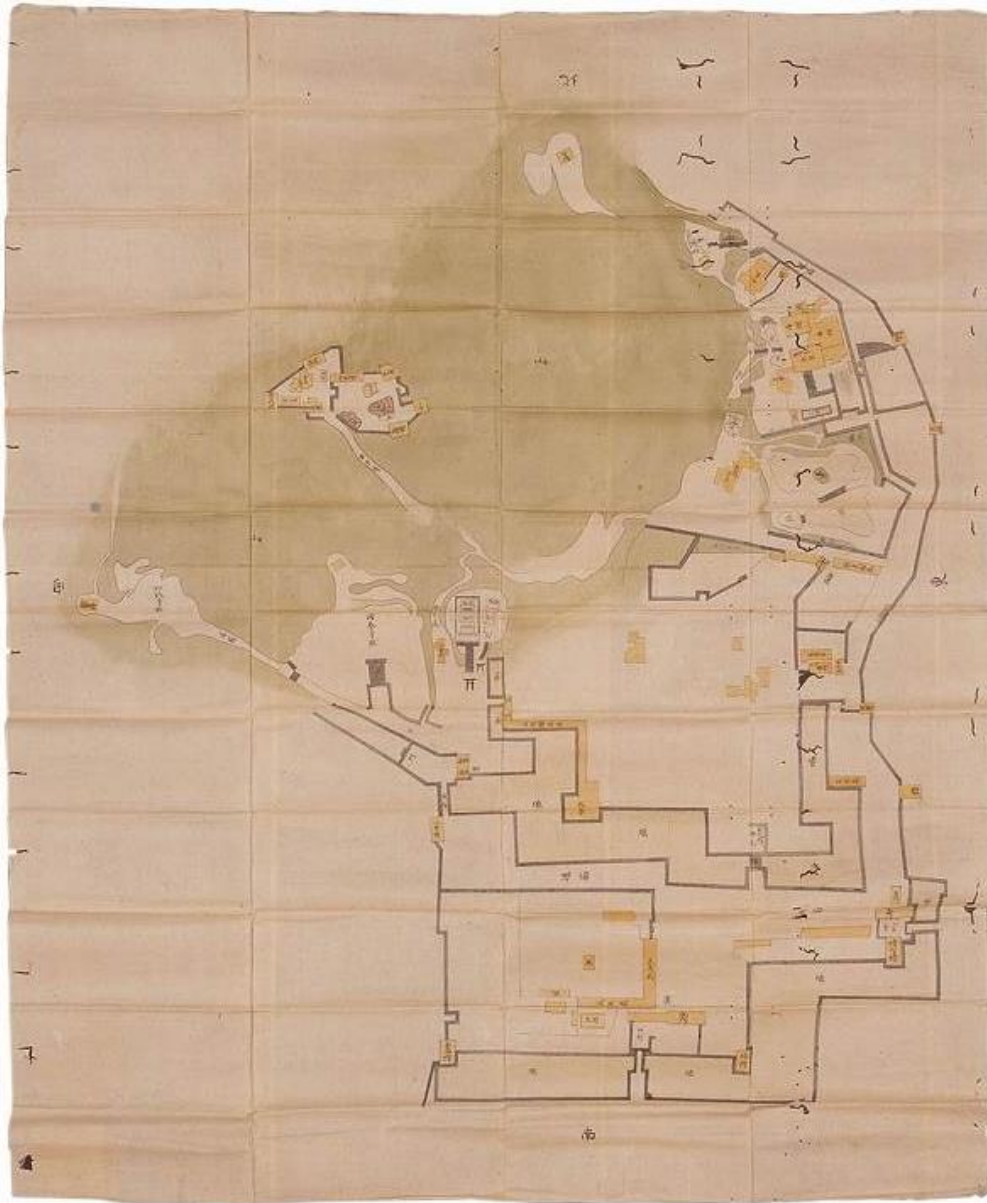
絵図 14 嘉永7年（1854）萩城座敷図

(山口県文書館蔵)



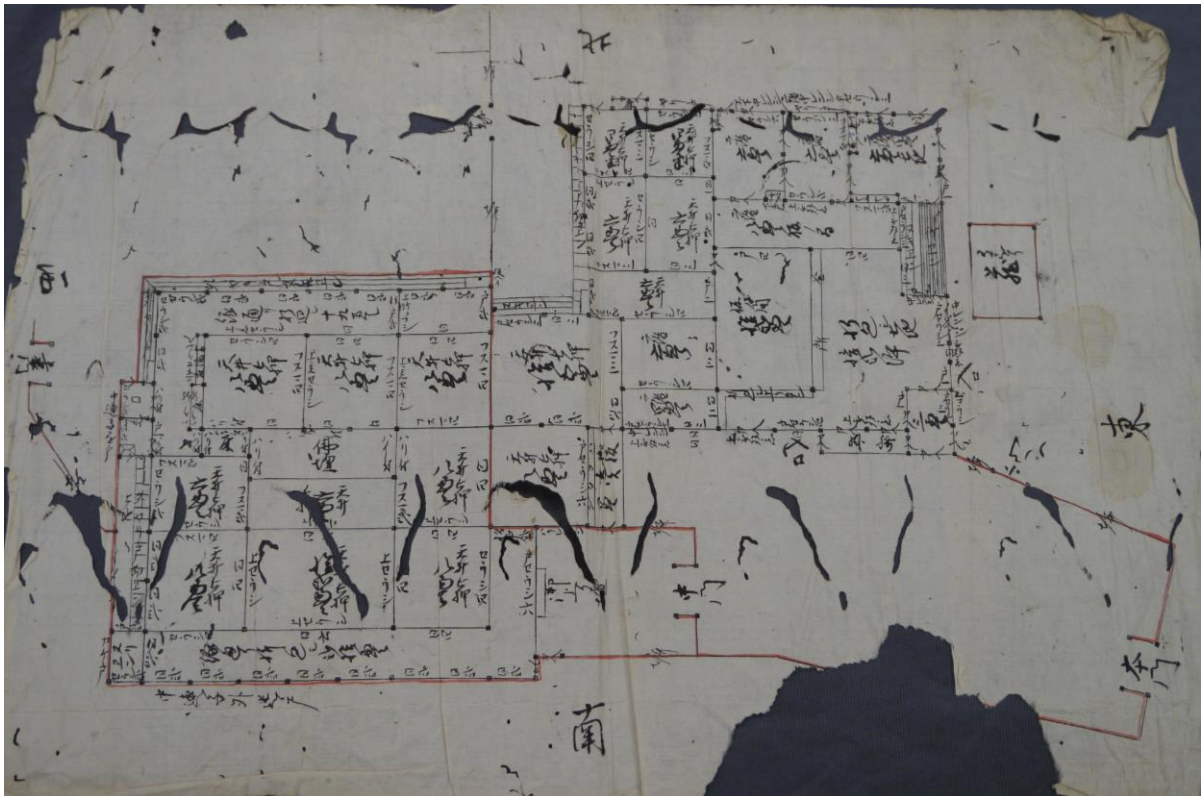
絵図 15 萩城細図 (明治初年頃)

(山口県文書館蔵)



絵図 16 妙玖寺差図 (年代不詳)

(萩博物館蔵)



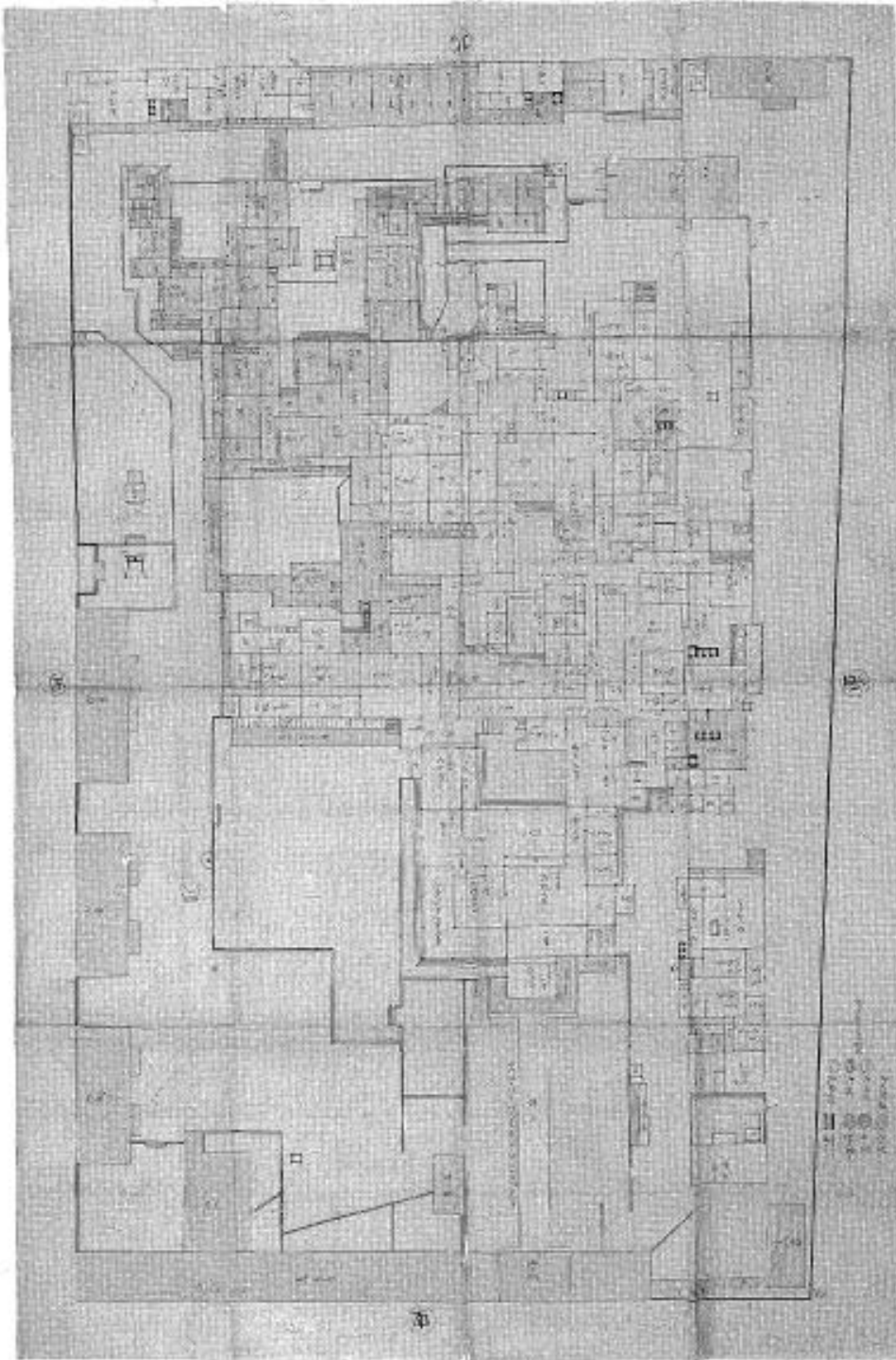
絵図 17 長門城絵図（年代不詳） 部分

（山口県文書館蔵）



絵図 18 福原家萩屋敷図

(宗隣寺蔵)



(2) 発掘調査

① 概要

史跡萩城跡の発掘調査は、昭和 61・62（1986・1987）年度に外堀で実施した例が最初となる。その後、平成に入り、要害の復元整備を目指した発掘調査例や外堀保存整備に伴い、平成 7 年度から平成 20 年度まで実施した発掘調査例がある。一方、要害・本丸・二の丸などの城郭中枢部での調査例は少ない。

近年では、石垣保存修理に伴う発掘調査や、埋蔵文化財包蔵地萩城遺跡として史跡指定範囲の周辺をも含めた範囲を対象に立会調査や発掘調査を実施している。

② 外堀

外堀での発掘調査は、萩市が萩市歴史的地区環境街路整備事業として、外堀の東側に沿って都市計画道路⁽¹⁾を計画したのが契機となる。

外堀は、江戸時代に堀幅が 20 間から 14 間、そして 8 間へと段階的に推移したといわれてきたが、その実状は不明であった。外堀の遺構変遷や構造を明らかにするために、萩市教育委員会が昭和 61・62（1987・88）年度に山口県埋蔵文化財センターの技術協力を得て、5 か所でトレンチ調査を実施した⁽²⁾。その結果、外堀の東岸に 8 間石垣を設置したラインを推定することができた。この調査成果のもと、8 間石垣が遺存する推定範囲を基準として史跡境界ラインを設定し、平成元（1989）年度には境界線より西側が国指定史跡『萩城跡（外堀）』として追加指定された。

以後、街路側を建設省（現国土交通省）、外堀側を文化庁が用地取得を進め、外堀北半について整備事業第 1 工区として展開した。それに伴い、萩市教育委員会は平成 7 年度から文化庁の補助を受けて外堀の面的な発掘調査を開始した。翌年度以降は、文化庁の補助を受けて発掘調査および史跡整備を進めた。平成 9 年度からは、史跡範囲外である街路部分でも事前の発掘調査に着手した。発掘調査は山口県教育財団（現山口県ひとづくり財団）山口県埋蔵文化財センターに委託し、平成 16 年度まで行われた。これにより外堀東端に町家遺構が良好に遺存していることが明らかになった⁽³⁾。

一方、史跡地内については萩市教育委員会⁽⁴⁾が継続して実施した。この他にも、外堀整備の一環として、北の総門とその周辺を復元的に整備することが決定し、平成 14 年度からはこの付近の調査も行った。第 1 工区の外堀東側と、北の総門及び土橋の整備は平成 16 年度に完了した。ただし、北の総門一帯の整備、すなわち枅形、土塁、船着場については、用地未取得の部分があり、継続的に調査を行うこととした。

平成 17 年度からは外堀南半の第 2 工区と北の総門周辺の調査に移行し、平成 20 年度までに調査を終え、平成 22 年度までに整備を完了した⁽⁵⁾。

③ 要害

角矢倉跡・辰巳矢倉跡

平成元年度に上記2か所の矢倉跡で確認調査を行った。

昭和40年度には、詰丸一帯での環境整備事業が実施され、両矢倉跡の周辺でも石垣の一部積み直しやコンクリート擬木柵・ベンチの設置等の施工が行われた。

これらにより遺構上面の堆積土は部分的に削平を受けていたが、発掘調査では礎石・石列など矢倉建物遺構を検出した。角矢倉跡は南北方向の柱間4間、東西方向の柱間5間の建物、一方、辰巳矢倉跡は南北方向の柱間5間、東西方向の柱間4間の建物であったことが判明した⁽⁶⁾。

④ 本丸（天守曲輪）

本丸門跡

本丸門跡内門南矢倉台石垣に崩壊の危険性が生じたため、当該石垣の保存修理（災害復旧事業）に先立ち、平成14年度に上面遺構の確認調査を行った。矢倉台上面では内門の柱を受けていた礎石と土塀の基礎石を検出した⁽⁷⁾。

⑤ 二の丸（二の曲輪）

時打矢倉跡

平成19年10月、集中豪雨を契機として指月川に面した時打矢倉跡南東隅の石垣が崩壊した。当該石垣の保存修理（災害復旧事業）に先立ち、平成20年度と平成21年度に矢倉台上面を中心に発掘調査を行った。その結果、矢倉建物の礎石や石列、建物解体時の礎石抜き取り跡、時打矢倉の西壁に取り付いていた土塀の基礎などを検出した。この他、石垣南東隅の根石下層での調査ではマツ材を用いた胴木を検出した⁽⁸⁾。

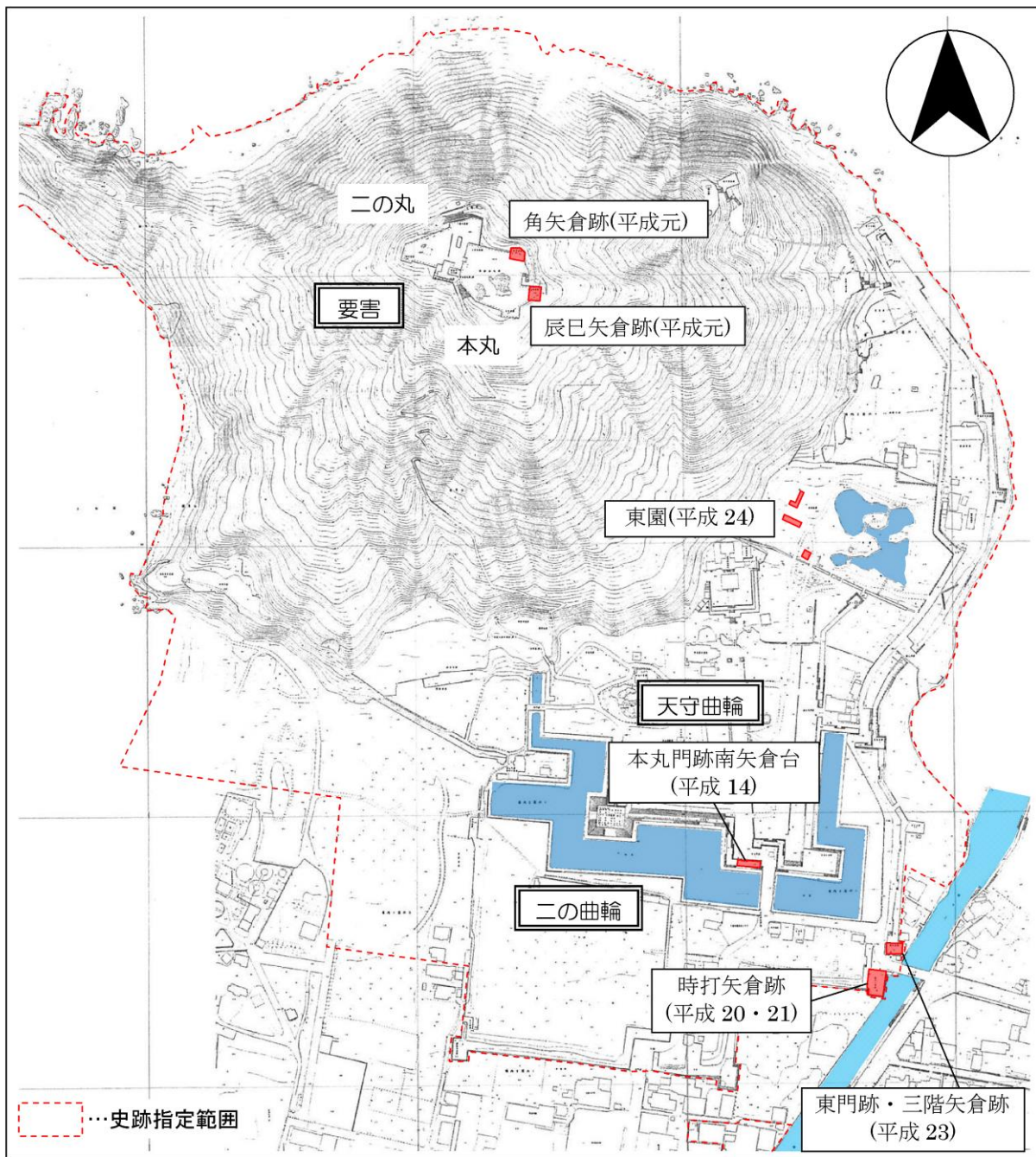
東門跡・三階矢倉跡

平成23年度から平成24年度にかけて、先述の時打矢倉跡と同様、東門枡形の一角を占める東門跡・三階矢倉跡の石垣保存修理を実施した。平成23年度に矢倉台上面の発掘調査を行った。その結果、東門跡の柱間規模は明確にできなかったが、三階矢倉跡は南北方向の柱間5間、東西方向の柱間4間の建物であることが判明した。

東園跡

東園については、平成23年度より整備事業に着手し、平成24年度に発掘調査を実施した。東園御茶屋及び御殿の位置を明らかにするため、山口県文書館蔵「孝姫様基之允様東園御部屋差図」に描かれた3箇所（井戸）を検出することを目的とし、トレンチ3箇所を設定した。

トレンチ①では南北溝、東西溝、東西暗渠などを検出したが、井戸は検出できなかった。トレンチ②は現代の暗渠で大きく削平を受けており、断片的に東西溝や東西石組を検出したが、やはり井戸は検出できなかった。トレンチ③では井戸、南北石列、柱抜き穴などを検出した。井戸3箇所のうち1箇所の検出にとどまったことから、今後も残り2箇所の検出を目指し、継続して発掘調査を実施する予定である。



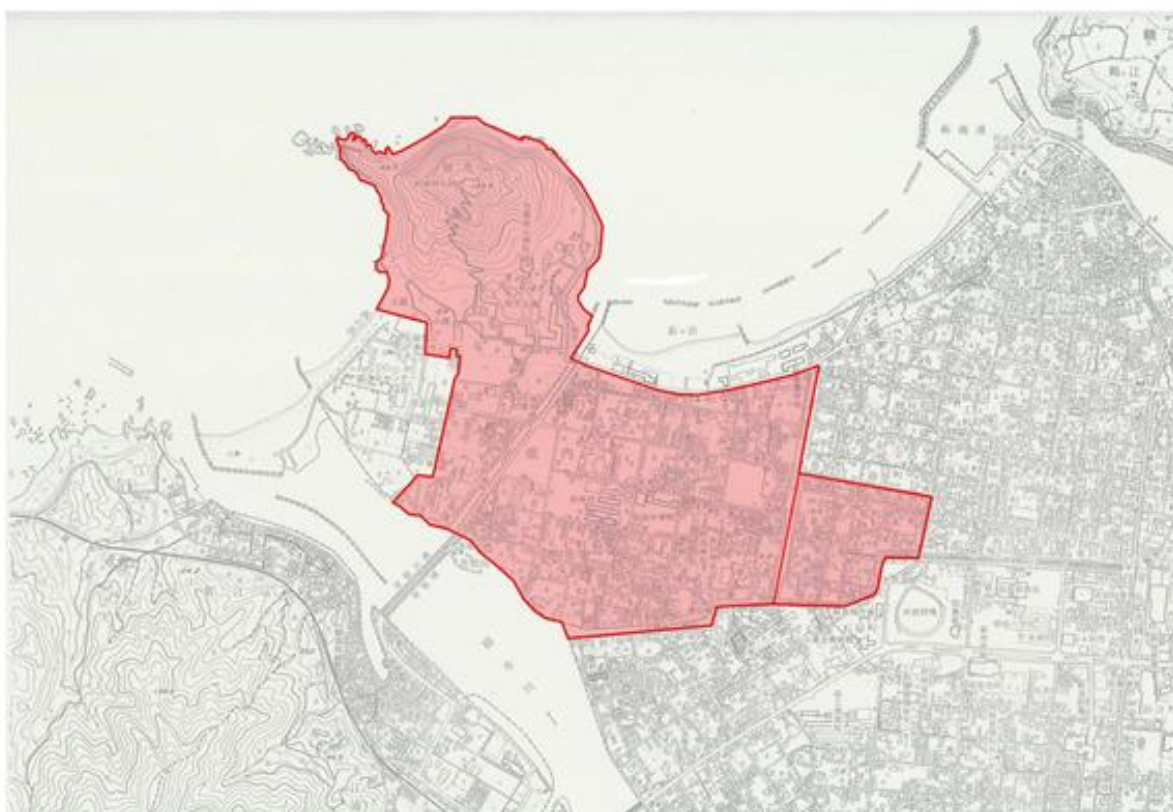
史跡萩城跡 要害、本丸、二の丸周辺既往の発掘調査位置図

⑥ 周知の埋蔵文化財包蔵地

萩城遺跡

史跡萩城跡に隣接する三の丸を中心とした（史跡指定範囲外）地域は、大半が宅地として利用されており、現在でも個人住宅や集合住宅の建設が少なくない。

開発行為に対して埋蔵文化財の有無を確認するため、当該範囲および、史跡萩城城下町を包括する範囲については、平成 19 年度に埋蔵文化財包蔵地として決定し、開発行為の内容に応じて発掘調査・立会調査・慎重工事等の指示を行っている。三の丸（堀内）では、寄組以上の屋敷地に該当する箇所について、発掘調査対応に努めている。その際、重要遺構が検出された場合は、原因者に対し、可能な限り工事内容の計画変更を協議し、埋蔵文化財保護の協力を求めている。一方、立会調査では、掘削範囲内での土層堆積状況のデータ収集を行い、地域毎の実態把握に努めている。



萩城遺跡・萩城城下町遺跡の範囲

⑦ 今後の調査

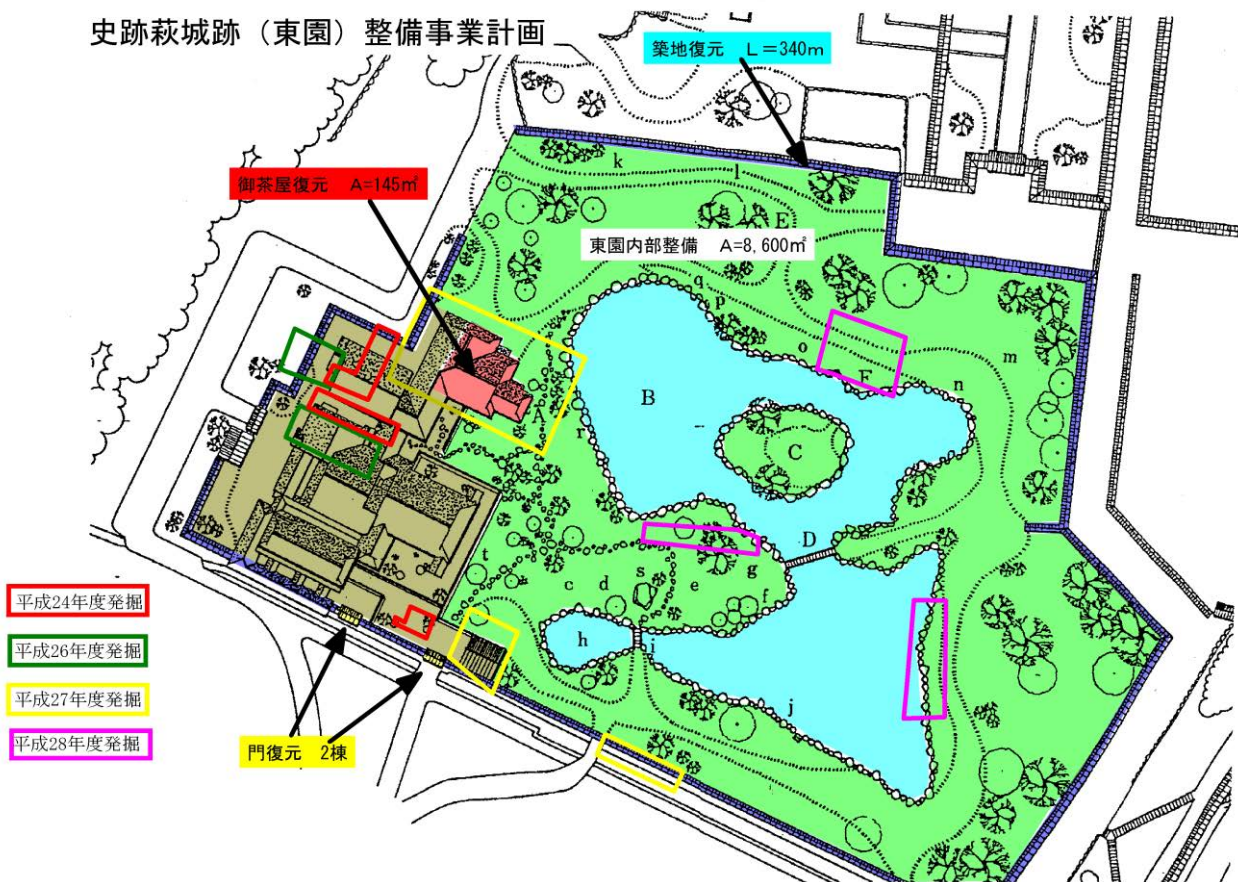
東園跡

東園は、萩城二の丸東部に位置する藩主の遊憩地である。6代藩主毛利宗広(1717～1751)が作庭したといわれる回遊式庭園である。当時は六景二十勝を有する庭園の他、御茶屋、御殿などがあった。現在は園池のみが残存する。

平成 23 年度からは東園保存整備事業に着手しており、これに伴う発掘調査も平成 24 年度から進めている。

復元整備方針の一つとして、『全体的に廃城のイメージの濃い萩城跡の中で、藩政時代の景観をヴィジュアルに再現した空間創出を目指し、この地区の特殊性を強調する』⁹⁾とあ

ることから、今後も継続して行われる発掘調査の中で、検出される遺構については、絵図や文書と比較検討しながら、整備内容に反映させていく予定である。



石垣保存修理に伴う発掘調査

平成 19 年度から 21 年度に実施した『石垣総合調査（石垣カルテ作成業務）』の成果に基づき、平成 23 年度から、崩壊の恐れのある石垣を優先して石垣保存修理事業に着手している。

これまでのところ、平成 29 年度までの中期計画について順次実施しているが、その後も引き続き、石垣カルテの成果から危険箇所を抽出し、石垣保存修理を進めていく予定である。その際、石垣解体に伴い、影響を受ける遺構については、事前に発掘調査を行い、その調査記録を修復時に反映させる予定である。

註

- (1) 昭和 60 (1985) 年、建設省 (現国土交通省) が事業認可
- (2) 萩市教育委員会『萩城跡外堀地区調査報告書』昭和 63 (1988) 年
- (3) 財団法人山口県教育財団 山口県埋蔵文化財センター『萩城跡 (外堀地区) I・II』平成 14 (2002) 年・平成 16 (2004) 年、財団法人山口県ひとづくり財団 山口県埋蔵文化財センター『萩城跡 (外堀地区) III』平成 18 (2006) 年
- (4) 平成 15 年度から建設部文化財保護課、平成 20 年度からは歴史まちづくり部文化財保護課に組織改編
- (5) 萩市『埋蔵文化財発掘調査概要報告書』平成 19 (2007) 年、萩市『史跡萩城跡 (外堀)』平成 19 (2007) 年・平成 20 (2008) 年・平成 21 (2009) 年、萩市『史跡萩城跡 (外堀) 整備事業報告書』平成 23 (2011) 年
- (6) 萩市教育委員会『平成元・2 年度 史跡萩城跡・萩城城下町保存管理計画策定事業報告書』平成 3 (1990) 年
- (7) 萩市『埋蔵文化財発掘調査概要報告書』平成 19 (2007) 年
- (8) 萩市『史跡萩城跡 時打矢倉跡 災害復旧に伴う石垣保存修理事業完了報告書』平成 22 (2011) 年
- (9) 萩市教育委員会『史跡萩城跡 (東園地区) 整備計画策定報告書』平成 2 (1990) 年

(3) 石垣

① 概要

萩城は慶長9年(1604)の縄張りから本格的に着手され、慶長13年(1608)に完成した。工事の指揮は益田元祥・熊谷元直・天野元政・宍戸元統らがあたった。実際の石工事は当時毛利家に仕えていた片山家など石垣構築の専門職である穴生役によるものと考えられる。

萩三角州は軟弱地盤で湿地帯も多く、築城する立地環境としては整ったものとはいえなかった。しかし、毛利家は同様の条件下で既に広島城を築城していることから、萩城の石垣構築技術についてもその時の経験が活かされたものと推察できる。

萩城跡の石垣は要害の周囲、内堀を中心とした本丸(天守曲輪)の周囲、中堀跡から海岸沿いに広がる二の丸(二の曲輪)周辺などに残っている。場所により、表面の加工具合や積み方などに違いが見られる。また、天守台のように美しい扇の勾配の石積み、櫛形付近のほぼ垂直な石積み等、石垣の高さや建物の用途の違いによって、勾配にも違いが見られる。さらに二の丸東海岸沿いには屏風折や横矢邪(よこやひずみ)等の防御構造、門・矢倉・土塀には昇降口である合坂、本丸には長大な雁木等、戦闘時の備えも確認できる。一方、文献史料には藩政期の石垣修理履歴が残っており、地震や風水害等で罹災した状況をうかがい知ることができる。

以上のように、萩城跡の石垣の特徴は、毛利家の築城経験を活かした多様性と、積み重ねられた修理記録から見出すことができる。

萩城跡の石垣は、平成19年度から平成21年度にかけて実施した『石垣総合調査(石垣カルテ作成業務)』の中で、本丸・二の丸・要害及び山中矢倉跡の石垣について悉皆調査を行っている。この調査により『三次元レーザー計測による石垣の延長・高さ・勾配』(一部調査箇所を除く)と、『目視による石垣崩壊・落石の恐れのある危険箇所、改変の可能性のある箇所』等の記録を作成した。調査石垣の総延長は約4.8kmに及ぶ。なお、三の丸の外堀には土塁が築かれていたため、以上が萩城跡の石垣全長であると考えられる。

② 石材

石垣に使用されている石材のほとんどは指月山周辺から切り出された黒雲母花崗岩である。その他の石材としては通称『笠山石』と呼ばれる青灰色から暗青灰色を呈した安山岩が使用されており、二の丸西側の石垣に多用されている。

指月山山頂の要害(写真1)や山裾の東海岸(写真2)には、矢穴が残る花崗岩の石材が多く散在しており、これらは石切丁場での採石痕跡と考えられる。石材に残る矢穴形状は長さ10cm(写真3)、幅5cm(写真4)、深さ9cm前後のものが多い。

石積石材には刻印が施されたものがあり、これまでのところ10種類以上の刻印を確認している(写真7~20)。



【写真1】指月山々頂（要害）に残る矢穴を残す石材



【写真2】指月山々裾東海岸（北矢倉跡周辺）に残る矢穴を残す石材



【写真3】石材に残る矢穴の規模
（長さ 10 cm前後）



【写真4】石材に残る矢穴の規模
（幅 5 cm前後）



【写真5】安山岩を多用する石垣
（青貝矢倉跡西面）



【写真6】安山岩を多用する石垣
（青貝矢倉跡南方西面）



【写真7】刻印（紙矢倉跡南方東面）



【写真8】刻印（華矢倉跡南面）



【写真9】刻印（時打矢倉跡東面）



【写真10】刻印（時打矢倉跡西方南面）



【写真11】刻印（時打矢倉跡東面）



【写真12】刻印（時打矢倉跡西方南面）



【写真13】刻印（十間矢倉跡南方西面）



【写真14】刻印（八間矢倉跡北面）



【写真15】刻印（三階矢倉跡南面）



【写真16】刻印（南門跡外門東方東面）



【写真 17】 刻印（八間矢倉跡北面）



【写真 18】 刻印（塩矢倉跡北方東面）



【写真 19】 刻印（華矢倉跡南面）



【写真 20】 刻印
（本丸門跡内門南矢倉台西方北面）

③ 石材の加工と積み上げ方

石積みは概ね、表面に出る石材の隅や面を平滑にし、石どうしの設置面の隙間を減らし、積み上げる打ち込み接ぎ（写真 21）が主体となる。場所により、自然石をそのまま積み上げる野面積みに近い箇所（写真 22）や、方形に整形した石材を密着させて積み上げる切り込み接ぎに近い箇所（写真 23）もある。間詰石は割り石を多用するが、三十間長屋石垣周辺では玉石の使用も確認できる。

櫛形や矢倉台の石垣では表面をスダレ状に加工した石材も見られる（写真 24）。



【写真 21】 打ち込み接ぎ
（二の丸南門跡西方南面）



【写真 22】 野面積みに近い箇所
（本丸門跡内門北矢倉台南面）



【写真 23】 切り込み接ぎに近い箇所
(本丸門跡外門西側南東隅角部)



【写真 24】 表面スダレ状加工
(本丸門跡付近)

④ 石垣の積み方・勾配・構造

大きさの違う長方形の石材を用い、横目地を通さないような積み方となる布目崩しが主体となる。一部には乱積みに近い箇所も見られる (写真 25)。

天守台や矢倉台の隅角部は、算木積みを形成するが、控え長が十分でないことや、隅脇石が明確でない箇所が多いことなど、技術としては未成熟であり、完成段階の算木積とはいえない。萩城跡は慶長期に築城された近世城郭ではあるが、それ以前の構築技術に見られるような古い要素も残していると考えられる。

本丸や二の丸虎口付近では野面石を巧みに組み合わせた大らかな石垣が見られる (写真 26)。

石垣の勾配は場所により様々であるが、天守台に関しては法反り勾配が大きく変化し、美しい扇の勾配を形成している (写真 27・28)。

石垣根石の基礎構造については、平成 19 年 (2007) に崩壊した時打矢倉跡の解体修理の際、根石直下に胴木 (マツ材) を使用していることが判明した (写真 29)。このことから、他の石垣基礎についても同様の技術が用いられていることが推察できる。

石垣背面の断面構造は、時打矢倉跡の解体修理では、背面裏込め栗石を上端部から下部に向って裾広がり設置し、その上部に土砂を充填していることが判明した。一方、東門跡・三階矢倉跡の解体修理では、裏込めは全て栗石を使用しており、土砂を充填した箇所は確認できなかった。また、栗石と共に背面補強石積みとして、直径 40 cm 前後の大型の石材を使用していることも判明した (写真 30)。



【写真 25】 三十間長屋跡西面



【写真 26】 本丸門跡北矢倉台南西隅角部



【写真 27】天守台南西隅角部



【写真 28】天守台北面



【写真 29】時打矢倉跡南東隅の胴木



【写真 30】三階矢倉跡石垣背面の補強石

⑤ 各曲輪の石垣概要

【本丸】

本丸石垣は南面東部に本丸門枳形（写真 31・32）、南面西部に天守台が残り、それらを結び付けるように土塀石垣が連続する（写真 33）。次に本丸西面南部には、多聞（五十間）長屋の石垣が矩形に展開する。西面石垣は内堀の北端まで連続する。一方、東面石垣は南東隅に着見矢倉を配置し、その北側に多門（三十間）長屋の石垣が展開する。東面石垣は井上矢倉まで連続する。

なお、指月山と接する本丸北面は、土塀で閉塞した痕跡を断片的に留めるのみ（写真 34）で、石垣の構築は認められない。

石垣の高さは天守台が高さ約 10m、着見矢倉跡が高さ約 5.5m、井上矢倉跡は高さ約 3m、本丸門跡付近は高さ約 3.5mである。

各矢倉台を結ぶ土塀石垣の内側には、昇降するための雁木（がんぎ）（写真 35）や、二つの階段が向かい合った合坂（あいさか）（写真 36）が配置されており、本丸内部から石垣上部への動線を確保している。特に北面の長大な雁木は、萩城の特徴でもある。



【写真 31】本丸門跡外門石垣



【写真 32】本丸門跡外門～着見矢倉跡石垣



【写真 33】石垣天端の土塀基礎痕跡
(天守台東側)



【写真 34】本丸北面の土塀痕跡



【写真 35】長大な雁木 (天守台東側)



【写真 36】本丸門跡枡形東背面の合坂

【二の丸】

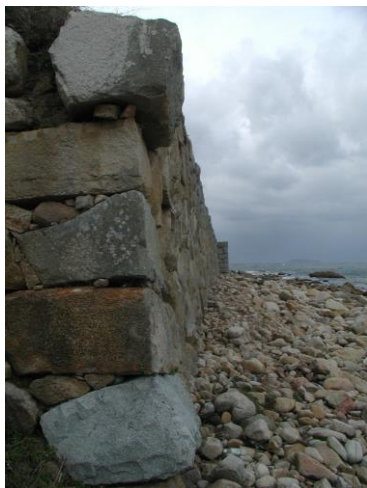
東面の大半が海に面しており、北端に位置する北矢倉跡では、石垣の高さは約 4.5m を測る (写真 37)。北から南に向かっては、約 4～5 m の高さの石垣で連続している。各所に矢倉や門を配置し、屏風折 (写真 38) や横矢邪 (写真 39) など軍学的な構造を有している。

東面石垣の内側は東門跡から紙矢倉跡までは石垣が築かれ、合坂や雁木が配置されている。一方、潮入門跡から北矢倉跡までは土塁となっている。

南面東端に位置する時打矢倉跡から西に向かっては、高さ約 3.5m の石垣が連続し、南門跡から青貝矢倉跡に向かっては、高さ約 4 m の石垣が連続する (写真 40)。南面石垣の内側は、南門跡枡形付近を除き土塁となっている。

二の丸中堀の大半は、大正13年（1924）に萩城跡の南東側に開削された萩疎水（現 指月川）の掘削土砂で埋め立てられた。現在、南門跡付近の堀上は畑地や土産物店等となっている。

西面も往時は海に面していたが、現在は一帯が埋め立てられ、石垣の高さも現地表面から2m前後しか見えない状態となっている（写真41）。西面石垣の内側は、枳形付近以外土塁となっている。



【写真37】北矢倉跡南方の直立した石垣



【写真38】三摩地院矢倉跡北方の屏風折



【写真39】舟入門南方の横矢邪



【写真40】南門跡内門西矢倉台東面



【写真41】二の丸西面石垣

【要害】

指月山頂部に立地する要害の石垣は高さが約1～4mで、本丸、二の丸を区画し、6箇所
の矢倉を繋いでいる。

二の丸南面に要害門跡（写真42）があり、本丸東面に埋門跡（写真43）がある。

本丸内の岩山には、石材を切り出した矢穴跡が多数残っている。

指月山北東部の中腹には山中矢倉跡があり、高さ1～2mの石垣が残る。

天然記念物指月山の樹木樹根による石垣への影響が多く見られる。



【写真42】要害門跡枡形



【写真43】埋門跡枡形



【写真44】本丸に残る石切痕跡



【写真45】要害門跡東方南面石垣影響を与える樹木

⑥ 修理履歴

石垣の修理履歴に関しては、江戸時代を通じて20件以上の修理記録が残っている（「萩城石垣修復履歴一覧」参照）。しかし、幕末から明治時代にかけて藩庁機能の山口移転、廃城、建物の解体、土地の払い下げ等が行われ、その後、本格的な修理は行なわれていない。

平成19年度から「石垣総合調査（石垣カルテ作成業務）」に着手しようとした矢先、時打矢倉跡の石垣が崩壊し、平成20年度から22年度にかけて石垣保存修理事業（災害復旧）を実施した。その後は石垣総合調査の成果に基づき、計画的な石垣修理に着手した。

修理事業の経過（平成 19 年以降）

事業年	対象箇所	概要
平成 20 年度～22 年度	時打矢倉跡矢倉台石垣	崩壊範囲を中心に、健全な石積みが確保できる範囲までを積み直し（災害復旧）
平成 23 年度～24 年度	東門跡・三階矢倉跡矢倉台石垣	孕み出した鏡石を中心に、顕著に変位した範囲を積み直し
平成 25 年度～26 年度	本丸門跡・東方土堀跡石垣	顕著に変位した範囲を積み直し

⑦ 今後の修理

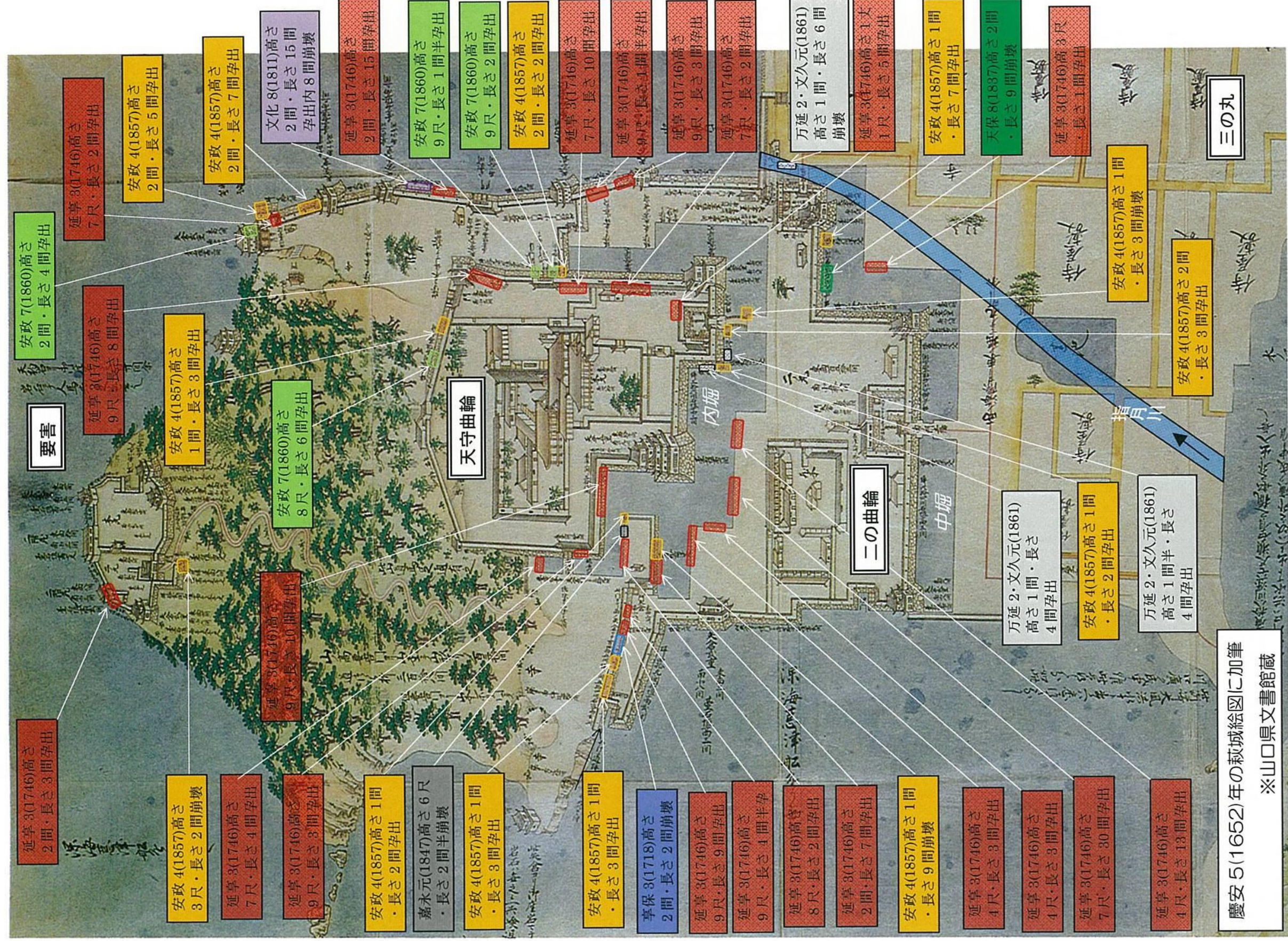
萩城跡石垣の破損状況の調査については、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて行った、「石垣総合調査カルテ作成業務」により本丸、二の丸、要害及び山中矢倉跡の石垣について悉皆調査を行った。これまでのところ、本丸・二の丸を中心に平成 29 年度までの中期的な石垣保存修理を計画している。その後についても引き続き、総合調査の成果をもとに、優先順位を決定し、順次、石垣修理を実施する予定である。

【参照】

『萩市史 第 1 巻』（萩市 昭和 58 年）

『石垣総合調査カルテ作成業務報告書』（萩市 平成 19 年度～21 年度）

『城 中国編（薨きらめく西国の城塞）』（毎日新聞 平成 8 年）



慶安5(1652)年の萩城絵図に加筆
※山口県文書館蔵

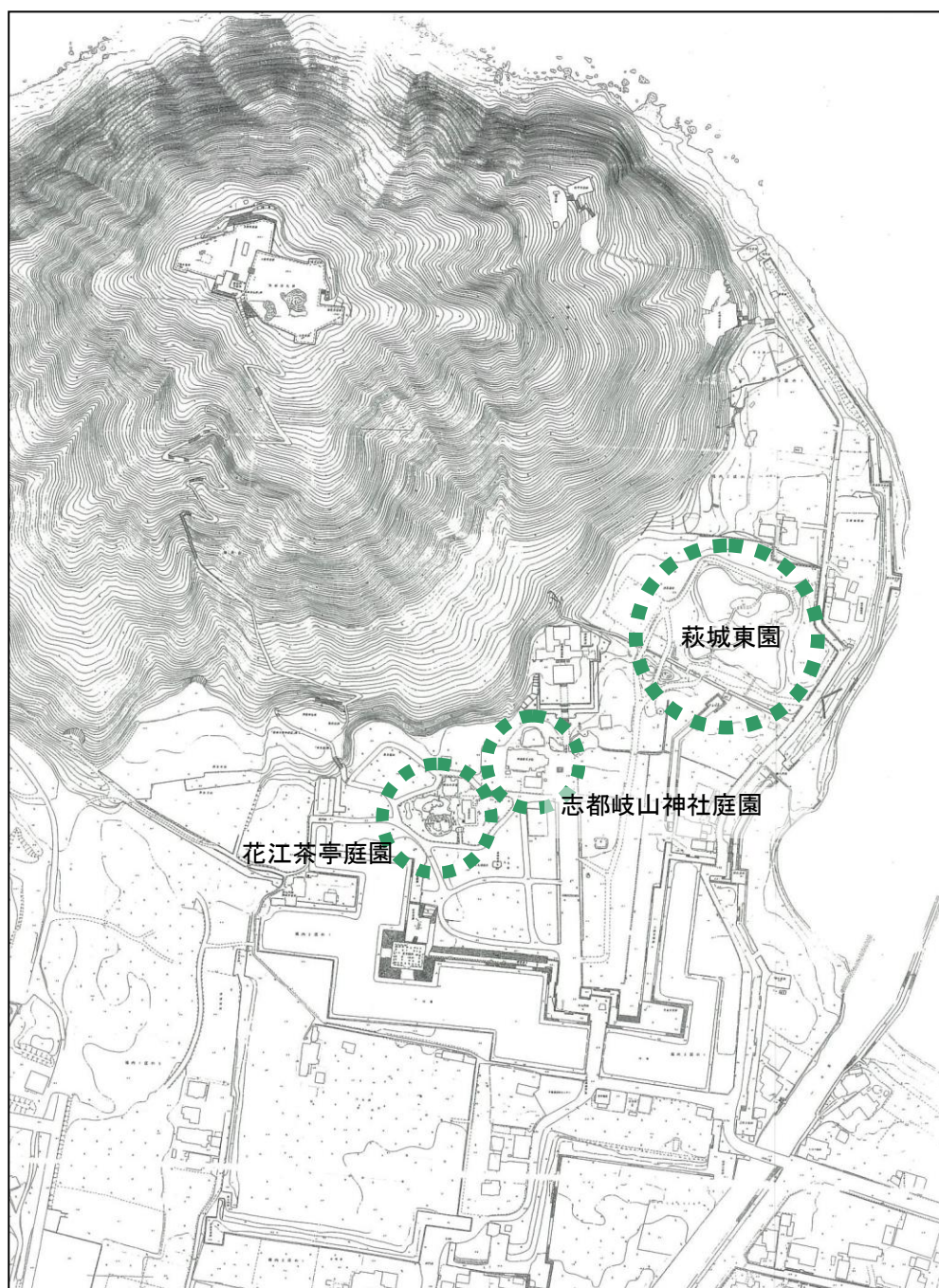
萩城石垣修復履歴一覧

(4) 庭園

史跡萩城跡内には本丸に「花江茶亭庭園」「志都岐山神社庭園」、二の丸東部に「萩城東園」が存在する。作庭時期や庭園の形式は異なるが、萩城跡の特徴として重要な要素となっている。

萩城跡内庭園概要

名称	庭園形式	作庭時期	所有者
花江茶亭庭園	池泉鑑賞式庭園	江戸時代後期	萩市
志都岐山神社庭園	池泉鑑賞式庭園	明治時代	宗教法人志都岐山神社
萩城東園	池泉回遊式庭園	江戸時代前期	萩市



① 花江茶亭庭園

花江茶亭庭園と称しているが、現存する庭園は花江茶亭とは関係が無い。庭園に関して注目される絵図は、天保14年(1843)の「萩御城元御座敷之図」(毛利家文庫、山口県文書館蔵、以下、「天保14年萩城座敷図」と記す、絵図12)と嘉永7年(1854)の「萩城内並西長屋共差図」(毛利家文庫、山口県文書館蔵、以下、「西長屋差図」と記す、絵図14)である。この2枚を比較して分かることは、この庭園は花江茶亭移築以前のもので、庭園が「天保14年萩城座敷図」には描かれていないが、「西長屋差図」には出てきていることから、嘉永7年(1854)までの11年間に西長屋の大改築が行われ、この時に庭園も造られたものと考えられる。つまり本来は、萩城本丸の西長屋(大奥)庭園ということになる。

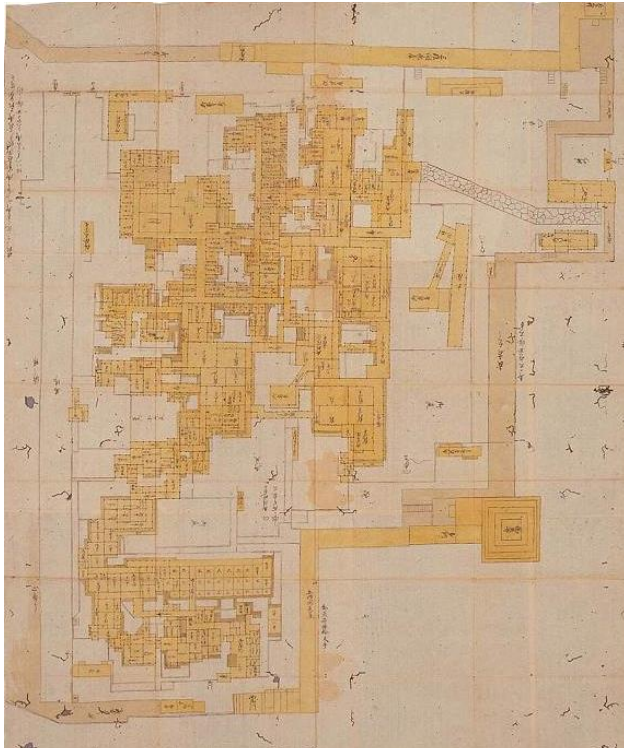
現在庭園にある「旧梨羽家茶室」(煤払いの茶室)は、中津江にあった萩藩寄組梨羽家(3218石)の下屋敷から昭和13年(1938)に移築された茶室で、年末の城内煤払いの際に藩主が一時居館を出て、ここに休憩したことからこの名がある。また「花江茶亭」(萩市指定文化財)は安政年間のはじめ、13代毛利敬親が三の丸内の橋本川沿いにあった花の江御殿(川手御殿、常盤江御殿)内に造った茶室で、維新後民間に譲渡されたが、明治22年(1889)に現在地に移築された。

本庭は瓢箪型の池泉に中島を掘り、南部に築山を築いた池泉鑑賞式庭園である。築山は1.4m程度の高さで、3段ほどに土留めを兼ねて石組し、中心に力強い枯滝を組んでいる。1.8m程度の立石を中心に両脇石を据えた三尊石組による枯滝である。護岸石組も立石・横石であしらい、この時代の作庭としては特筆すべき力強さである。

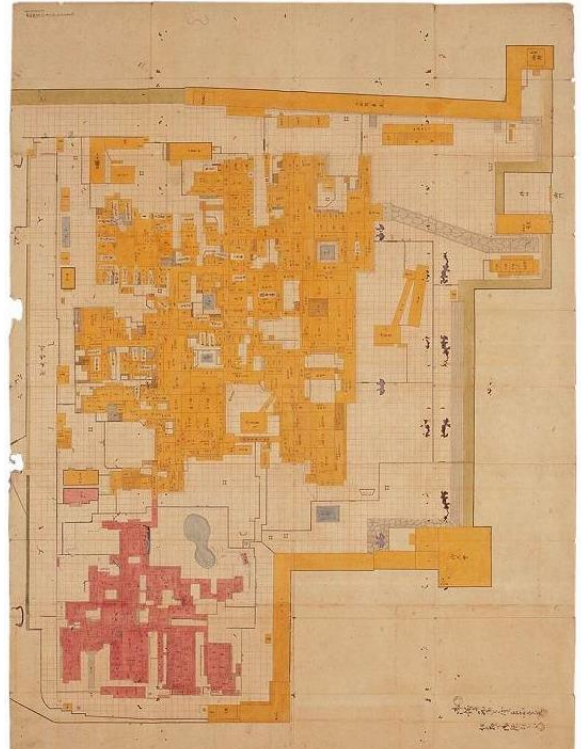
中島も池の形に添い、瓢箪型に造り、石橋で渡ることができる。北側は長さ1.9m、幅0.6mの玄武岩(笠山石)による切石橋を2石で架け、南側は長さ2.25mの同じく切石橋を架けている。「西長屋差図」によると、築山の南側にも飛石が打たれ、ここに陰陽石2石を組んでいる。

【現況】

- ・ 庭園は生垣で区画され、周囲には公園整備による通路が廻る。庭園へは南側と北側の門から自由に入ることができる。
- ・ 庭園内にトイレは無いが、庭園北側に公園内トイレが整備されている。
- ・ 個々の建物についての案内板は設置されているが、庭園に関する説明案内は無い。
- ・ 庭園内では祭日等に抹茶が有料で提供されている。
- ・ 池泉に水は無く、往時の水源は不明。
- ・ クロマツの大木が多く、城跡景観を形成しているが、花江茶亭裏側で密生のため見通しが悪い他、一部築山に植生しており、石組を毀損している。
- ・ 庭園内は、除草伐採等の維持管理は行われているが、護岸の毀損も目立つ。



天保 14 年 (1843) 「萩御城元御座敷之図」



嘉永 7 年 (1854) 「萩城内並西長屋共差図」
(毛利家文庫、山口県文書館蔵)



瓢箪型池と石橋



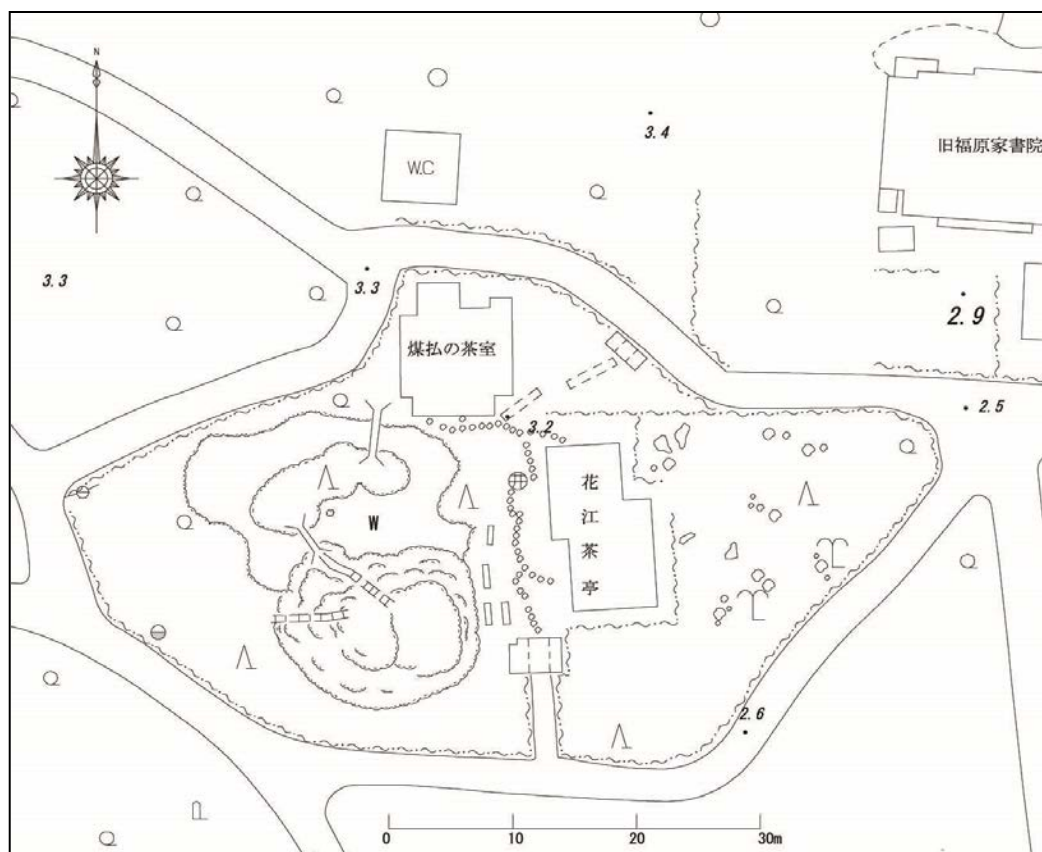
花江茶亭



築山と三尊石組



旧梨羽家茶室 (煤払いの茶室)



花江茶亭庭園平面図

② 志都岐山神社庭園

志都岐山神社は、本丸御殿跡の北側指月山麓に立地する。明治11年(1878)、萩付近の有志が萩城本丸跡に山口の豊栄(とよさか、祭神 元就)、野田(のだ、祭神 敬親)両神社の遥拝所(ようはいじょ)を建立したのが始まりで、翌年指月神社と称し明治15年(1882)に志都岐山神社と改め県社となった。主神は毛利元就・隆元・輝元・敬親・元徳の5柱で、その他に初代から12代までの萩藩主が合祀されている。

池の西部には明治15年(1882)に「旧福原家書院(萩市指定文化財)」が志都岐山神社の社務所として移築された。福原家は萩藩の永代家老として厚狭郡宇部(宇部市)に給領地を持ち、この書院は三の丸(堀内)の萩屋敷にあったものである。

本庭には池が3つ重なる。東部の2つは泮水(はんすい)の池であり、西部の1つは、社務所の書院庭園としての池泉である。泮水とは泮宮(はんきゅう)(周代諸侯が国学・饗射礼(きょうじゃらい)を習わせた施設)の南側に設けられた池で、政教分離の意を象徴していた。わが国では江戸時代の藩校において、正面と主要施設を繋ぐアプローチの両側に設けられた。

泮水の中央には万歳橋(萩市指定文化財)が架かる。これは藩校明倫館にあった遺構を明治11年(1878)に移したものである。嘉永2年(1849)江向に移転再建された明倫館には、孔子を祀る聖廟の前に諸侯の学校を象徴する泮水を巡らし、その中央にこの万歳橋が架かっていたという。その様子は、安政2年(1855)の「八江萩名所図画」の挿絵によると、泮水は対称性を持った凹字形の池であるが、志都岐山神社の場合、旧福原家の書院に

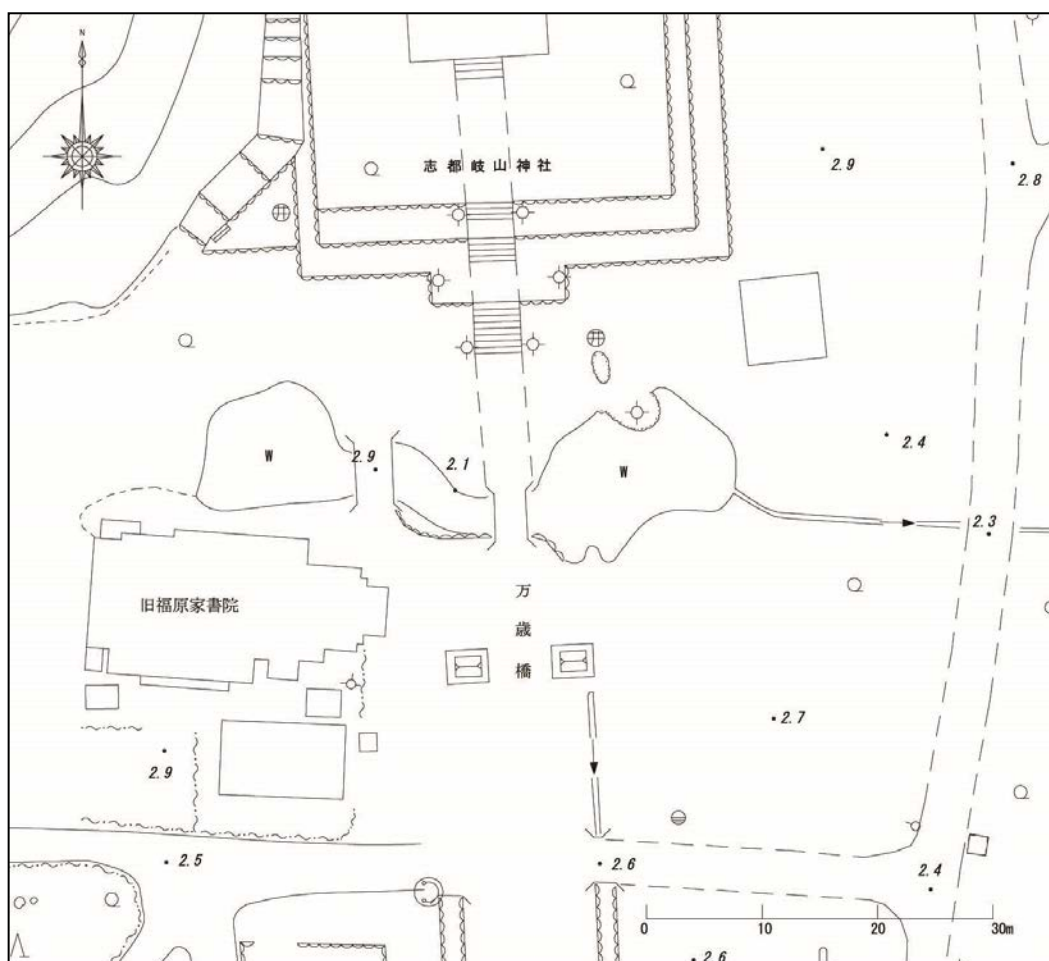
付随する書院庭園とも繋がっているため、不整形な池にしたと推察できる。

万歳橋は花崗岩製で長さ 4.05m、幅 3.15mの太鼓橋である。高欄の橋柱は左右 5 本ずつで、中国風のデザインを施している。護岸石組みは池泉風で技術も優れ、池畔に井戸や手水鉢、置燈籠などが配されている。

社務所前は書院から見ると池泉鑑賞式庭園と考えて良く、豪華な枯滝を中心として構成している。泮水との繋ぎには石橋が架かっているが、楓橋（もみちばし）と命名され、明治 40 年（1907）に木橋を石橋に改めたことが刻印されている。

【現況】

- ・ 庭園は志都岐山神社の参道から境内への石段に至る間に立地しており、万歳橋はその中心にあたる。池泉水源は雨水若しくは湧き水で、池中央部から東側にかけて水溜りとなっており、東端部にオーバーフロー水路が確認できる。
- ・ 庭園西側は社務所である旧福原家書院から眺める書院庭園となっているが、書院の傷みも激しく建物内への立ち入りはできない。
- ・ 東側の池泉付近には大型の燈籠、手水鉢、蔵等が配置されている。
- ・ 庭園内は、除草伐採等の維持管理は行われているが、護岸の毀損等も見られる。
- ・ 個々の建物や施設についての案内板は設置されているが、庭園に関する説明案内は無い。
- ・ 旧福原家書院南側は無料休憩所となっており、トイレや城跡内で唯一の自動販売機も併設されている。



志都岐山神社庭園平面図



泮水の池（東より）



万歳橋



書院前石組



楓橋

③ 東園跡

二の丸東北部のうち、満願寺と本丸に挟まれた区画に、第6代藩主宗広（1717～1751）の頃に、御茶屋を中心として「東園」という池泉回遊式庭園が造られた。この二の丸の一角は、満願寺をはじめいくつかの寺社を擁する地域としたり、輝元の隠居所に利用しようとしたり、かなり重要視された地域と考えられる。東園はこの地域の南半分を占める。南に本丸御殿、北に満願寺、西に指月山、東は土堀に囲まれていた、東西約140m、南北約90m、面積約10,600㎡の敷地を占めている。

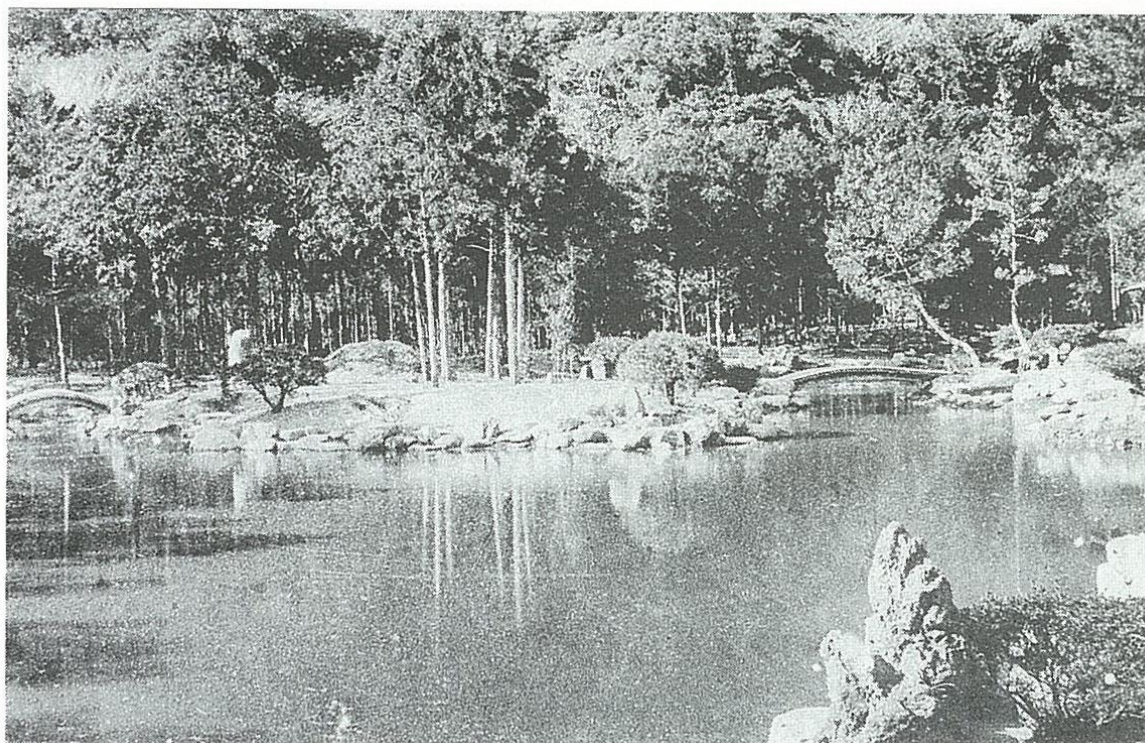
元文年間城下町絵図（絵図7）によると、東園は「御茶屋」と記載され、東側には2つの橋が架かった池、西側には数棟の建物が描かれている。元禄11年（1698）に東園の地に天神社が建立され、藩主参勤の無事を願う祈禱の連歌会が催されることになったが、その時、料理や茶湯の接待場として御茶屋も建設されたものと思われる。天神社での連歌会は、原則として毎年2月・5月・9月に行われていた。そして、18世紀の半ばに古くからあった池を利用して作庭し、東園と命名するとともに御茶屋も改装した。このころ御茶屋の南側には、鷹の飼養所である御鳥部屋も設置されていた。また、寛政3年（1791）には天神社の東隣に秋葉社が遷座され、11月15日・16日に祭礼を執行した。東園御茶屋の建物が、藩主の江戸参勤の留守中に定例的に文書記録の整理編集所として利用されてはいたものの、東園の地は本来的には参勤の無事や安産を祈願する祭祀の場、あるいは藩主やその宗族などがくつろぐ遊息の場として利用されてきたのであった。山県周南の著した「東園記」で

は、東園内の景観を選んで、六景二十勝をよんでいる。現在確認できないものも多いが、この中に「聚遠」と名づけられた館があり、庭園はもとより、はるか海景や対岸の山並みも眺望できたという。

御茶屋の建物は明治になってからも存続していたが、現存しない。現在は、池がほぼ当時のままの形状で残ってはいるが、御茶屋跡は整地され、天神社跡は竹林となっている。古写真は、昭和初年の東園の様子を示すものである。この写真は、東から西に向かって指月山を背景に撮影されたものであるが、現在よりも木立がうっそうと茂っているのが分かる。

また、第11代藩主斉元時代（1824～1836）の「孝姫様基之允様東園御部屋差図」（毛利家文庫、山口県文書館蔵）には、新たに増築された御殿の詳しい平面図が示されている。

このように本庭は「東園記」という庭の状況を詳細に記した記録や、萩城全体の地割や建物の配置を示した絵図などの歴史資料と共に遺構の残存する貴重な庭園である。

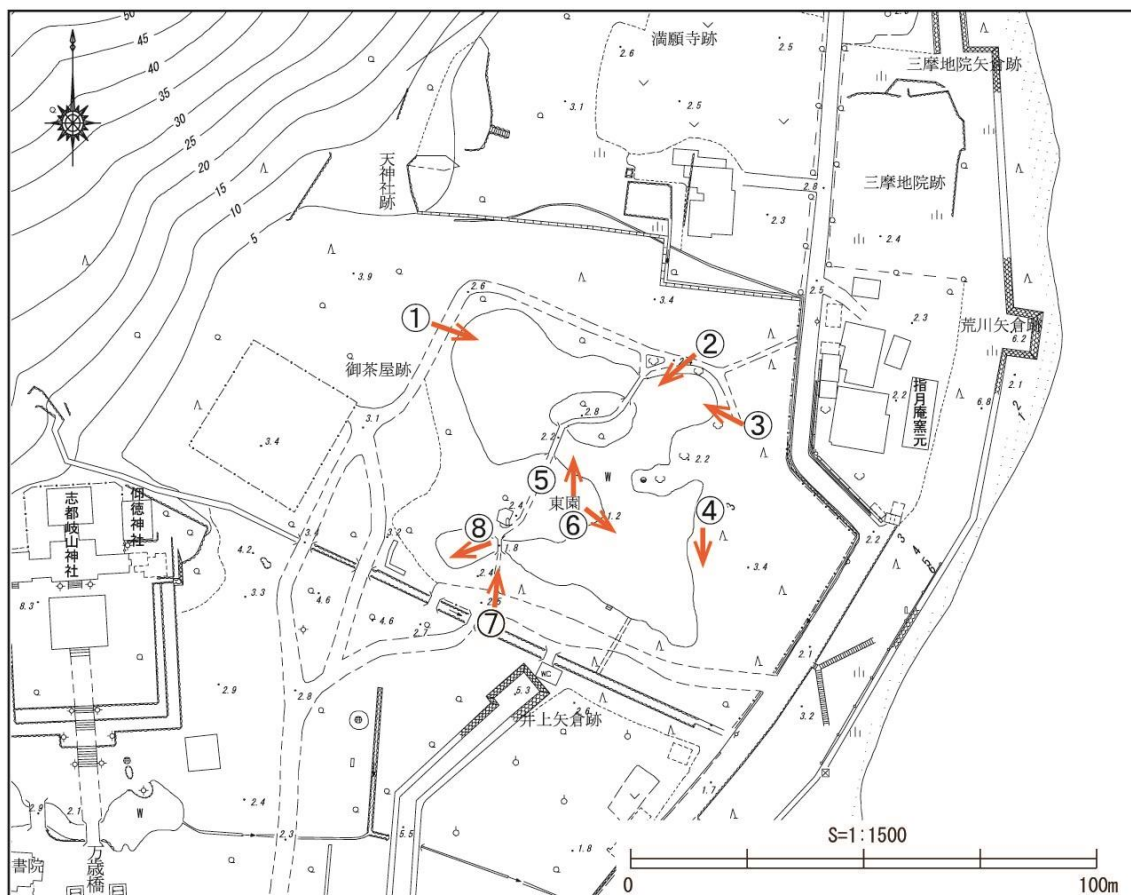


古写真 東園（萩博物館蔵）

【現況】

- ・ 庭園は二の丸東北部に立地し、西側は指月山の山裾へと続く。
- ・ 庭園内にトイレや休憩所は無く、最寄の施設は旧福原家書院南側の休憩所である。
- ・ 料金所付近に庭園についての小型案内板は設置されているが、全体の案内図等は無い。
- ・ 庭園東側が城跡の有料区域入り口となっており料金所が立地し、日中は1名の管理者が常駐している。
- ・ 公園施設として整備されたベンチや水飲場があるが、老朽化が激しく機能していないものもある。

- 池水は溜まり水若しくは湧き水であるが、明確な水源は不明。庭園南東部にオーバーフロー水路がある。池泉端部には枯葉の堆積が見られ、水質は良好とは言えない。
- 全体に樹木密度が高く、見通しが悪い。一部の護岸付近大木は石組みを毀損している。料金所付近ではスギが密生している。
- 庭園内は、除草伐採等の維持管理は行われているが、護岸の毀損等も見られる。



東園平面図及び写真撮影位置図



①西岸より池泉を望む



②北岸より中島を望む



③東北岸より指月山を望む



④東岸林内から料金所を望む



⑤南出島より中島を望む



⑥出島より東南護岸を望む



⑦南岸より石橋を望む



⑧石橋より中島を望む

【参照】『萩市史』（第3巻）（萩市 1987年）

『山口県の庭園』（山口県教育委員会 1994年）

3. 自然的調査

(1) 地形・地質

史跡萩城跡は、阿武川河口に発達した三角州の北西隅にあたる指月山とそのふもとにあたる。指月山の標高は 143.4m である。指月山は日本海中の独立した山で、砂州の発達によって陸続きになった陸繋島である。指月山の山体は花崗岩でできている。阿武川河口に発達した三角州は最高位でも 9 m の低地である。史跡萩城跡は、この三角州の北西に位置し、沖積層となっている。

(2) 植生

萩市の植生は大観的には二次的植生である。萩市一帯は対馬暖流の影響で、年平均気温は山口県下でも比較的高く、年間降水量は 1,600mm 前後である。このような気候状況から、原植生はシイ類、タブノキ・カシ類などが優占する常緑広葉樹林で、ヤブツバキクラス域に属する。

① 指月山の植生

萩城跡の植生で最も特徴的で重要な箇所は、日本海に突き出す形で立地し、頂部に要害が築かれていた標高 143.4m の指月山である。指月山は萩城が築かれてから、藩政時代を通じて御立山（おたてやま、藩有林）として樹木の伐採が禁止され、廃城後は指月公園として保護されてきたため、山体を覆う森林は極相林の姿をとどめている。円錐形の山体はスダジイやタブノキといった常緑広葉樹の巨木に覆われ、中国地方では珍しく暖地性原生林の面影を残しており、昭和 46 年（1971）には国の天然記念物に指定されている。

指月山に生育する高木層の樹種は、スダジイとタブノキが優先しており、クロガネモチ・ハマセンダン・カゴノキ・モチノキも見られる。亜高木層はヤブツバキが最も多く、スダジイ・タブノキ・ヒメユズリハがこれに続きシロダモ・ヤブニッケイ・クロキ・モチノキ・カゴノキなどが比較的目につく。低木層はところにより差があるが、全般的に植被率は低く、ヤブツバキ・アオキ・イヌビワ・ネズミモチ・スダジイ・イヌマキ・イスノキ・ニセジュズネノキなどで構成されている。草本類も全般的に植被率が低く、テイカカズラ・ベニシダが広く生育し、ホソバカナワラビが密生するところが多い。山麓に近い林内にはサザンカの群生が見られる。サザンカは暖地性植物で、これが真の野生とすれば本種の北限産地となる。またオガタマノキも注目すべき暖地性植物で、県内唯一の生息地であるミカドアゲハ（萩市天然記念物指定）はこのオガタマノキを食性とする。

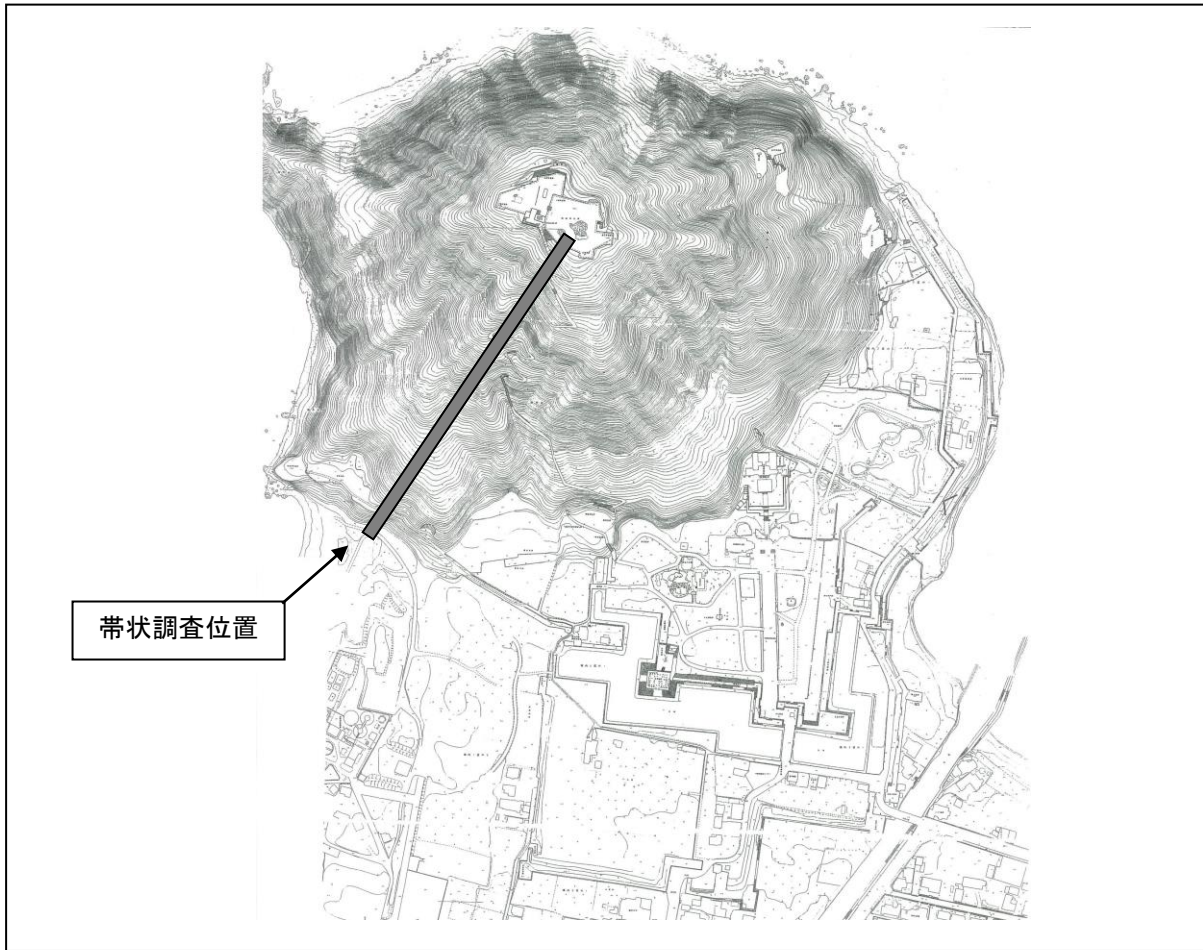
志都岐山神社西側の樹林には、スダジイ、クスノキなどの巨木の下にサザンカ、カカツガユ、ニセジュズネノキ、イヌビワ、ネズミモチ、アオキなどがあり、シダ植物ベニシダ、イタチシダ、ミゾシダ、フモトシダ、ホソバカナワラビなどが見られる。南側登山道入口からは、スダジイ、タブノキ、クスノキ、ヤブツバキなどの巨木が登山道の西側にそびえ、頂上まで続く。西側は西ノ浜に続き海浜植物としてはコウボウムギ、コウボウシバ、ツルナ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマニガナ、ハマボウフウ、ハマウド、ケカモノハジなどがあり、北西海岸の一部にはハマビワが生育する。崖の斜面にはホソバワダシ、キスゲ、ボタンボウフウ、ハマナデシコ、ハマナタマメ、ダルマギクなどが点在する。



指月山の標高別林冠形成植物出現頻度（幅 5 m の帯状断面調査）

標高 (m)	確認樹種（低標高の樹種から順に記載）
0～50	シロダモ、ハマセンダン、クロキ、スダジイ、クロキ、スダジイ、クロガネモチ、ヒメユズリハ、クロガネモチ、シロダモ、ヤマモモ、スダジイ、タブ
50～100	クロキ、ヒメユズリハ、スダジイ、スダジイ、タブ、スダジイ、モチノキ、ヒメユズリハ、スダジイ、タブ、スダジイ、ヤマモモ、スダジイ、ヒメユズリハ、クロガネモチ、
100～150	スダジイ、クロキ、スダジイ、タブ、スダジイ、クロガネモチ、スダジイ、スダジイ、タブ、クロガネモチ、スダジイ、クロキ、スダジイ、ツバキ、タブ、タブ、クロキ、ツバキ、スダジイ、モチノキ
150～200	カカツガユ、ヒメユズリハ、シロダモ、クロキ、スダジイ、アオキ、タブ、ヒメユズリハ、スダジイ、ツバキ、クロキ、タブ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、スダジイ、カゴノキ、タブ、スダジイ、シロダモ
200～250	タブ、スダジイ、スダジイ、ツバキ、ヤブニッケイ、スダジイ、ツバキ、エノキ、ツバキ、ツバキ、スダジイ、ツバキ、カゴノキ、ツバキ、スダジイ、ツバキ、スダジイ、ツバキ、スダジイ
250～300	スダジイ、スダジイ、ツバキ、ツバキ、ツバキ、ツバキ、ムク、タブ、スダジイ、カゴノキ、ツバキ、ムク、タブ、エノキ、スダジイ、クロキ、ツバキ、タブ、ツバキ、スダジイ
300～340	カゴノキ、スダジイ、ツバキ、カゴノキ、スダジイ、エノキ、タブ、カゴノキ、ツバキ、スダジイ、ツバキ、エノキ、ツバキ、エノキ

* 「指月山の植物相」（山口県立萩高校 科学部 生物班 1970 年）掲載データを編集



② 指月山の植生変遷

指月山における植生の変遷を各時期の古絵図等より見ると、江戸初期の築城時には山林は伐採され山頂付近は裸地の状態であった。その後江戸前期には草本・低木林、さらに江戸中期にはマツが主体の植生へと遷移した。そして幕末期には現在の植生に近いシイ・タブ類主体の極相林となっていたようである。さらに廃城後の明治期には指月山は魚付林として払い下げから免除されており、漁業資源の一部として認識され、保護されてきたことも窺える。

指月山の植生に係る資料等

時期	年代	絵図・報告書	植生
築城前	—	—	極相林であったと考えられる
築城時	江戸初期	「慶長長門国絵図」	築城に伴う伐採による裸地
築城後	慶安5年(1652)	「萩城下町絵図」	草本・低木林中心
〃	宝暦元年(1751)	「萩城下町絵図」	マツ類主体の植生。一部竹もあり
〃	明和4年(1767)	「御当職所日記」	洞春寺下海岸付近にマツ類植栽(防風林植栽の可能性)
廃城後	明治6年(1873)	「旧城郭并陣屋其他土地建物共調一件録」	スダジイ・タブノキ中心の極相林(マツ類は全体の2.5%)

③ 本丸の植生

本丸の主景観を形成している樹木は、クロマツとサクラ類である。クロマツは大型のものが御殿跡庭園に集中して生育しており、城郭にふさわしい景観を形成している。サクラ類は公園整備時に植栽され、本丸全域に見られる。記念植樹として植栽されたものも多く、春の開花時期には花見の名所として来訪者が多い。現在は老木化により幹割れや枝枯れしているものも多く見られる。

志都岐神社参道の旧明倫館遺構万歳橋東側たもには、山口県指定天然記念物の「ミドリヨシノ（学名：Prunus nikaii）」が生育する。本樹は萩市出身の植物学者二階重楼氏によって学問的に注目され、ソメイヨシノとは異なったものとして基準標本となった。特徴としては「葉柄（ようへい）、花柄（かへい）及びガクは緑色で、花弁は純白、花柱も緑色をしており、開花時には他のサクラ類と違って遠くから見ると梨の花のような感じを与える。」とされている。また、境内ではモミ、ヒノキ、クスノキ、スギ等の常緑樹により社叢林が形成されており、背後の指月山樹林と連続している。

その他特徴的な植栽として、タギョウショウの列植や藤棚、ソテツ、石垣下部にはツワブキが見られる。

本丸（天守曲輪）の植生写真





天守曲輪のサクラ類現況



④ 二の丸の植生

南門柵形は石垣沿いにサクラ類が列植されている。柵形東から塩矢倉にかけてはヤマモモ、ヤブニッケイ、カシ類、エノキ等が密生している。

南門から本丸土橋につづく通路沿いには東土塁にクロマツの大木のほか、西側宅地周辺にカキ、クスノキ、カシ類、エノキ、マキ生垣などが生育する。

二の丸中核部を占める蔵元役所及び厩舎跡の区画の中央部は民家のミカン畑で、南城壁土塁から西側の華矢倉にかけては広範囲に竹林となっている。

内堀沿い南西部から東側の園路沿いを中心にサクラ類とハギが植栽されている。角部分は芝生によるオープンスペースとなっている。

東城壁土塁及び通路沿いには樹高 10m を超えるクロマツをはじめシイ類、クスノキ、ウバメガシ等の常緑樹が生育しており、石垣と調和した城郭景観を構成している。

東園の周囲はスギ、ヒノキが多く生育している。東園内部池泉周辺はクスノキ、ヤマモモ、クロマツ、ツバキ類が生育している。





⑤ 外堀の植生

外堀周辺の中で植生としてまとまりが見られるのは、北の総門南に立地する外濠街区公園以北の土塁上の植生である。主な樹種のうち常緑樹としてはクスノキ、イヌマキ、カシ類、クロマツ、ミカン類等、落葉樹としてはエノキ、センダン、サクラ類、イチョウ、サルスベリ等が見られる。



⑥ 石垣への影響樹木

史跡萩城跡の石垣は各所で樹木成長により毀損している状況が確認できる。中には史跡の良好な景観向上や来訪者の利用・活用に寄与するクロマツやサクラ類などの樹木も多いが、放置すれば遺構破壊のみならず、石垣崩壊や倒木による人的被害も起こり得る状況であり、早急な対策が必要である。

要害における石垣影響樹木





本丸における石垣影響樹木





二の丸東側における石垣影響樹木



二の丸南側：南門付近における石垣影響樹木



二の丸西側における石垣影響樹木

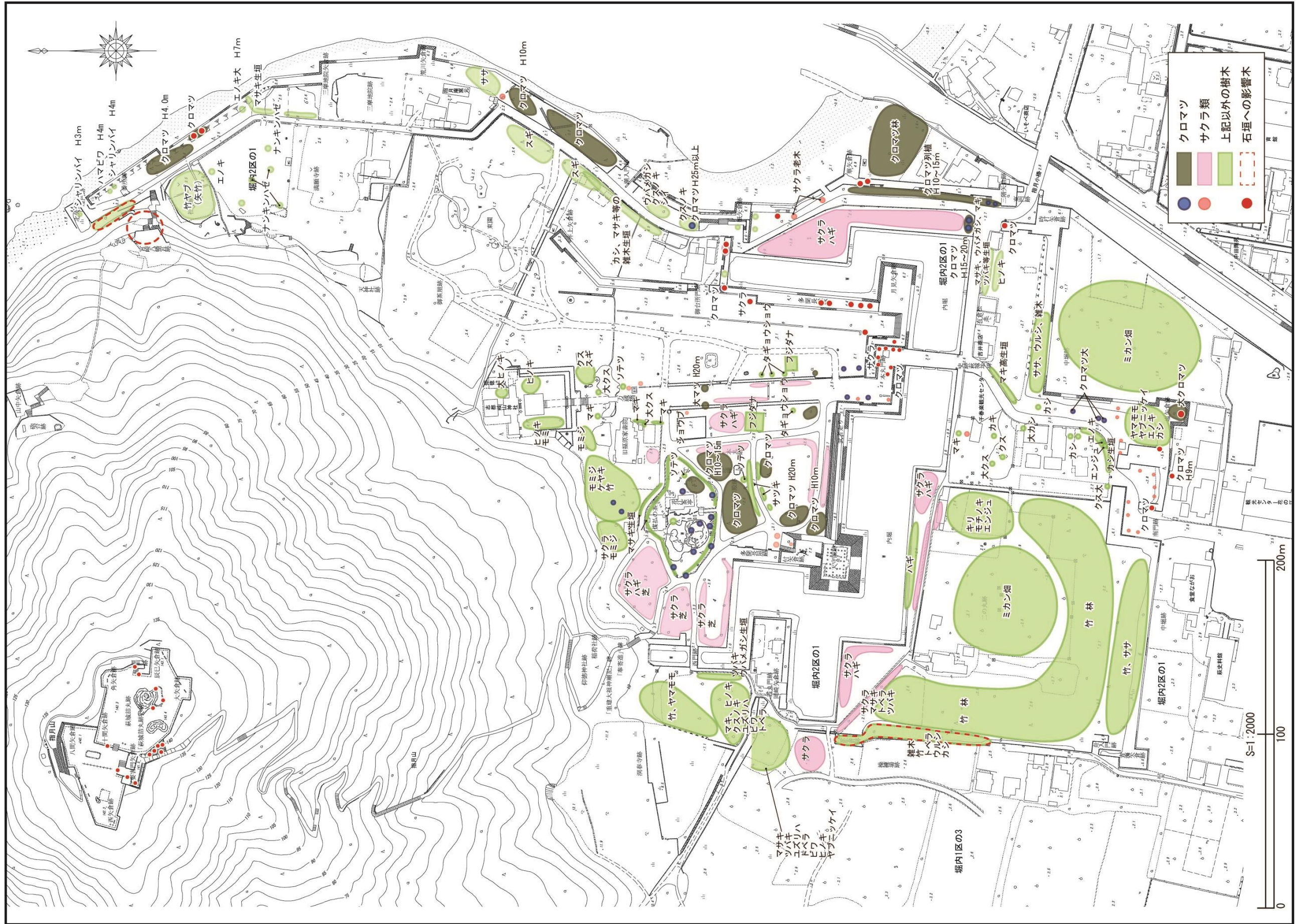


二の丸西側：東園における護岸影響樹木



【参照】

- 『萩博物館調査研究報告』（第4号）（萩博物館 2008年）
- 『改定 山口県北部地方植物目録』（萩市郷土博物館友の会 1991年）
- 『萩市史』（第3巻）（萩市 1987年）
- 『山口県植物誌』（山口県植物誌刊行会 1972年）
- 『指月山の植物相』（山口県立萩高校 科学部 生物班 1970年）



- クロマツ
- サクラ類
- 上記以外の樹木
- 石垣への影響木

4. 社会的調査

(1) 史跡に係る法令

史跡萩城跡にかかる法令と規制内容は、次表のとおりである。

法律・条令	位置づけ	規制内容	所管
文化財保護法	国指定史跡萩城跡 天然記念物指月山	現状変更行為を行う場合は、文化庁長官の許可が必要。 ※景観法（以下「法」という。）に基づく萩市景観計画では、史跡萩城跡の区域を「重点景観計画区域－萩城跡地区」と定めており、国指定史跡地区内における建築物や工作物を建設する行為については、法第16条第7項第11号及び法施行令第10条第1項第3号により文化財保護法に基づく許可・届出・協議に係る行為として、届出を要しない行為と規定されている。	萩市歴史まちづくり部文化財保護課
都市計画法	第1種低層住居専用 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の用途が最も厳しく規制されている地域 ・ 住宅や共同住宅、寄宿舍、下宿の他に兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のものは建築できる。 ・ 店舗、事務所、ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設、病院、工場等は建築できない。 ・ 建築物の形態規制制限 建ぺい率50%、容積率80%、高さ10m 	萩市歴史まちづくり部都市計画課
自然公園法	自然公園（北長門海岸 国定公園）	工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、土石の採取、広告物の掲出等について、都道府県知事の許可が必要。	萩市歴史まちづくり部都市計画課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区(指月山) 特定猟具使用禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水面の埋立または干拓、木竹の伐採、工作物の設置及び鳥獣の保護に影響をおよぼすおそれのある行為については都道府県知事の許可が必要。 ・ 学術研究の目的、鳥獣による 	山口県環境衛生部 自然保護課

		生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的等で鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要。	
萩市屋外広告物等に関する条例	第1種禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・一般広告物（自家用広告物以外）は表示不可 ・歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは表示しない。 ・材質は、原則として、木材、石材等の自然素材又は銅板などの伝統材料 ・屋上広告物は設置不可 ・形態はいずれも四角形 ・個別基準を満たす建植広告物、壁面広告物、突出広告物のうち2種類（1種類につき1個）以下は、設置可能 	萩市歴史まちづくり部都市計画課

（2）土地利用

史跡萩城跡の位置する川内地区は、毛利氏の城下町として古くから市街地が形成され、中心地として発達してきた。史跡萩城跡は、要害・本丸・二の丸・三の丸の一部及び外堀地区により構成されている。山頂に要害を要する指月山とその周辺は豊かな自然に恵まれていることから、国の天然記念物に指定されており、文化財保護法により手厚く保護されている。また、本丸及び二の丸の大半が指月公園（都市公園）として多くの市民に親しまれているが、園内には萩城の遺構である石垣や市指定文化財の花江茶亭などもあり、多くの観光客が訪れている。

本丸の志都岐山神社周辺の土地は神社地である。二の丸の大半は市有地だが、個人住宅や店舗あるいは農地として利用されている民有地もある。外堀地区は、近年、都市計画道路と並行して整備され、復元された北の総門や近接の萩博物館とともに多くの観光客に親しまれている。大半が市有地で、東側は史跡として整備されているが、一部が個人住宅の建つ民有地として利用されている。

（3）周辺動線

史跡萩城跡のうち、本丸・二の丸へは国道191号から市道吉田町樽屋町線を経由し、菊ヶ浜沿いの県道萩城址線を利用してアクセスする。指月公園前の市営駐車場等から徒歩で南門跡を経由し本丸門跡から入場する。外堀へは国道191号から中央公園駐車場へ入り、徒歩で萩城城下町を経由して向かうか、市道弘法寺堀内線（御成道）経由で萩博物館駐車場から徒歩で向かう。

(4) 便益施設

史跡内の公衆便所は、本丸の花江茶亭付近に1箇所設けられているが、史跡周辺では、南門付近の指月第一駐車場、外堀隣接の素水園にそれぞれ設けられている。

休憩所は花江茶亭付近と外堀東側の中央部に設けられている。また、史跡内にはベンチが多く設置されている。

要害、天守台跡、内堀周辺、二の丸東側の展望台（舟入門から荒川矢倉跡の土堀跡）に見学者の落下防止のため、擬木柵が設置されている。

(5) 公開・管理状況

史跡萩城跡の維持管理は管理団体である萩市が行っている。石垣は平成19年度から21年度に石垣総合調査を行い、計画的に保存修理を行っている。植栽や樹木の管理については、萩市が第3セクターに委託して実施しているが、本丸・二の丸では都市公園としての景観に配慮する。特に、指月山は天然記念物であることから、その実施にあたっては慎重に進めているところである。史跡内の指定文化財である建造物は老朽化が目立つため、小修繕を行いながら適切に維持管理している。

本丸・二の丸の大半が都市公園であることから、本丸門跡前と東園付近に料金所を設置し、史跡のパンフレットを配布するなど、ガイダンスを行っている。なお、料金所の運営は、萩市（観光課）が萩市観光協会に委託している。また、本丸では萩市観光協会が花江茶亭の公開を行っている。

南門の近くに設けられた有料の市営駐車場（53台収容）は、萩市が第3セクターに委託して管理を行っている。

史跡周辺では外堀地区に近接する萩博物館において、萩城や城下町をはじめ萩に関する多くの歴史的資料が常設展示されており、その管理・運営は学芸員や研究員と「特定非営利活動法人NPO萩まちじゅう博物館」の会員が協働して行っている。

史跡萩城跡の指月公園の観光入込客数は、平成23年度で55,907人となっている。特に3～5月の観光入込客数が多い。公園内には本丸門跡前の料金所から入場し、遊歩道にしたがい移動すると、石垣の遺構や主要文化財施設の見学が可能である。また、外堀地区に近接する萩博物館の入館者数は、平成23年度で100,969人である。特に7～8月の夏季の入館者数が多い。

(6) 防災

本丸・二の丸については、花江茶亭と旧福原家書院にそれぞれ消火器と自動火災報知機が設置してある。三の丸及び外堀においては、旧福原家萩屋敷門に消火器が、北の総門付近にポンプ室及び屋外消火栓が、それぞれ設置されている。

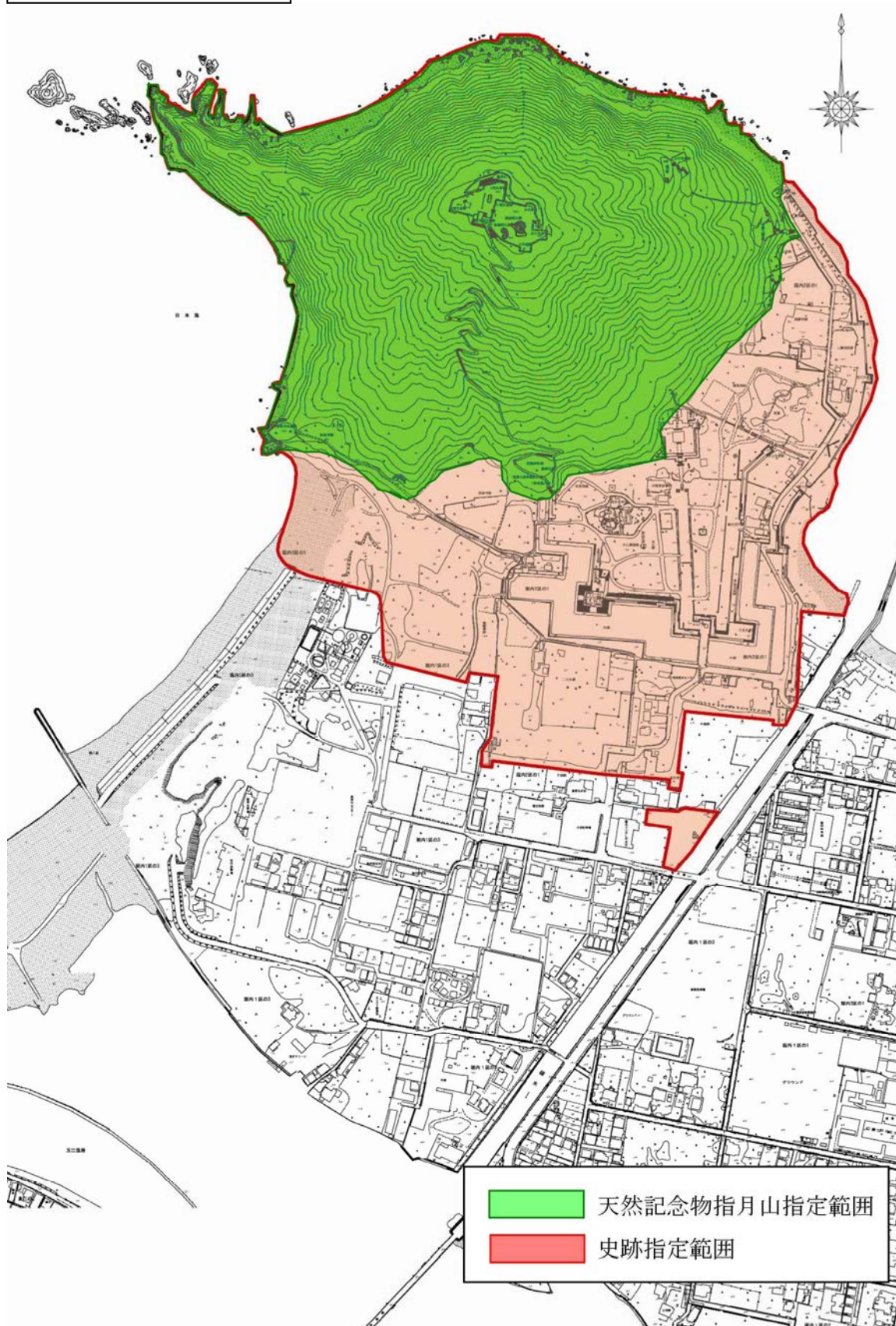
◇指月公園観光入込客数

年月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成18年	月計	1,967	1,530	4,796	12,227	9,915	4,045	3,158	6,885	4,392	6,115	6,706	2,396	64,132
	累計	1,967	3,497	8,293	20,520	30,435	34,480	37,638	44,523	48,915	55,030	61,736	64,132	
平成19年	月計	2,923	3,235	6,335	12,500	9,829	3,737	3,072	6,433	4,745	5,965	5,883	2,539	67,196
	累計	2,923	6,158	12,493	24,993	34,822	38,559	41,631	48,064	52,809	58,774	64,657	67,196	
平成20年	月計	2,429	1,592	4,654	11,762	8,060	3,072	4,342	10,152	12,002	15,636	8,113	5,300	87,114
	累計	2,429	4,021	8,675	20,437	28,497	31,569	35,911	46,063	58,065	73,701	81,814	87,114	
平成21年	月計	1,492	2,151	7,500	9,162	10,242	3,390	2,678	5,503	6,252	4,361	3,704	1,809	58,244
	累計	1,492	3,643	11,143	20,305	30,547	33,937	36,615	42,118	48,370	52,731	56,435	58,244	
平成22年	月計	1,639	1,732	6,346	8,845	9,588	3,573	2,793	5,719	4,196	5,007	4,989	1,966	56,393
	累計	1,639	3,371	9,717	18,562	28,150	31,723	34,516	40,235	44,431	49,438	54,427	56,393	
平成23年	月計	1,136	1,434	4,129	11,232	8,842	4,417	2,737	5,949	4,196	5,060	4,439	2,336	55,907
	累計	1,136	2,570	6,699	17,931	26,773	31,190	33,927	39,876	44,072	49,132	53,571	55,907	
平成24年	月計	2,471	1,947	3,186	11,064	6,589	3,145	2,407	4,742	3,247	4,205	3,940	2,276	49,219
	累計	2,471	4,418	7,604	18,668	25,257	28,402	30,809	35,551	38,798	43,003	46,943	49,219	

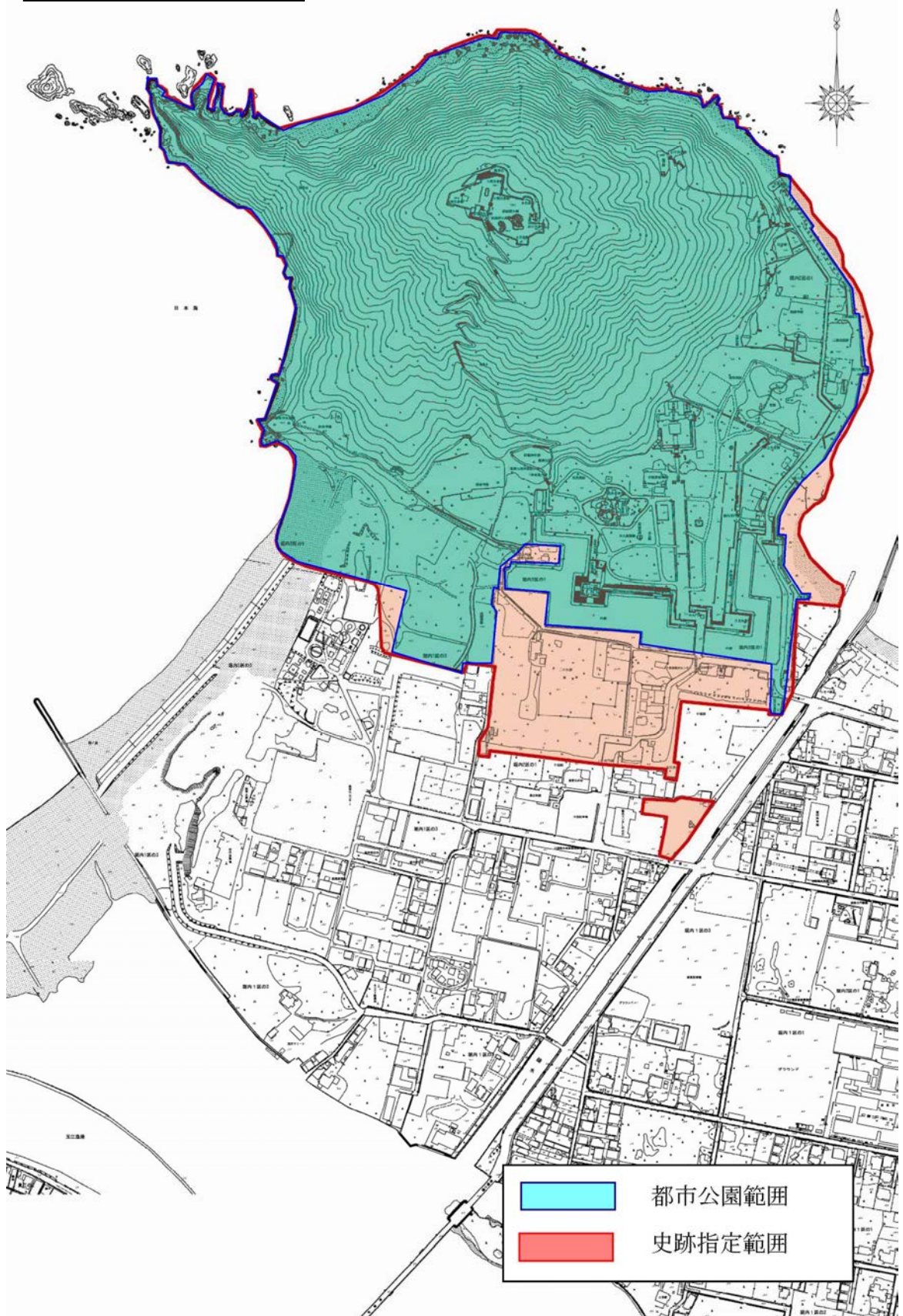
◇萩博物館入館者数

年月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成18年	月計	4,251	4,482	6,014	5,469	12,240	6,257	5,841	9,277	6,671	13,877	8,677	3,216	86,272
	累計	4,251	8,733	14,747	20,216	32,456	38,713	44,554	53,831	60,502	74,379	83,056	86,272	
平成19年	月計	3,696	5,308	6,133	4,861	9,862	4,372	8,573	17,325	8,544	8,105	7,798	4,749	89,326
	累計	3,696	9,004	15,137	19,998	29,860	34,232	42,805	60,130	68,674	76,779	84,577	89,326	
平成20年	月計	4,144	4,134	6,908	5,019	9,502	5,874	9,578	20,641	8,445	10,632	12,061	4,915	101,853
	累計	4,144	8,278	15,186	20,205	29,707	35,581	45,159	65,800	74,245	84,877	96,938	101,853	
平成21年	月計	3,541	3,543	5,906	4,318	10,213	5,539	8,872	24,049	7,040	7,745	6,865	3,003	90,634
	累計	3,541	7,084	12,990	17,308	27,521	33,060	41,932	65,981	73,021	80,766	87,631	90,634	
平成22年	月計	3,126	4,211	6,408	4,964	11,345	5,812	17,442	45,195	11,121	8,463	7,651	4,332	130,070
	累計	3,126	7,337	13,745	18,709	30,054	35,866	53,308	98,503	109,624	118,087	125,738	130,070	
平成23年	月計	3,565	3,610	5,749	4,495	9,290	5,564	14,040	24,839	9,273	8,870	7,945	3,727	100,967
	累計	3,565	7,175	12,924	17,419	26,709	32,273	46,313	71,152	80,425	89,295	97,240	100,967	
平成24年	月計	3,327	2,932	4,964	4,417	9,007	4,221	19,960	40,230	11,161	6,678	9,789	4,446	121,132
	累計	3,327	6,259	11,223	15,640	24,647	28,868	48,828	89,058	100,219	106,897	116,686	121,132	

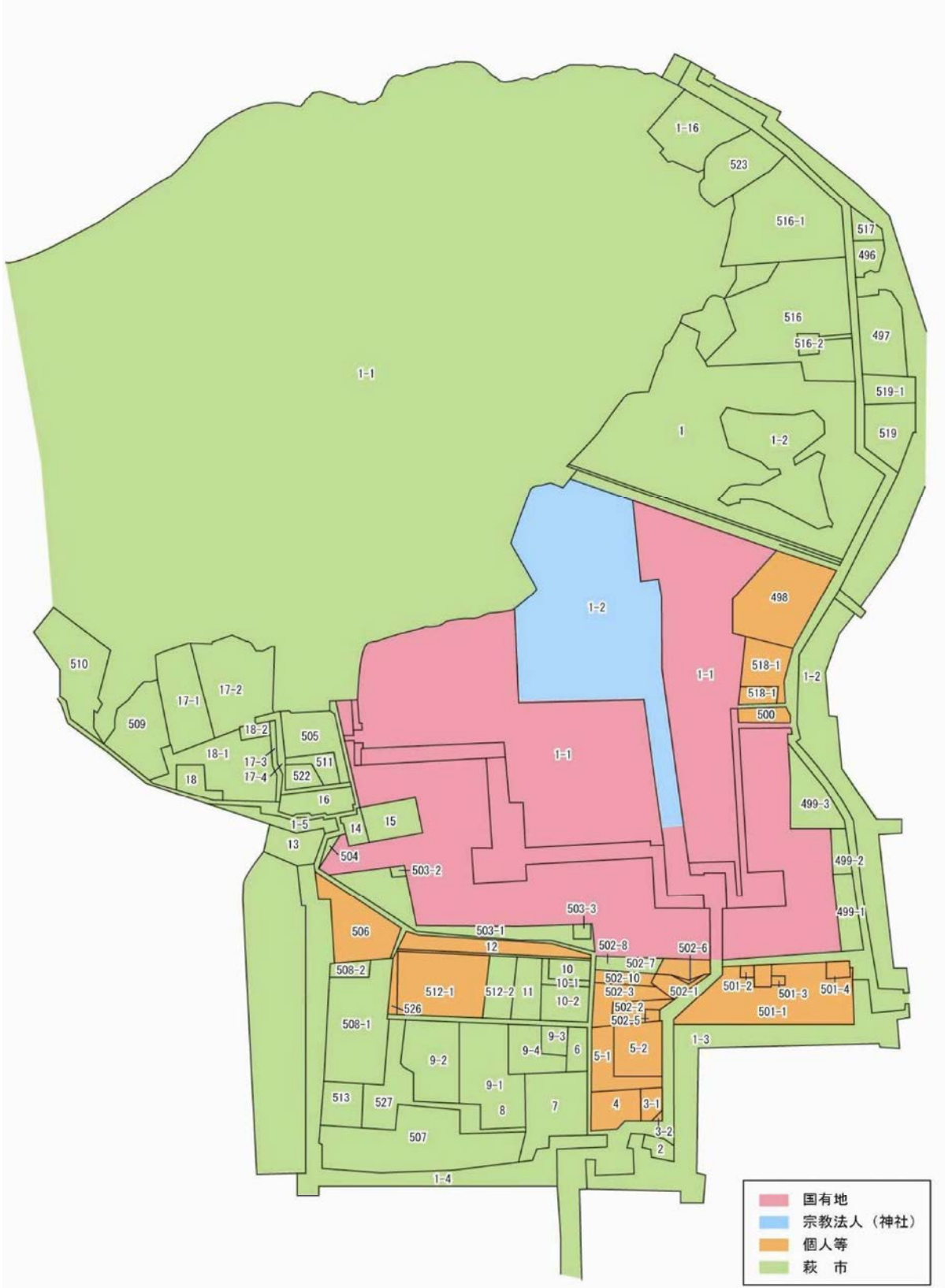
天然記念物範囲図



都市公園範囲図

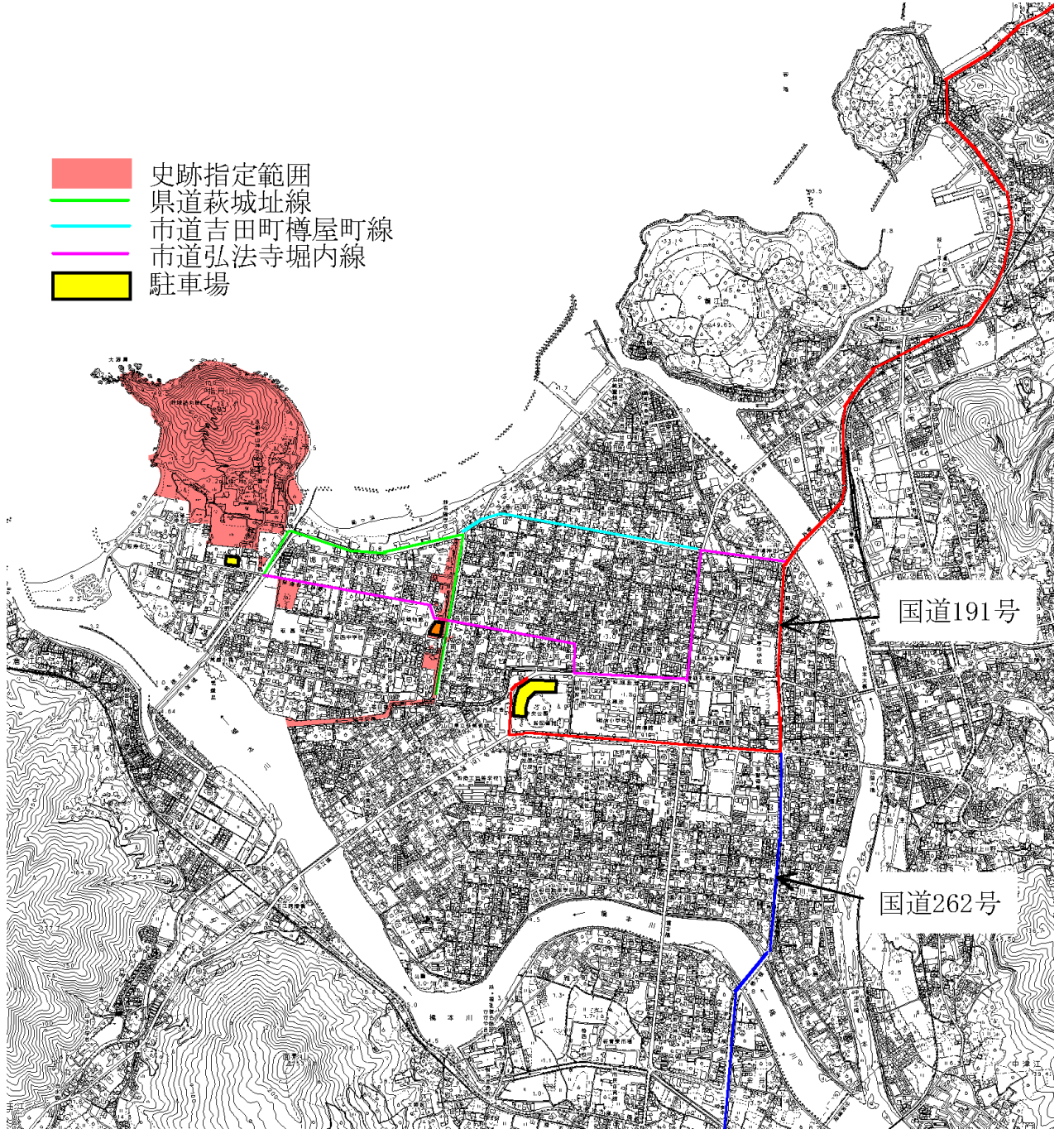


土地所有区分图

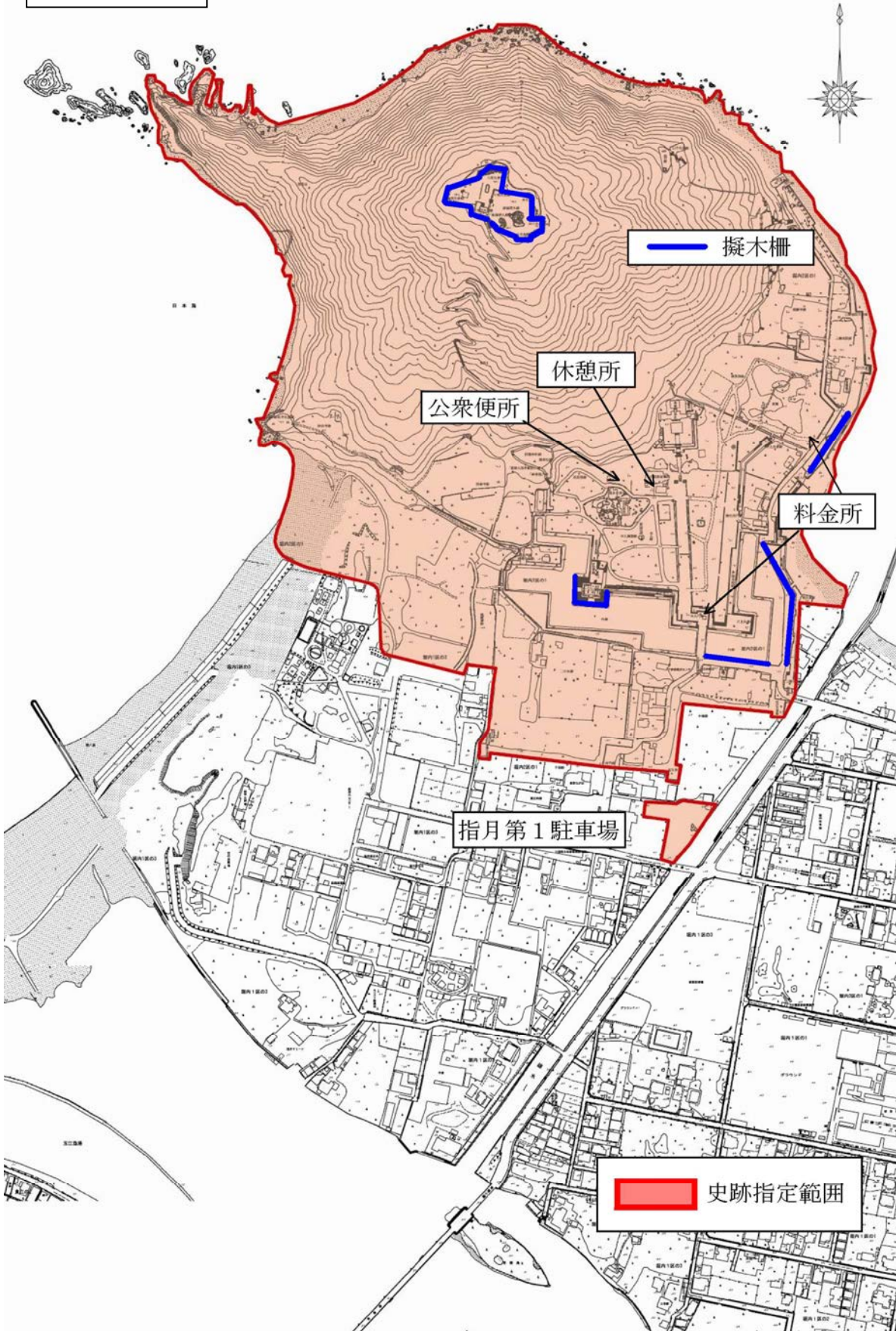


周辺動線

- 史跡指定範囲
- 県道萩城址線
- 市道吉田町樽屋町線
- 市道弘法寺堀内線
- 駐車場



便益施設



(7) 景観

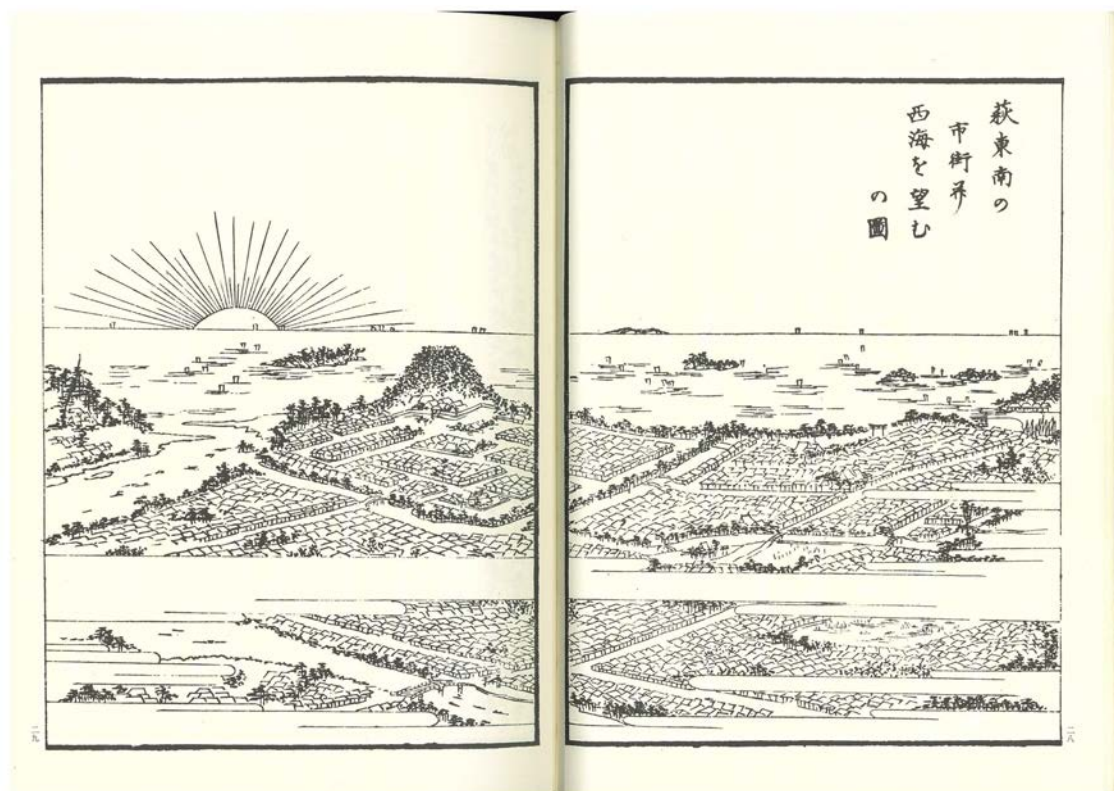
① 概要

阿武川のデルタ地帯西北端、海中に突出した円錐形の丘陵指月山（標高 143m）は、このデルタ景観の象徴である。天保 5 年（1834）から起稿され明治 25 年（1892）に刊行された『八江萩名所図画』にも描かれ、現在もなお萩の象徴である。

永享年間（1429～1440）に山麓に創建された臨済宗善福寺の山号は指月山であった。指月の名の由来は定かではないが、吉見氏時代の文書、石造物、琵琶の銘文などにすでに「指月」の名が見られることから、毛利氏入府以前の名称である。

萩城の要害でもある指月山は、景観的象徴だけではなく、山頂部の矢倉からの見張りという城郭機能も持ち合わせていた。

この指月山を望む現状と、本丸・二の丸・三の丸の主用地点における眺望を確認した。



「八江萩名所図画」に描かれた指月山

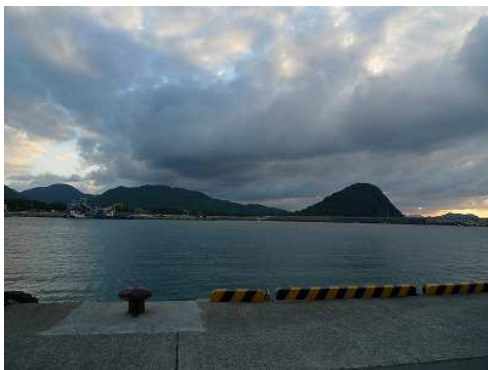
② 遠景

- ・萩商港、鶴江台の北西高台からは日本海と共に良好な遠景を望むことが出来る。
- ・雁島橋、松陰大橋、椿大橋からは若干建物に遮られるが眺望できる。
- ・萩橋、松本大橋、中津江橋からは建物や構造物により認識しにくい状況である。
- ・JR萩駅前からは、建物と電柱により山頂部のみ確認できるが、ほとんど認識出来ない状況である。
- ・橋本橋、玉江橋、常盤大橋からは川面と一体となり、麓付近まで良好な眺望が得られる。



遠景写真位置図

遠景写真



① 萩商港より



② 鶴江台より



③ 雁島橋より



④ 萩橋より



⑤ 松本大橋より



⑥ 松陰大橋より



⑦ 中津江橋より



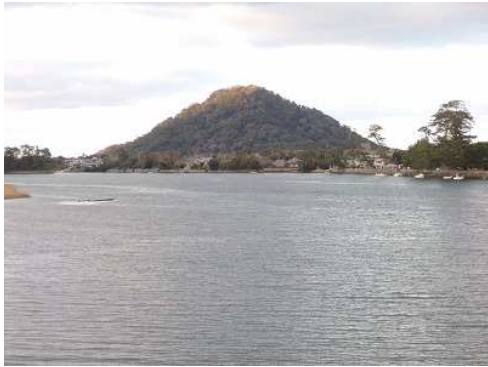
⑧ JR 萩駅前より



⑨ 椿大橋より



⑩ 橋本橋より



⑪ 玉江橋より



⑫ 常盤大橋より

③ 近景

- ・指月山の良好な常緑樹林と城郭構造として残る本丸石垣や外堀が一体となり、良好な城跡景観を創出している。
- ・石彫公園から望む指月山は雄大な自然景観を創出している。
- ・二の丸南門付近からは、電柱や建物により眺望が阻害されている。
- ・東門跡付近からは手前に建物や電柱があるが、石垣、クロマツと共に城跡景観を形成している。
- ・指月橋からは若干建物の影響を受けるが、指月山が身近に感じられる。
- ・中の総門からは手前のヒマラヤスギにより眺望しにくい。
- ・北の総門からは低い三の丸建物越によく眺望できる。
- ・菊ヶ浜からは指月山全体が山裾まで間近に望むことが出来、良好な景観となっている。



近景写真位置図

近景写真



① 本丸堀沿いより



② 本丸沿いより



③ 石彫公園より



④ 市営駐車場付近より



⑤ 指月小橋より三階矢倉跡を望む



⑥ 本丸堀沿いより



⑦ 中の総門付近より

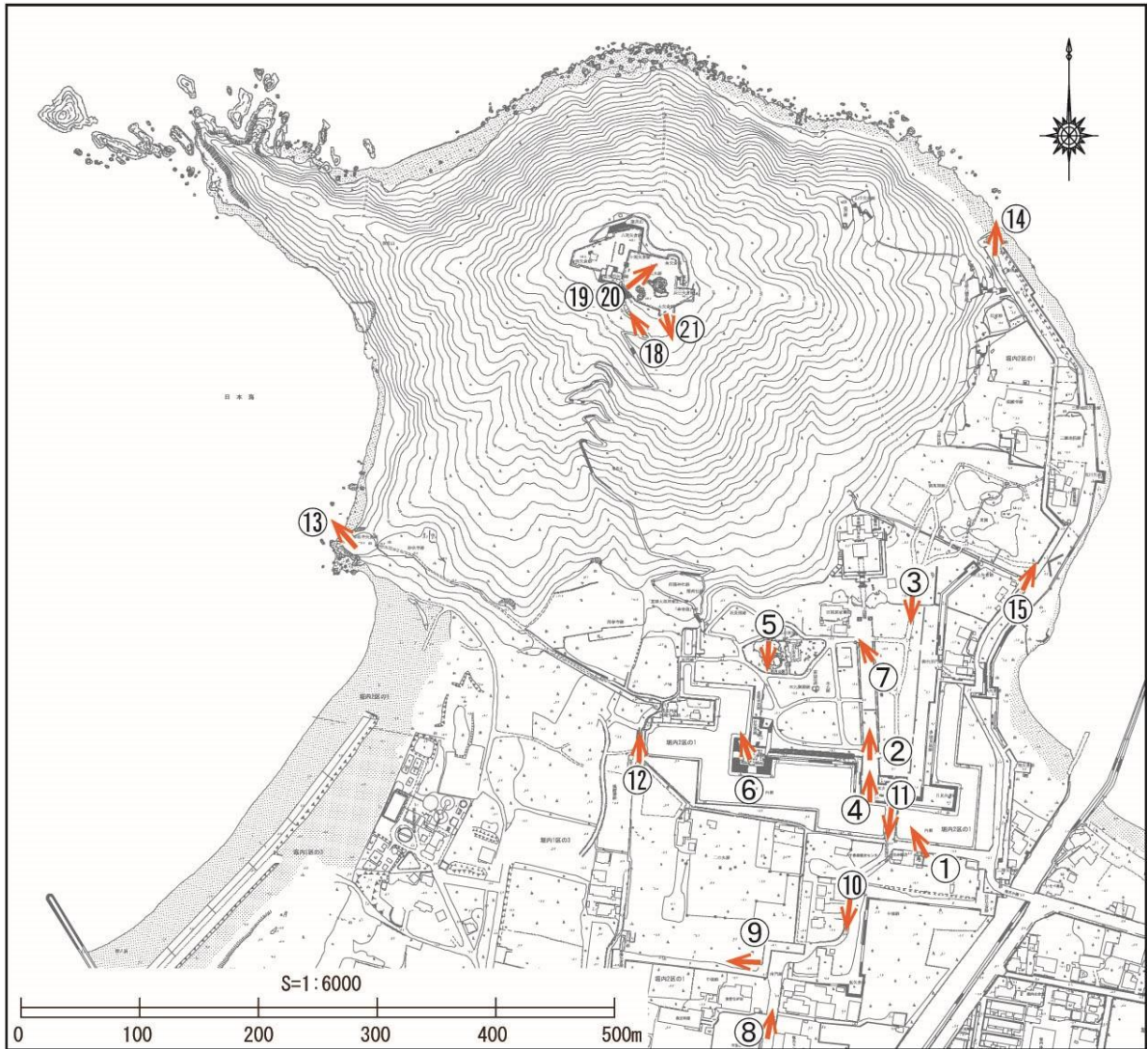


⑧ 北の総門付近より



⑨ 菊ヶ浜より

④ 城跡内景観



城跡内写真位置図

【本丸】

- ・本丸堀沿いや天守台上からは常緑主体の指月山を背景に、堀と石垣を基調とした良好な城跡景観を望むことができる。
- ・本丸門跡からの志都岐山神社参道部石鳥居は本丸内各所から目立つ。
- ・春の桜開花時期には花見の来訪者利用が多い。
- ・本丸内は樹木密度が高く見通しが悪い箇所も見られる。
- ・休憩所周辺は生垣等で見通しが悪い。



① 本丸沿いより



② 本丸跡付近より



③ 本丸桜開花時期



④ 本丸門跡付近より



⑤ 花江茶亭庭園より



⑥ 本丸天守台より



⑦ 本丸休憩所付近

【二の丸】

- ・城跡へのエントランスにあたる南門前付近には、土産物店や民家、駐車場、電柱が立地し、石垣や指月山への眺望が阻害されている。
- ・南門裏は竹林が繁茂しており、指月山は見通すことができない。
- ・南門から本丸に至る通路脇は日常的に駐車されており、土塁侵食、景観阻害の要因となっている。本丸堀沿い民間建物はボリュームが大きく城郭景観にそぐわない
- ・八間矢倉跡から五十間長屋跡に至る周辺は樹木繁茂により狭さく感がある。
- ・妙玖寺矢倉跡、北矢倉跡からは北長門海岸国定公園に指定されている日本海への眺望が開ける。
- ・北東部東園入り口付近は針葉樹等が過密状態にあるため、薄暗い。



⑧ 二の丸堀跡付近より



⑨ 南門裏付近より



⑩ 本丸堀から南門裏付近通路



⑪ 本丸門跡付近より二の丸を望む



⑫ 八間矢倉跡付近より



⑬ 妙玖寺矢倉跡付近より



⑭ 北矢倉跡付近より



⑮ 東園入り口付近より

【三の丸】

- ・三の丸堀沿いに位置する北の総門周辺は往時の姿に復元され、中の総門周辺も石垣等整備され、来訪者の見所となっている。
- ・平安橋付近の堀沿いは民家若しくは庭となっている場合が多く見られる。



⑯ 北の総門付近より



⑰ 平安橋より

【要害】

- ・要害への通路は天然記念物樹林内を通り、頂上の要害までほとんど見通しはきかない。
- ・要害には石垣の他、貯水槽や多くの矢穴が残る石切場跡が残存し特徴的な空間となっている。
- ・要害の周囲は樹林が迫り、往時機能していた周辺城下への眺望はほとんど無い。



⑱ 要害への通路状況



⑲ 要害状況



⑳ 要害石切場・貯水槽跡



㉑ 要害から南東方向を望む

【参照】

『萩市史』(第1巻)(萩市 1987年)

5. 保存・整備の経過

(1) 史跡としての保存整備の経過

近年の史跡萩城跡にかかる事業では、外堀整備事業が最も規模が大きく、長期間にわたった。またその整備には相当の困難が生じるとともに、多くの議論を要した。ここでは『史跡萩城跡（外堀）整備事業報告書』（萩市、2011）を引用し、その概要を記載する。

① 整備に至る経緯

明治時代以降、萩城外堀は南北片河町の堀側への拡張によって水路幅の縮小が進むとともに、北端や東辺の一部が暗渠化され、西側の土塁も大半の区間が削平されて消滅し、その上に民家等が建築されるなど、良好な保存からはほど遠い状態であった。一方、外堀の東側に沿って南北に走る市道今魚店金谷線は幅員が4～5m程度しかなく、車の離合が困難な状態であったことから、昭和45年（1970）、拡張の都市計画決定がなされた。

昭和60年（1985）、萩市が萩市歴史的地区環境整備街路事業として、建設省（当時）より堀内地区の整備の事業認可を受けた。萩城跡とその周辺一帯を長期的計画の下に整備を進めると同時に、史跡萩城跡外堀ゾーンの東側に沿って計画を進めている都市計画道路整備にあたっては歴史的街路計画を積極的に取り入れる構想が示された。外堀ゾーンの事業計画を実施に移すに当たっては、外堀の旧状を確認する必要があり、昭和61・62年（1987・88）に山口県埋蔵文化財センターの技術協力を得て萩市教育委員会が発掘調査を実施した。また昭和62年（1988）には外堀に関する文献調査も実施した。

こうした調査の結果を受けて、道路を整備する建設省（当時）と、外堀の保存整備を実施する文化庁との間で協議が行われ、堀幅8間の石垣が埋没していると思われるラインを基準として境界ラインを設定し、道路側を建設省、堀側を文化庁が担当することで事業を進めていくことになった。

② 土地公有化

整備事業実施に先立ち、整備用地として外側東岸の北・南片河町全域及び外堀西岸の北の総門関連地を公有化した。公有化対象土地は92筆、総面積は5,826.77㎡である。北・南片河町の用地は、平成元年度から平成12年度までの12年間、北の総門関連用地は平成16・17年度の2ヵ年で公有化し、完了した。

③ 整備の基本方針

「20間、14間、8間と堀幅が変遷した萩城外堀を、最終段階、江戸時代後期の8間堀で整備する」という方針は昭和62年の段階で決定し、平成元年の史跡指定ラインもこれを意識して設定された。萩市教育委員会は、事業着手後の平成12年度に、より具体的な整備基本計画として『史跡萩城跡（外堀地区）保存整備基本計画』を策定し、この中で当面の整備計画について、整備目標と対象範囲を設定した。

当面の整備計画では、現行史跡指定範囲内を先行する形で順次整備区域を周囲に拡大していくこととしていた。東辺の北から南に向かって、つまり玉江菊ヶ浜線から県道萩

城跡線に至る区間の8間堀石垣整備を道路事業（街路及び緑地部分の整備）と歩調を合わせて行う。具体的には以下のとおりである。

- ・東辺北半は現在の堀幅中央付近に存在する石垣で護岸された水路を浚渫・補修することで容量の拡大と水位の低下を実現する。
- ・両岸の間知石垣の撤去、北の総門北側土塁の一部復元を行なう。
- ・保存整備した嵩上げ石垣を見せる。石垣は一部積み直しや欠落部分の復元を行なう。
- ・中の総門北側の暗渠部分について水路を復元する。
- ・東辺南半東岸石垣（一部で当初8間石垣）の保存整備を行う。
- ・枅形を含む中の総門、北の総門周辺を整備する。中の総門、北の総門ともに平面的な整備を先行し、その後資料及び遺構調査の状況を踏まえて北の総門については建造物までの復元整備を目指す。また、これらの門に通じる道路は歩行者専用とする。
- ・中の総門北側までの区間の土塁を復元する。同じ区間について土塁西側の馬場空間を整備し、北の総門の建物復元とあわせて番所も復元する。

さらに当面の整備計画を第1期・第2期に区分した。第1期は、平成12年度当時の史跡指定範囲内を対象とする先行整備範囲である。

- ・外堀東岸石垣：嵩上げ8間石垣の一部積み直し及び復元を行なう。石垣の欠損あるいは滅失部分については復元的な石積みを行なうが、現状でも部分ごとの積み方に違いが見られるため、比較的保存状態の良い、整った石垣を参考に復元する。
- ・堀中央水路：中の総門以北では堀中央部分に水路が引かれ、その両岸に石垣が作られている。この水路を浚渫するとともに石垣を修理し、旧状を復元する。また、外堀の水制御の関係から、中の総門以南についても水路の浚渫及び当初8間石垣の整備を行う。
- ・土塁：公有地内に遺存する土塁を旧規に復する。堀西岸の間知擁壁を撤去し、土塁上半部はそのまま生かして基部まで土羽とする。ただし、北の総門以南の部分は断面が明らかに当初形と異なるため、後世の盛土や流入土を除去して往時の形状を復元する。
- ・北の総門枅形：発掘調査の結果と絵図等の資料をもとに、土橋、枅形、枅形周囲の土塀及び両端の船着場石段までを整備する。
- ・中の総門北側暗渠：水路の整備に伴い撤去し、開渠とする。

第2期は外堀北半西側地区の史跡指定地拡大と公有化が進み、都市計画道路が新堀川まで延伸した時点を目標とする整備計画である。また、堀内に計画されている新博物館（萩博物館、平成16年11月に開館）との一体的な活用を視野に入れたものとする。

- ・土塁：中の総門北側の区分までを復元する。呉服町から田中義一像に至る道路は堀内への主要ルートとなっていることからそのまま利用するが、土塁を分断する部分では景観的な連続性が保たれるよう配慮する。土塁上部は散策できるよう整備する。
- ・中の総門枅形：北の総門同様に土橋・枅形・土塀及び両端の船着場石段を復元する。
- ・馬場：土塁の堀内側にあった馬場空間を、中の総門以北について復元する。
- ・北の総門の復元：北の総門建造物の復元を行なう。遺構調査や今後の資料収集によって一定の復元根拠が得られることが前提となる。
- ・北の総門番所の復元：絵図などを参考に建物及び塀の外観復元を行なう。内部はガイダンス施設として使用する。

その後行なわれた発掘調査では、事前に予測したような統一的な石垣が検出できず、保存状態も良好でないことなどから、8間堀遺構の整備方針は、石垣修理から土羽による保護へと大幅に変更されることとなった。

外堀の整備にあわせ、北の総門の復元が整備委員会で議論された。北の総門とその周辺の整備は、基本計画では平面表示案であった。しかし、8間堀遺構の整備が、露出展示主体から保護主体となり、将来に委ねる形となったため、現在の整備では本来の8間堀の姿は部分的となった。このように城郭としての本来の姿を失っている現況では、城跡を訪れる市民や観光客にとっても三の丸と城下町の境が不明確となる。こうした状況を打開し、失われた景観を回復するため、遺構保存と併せて城跡としてのイメージを分りやすく再現する方法として、北の総門の復元がクローズアップされた。往時の北の総門は、単体の建造物だけで成り立っていたわけではなく、門本体のほかに土塁、枅形、船着場、土橋、土塀といった諸要素で虎口を構成していた。したがって、整備にあたっては、これらの要素を併せて再現することで、三の丸と城下町の境、城の最前線としての総門の姿が、一般の人々にもよりわかりやすくなることが期待できる。このような議論から、平成12年度策定の基本計画の内容を一部変更することとなった。

整備事業は、当初平成16年度(2004)末の全線完了を目指していたが、前述の整備方針変更や北の総門の復元等に不測の期間を要したために大幅に遅れ、当該年度までに完了したのは1地区から3地区までの遺構の土羽保護及び北の総門本体と北の総門土橋の下部までであった。このため整備期間の見直しを行い、6年延長し平成22年度を新たな事業完了期限に設定した。この年には並行する都市計画街路今魚店金谷線も完了の予定であった。道路が完了すると、工事車両等が堀側に進入することは困難となることから歩調をあわせて完了させることとした。

④整備状況(まとめ)

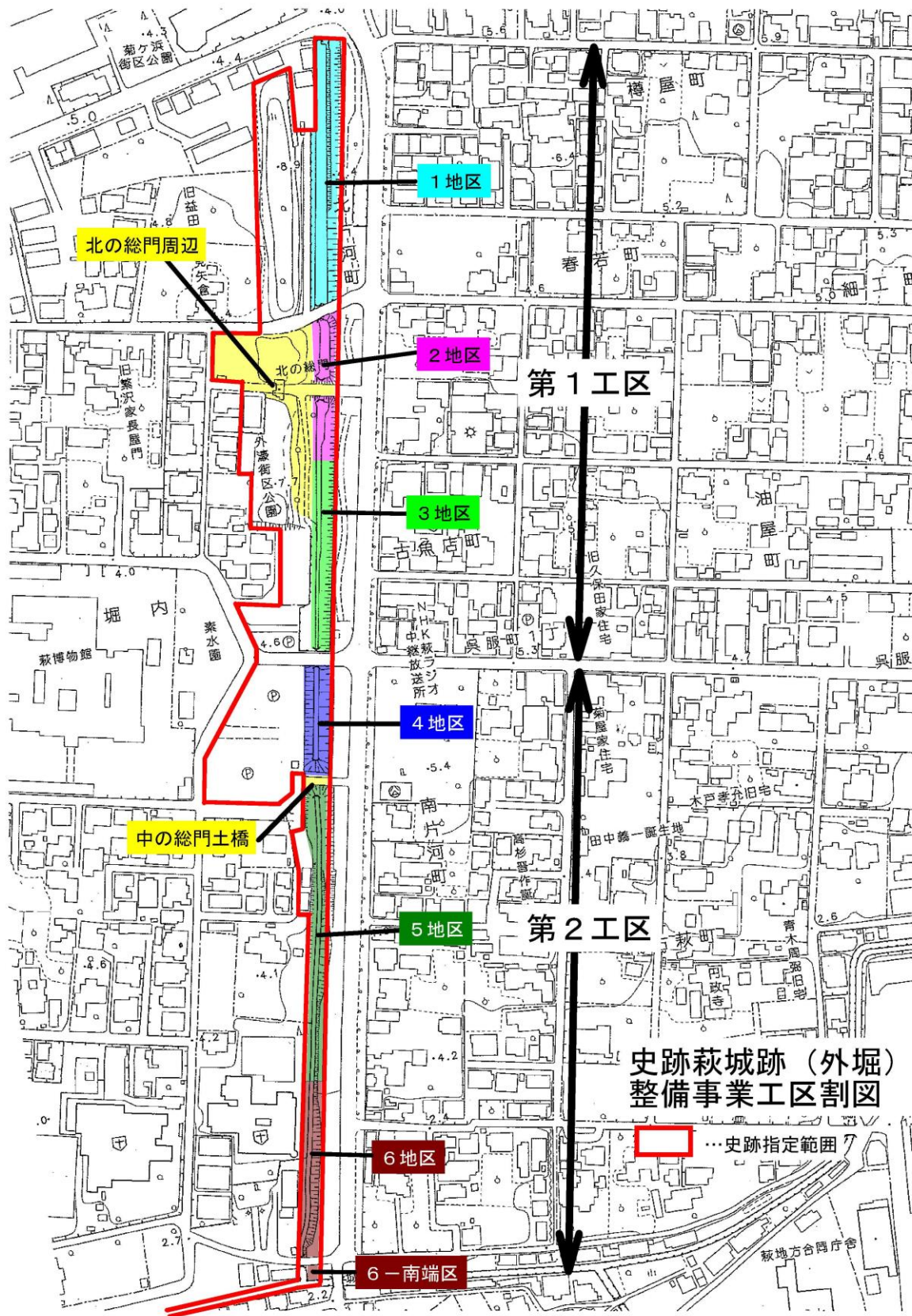
外堀整備 当初計画では8間堀の遺構石垣を整備し、水を満々と湛える堀のイメージであったが、前述のような経過を経て、実際の整備は遺構の大部分を土羽で保護し、中央に木柵水路を設ける形となった。これは、今回の整備が主に城下町側を中心としたものであったことが大きく影響している。堀内側について私有地が残存し、北の総門や中の総門等、特定の場所を除いて状況のわからない現状では、堀全体を整備することは困難であり、完

全な復元的整備は後世に委ねることとした。

しかしながら道路事業者と協力し、東側歩道、車道、遊歩道とだんだんと低くなる道路構成をとり、これに20間、14間、8間と狭まっていった外堀の姿を重ねることで、全国的にも特殊な萩城外堀の説明が明らかになった。また、暗渠であった4地区も開渠となり、北から南までイメージが統一されたことも大きい。

北の総門周辺地区の整備 北の総門周辺地区は平面表示の計画であったが、前述の経緯により、全国でも最大規模の高麗門を復元し、門前の枡形、船着場、土塁、そして土塀を設置した土橋など、一帯を立体的に復元した。遺構未検出の箇所については植栽等別の素材を用いながらも、空間の閉塞性などは確保している。堀とあわせて城郭としての構えをただすことができ、城下町と堀内の境は、機能的な面でも明確になったといえよう。

中の総門土橋地区の整備 中の総門本体の遺構は未調査である。今回は門前の土橋のみの調査となった。北の総門とは対照的に、全体の整備は将来に委ねることとなっている。中の総門は藩主の御成道でもあり、北の総門より優位であったと考えられるが、少なくとも絵図を見る限りでは、この2つの総門は同規模であり、脇門も北の総門は南、中の総門は北と左右対称を成しており、一對のものとして意識されていたと思われる。



（２）都市公園としての整備の経過

都市公園である指月公園は、明治 10 年（1877）12 月 12 日、山口県が萩公園として開設した。当初は城跡を見るのみで特別な整備を行っていなかったが、明治 20 年（1887）、児玉愛二郎により献納された桜樹 1,000 本が公園内に植えられて以降、桜の名所として背景の指月山とともに公園の観を呈してきた。明治 42 年（1909）4 月より山口県より萩町に譲渡され、翌年から指月公園と称されることとなった。その後、昭和 27 年（1952）に都市計画事業により園路を新設、あわせて水飲み場や便所等を新設した。さらに、昭和 52 年（1977）9 月、都市計画決定し、翌年、事業認可を受け、以降、指月公園の拡張工事が行なわれた。以下は、記録の残る昭和 50 年度以降に、公園（観光）事業として行なわれた主なものである。

年度	内容	備考
昭和 50～51 年度	指月公園整備工事（園路、排水渠）	
昭和 59 年度	指月公園料金所冷暖房設置工事 萩城詰丸跡説明板設置工事 萩城天守閣跡説明板製作取付工事 指月公園管理用倉庫移転工事	
昭和 60 年度	指月公園東園入口側溝補修工事	
昭和 63 年度	指月公園内防犯灯設置工事（6 基） 指月公園内史跡説明板設置工事	
平成 2 年度	指月公園擬木改修工事 指月公園街路灯設置工事（19 基）	
平成 5 年度	指月公園休憩所改築工事	
平成 6 年度	指月公園料金所工事（雨水排水工事）	
平成 10 年度	観光施設ライトアップ工事	
平成 12 年度	指月公園入口整備工事 萩城跡看板設置工事	
平成 15 年度	梨羽家茶室説明板設置	
平成 16 年度	萩城跡・指月公園案内板設置	
平成 18～22 年度	指月公園観桜灯設置工事	

第4章 史跡萩城城下町・史跡木戸孝允旧宅の概要

1. 史跡指定状況

(1) 史跡指定状況

萩城城下町は、昭和42年1月10日に史跡指定を受け、指定地の面積は45,248.17㎡(公簿面積)である。その後、昭和54年3月20日(指定地面積6,441.98㎡)、昭和59年2月9日(指定地面積3,397.26㎡)、平成21年2月12日(指定地面積4,106.94㎡)、平成24年1月24日(指定地面積396.53㎡)に追加指定を行った。現在の指定地面積は59,590.88㎡であり、その内訳は公有地8,593.62㎡、寺社有地2,667.00㎡、民有地48,330.26㎡となっている。

公有化は、昭和42年度から始まり、現在8,593.62㎡が公有化された。これは、全指定地面積の14.4%にあたる。この地区の今後の公有化は、歴史的環境の破壊を招く恐れのある現状変更行為を規制する場合、また、保存整備計画を進める上において必要が生じる場合、公有化を実施する。

① 官報、指定範囲図

【指定】

名称	萩城城下町 (はぎじょうじょうかまち)
指定年月日	昭和42年1月10日(文化財保護委員会告示第1号)
所在地	山口県萩市大字呉服町一丁目 一番、三番 同 二丁目 二九番ノ一、二九番ノ二、二九番ノ三、三〇番、三一 番、三二番、三三番、三四番、三四番ノ一、三五番ノ一、三五番ノ二、三五番ノ三、三五番ノ四、三五番ノ五、三五番ノ六、三五番ノ七、三五番ノ八、三六番ノ一、三六番ノ二、三八番、六七番、六八番ノ一、六八番ノ二、六九番、七〇番、七一 番、七二番ノ一、七二番ノ二、七二番ノ三 同 大字南古萩町 一番、一番ノ一、一番ノ五、一番ノ六、一番ノ一四、一番ノ一五、一番ノ一六、二、二番ノ一、四番、五番ノ一、五番ノ二、六番、七番、七番ノ一、七番ノ二、九番、九番ノ一、九番ノ二、九番ノ三、一二番、一二番ノ一、一二番ノ二、一五番、一六番、一七番、一八番ノ三、一九番、二三番、二三番ノ二、二三番ノ四、二四番、二四番ノ一、二四番ノ二、二五番ノ七、二五番ノ八、二六番

県道萩城趾線のうち呉服町一丁目三番北西地先から呉服町二丁目二七番北東地先にいたる部分、市道春若町南片河線のうち呉服町一丁目三番北東地先から南古萩町一番南西地先にいたる部分、市道金比羅線のうち呉服町二丁目二八番地ノ一北東地先から南古萩町一番南西地先にいたる部分、市道新堀中渡線のうち南古萩町一番ノ一五南東地先から同町七番ノ一南東地先にいたる部分、市道南片河慶安橋線のうち同線と市道新堀中渡線との交叉点から南古萩町二六番南西地先にいたる部分、市道細工町南古萩線のうち呉服町一丁目一番北東地先から南古萩町九番ノ一南西地先にいたる部分。
右地域内に介在する道路敷・水路敷を含む。

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による。

二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明 堀内の堀より外は城下町で、基盤目状に画され、中下級武家屋敷、町家が軒を連ねていた。

いま指定する地域は、このうち呉服町の次の一部である。中総門外、東西に通ずる旧御成道たる呉服町の通と、これと直交する三条の小路（西端は菊屋横丁）および小路の南端が直交する東西道路に囲まれた区域（東西両端小路の外側を含む）。

呉服町通に面して萩藩御用達の菊屋の邸宅が広く構えられ、小路沿いは武家住宅街であって、長く連なる築地の間に門が点綴し、このうちには、木戸孝允旧宅（史跡）、高杉晋作、青木周弼・周蔵等の旧宅等が介在する。御用達の旧家といい、武家住宅の家並みといい、その配置の状況は、よく城下町の特色ある景観を偲ばしめるものがある。

【追加指定】

名 称 萩城城下町 （はぎじょうじょうかまち）

追加指定年月日 昭和 54 年 3 月 20 日（文部省告示第 33 号）

所在地 山口県萩市大字呉服町 三一番ノ一、三二番、三三番ノ二
一丁目字呉服町一丁目

同 大字呉服町二丁目 六番、六番ノ一、九番、二八番ノ一、二八番ノ三、
字呉服町二丁目 二八番ノ四

同 大字南古萩町 三番、三番ノ一、八番、二一番ノ一、二一番ノ二、
字南古萩町 二二番、二二番ノ一

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡 2（城跡）、同 6（その他）及び同 8（旧宅）による。

指定説明 萩城城下町は、幕末の城下町の武家屋敷の景観をよく残すものとして史跡に指定されているが、今回、蘭医として著名な青木周弼の旧宅を含む地区等を追加して指定する。

【追加指定】

名 称 萩城城下町 （はぎじょうじょうかまち）

追加指定年月日 昭和 59 年 2 月 9 日（文部省告示第 17 号）

所在地 山口県萩市大字呉服町 二八番ノ五、二八番ノ七、二八番ノ九
二丁目字呉服町二丁目

同 大字南古萩町字南 一〇番、一一番、一三番、一四番ノ一、
古萩町 一四番ノ二、一四番ノ三

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡 2（城跡）及び同 6（その他産業交通土木に関する遺跡）による。

指定説明 萩城城下町は、萩藩御用達の豪商や、幕末に活躍した武士の住居等が残っており、よく城下町の特徴ある景観を偲ばせるものとして、昭和42年史跡に指定され、昭和54年には追加指定が行われた。

今回は、これまで指定していなかった個所を追加指定し、その保存を図ろうとするものである。

【追加指定】

名 称 萩城城下町 (はぎじょうじょうかまち)

追加指定年月日 平成21年2月12日 (文部科学省告示第11号)

所在地 山口県萩市大字南古萩町 二〇番一、二〇番二、二〇番三、二〇番四、
字南古萩町 二〇番五、二〇番六、二〇番七、二一番五、
二一番八、二一番九、二一番一一、二一番一
二、二一番一三、二一番一四、二一番一六、
二二番二、二二番三、二三番一

同 大字呉服町一丁目字 三三番
呉服町一丁目

同 大字呉服町二丁目字 二八番六、三九番五、三九番六、三九番七、
呉服町二丁目 四〇番四、五〇番二、五一番、五二番、五二
番一、五五番一、五六番、五七番、五八番二、
五八番六

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号) 史跡の部二及び六による。

指定説明 萩城城下町は、江戸時代に周防・長門2国を治めた毛利氏の居城萩城の建設に伴って整備が開始され、その規模は18世紀初めごろにほぼ定まった。追加指定地は、これまでの指定範囲の東・北・西の外周に位置する場所の一部で、高杉晋作誕生地の隣地などを含む。

【追加指定】

名 称 萩城城下町 (はぎじょうじょうかまち)

追加指定年月日 平成24年1月24日 (文部科学省告示第11号)

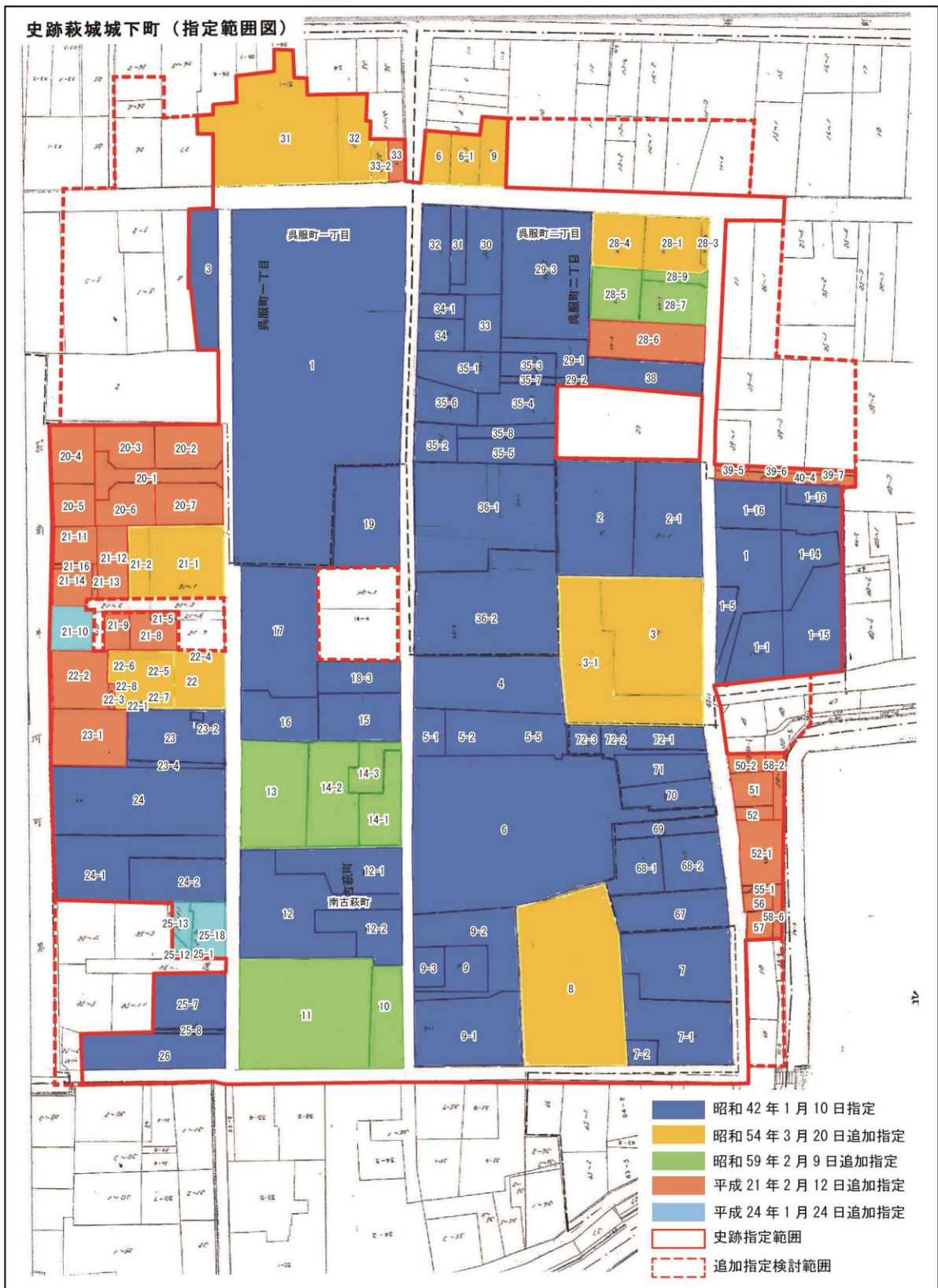
所在地 山口県萩市大字南古萩町 二一番一〇、二五番二、二五番一〇、
字南古萩町 二五番一二、二五番一三

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号) 史跡の部二及び六による。

指定説明 萩城城下町は、江戸時代に周防・長門2国を治めた毛利氏の居城萩城の建設に伴って整備が開始され、その規模は18世紀初めごろにほぼ定まった。今回、西の外周部の一部を追加指定する。

【指定】

名 称	木戸孝允舊宅（きどたかよしきゅうたく）
指定年月日	昭和7年3月25日（文部省告示第72号）
所在地	山口縣阿武郡萩町大字呉服町二丁目字呉服町二丁目 第三七番
指定基準	保存要目史蹟ノ部第八ニ依ル
指定説明	居宅ハ瓦葺二階建、階下玄関座敷等九室建坪四十二坪二合五勺階上二室五坪二合五勺アリ 木戸孝允ガソノ生誕ノ年ヨリ嘉永五年十一月江戸出府ニ至ル迄二十年間居住セシ所ナリ産室ノ外幼時學門セシ書齋及浴室、庭園ニ至ル迄善ク舊態ヲ存ス
保存要件	公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ヲ許可セザルコトヲ要ス 地域内ノ樹木ノ保護ハ勿論舊時ノ建物及附属工作物ハ應急ノ修理並火氣ノ使用ニ付十分ノ注意ヲ要ス 左ノ事項ハ許可ニ當リ十分ノ注意ヲ要ス 一．樹木ノ栽植並伐採 二．工作物ノ建設並改築



史跡萩城城下町指定変遷図

② 公有化状況

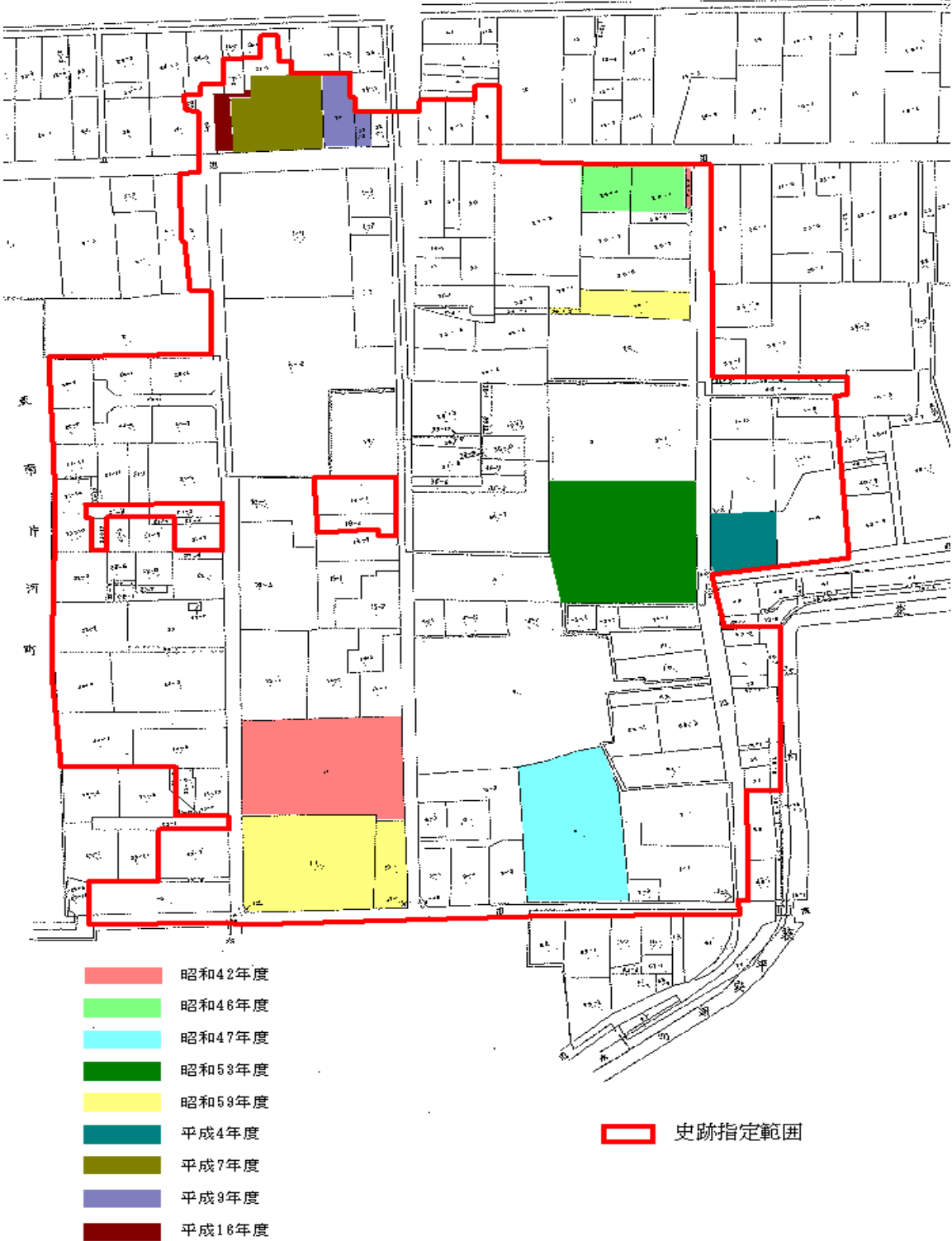
史跡萩城城下町は、昭和 41 年に国史跡に指定された後、翌昭和 42 年度から土地買上げ事業に着手した。

土地買上げ事業の実績は、下表のとおりであるが、史跡萩城城下町の土地買上げ事業は、歴史的環境の破壊を招く恐れのある現状変更行為（家屋の新築或いは改築等）を規制する場合、または保存整備計画を進める上において必要が生じた場合、公有化を実施している。

◇公有化状況一覧表

昭和 42 年度	萩市大字南古萩町字南古萩町	12、12-1、12-2	実測	1,639.88 m ²
	萩市大字呉服町二丁目字呉服町二丁目	28-1 の一部 (28-3)	公簿	1,586.62 m ²
昭和 46 年度	萩市大字呉服町二丁目字呉服町二丁目	28-1、28-4	実測	514.00 m ²
			公簿	493.00 m ²
昭和 47 年度	萩市大字南古萩町字古萩町	8	実測	1,395.54 m ²
			公簿	1,375.20 m ²
昭和 53 年度	萩市大字南古萩町字南古萩町	3、3-1	実測	1,657.64 m ²
			公簿	1,665.33 m ²
昭和 59 年度	萩市大字南古萩町字南古萩町	10、11	実測	1,876.15 m ²
	萩市大字呉服町二丁目字呉服町二丁目	29-2、38	公簿	1,860.57 m ²
平成 4 年度	萩市大字南古萩町字南古萩町	1-1、1-17、1-18	実測	424.13 m ²
			公簿	568.04 m ²
平成 7 年度	萩市大字呉服町一丁目字呉服町一丁目	31-1 の一部 (31-5)	実測	656.79 m ²
			公簿	656.79 m ²
平成 9 年度	萩市大字呉服町一丁目字呉服町一丁目	32、33-2	実測	295.12 m ²
			公簿	276.35 m ²
平成 16 年度	萩市大字呉服町一丁目字呉服町一丁目	31-1 の一部 (31-6)	実測	111.72 m ²
			公簿	111.72 m ²

公有化状況



(2) 史跡の概要

旧萩城の外堀から外は城下町で、町筋は碁盤目状に画され、中下級の武家屋敷や町家が軒を連ねていた。現在でも町筋はそのまま残っていて、よく城下町の面影をとどめている。特に萩城三の丸に通じる中の総門東側の一帯は、町筋とともに家並みの配置の状況がそのまま保存されている。

呉服町筋は「御成道」と呼ばれ、この通りに面しては萩藩御用達の菊屋家、幕末の商家久保田家等の家々が残っている。御成道と直交する形で、西から菊屋横町・伊勢屋横町・江戸屋横町と呼ばれている3本の小路が南北に走る。これら横町の南には慶安橋筋といわれる小路が東西に通っており、これらの路に沿って武家屋敷が並び、なまこ壁の土蔵や、長く連なる土塀、築地の間に門が点々と姿を見せている。この地域内には、木戸孝允旧宅、高杉晋作誕生地、青木周弼旧宅などがある。これらの旧家や武家屋敷の家並みの配置の状況から、城下町の特色ある景観をしのぶことができる。

【参照】

『萩市史』（第3巻）（萩市 1987年）

2. 歴史的調査

(1) 歴史資料

【指定地域内の主要遺跡】

○呉服町一丁目

御成道を中央にして南北に位置する。萩城下には28町があったが、呉服町一丁目の町年寄がその筆頭である。その創建に関しては、長谷川恵休の貢献が大きかったという。恵休は呉服町と隣町8町の年寄役を勤め、唐物類を商ったが、とりわけ呉服を扱っていたのでその居住の町名が呉服町となったという。

菊屋家住宅 菊屋家は藩の御用達商人として栄え、その住宅はしばしば藩に借り上げられた。屋敷は広大な敷地を持ち、主屋をはじめとして本蔵・金蔵・釜場や多数の付属建物が建てられている。主屋の建造年代は明らかではないが、同家に残る古文書や、建築様式などより、承応元年（1652）から明暦3年（1657）までの間に建立されたものと考えられ、萩に残る最も古い町家である。昭和49年（1974）に国指定重要文化財となり、同54年から56年にかけて解体復元修理が行われた。

旧久保田家住宅 菊屋家と御成道をはさんで北側に位置する。同家は近江の出身でもと問屋であったが、萩にきてから酒造業に転じた。道に面した主屋は旧来間口が9間半あったが、現在は一部解体されて5間分が残っている。建造年代は江戸時代末期と考えられている。

○呉服町二丁目

江戸屋跡 江戸屋は名字を武田と称し、鬻付製造を営み、藩の御用達商人であったという。明治以後に広島市に転居し、屋敷は解体された。

○侍屋敷

この地区は中・下級武士の居住区である。侍屋敷は3本の小路の南側に位置している。

木戸孝允旧宅 正確には木戸孝允の実家の和田家である。和田家は外科高村流兼眼科吉岡流の医師であった。この住宅は、主屋が道に面すること、客用と患者用の二つの玄関を持つこと、二階を持つこと等、萩の武家屋敷としては特異な点が多い。昭和7年（1932）に国の史跡に指定された。

青木周弼・研蔵・周蔵旧宅 同地にはもと能美家が居住していたが、安政6年（1859）に青木周弼が新築・移転したと伝える。青木周弼は藩医であり、藩の医学館の蘭学教授から毛利敬親の侍医をつとめた。研蔵はその弟にして養子であり、明治天皇の御典医として著名である。周蔵は研蔵の養子であり、明治時代の外交官として条約改正等に功があった。

○寺社

円政寺 江戸時代には満願寺末寺の法光院があった。円政寺は明治維新後に同地に移り、法光院の建物を引継いだ。境内には金比羅社もあり、神仏混淆の名残といわれる。

【地区内の街路】

御成道 藩主の参勤交代の道筋にあたり、城下町における最重要道路である。地区内北側を東西に走り、西側、すなわち萩城に近い方から呉服町一丁目、呉服町二丁目、この道を挟んで両側に成立している。いずれも町家、しかも菊屋・江戸屋など御用達商人の大邸宅が立ち並び、城に最も近い地区の面目を保っていたと考えられる。現在では江戸屋は消滅しているが、菊屋家と旧久保田家が相対する付近は、よく当時の面影を残している。

菊屋横町 地区内には御成道と直行する形で、3本の街路が南北に走るが、その中で一番西に位置する街路である。この道の北側、御成道付近は町家が占めていたが、南側は侍屋敷であった。現在の景観では、街路の東側に展開する菊屋家の長大な白壁が印象的であるが、それ以外の歴史的要素は余り残っていない。

伊勢屋横町 3本の南北路のうち中央に位置する。菊屋横町同様北側は町家、南側は侍屋敷であった。真光院宿寺もこの道に面していた。全体的に土塀がよく残存している。

江戸屋横町 3本の南北路のうち東側に位置している。構成はやはり北側が町家、南側が侍屋敷である。江戸屋は既に消滅しているが、南側の侍屋敷が良好に遺存している。北から木戸孝允誕生地・旧宅、青木周弼旧宅と続くあたりは非常に特徴的な景観を形成している。

慶安橋筋 3本の南北路の南側を東西に走る。歴史的要素は希薄であるが、指定地境界付近に小規模な「鍵曲り」を形成している。

【街区・街路の変遷】

次に築城以来の同地区の変遷を追ってみる。

慶安5年(1653) 絵図 築城から約半世紀を経た頃の絵図である。土地の使用区分は町家と侍屋敷であるが、地区の南側は深田となっている。また菊屋家のある街区とその西側の街区はいずれも南側が短くなっている。すなわち、侍屋敷の部分が今よりも少ない反面、町家に関しては御成道沿いを固める形態がすでに完成していることがわかる。なお、南片河町の南端が侍屋敷となっており、その南側の道路には「鍵曲り」が見られる。

天和元年(1681) 絵図 西側の街区の南側がさらに発達し、街区全体がL字形になっている。また南片河町南側は、町家となっている。『萩諸町之旧記草案』によれば、同地は「袋町」と称され、「七、八十年前までは侍屋敷であったが、藩の許可を得て、町家になった」という話が紹介されている。慶安 - 元和間の変化は、これを裏付けるものである。

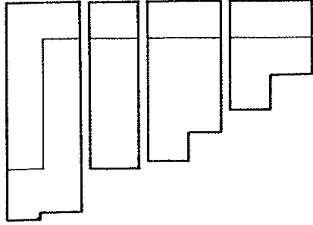
元禄12年(1699) 絵図 貞享4年(1687)、藩から幕府に対して、新堀川の開削願いが出された。この絵図によって、その計画が実現したことが確認できる。新堀川はちょうどこの地区の南側を画するように開削されている。ここに至って地区の形はほぼ完成したといえる。なお、西側の街区にあった突出部は新堀川の影響によるものか、なくなっている。

享保10~14年絵図(1725~1729) 元禄12年絵図と比較すると、菊屋横町が慶安橋筋を突抜けて、地区の南端まで伸びているほかは、大きな変化はない。

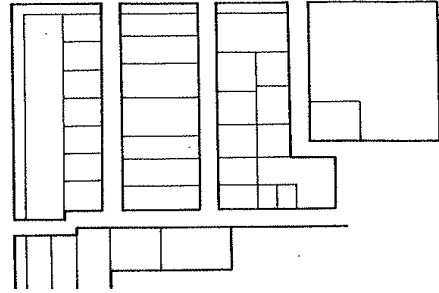
安政元年絵図(1854) 現在とほぼ変わらない姿である。

以上のように、この地区の変遷上、17世紀末に大きな画期があることが推定される。それは袋町に見られるような侍屋敷から町家への変化であり、あるいは地区南側で顕著な田畑から侍屋敷の変化である。新堀川の開削もこうした変化への対応であったと考えられる。さらに18世紀以降の変化は、土地利用の変化ではなく、住民(武士)の移動という形で現れてくる。今回の調査ではそこまで追及できなかったが、役職等の昇進に伴って、頻繁に異動が行われているようである。その動きを調べることも、城下町の構成を考える上で大きな意味を持つだろう。また、こうした変化は、この地区のみに見られるものではなく、城下町全体で起こっている。もちろん変化内容は地域によって異なる。17世紀初頭に出現した萩城城下町は、約100年は自然発展を遂げ、17世紀末の再編成を経てその形態を確立したのである。

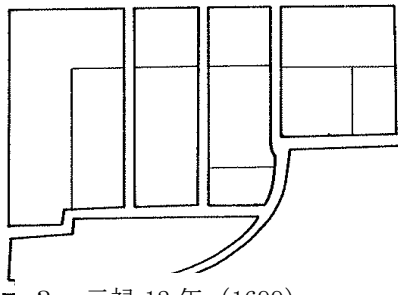
史跡萩城城下町の街区・街路の変遷



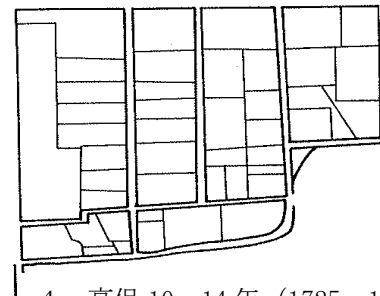
1. 慶安5年(1653)



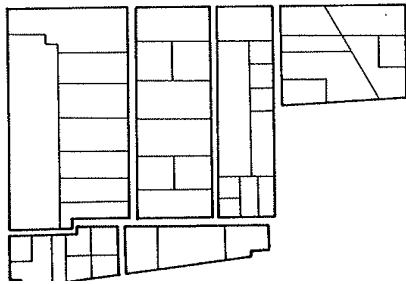
2. 天和元年(1681)



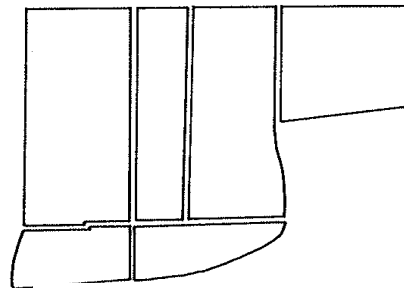
3. 元禄12年(1699)



4. 享保10~14年(1725~1729)



5. 安政元年(1854)



6. 現在

(2) 建物等

① 伝統的建造物、環境物件の定義

史跡萩城城下町における伝統的建造物、環境物件を整理した。物件の定義は、堀内伝統的建造物群保存地区と平安古伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の定義を参照した。

【伝統的建造物】

(ア) 建築物については、藩政期、幕末期、近代期（昭和前期まで）に建築され、保存地区の伝統的な建築物の諸特性をよく表わしていると認められる主屋、長屋門、長屋、寺社建築等の建築物とする。

(イ) 工作物については、藩政期、幕末期、近代期（昭和前期まで）に設置され、保存地区の伝統的な工作物の諸特性をよく表わしていると認められる土塀及び石塀、石垣、基礎石、石段、門等の工作物とする。

【環境物件】

環境物件は、保存地区の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木及び庭園、生垣、土地の形質等とする。

(参照) 『萩市（堀内・平安古地区）伝統的建造物群保存地区見直し調査報告』
（萩市建設部まちなみ対策課 2004年）

② 史跡萩城城下町の伝統的建造物－建築物の現状

史跡萩城城下町に位置する伝統的建造物－建築物の現状を以下にまとめた。

建 物	規模・構造	公開状況	破損状況	修理緊急度
菊屋家住宅 (重要文化財)	主屋 桁行 13.0m、梁間 14.9m、切妻造、北面庇、東面庇及び突出部、南面庇付属、南面突出部 桁行 6.7m、梁間 7.1m、切妻造、棧瓦葺 本蔵 土蔵造、桁行 12.7m、梁間 4.8m、2階建、切妻造、棧瓦葺 金蔵 土蔵造、桁行 6.0m、梁間 4.3m、2階建、切妻造、棧瓦葺 米蔵 土蔵造、桁行 11.8m、梁間 4.0m、切妻造、東面庇	建造物関係は一般公開。 毎年5月と10・11月は庭園特別公開。 開館日 12月31日を除き、無休 開館時間 9時から 17時30分まで 料金 大人 500円 中・高生 300円 小学生	重要文化財建造物 昭和53～55年度に根本修理を実施。 史跡建物・庭園 昭和55～57年度および昭和61～平成2年度に根本修理を実施済。 その後も定期的に部分修理を行っており、大きな破損は発生していない。	

<p>史跡萩城城下町 (菊屋家住宅)</p>	<p>付属、棧瓦葺</p> <p>釜場 桁行 6.0m、梁間 4.0m、 切妻造、棧瓦葺</p> <p>附・土塀 2 棟 主屋金蔵間長さ 20.5m、 門及び番所を含む、棧瓦 葺 金蔵米蔵間長さ 2.2m、棧 瓦葺 古図 1 枚</p> <p>長屋門 桁行 17.8m、梁間 6.0m、 一部 2 階、切妻造、北面 及び南面庇付、本瓦葺、 一部棧瓦葺 延べ 172.8 ㎡</p> <p>書院 桁行 8m、梁間 4.9m、入 母屋造、四面庇付棧瓦葺、 南面湯殿及び雪隠、北面 渡廊下附属 119.5 ㎡</p> <p>中門 桁行 3.0m、梁間 2.3m、 両下造、東端長屋門、西 端主屋に接続、棧瓦葺、 6.7 ㎡</p> <p>塀 真壁塀折曲り延長 72.0 メ ートル 棧瓦葺、一間棟 門附属</p> <p>附属屋 茶室 四畳半 (床付)、 二畳 (水屋付)、台所よ りなる 入母屋造、棧瓦葺、雪隠 附属 22.5 ㎡ 待合 桁行 2.1m、梁間 1.2m、切妻造、杉皮葺 雪隠 桁行 3.9m、梁間 2.0m、切妻造、棧瓦葺 7.8 ㎡</p>	<p>200 円</p>		
----------------------------	---	--------------	--	--

	<p>庭園（北側） 460.0 m² 四つ目垣延長 15.5m 建仁寺垣（二か 所）延長 12.5m</p> <p>東蔵 土蔵造、桁行 11.8m、梁 間 4.9m、2 階建、切妻造、 棧瓦葺、延 116.4 m²</p> <p>東北土塀 折曲延長 49.8m、棧瓦葺</p> <p>養蚕場 1 棟 60.9 m² 土蔵造、 桁行 10.3m、梁間 5.9m、 切妻造、東面庇付、棧瓦 葺</p> <p>御部屋 1 棟（1 階 107.6 m²・2 階 65.4 m²） 65.4 m² 153.4 m² 桁行 12.8m、 梁間 7.9m、一部 2 階、入 母屋造、四面庇付、北面 玄関・南面渡廊下附属、 棧瓦葺</p> <p>新座敷 一棟 88.0 m² 桁行 9.4m、入母屋造、南面・ 東面及び北面庇付、棧瓦 葺一部銅版葺</p> <p>庭園（南側） 一件 2,100 m²</p>			
久保田家住宅	<p>主屋 桁行 17.6m 梁間 19.8 m、柱真々面積 1 階 321.8 m² 2 階 100.7 m² 軒高 3.9m、棟高 8.6m、木造、 南側厨子 2 階建、棧瓦葺</p> <p>離れ座敷 桁行 12.8m、梁間 9.5m、 柱真々面積 132.5 m²、軒 高 3.2m、棟高 5.9m、木 造、平屋建、棧瓦葺、北 面便所付属</p>	<p>一般公開 開館日 年中無休 開館時間 9時から 17時まで 観覧料 100円</p>	平成 11～16 年度に根本修理を 実施しており、大きな破損は発 生していない。	

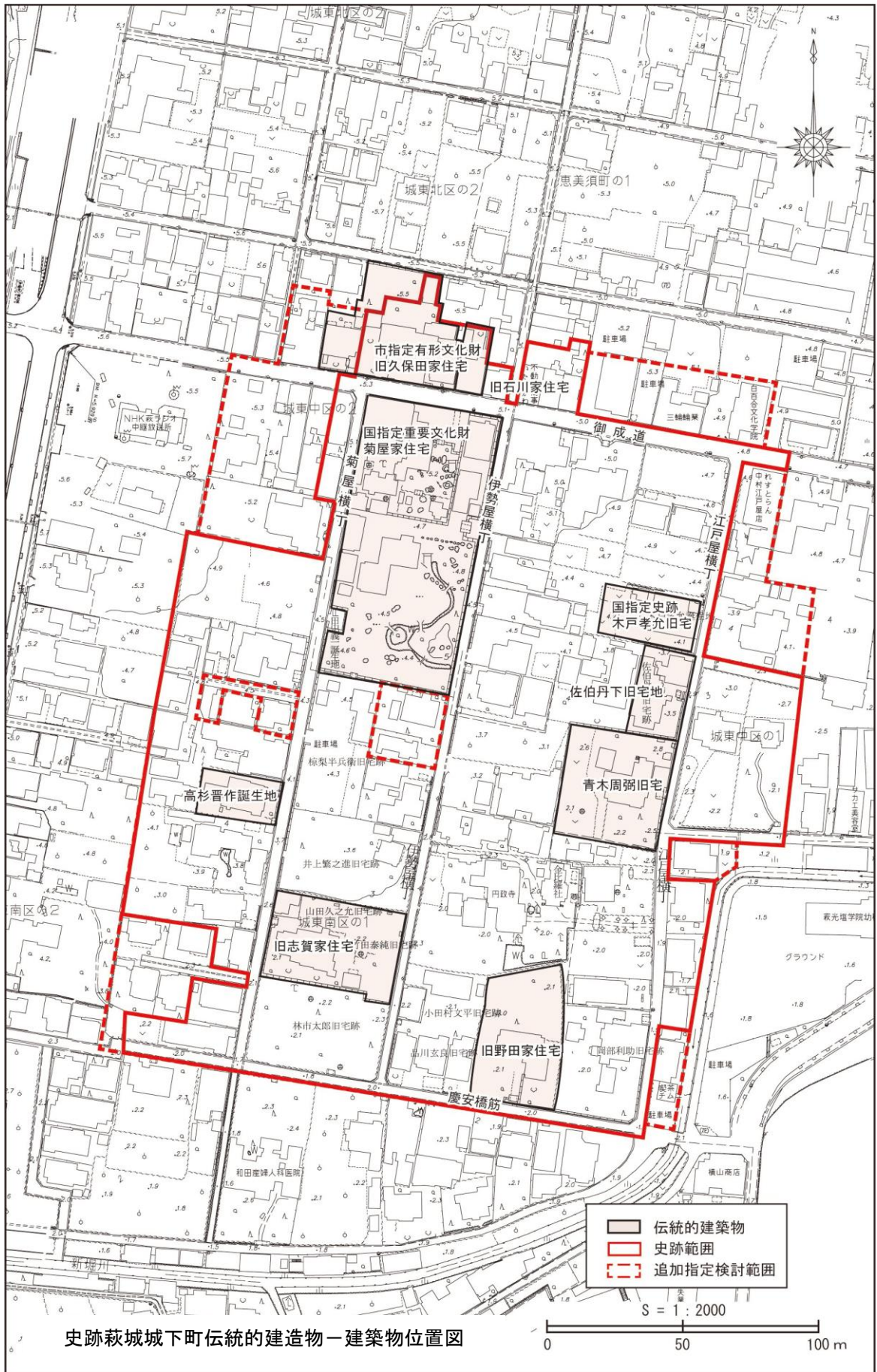
	<p>土蔵</p> <p>桁行 8.7m、梁間 4.0m、柱真々面積 1 階 40.9 m² (蔵前含)、2 階 34.6 m²、軒高 4.2m、棟高 6.1m</p> <p>土蔵造 2 階建、棧瓦葺、西面庇付属</p> <p>門</p> <p>腕木門、切妻造、棧瓦葺、南面 桁行 1.9m、軒高 2.9m、棟高 3.0m、木造、棧瓦葺</p> <p>塀</p> <p>桁行 11.6m、軒高 1.9m、棟高 2.2m、腰板付き真壁塀、木造、目板瓦葺</p>			
木戸孝允旧宅	<p>主屋</p> <p>座敷棟 桁行 13.9m、梁間 (広縁) 8.1m (内縁) 7.9m、寄棟造、棧瓦葺、軒出 0.9m、軒高 2.4m、棟高 5.2m</p> <p>小間棟 桁行 5.0m、梁間 7.9m、入母屋造、棧瓦葺、軒出 0.7m、軒高 2.5m、棟高 5.2m</p> <p>土間棟 桁行 3.8m、梁間 5.0m、入母屋造、棧瓦葺、軒出 0.7m、軒高 2.5m、棟高 4.1m</p> <p>二階屋</p> <p>一階 桁行 4.9m、梁間 4.9m、切妻造、棧瓦葺、軒出 0.6m、軒高 2.1m、棟高 3.6m</p> <p>二階 桁行 4.9m、梁間 4.5m、切妻造四面庇付、棧瓦葺、軒出 0.6m、軒高 4.2m、棟高 5.7m</p> <p>浴室棟 桁行 3.0m、梁間 2.0m、切妻造、棧瓦葺、軒出 0.5m、軒高 2.3m、棟高 3.2m</p> <p>渡廊下 桁行 1.0m、梁間</p>	<p>一般公開</p> <p>開館日</p> <p>年中無休</p> <p>開館時間</p> <p>9時から</p> <p>17時まで</p> <p>観覧料</p> <p>100円</p>	<p>平成7～9年度に根本修理を実施しており、その後は逐次、部分修理を行っており、大きな破損は発生していない。</p>	

	<p>1.0m、切妻造、棧瓦葺 便所棟 桁行 2.0m、梁間 2.0m、切妻造、棧瓦葺、軒出 0.5m、軒高 2.3m、棟高 3.2m</p> <p>渡廊下 桁行 1.0m、梁間 0.9m、切妻造、棧瓦葺</p> <p>平面積 一階 195.2 m² 二階 20.5 m² 合計 215.7 m²</p> <p>屋根面積一階 278.6 m² 二階 38.6 m² 合計 317.2 m²</p> <p>物置 桁行 3.6m、梁間 3.8m、切妻造、棧瓦葺、軒出 0.5m、軒高 2.3m、棟高 3.5m</p> <p>平面積 13.8 m² 屋根面積 25.7 m²</p> <p>外便所 桁行 1.9m、梁間 1.1m、切妻造、棧瓦葺、軒出 0.3m、軒高 2.1m、棟高 2.7m</p> <p>平面積 2.0 m² 屋根面積 6.1 m²</p> <p>庭塀 長さ折曲り延長 27.2m、棧瓦葺</p> <p>表門 木戸門、桁行 1.8m、切妻造、棧瓦葺 左右袖塀付 延長 8.2m、棧瓦葺</p>			
<p>佐伯丹下旧宅 (富川家)</p>	<p>仲間部屋 桁行 7.1m 梁間 7.9m 一部 2 階建 入母屋造、北面東側切妻造、棧瓦葺 北面下屋庇付属、桁行 7.9m、梁間 2.0m、片流れ、棧瓦葺</p>	<p>非公開</p>	<p>仲間部屋 軸部 全体に傾斜、不同沈下（東側）、摩滅・風化（桁木口） 蟻害（柱一部）、虫害（部材表面、2 階梁） 屋根 雨漏り（西南部大） 屋根面の乱れ、軒先垂下（南面大）、瓦の欠損（風切り、熨斗</p>	<p>大 平成 28 年度以降に根本修理を計画。</p>

	<p>門 腕木門、桁行 1.7m、棧瓦葺、左右袖塀付</p> <p>塀 延長 26.7m、北側矩折、南側矩折、棧瓦葺</p>		<p>一部) 瓦の劣化、屋根下地の乱れ、下地の腐朽(竹小舞大)、その他(窓庇目板屋根は全体腐朽大)</p> <p>門 軸部 全体に傾斜(南方向) 虫害(まぐさ)、蒸れ腐れ(柱足元、土台、地覆) 屋根 雨漏り(西面南側甚大) 屋根面の乱れ</p> <p>塀 軸部 部分的に傾斜(屋根崩落箇所) 蟻害(屋根崩落箇所の柱甚大)、蒸れ腐れ(地覆) 屋根 雨漏り(南側中程と北側西寄り)が甚大、崩落状態) 軒先垂下(全体)、瓦の欠失・欠損</p>	
青木周弼旧宅	<p>主屋 桁行 12.8m、梁間 9.8m 入母屋造、棧瓦葺 北面台所・風呂場突出、桁行 5.0m、梁間 5.9m、入母屋造、棧瓦葺 西面便所付、棧瓦葺 仲間部屋 桁行 6.1m、梁間 4.0m、入母屋造、棧瓦葺 西面台所突出、棧瓦葺 北側便所付属、桁行 2.1m、梁間 1.2m、切妻造、棧瓦葺</p> <p>土蔵 土蔵造、桁行 5.9m、梁間 4.0m、2階建、切妻造、棧瓦葺、東面庇付</p> <p>表 腕木門、桁行 3.0m、切妻造、棧瓦葺、左右袖塀付</p>	<p>一般公開 開館日 年中無休 開館時間 9時から 17時まで 観覧料 100円</p>	<p>主屋 軸部 部分的に傾斜 不同沈下(最大約 60mm) 欠損・折損(破風、腰板、隅木) 摩滅・風化(壁板)、虫害(内部敷居、トコ落掛) 屋根 屋根面の乱れ、軒先垂下、下地の乱れ 仲間部屋 軸部 部分的に傾斜 摩滅・風化 蟻害(土台と柱足元他) 付属便所の柱・桁の欠損と蟻害 屋根 雨漏り(隅の部分的) 屋根面の乱れ(際熨斗)、軒先垂下(隅) 付属便所の雨漏り</p> <p>土蔵 軸部 蒸れ腐れ(庇柱足元) 屋根 屋根面(棟積の不陸)</p> <p>表 軸部 部分的に傾斜(北側に傾斜) 折損、破損(敷居) 蒸れ腐れ(敷居) 屋根 棧瓦葺</p>	<p>大 平成 24 年度から 27 年度に根本修理を予定。</p>

	<p>塀</p> <p>延長 30.4m、北側、南側 矩折、棧瓦葺、北側木戸 門付 北面板塀、延長 32.9m</p>		<p>塀</p> <p>軸部 部分的に傾斜 蒸れ腐 れ（土台一部）</p> <p>屋根 雨漏り（部分的に大）屋 根面の乱れ</p>	
旧野田家住宅	<p>主屋</p> <p>桁行 14.8m、梁間 5.9m、 寄棟造、棧瓦葺 東南座 敷棟突出 桁行 9.3m、梁 間 5.0m 棧瓦葺 北面 下屋附属、棧瓦葺</p> <p>門</p> <p>腕木門 桁行 2.5m、切妻 造、棧瓦葺</p> <p>塀</p> <p>延長 9.4m 北側矩折、目 板瓦葺、木戸門付</p> <p>土塀</p> <p>延長 30.5m 東側矩折、 西側矩折、棧瓦葺</p>	外回りのみ公開	<p>主屋</p> <p>軸部 部分的に傾斜（座敷棟） 不同沈下（柱足元） 摩滅・風 化（外部） 蟻害（玄関先）、 虫害（正面桁、西面北寄り桁）、 蒸れ腐れ（東便所土台）</p> <p>屋根 屋根瓦の劣化（座敷棟、 背面下屋）</p> <p>門</p> <p>軸部 全体に傾斜（前方） 虫 害（まぐさ）、蒸れ腐れ（木・ 控柱足元）</p> <p>屋根 雨漏り（棟際） 屋根面 の乱れ、瓦の劣化、下地は不明</p> <p>塀</p> <p>蒸れ腐れ（土台表面）</p> <p>屋根 雨漏り（部分的に大） 軒先垂下、瓦の欠損・劣化</p> <p>土塀</p> <p>軸部 壁体に亀裂（門東側）</p> <p>屋根 屋根面の乱れ（隅巴のず れ）</p>	中 平成 33 年 度以降に根 本修理を予 定。
旧志賀家住宅	<p>主屋</p> <p>桁行 14.8m、梁間 11.8m、 入母屋造、西面北側切妻 造、棧瓦葺</p> <p>西面棟突出、桁行 4.9m、 梁間 6.4m、寄棟造、棧瓦 葺</p> <p>東面便所附属、桁行 2.2 m、梁間 2.0m、切妻造、 棧瓦葺</p> <p>土蔵</p> <p>土蔵造、桁行 5.9m、梁間 4.0m、2 階建、切妻造、 棧瓦葺、北面庇付</p>	外回りのみ公開	<p>主屋</p> <p>軸部 全体的に傾斜（南西方 向）</p> <p>不同沈下（全体） 折損・割損 （本座敷柱）、摩滅・風化、蟻 害（脇座敷縁に巣）、虫害（脇 座敷）、蒸れ腐れ（柱足元）</p> <p>屋根 雨漏り（部分的に大） 屋根面の乱れ、軒先垂下（東・ 南面）、瓦欠損（東便所）、瓦 の劣化（全体）、屋根下地の乱 れ（南～東面）、下地の破損・ 腐朽（東・西便所）</p> <p>土蔵</p> <p>軸部 折損、破損（柱）、蟻害 （梁、1 階東側、北面貫）、虫 害（柱東面中央）</p>	中 平成 30 年 度以降に根 本修理を予 定。

	<p>門 腕木門、桁行 2.0m、切妻造、棧瓦葺</p> <p>塀 延長 82.2m、西側北寄り矩折、西側南寄り矩折から南側矩折、棧瓦葺</p>		<p>屋根 雨漏り（南面東側） 屋根面の乱れ（南側）、瓦の劣化（庇）</p> <p>門</p> <p>軸部 摩滅・風化（控柱継手部の弛緩）</p> <p>塀</p> <p>軸部 部分的に傾斜（南側矩折の東寄り） 摩滅・風化（控柱継手部の腐朽） 蟻害（地覆）</p> <p>屋根 雨漏り（部分的） 瓦の欠失・欠損（熨斗瓦・目板瓦一部）</p>	
旧石川家住宅	<p>主屋 桁行 9.4m、梁間 11.9m、切妻造、棧瓦葺き、北面東寄り台所突出、桁行 2.5m、梁間 1.7m、葺卸し、棧瓦葺</p> <p>北面西寄り風呂・便所棟付属、桁行 5.6m、梁間 2.6m、南面入母屋、北面切妻造、棧瓦葺、渡廊下接続、延長 5.5m、片流れ造、棧瓦葺</p>	非公開	<p>主屋</p> <p>軸部 部分的に傾斜、不同沈下（西端通り） 欠損（床廻り）、蟻害大</p> <p>平成 23 年度に屋根の葺替を実施。</p>	中



史跡菟城城下町伝統的建造物—建築物位置図

③ 史跡萩城城下町の伝統的建造物－工作物の現状

史跡萩城城下町では主に、基礎部石垣に上部土塀、または上部漆喰板塀の工作物が見られる。

【菊屋横町】

菊屋横町では、菊屋家の長大な白漆喰壁を起点に、基礎部が石垣の土塀が連続する。高杉晋作誕生地より南にかけては、旧志賀家住宅の基礎部が石垣の漆喰板塀や生垣が続く。



① 菊屋家横町



② 菊屋家住宅－石垣・土塀



③ 旧志賀家住宅－石垣・漆喰板塀

【伊勢屋横町】

伊勢屋横町では、横町北部の菊屋家の基礎部が石垣の土塀を中心に、全体的に土塀がよく残存し、横町南部は生垣が連続する。



④ 伊勢屋横町（菊屋家住宅）－石垣・土塀

【江戸屋横町】

江戸屋横町西面は、木戸孝允旧宅や青木周弼旧宅の藩政時代の長屋や門といった建物と連続して漆喰板塀が連続する。土塀はほとんど残存しておらず、横町東面は生垣が主体となっている。



⑤長屋・門と連続する板塀



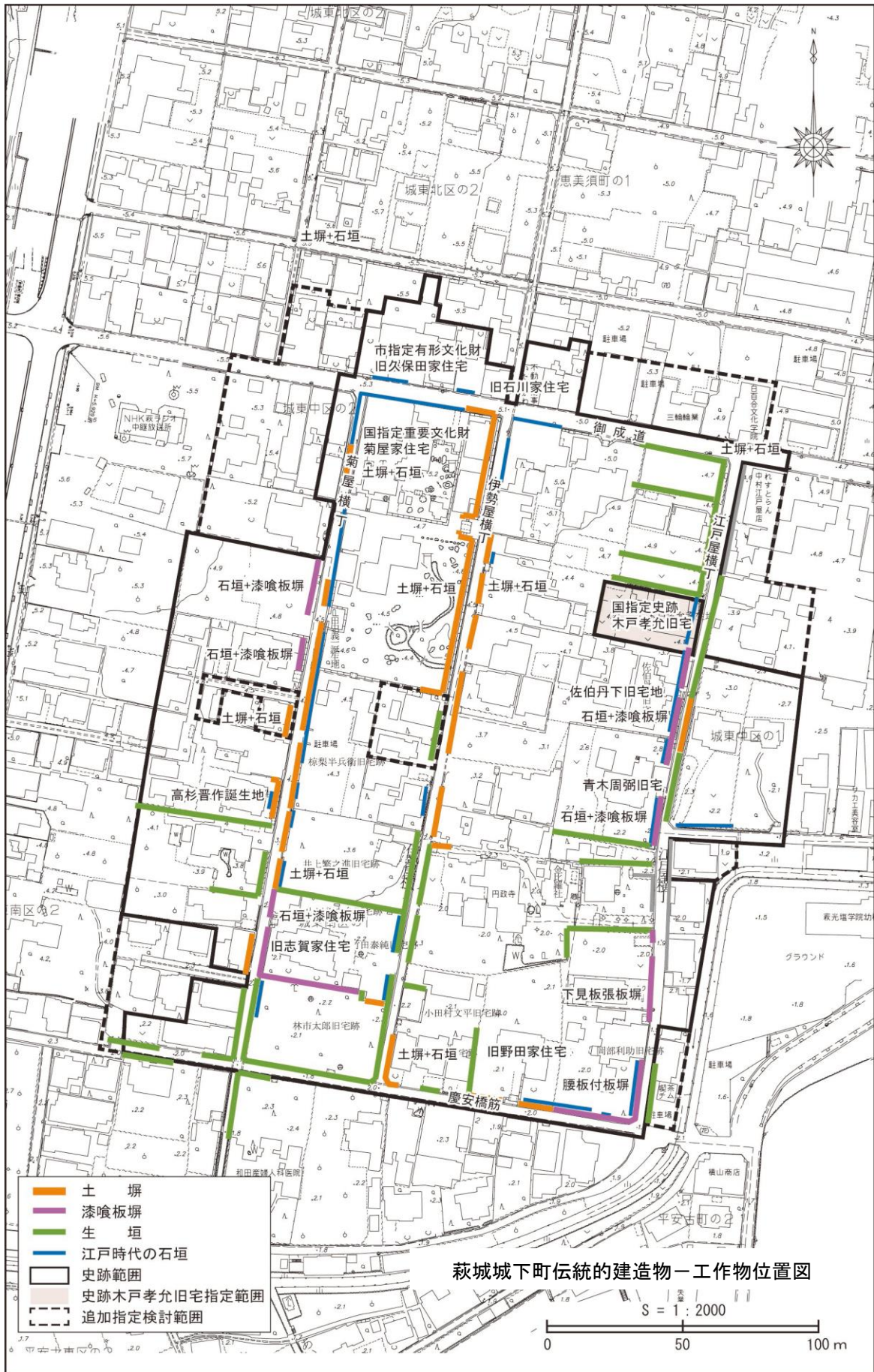
⑥青木周弼旧宅—漆喰板塀

【慶安橋筋】

慶安橋筋と江戸屋横町の交差点は、腰板付の板塀が連続している。伊勢屋横町から菊屋横町にかけては生垣が連続する。



⑤腰板付板塀



萩城下町伝統的建造物—工作物位置図

S = 1 : 2000

0 50 100 m

3. 自然的調査

(1) 地形・地質

阿武川河口に発達した三角州、東の松本川、西の橋本川にはさまれた川内は、面積 5.83 平方キロメートル、最高位でも 9 メートルの低地である。史跡萩城城下町は、この川内の北西部に位置し、沖積層となっている。

(2) 植生・景観

史跡萩城城下町は 2 つの地区に分かれる。商人地である呉服町と中・下級武家屋敷の集まった南古萩町では景観が異なる。呉服町を代表する商家は菊屋家である。軒先をぐっと低くした表構えと、白漆喰塗りの圧倒的な景観を見せる西側の対比の中に、古い御用商人の意気が見られる。その東隣には伊勢屋があった。現在は菊屋家の所有になり、洗い出しの腰壁を持った土塀で囲まれている。通りの南側にも格子の入った町家が並んでいる。こうした町人町から南下がりに入り込んだ菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町を行くと中・下級武士の屋敷がある。菊屋横町の高杉晋作誕生地、江戸屋横町には木戸孝允旧宅、その南には青木周弼旧宅などが並んでいる。

萩市の植生は大観的には二次的植生である。萩市一帯は対馬暖流の影響で、年平均気温は山口県下でも比較的高く、年間降水量は 1,600mm 前後である。このような気候状況から、原植生はシイ類、タブノキ、カシ類などが優占する常緑広葉樹林で、ヤブツバキクラス域に属する。

以下に、菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町、御成道、慶安橋筋各通りの、現況景観と植生についてまとめた。

【参照】

『萩歴史的環境とその保存策に関する調査研究』（萩市教育委員会 平成 6 年または 7 年）

① 菊屋横町

- ・ 菊屋横町は、菊屋家の長大な白漆喰壁とそれに連続する土塀が印象的な道であり、藩の御用商人を務めていた豪商の町家として風格あるたたずまいが感じられ、萩の代表的な景観である。同時に、菊屋家の白漆喰壁と菊屋家庭園のクスノキ、ヒマラヤスギ、マツ類等の庭園木が一体となった景観が見られる。
- ・ その他に、景観木として、田中義一誕生地のモチノキ、棕梨半兵衛旧宅跡南東角のカシワ、旧志賀家住宅のサクラ類が挙げられる。
- ・ 横町の西側は、高杉晋作誕生地がある一方、現代に入り、建て替えや改修された建物や店舗が多く見られる。修景された漆喰板塀上からは夏みかんの木がのぞく姿が見られる。
- ・ 御成道交差点から南方向を見ると、遠方の山並みと菊屋家の白漆喰壁が重なる景観を望むことができるが、電柱により山並みのスカイラインが遮られている。
- ・ 慶安橋筋交差点付近から北方向を見ると、土地のゆるやかな傾斜に沿って、土塀や板塀が連続する景観が見られる。

◇ 菊屋横町



菊屋家白漆喰壁と連続する土塀



連続する土塀と菊屋家庭園樹木



修景された店舗板塀



旧志賀家住宅のサクラ類と板塀



連続する土塀／電柱によって遮られた山並みのスカイライン

② 菊屋家庭園樹木

・ 広い屋敷を有する菊屋家住宅には、主屋・書院・長屋門など貴重な文化財建築が軒を連ねているが、空間はすべて庭園によって埋められている。菊屋家敷地内の庭園は次の5つの庭に分けることができる。なお、この5庭園は昭和58年、平成3年の修理工事によって修復、整備されたものである。

- ◇ 旧宅書院庭園 — 築山式枯山水庭園
- ◇ 茶庭 — 草庵式茶庭
- ◇ 御部屋・新座敷南庭 — 枯池式枯山水庭園
- ◇ 御部屋前庭 — 平庭式枯山水庭園

◇ 御部屋西庭 — 築山式枯山水庭園

- ・ 御部屋・新座敷南庭の外周部は、クスノキ、クロマツ、ヒマラヤスギ、イヌマキなどの常緑高木が多く植えられており、菊屋横町や伊勢屋横町の土塀と一体となった景観を形成している。南庭内は、枯池の周辺にクロマツやモミジ類が植栽されているほか、御部屋南側の2本のクロマツの大木が庭園のランドマークとなっている。

◇ 菊屋家庭園



① 旧宅書院庭園（築山式枯山水庭園）



② 御部屋・新座敷南庭
（枯池式枯山水庭園）



③ 御部屋・新座敷南庭
（枯池式枯山水庭園）



④ 御部屋・新座敷南庭
（枯池式枯山水庭園）

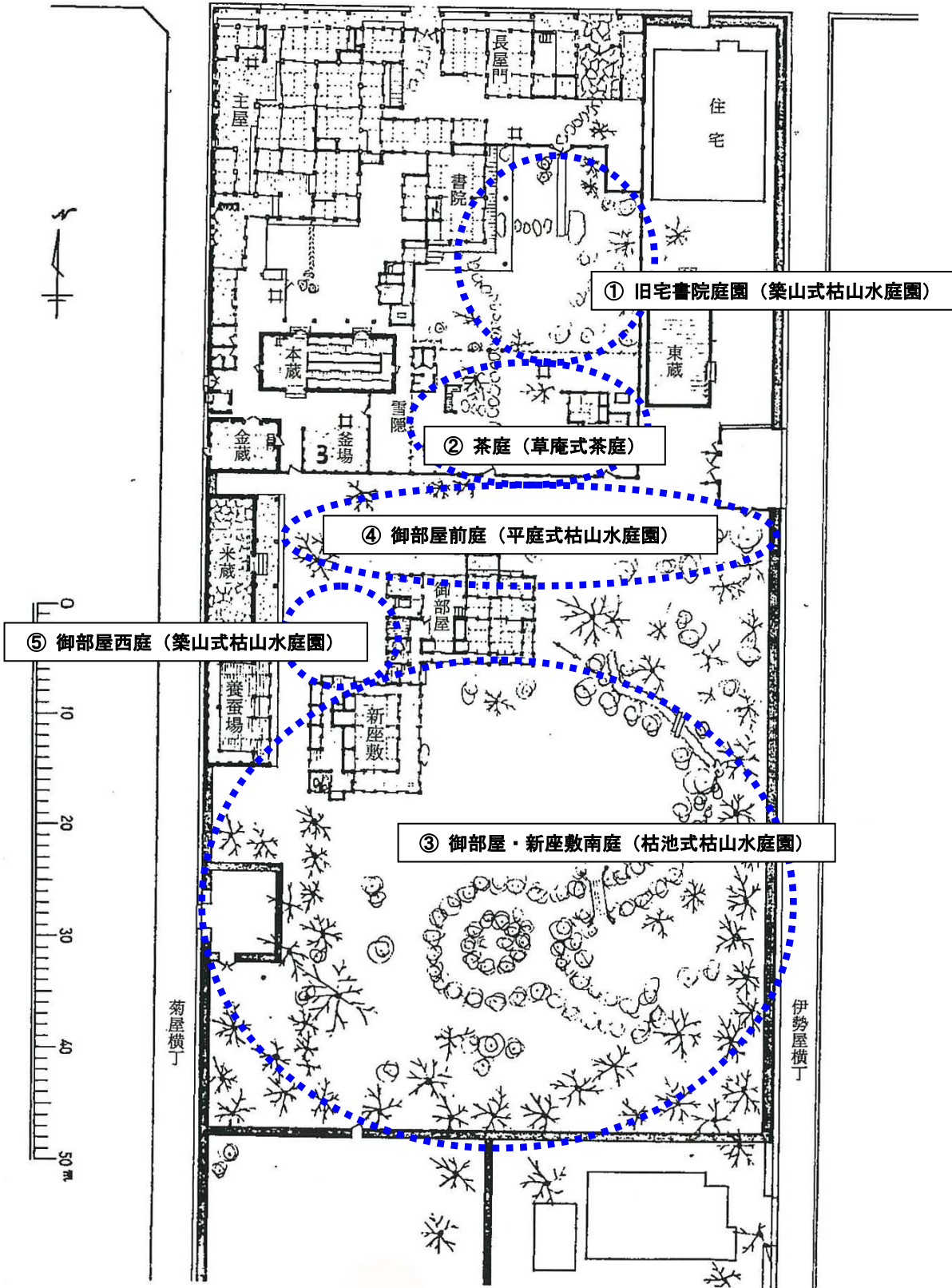


⑤ 御部屋前庭（平庭式枯山水庭園）



⑥ 御部屋西庭（築山式枯山水庭園）

呉服町1丁目



菊屋家庭園概要図 (平成3年修理前配置図)

【参照】『史跡萩城下町 (菊屋家住宅) 保存修理工事報告書』
(財)菊屋家住宅保存会 平成3年

③ 伊勢屋横町

- ・藩政期、菊屋横町同様北側は町家、南側は侍屋敷であった。横町北部の菊屋家の土塀を中心に、全体的に土塀がよく残存している。菊屋家沿いは、菊屋家庭園のマツ類、イヌマキ、クスノキなどの庭園木と白漆喰塀が一体となった景観が見られる。
- ・横町南部は、イスノキやササ類の生垣が連続した景観が見られる。
- ・一方、菊屋横町と江戸屋横町の電線の裏配線となっているため、電柱の林立や電線が集中し、景観を阻害している。

◇ 伊勢屋横町



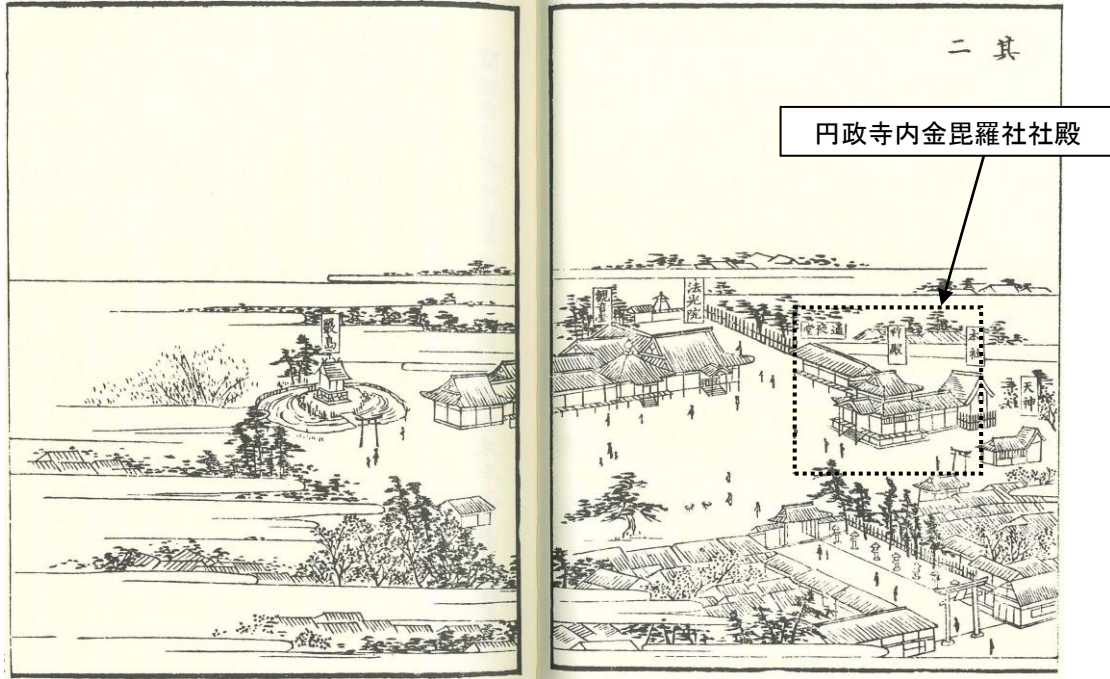
① 電柱・電線の集中



② イスノキとササ類の生垣

④ 江戸屋横町

- ・横町の北側は町家、南側は侍屋敷である。北から、木戸孝允旧宅、青木周弼旧宅にかけては、藩政時代の長屋や門といった建物と板塀が連続する特徴的な城下町景観を形成しており、萩を代表する景観でもある。さらに、木戸孝允旧宅や富川家住宅の漆喰塗塀上にのぞくマツ類や、青木周弼旧宅の庭のクロマツの大木が、城下町景観に風格を与えている。
- ・青木周弼旧宅の庭では、その他にモチノキやエノキの大木が生育し、板塀越しにはモミジ類が見られる。横町をはさんだ旧宅の向かい側には、イチョウの景観木が見られる。
- ・横町東面の南部は一般の民家やコンクリートブロック塀が立地するが、北部は土塀と生垣が交互に連続する。
- ・円政寺内金毘羅社社殿の建立年は不詳であるが、天保年間（1830～43）に編纂された「八江萩名所図画」に現在と同じ姿で描かれており、往時の景観を伝えている。また、円政寺参道のクロマツの大木（H20m）やヒノキが景観的なランドマークとなっている。
- ・御成道交差点から南方を見ると、遠方に山並みを望むことができるが、木戸孝允旧宅付近のシュロによって山並みのスカイラインが遮られている。



「八江菽名所図画」天保年間（1830～43）編纂

◇ 江戸屋横町



① 連続する板塀



② 板塀上のクロマツ



③ 青木周弼旧宅のモミジとイチョウ



④ 青木周弼旧宅庭のクロマツ大木



⑤ 円政寺参道のクロマツ



⑥ 富川家住宅板塀越しの植栽



⑦ 円政寺内金毘羅社社殿



⑧ 御成道交差点から江戸屋横町を見る

⑤ 御成道

- ・往時は、菊屋や江戸屋の大規模な町家が立ち並んでいた。現在では江戸屋は消滅しているが、軒先をぐっと低く構えた菊屋家と旧久保田家が御成道をはさんで向かい合い、往時参勤交代の道筋であった御成道の景観や面影を伝えている。
- ・江戸屋横町との交差点付近のナンキンハゼ、サクラ類、マツ類は景観木となっている。
- ・一方、御成道と各横町の交差点には電柱が設置され、電線が張り巡らされているため、町家の軒のラインの連続性を遮っている。また、これら電柱や電線により、山並み景観や御成道の東西方向の眺望、景観を阻害している。

◇ 御成道



① 御成道を挟んで向かい合う菊屋家と旧久保田家



② 東方の山並み景観



③ 電柱の林立



④ 江戸屋横町交差点付近のサクラ類

⑥ 慶安橋筋

- ・慶安橋筋西部の袋町との境界部には、小規模な「鍵曲り」が残されており、往時の町割りを伝えている。また、筋の北面は旧野田家住宅などの土塀やイヌマキの生垣、カイズカイブキの刈り込みが連続する景観が見られる。一方で、慶安橋筋の南側は店舗として利用されており、商業看板等が設置され、城下町の雰囲気を感じている箇所も見られる。
- ・慶安橋から、佐田新一郎旧宅地の板塀上にウメが広がる景観が見られるほか、景観木として、林市太郎旧宅跡のクロマツが見られる。

◇ 慶安橋筋



① 慶安橋筋と江戸屋横町交差点のウメ



② 連続する土塀・生垣景観



萩城城下町植生図

S = 1 : 2000

0 50 100 m

4. 社会的調査

(1) 史跡に係る法令

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅にかかる法令と規制内容は、次表のとおりである。

法律・条令	位置づけ	規制内容	所管
文化財保護法	国指定史跡 萩城城下町 国指定史跡 木戸孝允旧宅	現状変更行為を行う場合は、文化庁長官の許可が必要。 ※景観法（以下「法」という。）に基づく萩市景観計画では、史跡萩城跡の区域を「重点景観計画区域－萩城跡地区」と定めており、国指定史跡地区内における建築物や工作物を建設する行為については、法第16条第7項第11号及び法施行令第10条第1項第3号により文化財保護法に基づく許可・届出・協議に係る行為として、届出を要しない行為と規定されている。	萩市歴史まちづくり部 文化財保護課
都市計画法	第1種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途が最も厳しく規制されている地域 ・住宅や共同住宅、寄宿舍、下宿の他に兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のものは建築できる。 ・店舗、事務所、ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設、病院、工場等は建築できない。 ・建築物の形態規制制限 建ぺい率50%、容積率80%、高さ10m 	萩市歴史まちづくり部 都市計画課
萩市屋外広告物等に関する条例	第1種禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・一般広告物（自家用広告物以外）は表示不可 ・歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは表示しない。 ・材質は、原則として、木材、石材等の自然素材又は銅板などの伝統材料 	萩市歴史まちづくり部 都市計画課

		<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は設置不可 ・形態はいずれも四角形 ・個別基準を満たす建植広告物、壁面広告物、突出広告物のうち2種類（1種類につき1本）以下は、設置可能 	
--	--	--	--

（2）土地利用

史跡の位置する川内地区は、毛利氏の城下町として古くから市街地が形成され、中心地として発達してきた。地区の大部分が都市的土地利用となっており、中でも住宅用地が大半を占めている。史跡の全域が第1種低層住居専用地域で建築物の用途が最も厳しく規制されている。また、周辺の伝統的建造物群保存地区とあわせて、城下町の町割りが今なお歴史的まちなみとして残っている。

伝統的建築物については一般公開を行なっているものや店舗として利用されているもの、現在も住居として使用されているものがある。一方、空き家になっている建物、空き地になり雑草地と化している敷地も見られる。

（3）動線

現況の車両動線は、御成道は両側通行、菊屋横町は南から北方向の一方通行、伊勢屋横町は両側通行、江戸屋横町は北から南方向の一方通行、慶安橋筋は両側通行となっているが、いずれの道路も狭隘である。また、菊屋家住宅は、生活道路としても比較的交通量の多い御成道から入館するため、団体の観光客が利用する場合に危険な場面も見られる。

駐車場は、史跡東方の中央公園駐車場（有料）か、史跡西方の萩博物館駐車場（有料）を利用し、徒歩により史跡へアクセスする。

駐輪場は、御成道と江戸屋横町交差点の広場と菊屋横丁南部の林市太郎旧宅跡（晋作広場）に設置されている。

見学動線は、①中央公園→慶安橋筋→江戸屋横町→御成道→菊屋横町→慶安橋筋、②萩博物館→御成道→菊屋横町→慶安橋筋→江戸屋横町→御成道といった史跡を回遊する動線による利用が多い。

（4）便益施設

史跡内の公衆便所は、木戸孝允旧宅の北側の1箇所のみとなっている。周辺では中央公園や萩博物館東側に公衆便所が設置されている。

（5）公開・管理状況

史跡内の伝統的な建造物の中で一般公開が行われているのは、菊屋家住宅、旧久保田家住宅、木戸孝允旧宅、青木周弼旧宅、高杉晋作誕生地の5軒である。

観光入込客数は、平成23年度で木戸孝允旧宅 56,392人、青木周弼旧宅 18,034人となっ

ている。特に3、5、8、10、11月の観光入込客数が多い。

管理状況は、菊屋家住宅は（財）菊屋家住宅保存会、高杉晋作誕生地は個人によって管理運営が行なわれている。旧久保田家住宅、木戸孝允旧宅、青木周彌旧宅は、萩市の所有で、管理運営は、市民とともに文化財施設の積極的な活用を展開するために、「特定非営利活動法人NPO萩観光ガイド協会」に委託している。

また、御成道に沿って、6軒の商業店舗（店舗兼用住宅）が営業を行なっている。

（6）防災

伝統的な建造物においては、各所有者が自動火災報知設備および消防設備等の設置と点検を行っている。主な設備としては、菊屋家住宅は消火器、自動火災報知機、消防動力ポンプ。旧久保田家住宅は消火器、自動火災報知機、誘導標識、パッケージ型消火設備。木戸孝允旧宅、旧野田家住宅、青木周彌旧宅は、消火器、自動火災報知機を設置している。

萩城城下町指定地内においては、交差点等の各所に9基の消火栓が設置されている。既設防火水槽としては、菊屋家住宅に50t、北東隅の駐輪場に40t、指定地近隣の香雪園内に40tを備えている。

当該地域の消防団は、明倫第2分団が組織され、外堀沿いの消防器庫には、BD-1型消防自動車が配備され、官民一体の消防体制が整っている。

◇戸孝允旧宅観光入込客数

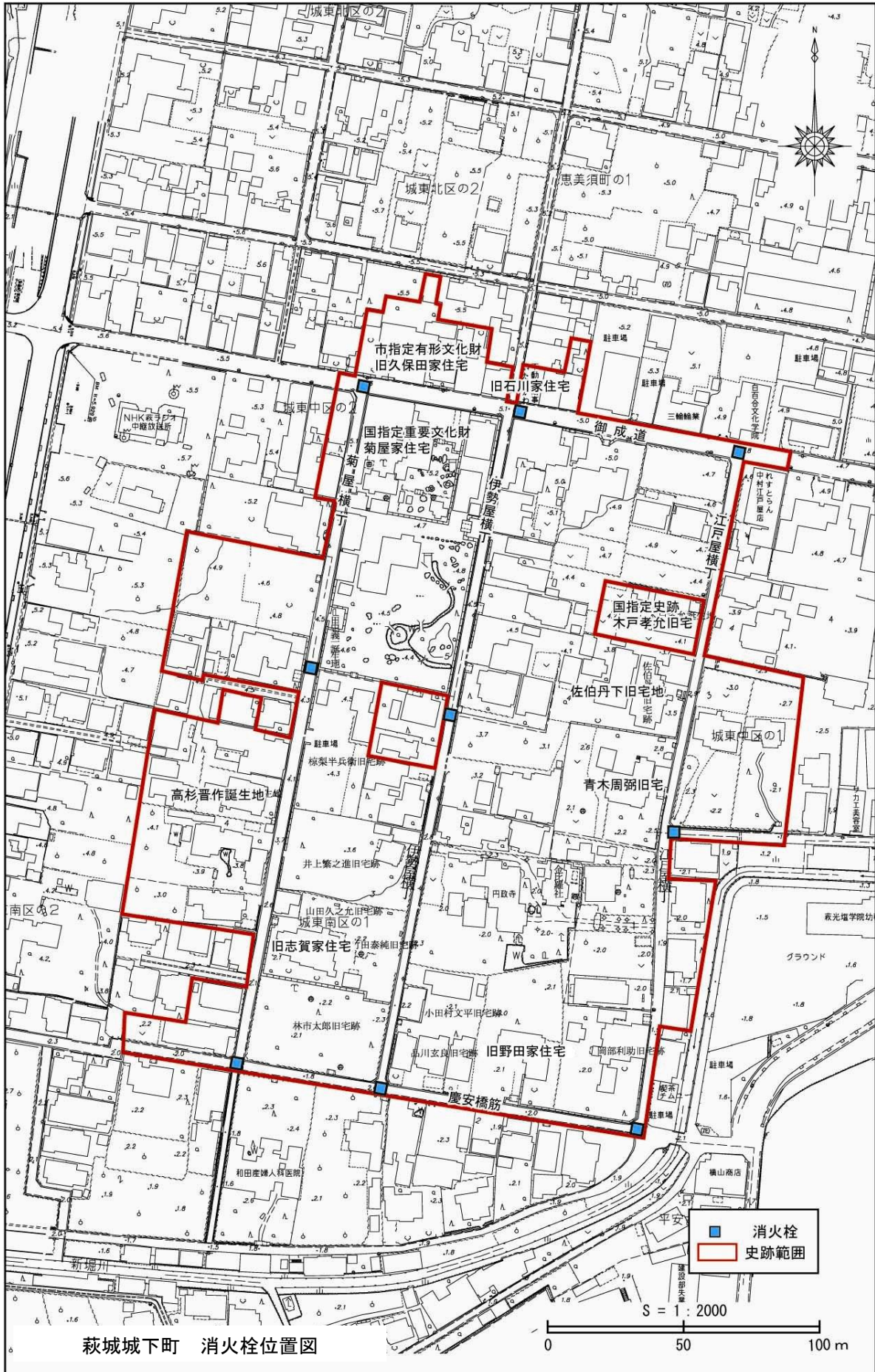
年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成18年	月計	6,065	7,654	13,745	14,621	11,630	8,345	13,622	15,626	21,388	21,057	9,219	165,334
	累計	6,065	13,719	27,464	42,085	64,447	84,422	98,044	113,670	135,058	156,115	165,334	
平成19年	月計	6,432	8,840	14,850	12,849	20,327	9,645	14,158	13,861	17,904	18,675	9,352	159,496
	累計	6,432	15,272	30,122	42,971	63,298	85,546	99,704	113,565	131,469	150,144	159,496	
平成20年	月計	6,327	6,922	12,011	11,134	7,886	7,535	13,699	10,672	5,965	6,604	3,034	105,916
	累計	6,327	13,249	25,260	36,394	50,521	65,942	79,641	90,313	96,278	102,882	105,916	
平成21年	月計	1,651	2,077	4,363	2,546	6,254	2,521	5,797	6,046	5,671	5,268	2,111	46,898
	累計	1,651	3,728	8,091	10,637	16,891	19,484	22,005	27,802	33,848	44,787	46,898	
平成22年	月計	1,875	2,049	4,275	3,990	8,265	3,729	7,012	7,612	8,935	8,705	3,563	63,954
	累計	1,875	3,924	8,199	12,189	20,454	24,398	28,127	35,139	42,751	51,686	60,391	63,954
平成23年	月計	2,040	2,311	4,065	3,701	8,815	3,699	7,785	5,005	6,284	5,772	2,724	56,392
	累計	2,040	4,351	8,416	12,117	20,932	25,143	28,842	36,607	41,612	47,896	53,668	56,392
平成24年	月計	1,669	1,583	3,636	3,543	6,933	3,106	6,290	5,136	5,995	5,907	2,352	48,874
	累計	1,669	3,252	6,888	10,431	17,364	20,088	23,194	29,484	34,620	40,615	46,522	48,874

◇青木周弼旧宅観光入込客数

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成18年	月計	1,864	4,056	7,065	5,370	7,500	3,872	3,370	5,964	6,774	7,169	3,022	61,525
	累計	1,864	5,920	12,985	18,355	25,855	29,727	33,097	39,061	44,560	51,334	58,503	61,525
平成19年	月計	2,362	6,503	9,228	5,817	7,532	4,252	3,594	6,283	6,831	7,003	3,309	68,919
	累計	2,362	8,865	18,093	23,910	31,442	35,694	39,288	45,571	51,776	58,607	65,610	68,919
平成20年	月計	2,723	5,153	7,327	4,763	6,655	3,720	3,155	6,638	747	717	395	47,127
	累計	2,723	7,876	15,203	19,966	26,621	30,341	33,496	40,134	45,268	46,015	46,732	47,127
平成21年	月計	465	1,802	2,517	540	1,316	554	483	853	955	803	414	11,823
	累計	465	2,267	4,784	5,324	6,640	7,194	7,677	8,530	9,651	10,606	11,409	11,823
平成22年	月計	500	1,794	2,308	1,037	1,862	796	785	1,622	1,838	1,549	764	16,491
	累計	500	2,294	4,602	5,639	7,501	8,297	9,082	10,704	12,340	14,178	15,727	16,491
平成23年	月計	433	1,461	2,311	1,089	2,413	1,352	927	2,089	1,748	1,876	760	18,034
	累計	433	1,894	4,205	5,294	7,707	9,059	9,986	12,075	13,650	15,398	17,274	18,034
平成24年	月計	538	1,316	2,170	1,240	1,926	874	857	1,484	1,921	1,541	741	15,977
	累計	538	1,854	4,024	5,264	7,190	8,064	8,921	10,405	11,774	13,695	15,236	15,977



萩城城下町現況利用図





公衆便所－木戸孝允旧宅北側



駐輪場－御成道と江戸屋横町交差点の駐輪場



駐輪場－林市太郎旧宅跡(晋作広場)



消火栓

(7) 景観

萩城城下町の景観は、御成道沿いの町家や御成道と直交する3本の小路（西から菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町）沿いの中下級武士の屋敷といった建造物と、連続する白漆喰壁、土塀、生垣、庭園木及び景観木等により一体的に形成される。こうした萩城城下町の景観は植生の特色とあわせて「3. 自然的調査(2) 植生・景観」で詳しく記載した。

5. 保存・整備の経過

(1) 史跡としての保存整備の経過

【旧久保田家住宅】

江戸時代後期(安政年間)に建てられた町家を明治16年(1883)に造り酒屋として改築、明治25年(1892)に離れ座敷、土蔵、門塀を整備。昭和19年(1944)頃に台所の一部を減築している。平成8年(1996)3月27日に土地の一部と建物を萩市が公有化し、平成11年(1999)1月から平成16年(2004)10月に保存修理工事を実施した。

年	内容	詳細
平成11年度(1999) ～16年度(2004)	保存修理	<ul style="list-style-type: none"> ・主屋：屋根葺替・部分修理 (台所棟の復旧整備を行う) ・離れ座敷：屋根葺替・部分修理 ・土蔵：屋根葺替・部分修理 ・門：屋根葺替・部分修理 ・塀：解体修理

【旧石川家住宅】

江戸時代末頃に建築されたものと推定されている建物で、平成9年(1997)11月27日に萩市が公有化し、平成23年度に屋根葺替部分修理工事を行った。

【青木周弼旧宅】

安政6年(1859)の建築。昭和54年3月27日に萩市が公有化している。

年	内容	詳細
昭和54年度(1979)	部分修理	・主屋：屋根葺替・部分修理
昭和55年度(1980)	防災施設工事	・自動火災報知設備設置
平成8年度(1996)	部分修理	・北側塀下見板
平成14年度(2002)	配管工事	・トイレ下水管接続
平成16年度(2004)	災害復旧 (台風18号被害)	<ul style="list-style-type: none"> ・便所(仲間部屋北)：屋根葺替部分修理 ・主屋、仲間部屋、土蔵、塀：瓦差替え
平成24年度(2014) ～27年度予定	保存修理	・主屋、仲間部屋、土蔵、門、塀

【旧野田家住宅】

江戸時代末頃に建築されたものと推定されている建物で、昭和47年(1972)10月17日に萩市が公有化し保存を図ってきた。平成16年度に台風18号の災害復旧として、わたり塀、主屋の飛散した瓦の差し替えを行った。

平成23年度には、西側隣地境界の板塀を造り替えた。

【旧志賀家住宅】

江戸時代末頃に建築されたものと推定されている建物で、昭和 42 年（1967）10 月 4 日に萩市が公有化し保存を図ってきた。

年	内 容	詳 細
昭和 60 年度（1985）	部分修理	・土蔵、門：屋根修理
平成 5 年度（1993）	整備工事	・西側わたり塀整備
平成 22 年度（2010）	部分修理	・便所屋根葺替
平成 24 年度（2012）	部分修理	・東面下屋の屋根葺替

【菊屋家住宅（財団法人所有）】

菊屋家の先祖は武家の出身で、慶長年間（1596～1615）萩に移り、以来代々孫兵衛を名乗って藩の御用を勤めてきた豪商である。広大な屋敷地に主屋をはじめ数多くの蔵や附属屋が建てられている。建設年代は、17 世紀中頃から江戸時代後期にかけて建てられており、昭和 49 年 5 月 21 日に主屋、本蔵、金蔵、米蔵、釜場の 5 棟が重要文化財に指定された。

年	内 容	詳 細
昭和 53 年度（1978） ～55 年度（1980）	重要文化財 保存修理	・主屋、米蔵：解体修理 ・金蔵：半解体修理 ・本蔵、釜場：屋根葺替部分修理
昭和 56 年度（1981） ～57 年度（1982）	重要文化財 防災施設工事	・自動火災報知設備、消火栓設備設置
昭和 55 年度（1980） ～57 年度（1982）	史跡建物および 庭園整備工事	・長屋門、書院、中門等：復旧整備 ・東蔵：半解体修理 ・北側の庭園整備
昭和 61 年度（1986） ～平成 2 年度（1990）	史跡建物および 庭園整備工事	・養蚕場、御部屋：半解体修理 ・新座敷：屋根葺替部分修理 ・南側の庭園整備
平成 16 年度（2004）	史跡建物 部分修理	・東蔵：屋根葺替、漆喰壁塗替
平成 17 年度（2005）	重要文化財 災害復旧 （台風 18 号被害）	・主屋、本蔵、金蔵：漆喰壁部分修理
平成 23 年度（2011） ～24 年度（2012）	重要文化財 部分修理	・主屋、附土塀：漆喰壁塗替修理 （菊屋横丁側）
平成 24 年度（2012）	重要文化財 防災施設工事	・自動火災報知設備改修、消火ポンプ更新、 屋外消火栓等取替
平成 25 年度（2012） ～	史跡土塀 部分修理	・庭園南側の土塀解体修理

【佐田家住宅（個人所有）】

佐田家は、三軒棟割り長屋の典型で、構造手法から江戸時代末頃の建築と推定される。

佐田氏の先々代は指物大工で、昭和2年からこの住宅を所有している。建物の老朽化が進んだため、平成21年度に屋根葺替および正面構えを整える修理を行った。

【富川家住宅（個人所有）】

富川家は、嘉永年間の城下町絵図によれば、佐伯丹下の屋敷になっており、仲間部屋や門構えはこの頃のものと考えられる。平成16年度に台風18号の災害復旧として、わたり堀の屋根葺替部分修理を行った。また、平成23年度には仲間部屋の螻羽（けらば）瓦の修理を行った。

【円政寺（宗教法人所有）】

天保年間（1830～43）に編纂された「八江菰名所図画」に金毘羅社社殿が描かれていることから、遅くともそのころには社殿が建立されていたと考えられる。昭和53年度に社殿の防災施設工事を、昭和58年度に山門の屋根葺替部分修理を、平成15年度に拝殿の葺戸の整備を行った。

【松本家住宅（個人所有）】

平成16年度の台風18号により、わたり堀が倒壊し、門が傾いたため、災害復旧として、わたり堀と門の復旧工事を行った。

【高杉晋作誕生地（個人所有）】

昭和48年度 建物修理工事

【木戸孝允旧宅】

大正15年（1927）9月10日に萩市が公有化。

年	内 容	詳 細
昭和33年度（1958）	復旧工事	・表門倒壊の復旧
昭和41年度（1966） ～42年度（1967）	半解体修理	・木、屋根、左官、建具工事
昭和46年度（1971）	防災施設工事	・自動火災報知機設置
昭和51年度（1976）	部分修理	・外壁等
昭和53年度（1978）	部分修理	・建具等
昭和61年度（1986）	部分修理	・門
昭和63年度（1988）	部分修理	・漆喰堀
平成7年度（1995） ～9年度（1997）	保存修理	・主屋：屋根葺替部分修理 ・外便所：屋根葺替部分修理 ・物置：部分修理 ・庭堀：部分修理
平成19年度（2007）	部分修理	・板堀

第5章 保存管理

1. 史跡萩城跡、史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅共通の本質的価値

① 近世城郭と城下町が一体となって良好に残る

江戸時代、萩城とその城下町は、阿武川河口の三角州上に形成された。現在でも、街路構成や町割などの都市的遺構が良好に残り、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」と言われるほどである。

慶長9年(1604)、毛利輝元により築城が開始された萩城は江戸時代を通じて、防長2カ国の政治的中心となった。しかし、江戸時代末期には、藩庁が山口に移されたことにより、その機能を失った。さらに明治維新後は、天守閣をはじめ、大部分の建物が解体された。しかし、城跡内には石垣、堀、築地塀等の骨格を示す遺構が残されており、これらが近世城郭の特徴を現在に伝えている。こうした歴史的価値は早くから認識されており、史跡として保護されると同時に、公園としても多くの人々に親しまれてきた。同様に三の丸も武家屋敷の主屋や付属屋の多くが取り壊されたが、土塀や石垣が残されており、そこからのぞく夏みかんの風情が、萩の魅力となっている。

萩城の築城と並行して建設された城下町は、外堀の東側に碁盤目状に形成され、東西に通ずる御成道と、これに直交する菊屋横町、江戸屋横町、伊勢屋横町に面して、中下級武士の屋敷や町家が連なっていた。現在もその町割りが残り、城下町の特徴ある歴史景観を呈している。

このように、史跡萩城跡と史跡萩城城下町は、その成り立ちから現在にいたるまでの歴史的価値を一体的に、良好に残すものである。

2. 史跡萩城跡の本質的価値

① 西南雄藩毛利氏によって築造された、巧みな縄張りを持つ近世城郭

毛利氏は、吉田郡山城という山城を拠点として領地を拡大し、中国8カ国112万石の大名となった。毛利輝元は吉田郡山城で長く過ごした後、広島城を築城した。広島城は、近世城郭史上、代表的な平城である。関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が築城した萩城の持つ特徴は、こうした輝元自身の経験があったことが推察される。

萩城は、その背後の守りを日本海に突き出した指月山にまかせ、その山頂に要害(本丸・二の丸)を配置する一方、天守や御殿は山麓の平地に配している。

このように、平城でかつ海城といった近世城郭の特徴と中世山城の特徴も併せ持つ特異な縄張りである。

② 石垣や堀等の城郭の骨格が良好に残存する

萩城跡は、北側の指月山山頂に要害があり、その山麓に内堀と中堀をめぐらして本丸と二の丸を配置し、外堀によって城下町と隔てられた三の丸によって構成されている。先に記したように萩城の建物や武家屋敷のほとんどが取り壊されているが、城跡内には石垣や堀、築地塀等が良好に残存する。さらに城跡内には、藩主の遊息空間であった東園跡や安芸国吉田郡山城から移された寺院跡など、武家文化を伝える空間や諸寺院跡が残存している。また、外堀の発掘調査では堀幅の変遷にともなう石積みや町家の井戸などの遺構が確

認されるなど、地下遺構も良好に残存している。これらは歴史的な資料とともに萩城の特徴を現在に伝える貴重な遺跡である。

③ 自然景観と歴史景観が融合した景勝地

昭和 26 年に史跡として最初の指定がなされて以来、9 回にわたり追加指定が行なわれ、昭和 46 年には指月山が天然記念物に指定された。これら一連の指定は萩城跡の保存に大きく貢献し、指月山山麓の特異な海岸線を含めた史跡萩城跡の優れた歴史景観と豊かな自然景観を育ててきた。その結果、萩城跡は優れた景勝地として、市民や多くの観光客に親しまれている。

④ 周辺環境と共に保存されてきた地域資産

萩城は明治 3 年（1870）から次第に解体され土地建物共に転用されていった。本丸部分は明治 10 年（1877）に山口県が都市公園「萩公園」と命名し管理した後、明治 42 年（1909）萩町に譲渡され、「指月公園」と命名された。また、本丸跡北端には志都岐山神社が創建された。これは旧藩主毛利家歴代を祭神とするもので、萩町民の旧藩主に対する思慕の念がうかがえる。同社境内及び参道には、旧藩士からの寄附などにより、多数の桜が植えられた。

指月山は御料地として毛利家の所有となっていたが、昭和 22 年（1947）萩市により公有化された。萩城跡の保存に関しては大正 13 年から名勝指定に関する検討が行われるなど早くから着目され、昭和 14 年には萩市より史跡指定申請書が提出され、大戦を経て昭和 31 年（1956）に昭和 26 年（1951）付けで史跡指定された。さらに周辺の歴史的景観の保護も念頭に昭和 42 年（1967）には北の総門通り等の範囲が追加指定されるとともに、呉服町や南古萩町を中心とした萩城城下町が新たに史跡指定された。その後も外堀周辺等の追加指定がなされ現在に至っている。指月山については原生林の面影を残す樹叢等の価値が高く評価され、昭和 46 年（1971）に天然記念物としても指定され新たな保護の網がかけられた。

このように萩城は明治初期には解体、民間払い下げが積極的に行われたものの、その価値が早くから認識され保護されてきた地域資産であると言える。

3. 史跡萩城城下町・史跡木戸孝允旧宅の本質的価値

① 藩政時代の城下町の町割りが往時の建物と共に残る

萩城の築城と並行して造られた萩城城下町は、絵図に見られるような変遷を経て、17 世紀末に町割の基盤はほぼ完成したといえる。また、19 世紀中頃の絵図を見ると現在とほぼ変わらない町割の構成が窺える。御成道とこれに直交する 3 本の小路（菊屋横町・伊勢屋横町・江戸屋横町）に面して、中下級の武家屋敷や豪商の町家が建築されており、現在でもこうした建物やこれに付属する土塀や生垣により城下町としての景観をよく残している。また、当時の身分制度に基づく町割りがそのまま残っており、こうしたことが「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」といわれる所以である。

② 幕末から明治にかけての転換期に活躍した人々が生まれ暮らした町

史跡萩城城下町には、菊屋横町沿いに「高杉晋作誕生地」、江戸屋横町には「木戸孝允

旧宅」や「青木周弼旧宅」など、幕末から明治にかけて活躍した人々の旧宅や誕生地が良好に残っている。彼らは明治維新の原動力であり、同時に日本の近代化の先駆的役割を担った人々でもある。萩城城下町はこうした人々が生まれ育った町として、当時の景観をよく残しており、市民や多くの観光客に親しまれている。

③ 歴史的町並みの保存の先駆けとして保存・公開されてきた地区

萩市は早くから史跡をはじめとする文化財の保存と活用には積極的に取り組んできた。地理的制約などから工業都市等として発展する基盤もなかったため、史跡をはじめとする豊かな歴史的資源を整備し、これらを活かしたまちづくりに力を注いできた。昭和7年には「木戸孝允旧宅」が、昭和42年には「萩城城下町」が、それぞれ国史跡に指定され、さらには、昭和47年に「萩市歴史的景観保存条例」を制定し、堀内や平安古、東光寺の周辺地区等を「歴史的景観保存地区」に指定した。特に、明治維新の原動力となる人々を生み出した萩城城下町は、武家屋敷や町家及び江戸時代の町割りなど歴史的景観を良く残しており、地区住民と行政が連携して保存や活用に取り組んできたのである。

また、萩城三の丸の大部分が、昭和51年に全国で初めて国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、史跡萩城城下町とともに、全国の歴史的町並み保存・活用の先駆けとなった。

こうした取組みは、現在も「萩まちじゅう博物館構想」に引き継がれており、萩市のまちづくりや観光戦略等の基本的な考え方となっている。

※萩まちじゅう博物館構想

数多くの文化遺産が豊富に存在する萩市において、萩市全域を屋根のない博物館としてとらえ、萩市固有の遺産等を保存・活用したまちづくりや観光地づくりの取組みとして平成15年に策定された。

4. 史跡を構成する要素

(1) 史跡萩城跡

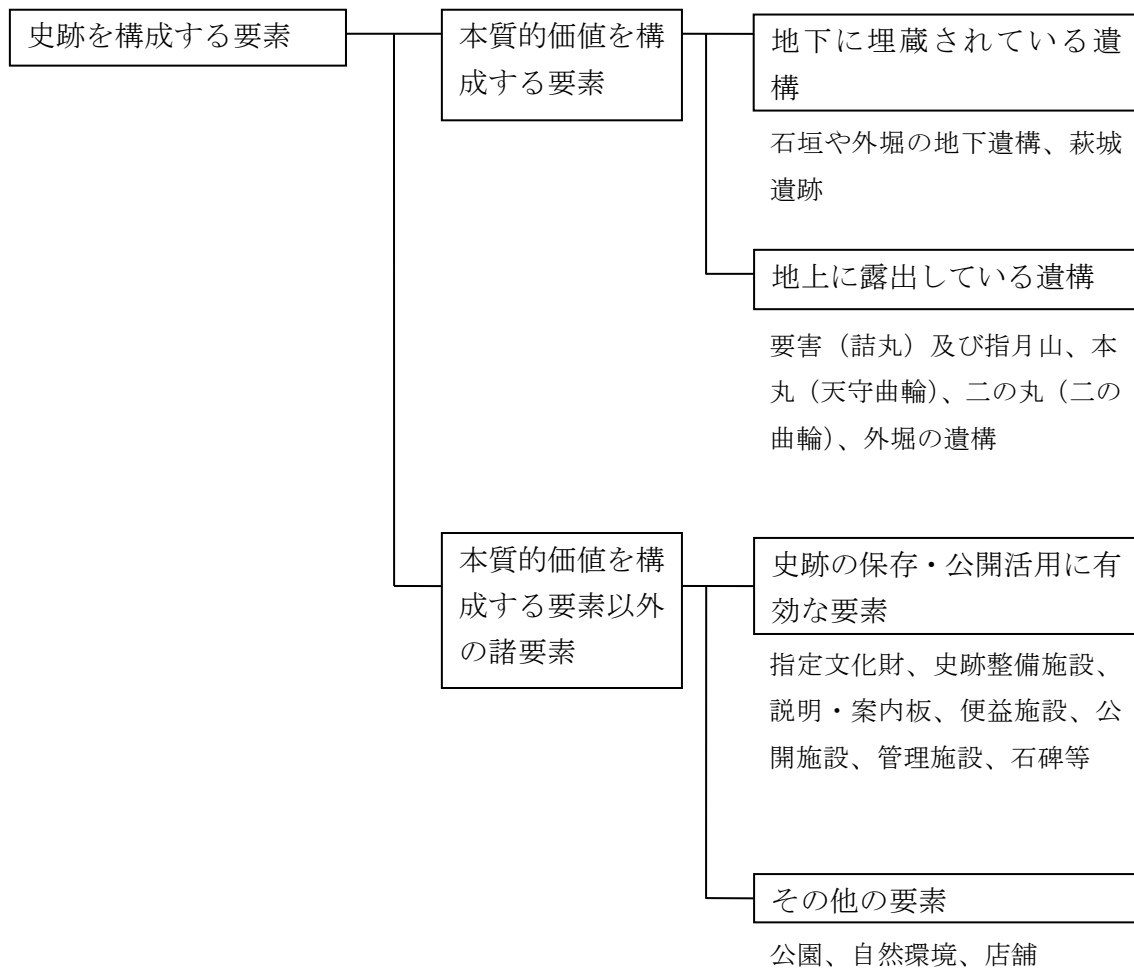
① 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定

史跡萩城跡は、①藩政期、②藩庁移転から国史跡の指定まで、③国史跡の指定から現在までの、おおむね3つの時代に区分することができる。このうち、顕著に史跡の本質的価値を示すものは、①藩政期の構成要素である。

時代区分	期間	概要
①藩政期	慶長9年(1604)～ 文久3年(1863)	関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が、慶長9～13年(1604～1608)に萩城を築城。指月山山頂に要害を設け、その山麓に天守を擁する本丸、二の丸、三の丸を置く。これにあわせ、寺社の建立や移築がなされた。 築城以降、自然災害や火災等が原因で、城内の矢倉、門、石垣等の破損、焼失等が生じ、何度となく修理、再建を行う。また、外堀の浚渫や改修も行なわれた。
②藩庁移転から国史跡の指定まで	文久3年(1863)～ 昭和26年(1951)	文久3年(1863)、十三代藩主毛利敬親は萩城を廃し、山口の中河原の茶屋に入る(山口移鎮)。以降、萩城の政治的機能が失われていくとともに、萩城内の建物の解体が行われていった。 明治10年(1877)、本丸跡が萩公園となり、明治43年(1910)には指月公園と命名された。
③国史跡の指定から現在まで	昭和26年(1951)～	昭和26年(1951)、国の史跡に指定され、以後、8回の追加指定(一部解除)がなされ、現在にいたる。

② 各構成要素の概要

史跡萩城跡の本質的価値を踏まえて、史跡を構成する要素を以下の図のように整理した。



史跡周辺の諸要素

<関連文化財等> 萩市堀内地区重要伝統的建造物群保存地区、国指定史跡萩城下町、国指定史跡木戸孝允旧宅、国指定重要文化財口羽家住宅、国指定重要文化財旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、国指定史跡旧萩藩主毛利家墓所、春日神社

<公開施設> 萩博物館、萩史料館

<管理施設> 萩市指月第一駐車場

◇史跡内の各構成要素の概要一覧表

a. 本質的価値を構成する要素 (1/3)

区分	名称	概要	番号
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	<p>要害の角矢倉跡及び辰巳矢倉跡、本丸の本丸門跡南矢倉跡、二の丸の時打矢倉跡、東門跡～三階矢倉跡及び東園、外堀（東側）の発掘調査により遺構を検出した。</p> <p>また、史跡及び隣接する三の丸を周知の埋蔵文化財包蔵地「萩城遺跡」として地下遺構の保護を図っている。</p> <p>(要害) 礎石・石列などの矢倉建物遺構を検出した。</p> <p>(本丸) 本丸門跡の矢倉台上面で内門の柱を受けていた礎石と土堀の基礎石を検出した。</p> <p>(二の丸) 時打矢倉跡で矢倉建物の礎石や石列、建物解体時の礎石抜き取り跡、土堀の基礎などを検出した。この他、石垣南東隅ではマツ材を用いた胴木を検出した。</p> <p>三階矢倉跡では礎石・石列を検出し、柱間規模が判明した。</p> <p>東園では湯殿付近の井戸と思われる遺構を確認した。</p> <p>(外堀) 8間石垣を設置したラインが判明するとともに、町家遺構が良好に遺存することが明らかになった。</p>	—
地上に露出している遺構	要害（詰丸）及び指月山	<p>要害は毛利氏が指月山山頂に築いた軍事的施設である。中央を南北に走る練堀によって、東側の本丸と西側の二の丸に区画されていた。</p> <p>(矢倉跡) 本丸：拾間矢倉、角矢倉、辰巳矢倉、大矢倉 二の丸：八間矢倉、瀬戸崎矢倉</p> <p>(門跡) 要害門、棟門、埋門</p> <p>(石垣) 要害を囲む石垣</p> <p>(貯水施設) 本丸の池、二の丸の用水</p> <p>(指月山) 日本海中の独立山で、本土との間にできた砂嘴によって繋がれた陸繋島で、海拔は143mである。藩政時代は城内林として保護され、明治以降も樹林はそのまま残っている。</p>	1

a. 本質的価値を構成する要素 (2/3)

区分	名称	概要	番号
地上に露出している遺構	本丸 (天守曲輪)	<p>本丸(天守曲輪)は、萩城の中心部で、藩政の中心機関と藩主の居館である本丸御殿があった。現在は、都市公園(指月公園)として多くの人々に親しまれている。</p> <p>(内堀) 現在も当時の堀幅のまま残存している。</p> <p>(門跡) 本丸門、台所門、西門、井上門</p> <p>(矢倉跡) 月見矢倉、井上矢倉、多門矢倉</p> <p>(石垣) 内堀沿いの石垣、台所門から井上門までの石垣</p> <p>(塀) 北側西端の練塀の一部</p> <p>(庭園・池) 志都岐山神社、花江茶亭、旧福原家書院</p> <p>(社寺) 志都岐山神社</p> <p>(樹木) サクラ類、マツ類</p>	2
	二の丸 (二の曲輪)	<p>二の丸は北側に指月山をいただき、東側は日本海の菊ヶ浜に、南側は中堀を巡らし、西側は石彫公園に接して日本海に通じている。大きく分けて北半部は神社仏閣が中心で宗教的性格が強く、南半部は軍事的・政治的性格が強いといえる。</p> <p>【東北部】</p> <p>(矢倉跡) 山中矢倉、北矢倉、満願寺(三摩地院)矢倉、荒川矢倉</p> <p>(門跡) 舟入門(潮入門)</p> <p>(石垣) 山中矢倉跡及び北矢倉跡から舟入門までの石垣</p> <p>(庭園・池) 東園</p> <p>(寺社跡) 満願寺、三摩地院、宮崎八幡宮</p> <p>【南部】</p> <p>(矢倉跡) 紙矢倉、華矢倉、三階矢倉、時打矢倉、塩矢倉、青貝矢倉、八間矢倉</p> <p>(門跡) 南門、東門、岡崎門</p> <p>(石垣) 門跡の石垣、矢倉跡の石垣、中堀南面の石垣</p> <p>【西部】</p> <p>(寺社跡) 洞春寺、妙玖寺、御霊社・稻荷社</p> <p>(矢倉跡) 妙玖寺矢倉</p> <p>(石垣) 西面の石垣</p>	3

a. 本質的価値を構成する要素 (3/3)

区分	名称	概要	番号
	三の丸及び外堀	<p>三の丸には毛利一門、永代家老、寄組といった大身の武家屋敷が建っていた。こうした武家屋敷の建造物や当時の地割を残す土塀や石垣が残っており、歴史的風致を形成している。</p> <p>外堀は、三の丸と城下町を区別し三の丸の東側に南北に、南側に東西に巡らされている。東側の当初の堀幅は20間あったが、その後、14間、8間と段階的に変遷した。南側の外堀は藩政時代を通して当初の堀幅20間のままであった。</p> <p>三の丸のほぼ全域が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在は福原家萩屋敷跡と外堀のみが史跡萩城跡の指定区域である。</p> <p>(屋敷跡) 福原家萩屋敷跡 (建造物) 福原家萩屋敷門 (県指定有形文化財) 平安橋 (市指定有形文化財) (門跡) 北の総門、中の総門、平安古の総門 (石垣) 外堀護岸の石垣 (復元) 北の総門 (門、枳形、船着場、土塁、土橋)、中の総門 (土橋)</p>	4

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (1/6)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存 ・公開活用 に有効な要素	指定文化 財	国指定天然 記念物指月 山	昭和 46 年 3 月 16 日指定。指月山は、日本 海中の独立山で、本土との間にできた砂嘴 によってつながれた陸繋島である。山体は 花崗岩でできていて、海拔 143m である。 毛利氏はこの山麓を埋め立てて築城し、 300 年にわたる藩政時代を通じて、その森 林は城内林として保護され、そのまま維持 されて今日に至っている。このため山林を 覆う森林はよくその姿をとどめている。	5
		県指定天然 記念物志都 岐山神社の ミドリヨシ ノ	昭和 56 年 3 月 24 日指定。志都岐山神社参 道の旧明倫館遺構万歳橋の東側たもとに 位置する。地際の幹周囲 1.7m、幹は下部 から 3～4 分岐し、主幹は目通り周囲 0.8 m、高さ約 6 m あり、樹勢は旺盛で健全な ものである。このサクラは全国でも例を見 ず、萩市においても他に一本しか見られな い珍しいもので、萩藩主 7 代毛利重就が参 勤交代の際に持ち帰ったと伝えられる。萩 の植物学者二階重楼に注目され、基準標本 樹として学術的価値が高い。開花期には、 遠望すると梨の花のように見える。	6
		市指定有形 文化財旧福 原家書院	昭和 42 年 1 月 25 日指定。萩藩の永代家老 である福原家の、三の丸にあった萩屋敷内 の書院で、明治 15 年に志都岐山神社の社 務所として移された。建築年代は天明年間 (1781～88) ごろと思われるが、当時の重 臣の住居を知る上で貴重な建物である。	7

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (2/6)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存 ・公開活用 に有効な要素		市指定有形文化財花江茶亭	昭和48年2月13日指定。花江茶亭は、安政の初め(1854)ごろ、13代藩主毛利敬親が三の丸内の橋本川沿いにあった花江御殿内に造った茶室である。この茶室で敬親は支藩主や家臣たちと茶事に託して時勢を論じ、国事を画策したといわれている。明治2年(1869)に長屋氏に譲渡されたが明治22年(1889)品川弥二郎らが主唱してこれを買取り、指月公園内の現在地に移築した。建物は木造平屋建入母屋造茅葺で、本床と脇床がついた4畳半の茶室と3畳の水屋からなっている。	8
		市指定有形文化財明倫館遺構万歳橋	昭和48年2月13日指定。嘉永2年(1849)江向に新築された明倫館には多くの藩校と同じように聖廟の前に泮水を巡らし、その中央に石橋が架けてあった。泮水は中国上代の形式を模倣したもので諸侯の学校であることの象徴である。泮は半と同じ意味で、聖廟周囲の南半分には水がないことを意味している。この池は藩校によっては半円形のものもあるが、明倫館は半矩形であった。橋は花崗岩を用いた石橋で、その高欄に中国風のデザインを施した太鼓橋(反橋)である。現在は志都岐山神社前の池に架けてある。	9
		市指定天然記念物指月山のミカドアゲハ	昭和37年1月11日指定。ミカドアゲハはアゲハチョウ科に属する蝶である。元来南方型のもので、明治18年(1885)鹿児島で初めて発見され、次第に北上し現在は九州・四国・南紀まで分布域を広げている。萩は中国地方唯一の生息地で、昭和31年(1956)に指月山で採集され、生息が確認された。	10

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (3/6)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	史跡整備施設	遺構平面表示	平成8年度から平成22年度にわたって実施された史跡萩城跡（外堀）整備事業において、発掘調査で検出された石垣遺構の平面表示を行なった。	11
		復元工作物	昭和39年度の環境整備事業において、二の丸土塀（銃眼土塀）、昭和40年度の環境整備事業において、要害土塀（銃眼土塀）が整備された。また、平成8年度から平成22年度にわたって実施された史跡萩城跡（外堀）整備事業において、北の総門及び土橋等を立体的に復元した。	12
	説明・案内板	萩城要害跡	要害に設置された木製（鉄骨で補強）の説明板である。要害の役割や施設の構成等がイラストとともに解説されている。	13
		国指定史跡 萩城跡	二の丸から本丸門にわたる橋の入口に設置された木製屋根付きの説明板である。萩城の築城から解体までの経緯等について解説されている。	14
		萩城天守閣	天守台付近に設置された木製の説明板である。天守閣について解説されている。英文の説明文も記載されている。	15
		市指定有形文化財（建造物）花江茶亭	スチール製の説明板で、花江茶亭が三の丸に建造され、明治時代に現在地に移築された経緯等が解説されている。英文の説明文も記載されている。	16
		市指定有形文化財（建造物）旧福原家書院	スチール製の説明板で、萩藩の永代家老福原家の書院で、明治時代に現在地に移築されたことや建物の特徴などが解説されている。英文の説明文も記載されている。	17
		東園	スチール製の説明板で、藩主の遊息の地であった東園について解説されている。英文の説明文も記載されている。	18

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (4/6)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	説明・案内板	梨羽家茶室 (煤払いの茶室)	スチール製の説明板で、萩藩寄組土梨羽家の別邸茶室が煤払いの茶室と呼ばれることとなった由来などが解説されている、英文のほか、ハングルの説明文も記載されている。	19
		二の丸土塀 (銃眼土塀)	スチール製の説明板で、二の丸の規模や土塀の復元等について解説されている。英文の説明文も記載されている。	20
		清末用屋敷の大イヌマキ (外堀地区)	木製の説明板で、毛利清末藩屋敷内にあった大イヌマキの概要と現在地に移植された経緯が説明されている。	21
		周辺案内図 (外堀地区)	冠木門に格子を施した形の木製の説明板で、外堀地区とその周辺の案内図。外堀地区の南端と中央部の2箇所に設置されている。	22
		萩城外堀について (外堀地区)	木製の説明板で、3箇所に設置されている。発掘調査、整備概要、南北片河町の成立、北の総門と周辺整備等について記載されている。	23
		萩城跡外堀北の総門と周辺整備 (外堀地区)	木製の説明板で、2箇所に設置されている。北の総門の概要と整備概要について説明されている。	24
		萩城外堀と町家 (外堀地区)	冠木門に格子を施した形の木製の説明板で、三の丸や城下町を描いた古地図や発掘調査で検出された生活用具などの遺物が写真で紹介されている。	25
		堀端の町家跡 (外堀地区)	冠木門に格子を施した形の木製の説明板で、発掘調査の成果から当時の町家の様子が説明されている。	26
		萩城と外堀 (外堀地区)	安政年間絵図等で外堀の変遷を照会している。萩城の古写真が掲載されている。	27

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (5/6)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	説明・案内板	北の総門 (外堀地区)	スチール製の説明板で、北の総門の概要が説明されている。英文による説明文も記載されている。	28
	便益施設	休憩所 (本丸及び外堀地区)	志都岐山神社付近に設置された休憩所には、身体障害者用便所や飲料の自動販売機が設置されている。また、外堀の中央部に外堀整備事業と並行して実施された今魚店金谷線整備事業において休憩所が整備されている。	29
		公衆トイレ	花江茶亭付近に設置されている。	30
		ベンチ	要害跡に 16 基、本丸跡に 24 基、二の丸跡に 33 基、外堀地区に 26 基のベンチが設置されている。	31
		擬木柵 (転落防止柵)	要害周辺を囲うように擬木柵 (転落防止柵) が設けられている。 潮入門跡から荒川矢倉跡までの石垣上に擬木柵 (転落防止柵) が設けられ、海側への展望所となっている。 二の丸東部の内堀を望む箇所に擬木柵 (転落防止柵) が設けられている。	32
	公開施設	指月公園	萩城本丸跡が明治 10 年 (1877) に萩公園として開設され (山口県の管理)、明治 42 年萩町に譲渡され、翌年から指月公園と称されることとなった。都市公園として多くの人々に親しまれている。	33
		遊歩道	外堀に遊歩道が整備されており、市民や観光客の散策の場となっている。	34
		登山道	指月山要害への登山道が整備されている。	35
		階段	要害への登山道において、コンクリート製及び木製の階段や手摺を設置している。また、外堀の中の総門跡周辺の石垣遺構付近及び外堀の北部の石垣遺構付近にも階段が設置されている。	36

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (6/6)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	管理施設	指月公園料金所	本丸門跡入口と東園側入口に指月公園の料金所が設けられている。	37
		指月山鳥獣保護区区域図標識	鳥獣の捕獲が禁止されていることを示す標識が指月山登山口付近と北矢倉跡付近に設置してある。	38
		特定猟具使用禁止区域標識	特定猟具（銃）の使用が禁止されていることを示す標識が北矢倉跡付近に設置してある。	39
		消防設備用ポンプ室（外堀地区）	北の総門の近くに設置された消防設備用のポンプ室である。	40
	志都岐山神社	本丸御殿跡の北側、指月山麓に所在する。明治12年（1789）に創建され、志都岐山神社と称した。萩城跡と訪れる市民や観光客の多くが参拝している。	41	
石碑等	詰丸址標柱、萩城跡碑、児玉花外歌碑、西村秀造顕彰碑、桜樹寄附碑、志都岐山神社鳥居、県社碑、花江茶亭標柱、毛利輝元像、旧萩藩指月城址碑、北の総門址など、史跡を記念するものや萩藩にゆかりのある人物などの石碑等が多数設置されている。	42		
その他の要素	自然環境	指月山を背景に三方を海に囲まれている萩城跡は、豊かな自然環境に恵まれている。また、指月山は天然記念物及び北長門海岸国定公園（海岸部）に指定されている。	—	
	店舗	南門跡から東門跡に至るまでの間に4軒の店舗（土産物店等）が営業している。	43	
	植生	史跡萩城跡の植生は、構成要素により異なる特徴を持つ。詳しくは第3章史跡萩城跡の概要の3. 自然的調査の項で記載した。	—	

c. 史跡周辺の諸要素 (1/2)

種別	名称	概要	番号
関連文化財等	萩市堀内地区重要伝統的建造物群保存地区	昭和 51 年 9 月 4 日選定。昭和 42 年 (1967)、史跡萩城跡に追加指定された三の丸地区の大半が、昭和 51 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、昭和 52 年には史跡萩城跡の指定が解除された。藩政時代、藩の諸役所や毛利一門、永代家老、寄組といった重臣たちの屋敷が建ち並んでいた。明治以降、士族救済のために屋敷跡に植栽された夏みかんが、これら長屋門や土塀などと一体的に歴史的風致を残している。	44
	国指定史跡萩城下町	昭和 42 年 1 月 10 日指定。萩城の築城と並行して建設が進められた城下町は外堀の東側に碁盤目状に画され、中下級武士や町家が軒を連ねていた。「幕末期に活躍した武士の屋敷跡や商家の跡が遺存しており、よく城下町の特色ある景観を偲ばしめるものがある」とされ、昭和 42 年 1 月 10 日に国史跡に指定された。以後、4 回にわたって追加指定がなされた。	45
	国指定史跡木戸孝允旧宅	昭和 7 年 3 月 25 日指定。旧宅は、木戸孝允が誕生して江戸に出るまで 20 年間にわたって居住したもので、孝允が誕生した部屋や庭園などよく旧態を保っている。	46
	国指定重要文化財口羽家住宅	昭和 49 年 5 月 21 日指定。口羽家は、萩藩寄組士で代々三の丸に住んだ。現在も旧藩時代そのままの位置に残っている。主屋と表門が残る、全国的にも例の少ない武家屋敷である。	47
	国指定重要文化財旧厚狭毛利家萩屋敷長屋	昭和 41 年 6 月 11 日指定。厚狭毛利家は、毛利元就の 8 男元康を始祖とする毛利氏一門で、厚狭郡厚狭(現山陽小野田市)に知行地をもっていたのでこのように呼ばれた。萩の屋敷は安政 3 年 (1856) に建てられたもので、現在萩に残っている武家屋敷では最も大きい。	48
	国指定史跡萩藩主毛利家墓所(天樹院墓所)	昭和 56 年 5 月 11 日指定。天樹院墓所は、毛利輝元の墓所で、輝元と夫人及び殉死者長井治郎左衛門の墓石がある。これらの墓は花崗岩製の五輪塔形である。また、墓の周囲には玄武岩製の玉垣、鳥居、石燈籠、長さ 64m の参道の敷石及び唐門などがあり、環境も良好である。	49

c. 史跡周辺の諸要素 (2/2)

種別	名称	概要	番号
関連文化財等	春日神社	春日神社は、萩城築城以前は江向にあったといわれ、慶長12年(1607)、三の丸に移った。萩城下の鎮守であり、現在も藩政時代の位置に所在する。	50
公開施設	萩博物館	「萩まちじゅう博物館」の中核施設として、三の丸地区に所在する市立の博物館。萩の歴史や自然、民俗、文化などが学べる施設となっており、藩政時代の萩城や城下町の様子、藩主や幕末の志士たちにまつわる資料が収蔵、展示されている。	51
	萩史料館	私設の史料館。藩政時代から明治時代にかけての藩主や維新の志士たちの貴重な資料が展示されている。	52
	モニュメント (外堀地区)	外堀地区の出土遺物から推定した町家の位置に、笠山石を台座に使用したモニュメントが設置されている。台座に描かれたイラストにより町家でどのような商いを行っていたかを示している。今魚店金谷線整備事業で整備された。	53
	レプリカ (外堀地区)	外堀の発掘調査で検出された井戸遺構の上部に井戸のレプリカを整備した。	54
管理施設	萩市指月第一駐車場	市営の有料駐車場で、萩城跡南門跡の近くに設置されている。	55

史跡萩城跡

◇本質的価値を構成する諸要素

■地上に露出している遺構



1. 要害（詰丸）及び指月山



2. 本丸



3. 二の丸（東門跡）



4. 外堀

◇本質的価値を構成する要素以外の諸要素

■史跡の保存・公開活用に有効な要素（指定文化財）



5. 国指定天然記念物指月山



6. 県指定天然記念物
志都岐山神社のミドリヨシノ



7. 市指定有形文化財旧福原家書院



8. 市指定有形文化財花江茶亭



9. 市指定有形文化財明倫館遺構万歳橋



10. 市指定天然記念物指月山のミカドアゲハ

■ 史跡の保存・公開活用にも有効な要素（史跡整備施設）



11. 遺構平面表示



12-1. 復元工作物（二の丸土塀）



12-2. 復元工作物（要害土塀）



12-3. 復元工作物（北の総門）

■ 史跡の保存・公開活用に応じた要素（説明・案内板）



13. 萩城要害跡



14. 国指定史跡萩城跡



15. 萩城天守閣



16. 市指定有形文化財花江茶亭



17. 市指定有形文化財旧福原家書院



18. 東園



19. 梨羽家書院（煤払いの茶室）



20. 二の丸土塀（銃眼土塀）



21. 清末用屋敷の大イヌマキ



22. 周辺案内図 (外堀地区)



23. 萩城外堀について



24. 萩城外堀北の総門と周辺整備



25. 萩城外堀と町家



26. 堀端の町家跡



27. 萩城と外堀



28. 北の総門

■ 史跡の保存・公開活用に有効な要素（便益施設）



29-1. 休憩所（本丸）



29-2. 休憩所（外堀）



30. 公衆トイレ



31. ベンチ



32-1. 擬木柵（要害）



32-2. 擬木柵（二の丸東部）



32-3. 擬木柵（内堀）



32-4. 擬木柵（天守跡）

■ 史跡の保存・公開活用にも有効な要素（公開施設）



33. 指月公園



34. 遊歩道



35. 登山道



36. 階段



36-2. 階段

■ 史跡の保存・公開活用にも有効な要素（管理施設）



37-1. 指月公園料金所



37-2. 指月公園料金所



38. 指月山鳥獣保護区域図標識



39. 特定猟具使用禁止区域標識



40. 消防設備用ポンプ室

■ 史跡の保存・公開活用に有効な要素 (石碑等・その他)



41. 志都岐山神社



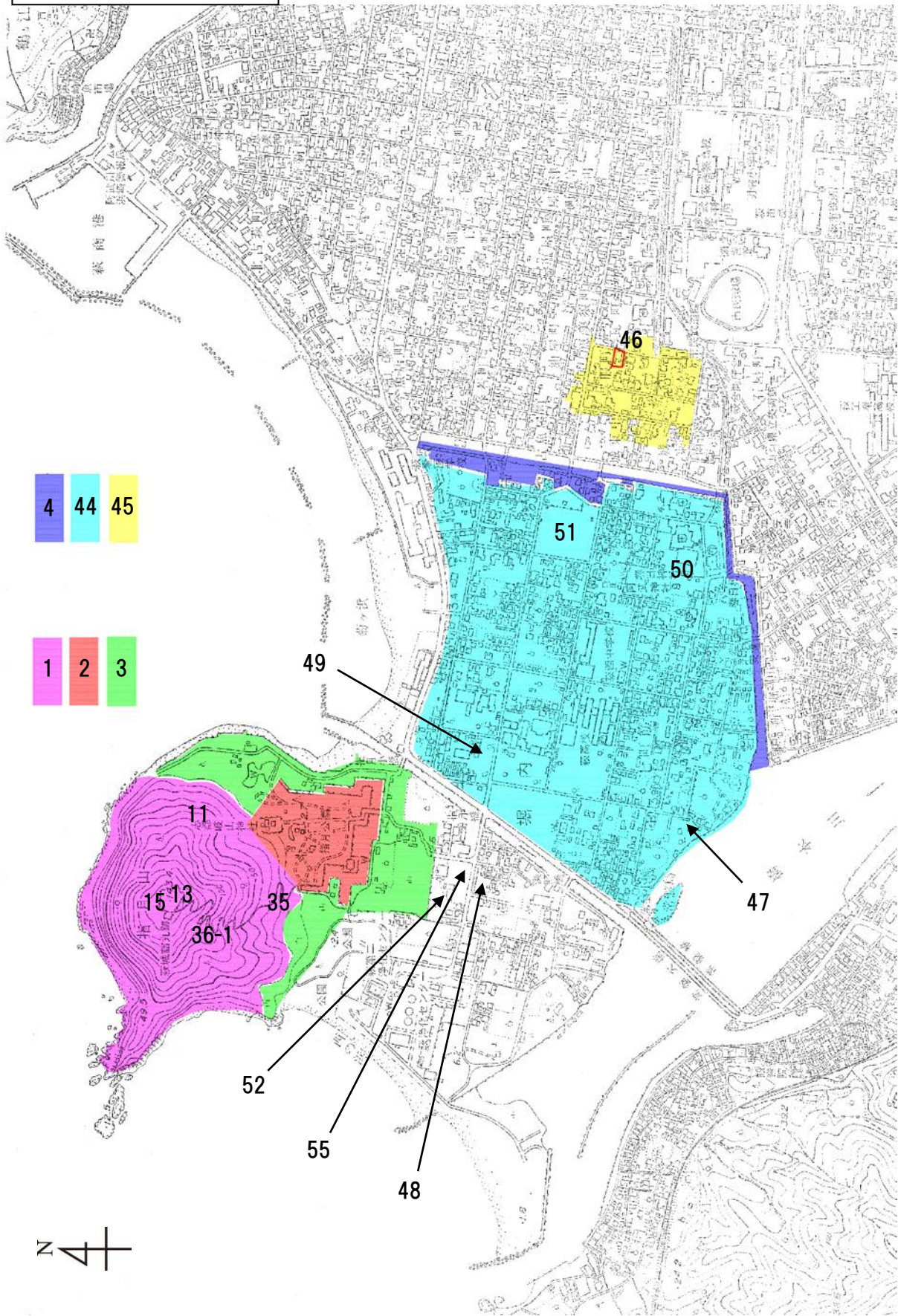
42. 石碑等

■ その他の要素

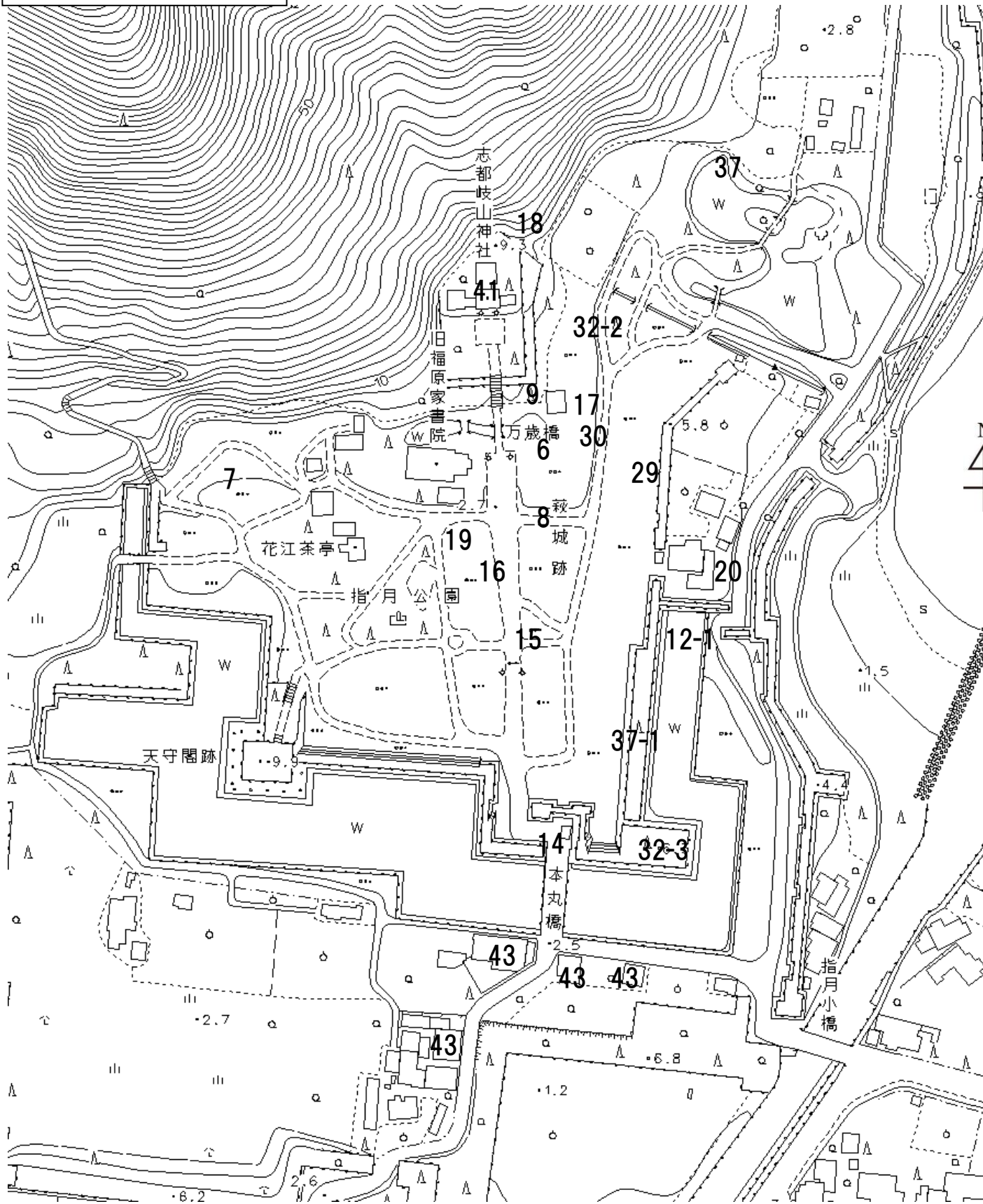


43. 店舗等

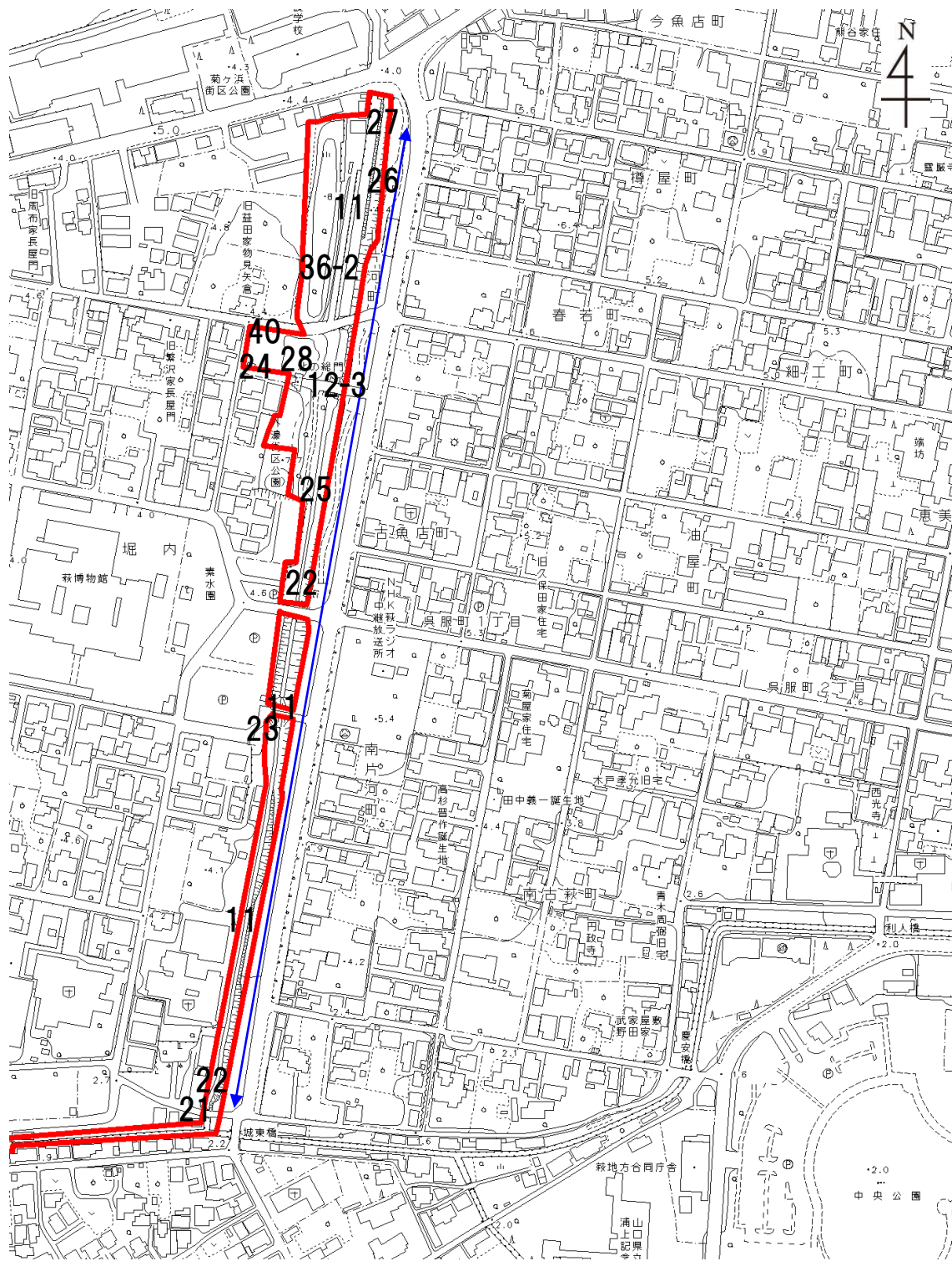
■構成要素位置図 1



■構成要素位置図2



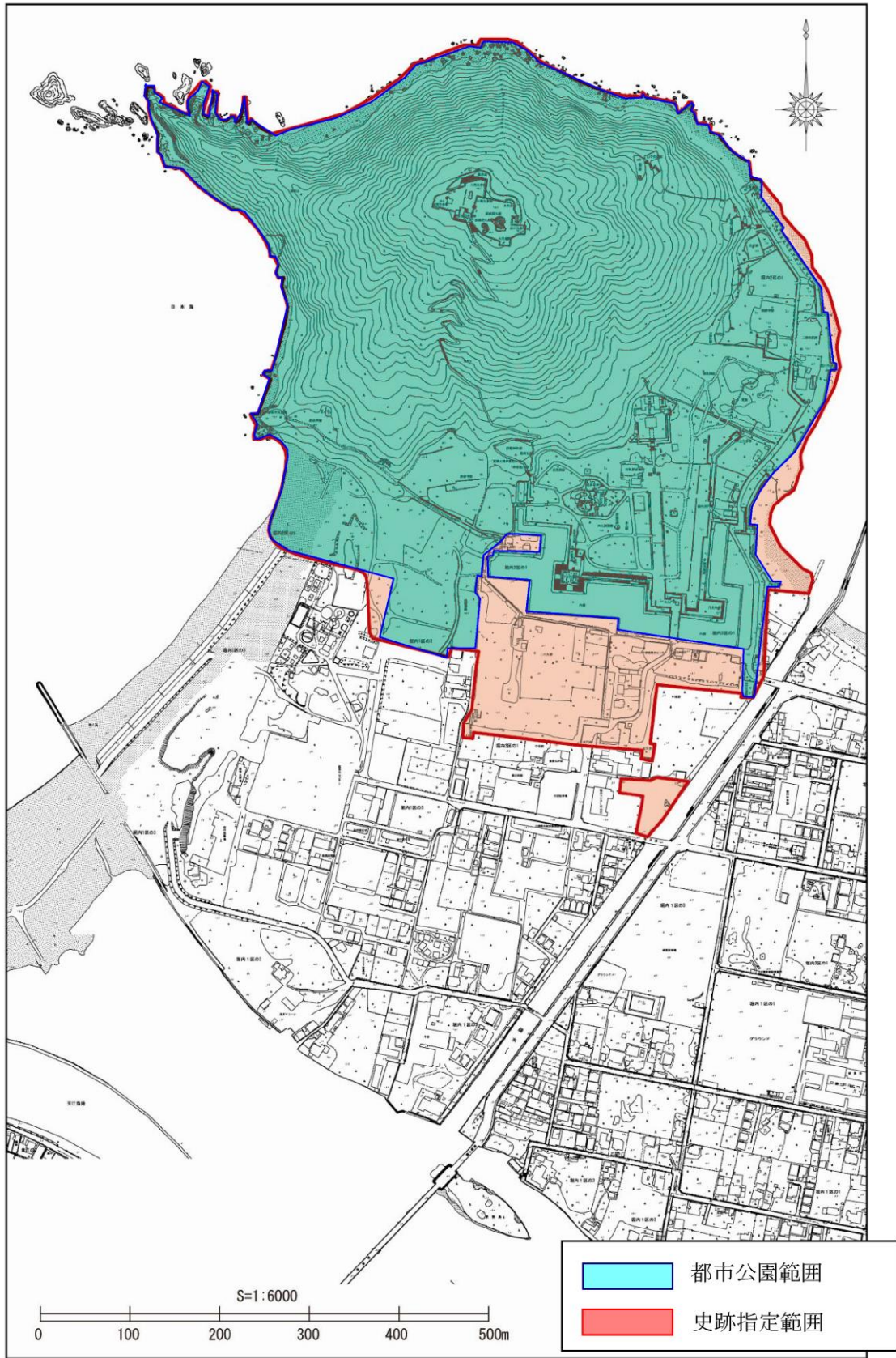
■構成要素位置図 3



↔ 34 遊歩道

■構成要素位置図 4

33 指月公園



(2) 史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

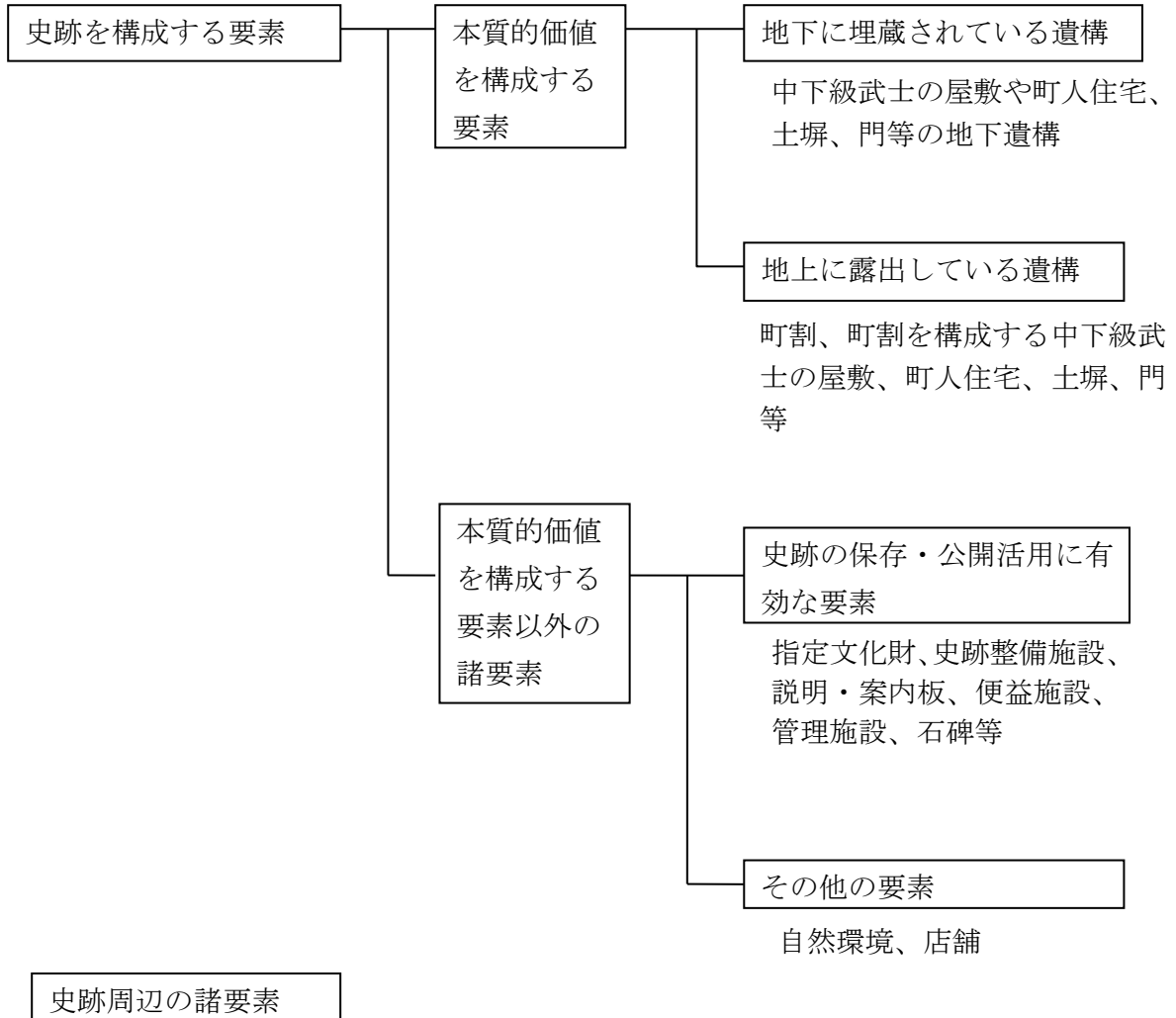
① 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅は、①藩政期、②藩庁移転から国史跡の指定まで、③国史跡の指定から現在までの、おおむね3つの時代に区分することができる。このうち、顕著に史跡の本質的価値を示すものは、①藩政期の構成要素である。

時代区分	期間	概要
①藩政期	慶長9年(1604)～ 文久3年(1863)	萩城の築城と並行して建設が進められた。外堀の東側の御成道とこれに直交する3本の街路に面し、御成道沿いに町人の住宅、南側に中下級武士の屋敷が置かれた。貞享4年(1687)頃、地区の形はほぼ完成した。
②藩庁移転から 国史跡の指定まで	文久3年(1863)～ 昭和42年(1967)	萩市は早くから史跡をはじめとする豊かな歴史的資源の保存と活用に力を注いでいた。城下町の町並みにもほとんど変化がない。昭和7年、木戸孝允旧宅が国の史跡に指定される。
③国史跡の指定から 現在まで	昭和42年(1967)～ 現在まで	昭和42年、萩城城下町が国史跡に指定される。以後、毎年度、土塀や板塀、家屋等の保存事業を実施。また、伝統的な建造物等について公有化を進め、保存修理を行なっている。

②各構成要素の概要

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅の本質的価値を踏まえて、史跡を構成する要素を以下の図のように整理した。



<関連文化財等>萩市堀内地区重要伝統的建造物群保存地区、
国指定史跡萩城跡

<公開施設>萩博物館

<管理施設>中央公園駐車場

◇史跡内の各構成要素の概要一覧表

a. 本質的価値を構成する要素

区分	名称	概要	番号
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	城下町の特色ある景観を形成する中下級武士の屋敷や町人の住宅、土塀や門等の工作物の遺構が地下に存在する。また、史跡を包括する範囲を周知の埋蔵文化財包蔵地「萩城城下町遺跡」として地下遺構の保護を図っている。	—
地上に露出している遺構	町割	城下町の町割は、旧御成道(1)の呉服町の通りとこれに直交する3本の街路(西から菊屋横町(2)、伊勢屋横町(3)、江戸屋横町(4))を中心に整然と区画され、藩主が通過する御成道に豪商が表構えを連ね、3本の街路沿いには中下級武士の旧宅等が介在する。こうした家並みとこれに連なる工作物とが街路によって整然と区画されており、城下町の特色ある景観を形成する。	1-1 1-2 1-3 1-4
	中下級武士の屋敷や町人の住宅	旧御成道の呉服町の通りに面して萩藩御用達の商人菊屋家や旧久保田家などの町人の住宅が、3本の街路沿いに幕末から維新にかけて活躍した木戸孝允や青木周弼などの中下級武士の屋敷が残されており、城下町の特色ある景観を形成する。 国指定重要文化財 菊屋家住宅(1) 市指定有形文化財 旧久保田家住宅(2) 国指定史跡 木戸孝允旧宅(3) 青木周弼旧宅(4)	2-1 2-2 2-3 2-4
	中下級武士の屋敷地や町人地の工作物	菊屋横町における菊屋家の長大な白漆喰壁と連なる土塀、高杉晋作誕生地周辺の土塀や生垣、江戸屋横町における木戸孝允旧宅や青木周弼旧宅と門、板塀などの連なる景色が、城下町の特色ある景観を形成する。 高杉晋作誕生地(1) 旧志賀家住宅(2) 佐伯丹下旧宅地(3) 旧野田家住宅(4)	3-1 3-2 3-3 3-4

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (1/3)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存 ・公開活用 に有効な要素	指定 文化財	国指定重要文化財菊屋家住宅	昭和49年5月21日指定。菊屋家の祖先は、毛利氏に従い、慶長年間に萩に移ったといわれ、後には藩の御用達を勤めるほか、その屋敷は幕府巡見使の宿として本陣にもあてられてきた豪商である。この住宅は、主屋が極めて古く、全国でも最古に属する町家として、その価値は極めて高い。蔵その他の付属屋も屋敷構えの一環として重要である。	2-1
		市指定有形文化財円政寺内金毘羅社社殿附石鳥居・山門・石灯籠	昭和51年6月10日指定。建立年は不詳であるが、鳥居に延享2年(1745)と彫られている点や天保年間(1830~1843)に編纂された「八江萩名所図画」に現在の社そのままに描かれていることなどから、少なくともその頃には建立されていたと思われる。社殿が地方色の濃い古い建物であることや神仏習合の形態が今でもみられる点で貴重な遺構である。	4
		市指定有形文化財旧久保田家住宅	平成15年6月27日指定。平成10年10月から実施した調査の結果、主屋は江戸時代の建物を明治16年に大改造されたことがわかった。主屋・門・塀・離れが御成道に面して、菊屋家住宅と対峙するかのように立ち並んでいる。江戸時代前期建造で立ちの低い菊屋家の主屋に対して、江戸時代後期から明治時代建造の旧久保田家の主屋は、厨子二階を持つ分、立ちが高く、両者の対比はそれぞれの建物が建てられた時代的特色をよく表している。	2-2

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (2/3)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存 ・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	城下町説明板	江戸屋横町西面北端の駐輪場に設置されている木製屋根付きの説明板である。史跡菰城城下町について解説されている。	5
		城下町周辺図	江戸屋横町西面北端の駐輪場に設置されている周辺図である。	6
		木戸孝允旧宅説明板	木戸孝允旧宅北側の広場に設置されている木製屋根付きの説明板である。	7
		周辺案内図	木戸孝允旧宅北側の広場に設置されている木製の周辺案内図である。	8
		木戸孝允旧宅説明板	木戸孝允旧宅前に設置されたスチール製の説明板で、木戸孝允について説明されている。英文の説明文も記載されている。	9
		旧佐伯丹下家屋敷説明板	佐伯丹下旧宅前に設置されたスチール製の説明板で、佐伯丹下について説明されている。英文の説明文も記載されている。	10
		円政寺内金毘羅社社殿説明板	円政寺前に設置されたスチール製の説明板で、金毘羅社社殿について説明されている。英文の説明文も記載されている。	11
		武家屋敷野田家説明板	旧野田家住宅前に設置された木製の説明板である。	12
		周辺案内図	林市太郎旧宅地跡（晋作広場）に設置された城下町周辺の案内図である。	13
		高杉晋作誕生地の地説明板	高杉晋作誕生地前に設置されたスチール製の説明板である。高杉晋作について説明されている。	14
田中義一説明板	田中義一誕生地に設置されたスチール製の説明板である。	15		

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (3/3)

区分	種別	名称	概要	番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	説明・案内板	菊屋家住宅説明板	菊屋家住宅に設置された木製の説明板である。	16
	便益施設	公衆トイレ	平成2年に木戸孝允旧宅北側広場に建設し、平成24年度に便器等を改修した公衆トイレ。床面積20.24㎡、鉄筋コンクリート造、棧瓦葺。	17
	管理施設	駐輪場	江戸屋横町西面北端。昭和46年に516㎡を公有化し、駐輪場として活用している。	18
	石碑等	史跡萩城城下町石標	江戸屋横町西面北端の説明板横に設置している花崗岩製の石標。	19
		木戸孝允誕生地石碑	木戸孝允旧宅前に建立された花崗岩製の石碑。	20
		高杉伊藤両公幼年勉学之所石碑	円政寺前の石碑。昭和16年6月に明倫会校友会によって建立されたとある。	21
		高杉春樹旧宅地石碑	高杉晋作誕生地前に建立されている。春樹とは晋作の父・小忠太の別名(号)である。	22
		高杉晋作誕生地石碑	高杉晋作誕生地前に建立されている。	23
植生	植生	史跡萩城城下町の植生については、各通りによって特徴が見られる。詳しくは、第4章の3. 自然的調査において記載した。	-	
その他の要素	その他	店舗等	御成道に面して土産物店等の12件の店舗が営業している。	24
		高杉晋作立志像	林市太郎旧宅地跡(晋作広場)に設置された高杉晋作の立志像である。	25

c. 史跡周辺の諸要素

種別	名称	概要	番号
関連文化財等	萩市堀内地区重要伝統的建造物群保存地区	昭和42年(1967)、史跡萩城跡に追加指定された三の丸地区の大半が、昭和51年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、昭和52年には史跡萩城跡の指定が解除された。藩政時代、藩の諸役所や毛利一門、永代家老、寄組といった重臣たちの屋敷が建ち並んでいた。明治以降、士族救済のために屋敷跡に植栽された夏みかんが、これら長屋門や土塀などと一体的に歴史的風致を残している。	26
	国指定史跡萩城跡	関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が、慶長9～13(1604～1608)年に萩城を築城。指月山山頂に詰丸(要害)を設け、その山麓に天守を擁する本丸、二の丸、三の丸を置いた。外堀によって、三の丸と城下町が隔てられた。昭和26年(1951)、国史跡に指定され、以後、8回の追加指定がなされた。	27
公開施設	萩博物館	「萩まちじゅう博物館」の中核施設として、三の丸地区に所在する。萩の歴史や自然、民俗、文化などが学べる施設となっており、藩政時代の萩城や城下町の様子、藩主や幕末の志士たちにまつわる資料が収蔵、展示されている。	28
管理施設	中央公園駐車場	史跡萩城城下町の東南部に隣接する中央公園の有料駐車場(市民は無料)である。	29

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

◇本質的価値を構成する要素

■地上に露出している遺構



1-1. 町割（御成道）



1-2. 町割（菊屋横町）



1-3. 町割（伊勢屋横町）



1-4. 町割（江戸屋横町）



2-1. 中下級武士の屋敷や町人の住宅
（菊屋家住宅）



2-2. 中下級武士の屋敷や町人の住宅
（旧久保田家住宅）



2-3. 中下級武士の屋敷や町人の住宅
(木戸孝允旧宅)



2-4. 中下級武士の屋敷や町人の住宅
(青木周彌旧宅)



3-1. 中下級武士の屋敷や町人の工作物
(高杉晋作誕生地)



3-2. 中下級武士の屋敷や町人の工作物
(旧志賀家住宅)



3-3. 中下級武士の屋敷や町人の工作物
(佐伯丹下旧宅地)



3-4. 中下級武士の屋敷や町人の工作物
(旧野田家住宅)

◇本質的価値を構成する要素以外の諸要素

■ 史跡の保存・活用に有効な要素（指定文化財）



2-1. 国指定重要文化財菊屋家住宅



4. 市指定有形文化財円政寺内金毘羅社社殿
附 石鳥居・山門・石灯笼



2-2. 市指定有形文化財旧久保田家住宅

■ 史跡の保存・活用に有効な要素（説明・案内板）



5. 城下町説明板



6. 城下町周辺図



7. 木戸孝允旧宅説明板



8. 周辺案内図



9. 木戸孝允旧宅説明板



10. 佐伯丹下家屋敷説明板



11. 円政寺金毘羅社社殿説明板



12. 武家屋敷野田家説明板



13. 周辺案内図



14. 高杉晋作誕生の地説明板



15. 田中義一説明板



16. 菊屋家住宅説明板

■ 史跡の保存・活用に有効な要素（便益施設）



17. 公衆トイレ

■ 史跡の保存・活用に有効な要素（管理施設）



18. 駐輪場

■ 史跡の保存・活用に有効な要素（石碑等）



19. 史跡菟城城下町石標



20. 木戸孝允誕生地石碑



21. 高杉伊藤両公幼年勉学之所石碑



22. 高杉春樹旧宅地石碑



23. 高杉晋作誕生地石碑

■その他の要素（店舗）



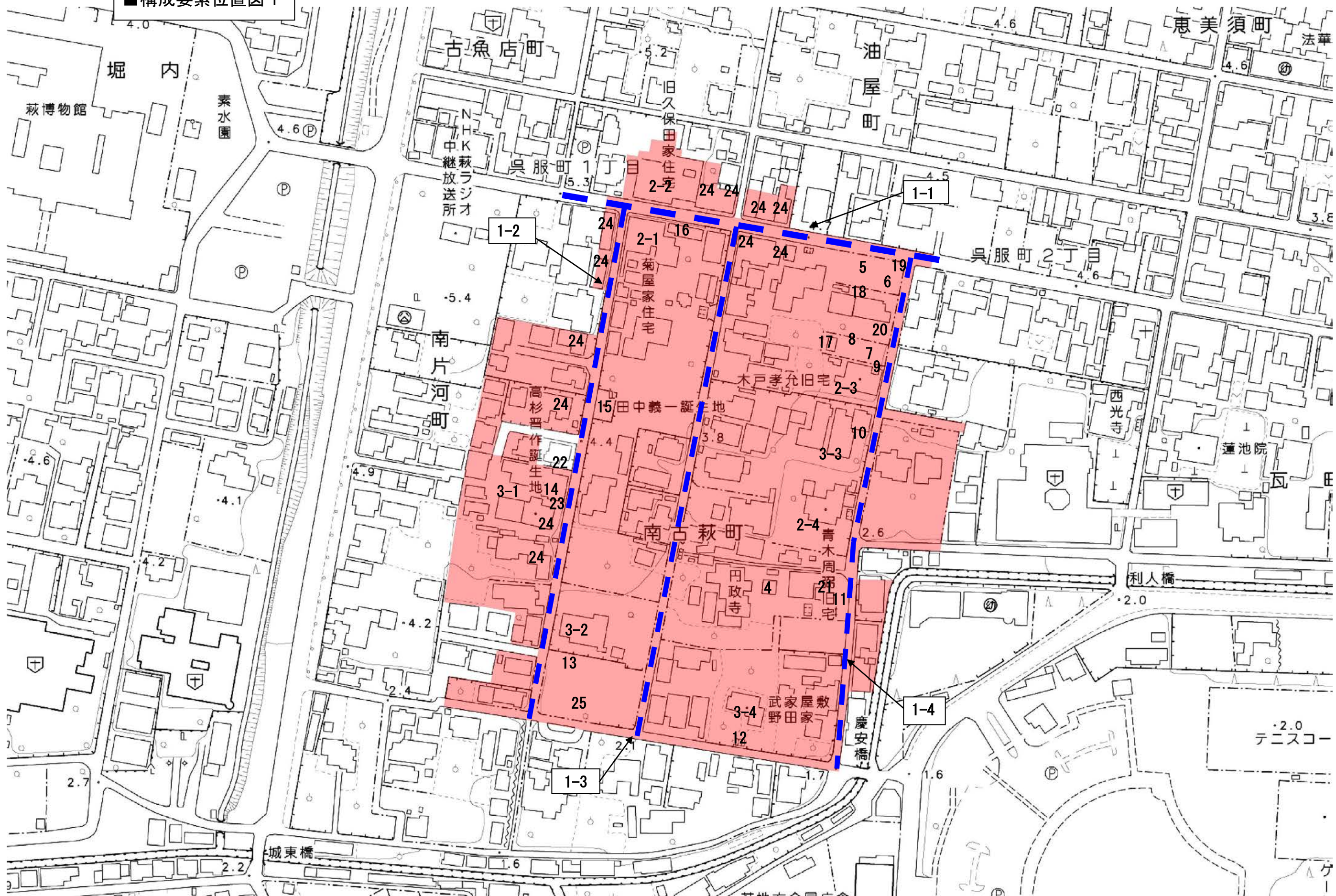
24. 店舗

■その他の要素（銅像）

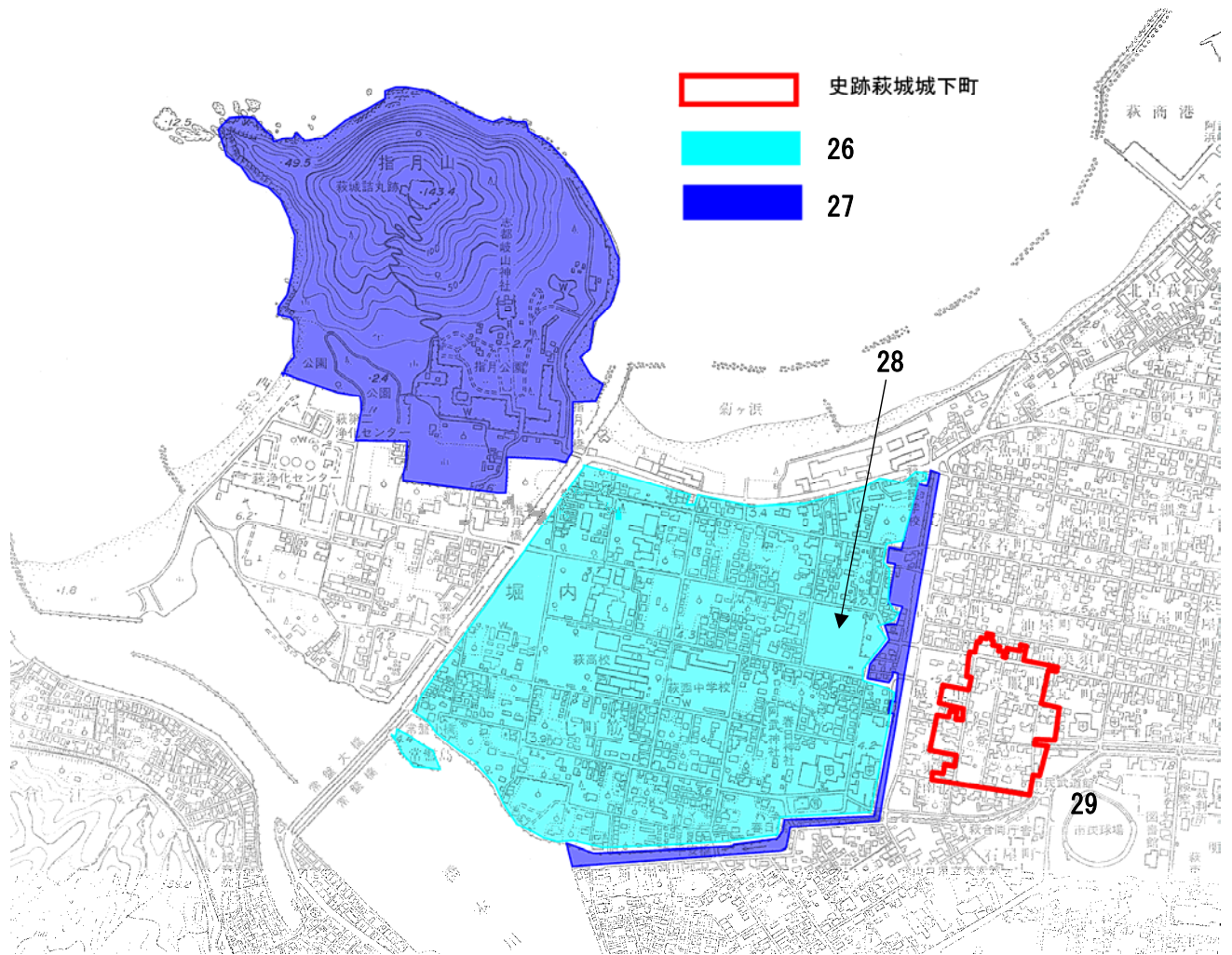


25. 高杉晋作立志像

■構成要素位置図 1



■構成要素位置図2



5. 保存管理上の課題

史跡の概要等から、現状及び保存管理を行う上での課題を抽出した。

(1) 史跡萩城跡

a. 本質的価値を構成する要素

区分	名称	現状及び課題
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	現時点における保存状況は良好であるが、自然災害などによる土砂の流出や樹木根により地下遺構を破損する恐れがある。
地上に露出している遺構	要害（詰丸）及び指月山	自然災害などによる土砂の流出や樹木根により石垣等を破損する恐れがある。また、経年劣化等により、石垣の緩みや石材の劣化、崩落の可能性がある。 樹木の生育により眺望が損なわれている。
	本丸（天守曲輪）	自然災害などによる土砂の流出や樹木根により石垣等を破損する恐れがある。また、経年劣化等により、石垣の緩みや石材の劣化、崩落の可能性がある。 志都岐山神社、花江茶亭、福原家書院などの建築物の老朽化や破損が見られる。内堀については、アオコといわれる淡水性の植物性プランクトンの繁殖により水面が緑色に濁ることがある。
	二の丸（二の曲輪）	自然災害などによる土砂の流出や樹木根により石垣等を破損する恐れがある。また、経年劣化等により、石垣の緩みや石材の劣化、崩落の可能性がある。東園の池については、池底に泥や枯れ木などが堆積している。
	外堀	史跡として整備された区域の保存状況は良好であるが、水面については、家庭雑排水の影響により、北側の一部で汚濁が生じることがある。 南側の新堀川沿いを東西に走る区域は未調査であるが、護岸の石積や植生等の状況は良好である。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (1/4)

区分	種別	名称	現状及び課題
史跡の保存・公開 活用に有効な要素	指定 文化財	国指定天然記念物 指月山	国指定天然記念物指月山の現状及び課題については、第6章の【「天然記念物指月山」における保存管理上の処置】で示す。
		県指定天然記念物 志都岐山神社のミドリヨシノ	現況は良好である。
		市指定有形文化財 平安橋	現況は良好である。
		市指定有形文化財 旧福原家書院	老朽化が大変進んでおり、保存修理が急がれる。
		市指定有形文化財 花江茶亭	屋根を中心に老朽化が進んでいる。早急な修理が必要である。
		市指定有形文化財 明倫館遺構万歳橋	現況は概ね良好であるが、雨天時などは滑りやすいため、見学者の通行を制限している。
	史跡整備施設	遺構平面表示	現時点における保存状況は良好である。
		復元工作物	要害土塀（銃眼土塀）は経年劣化等による破損が見られる。二の丸土塀（銃眼土塀）、北の総門及び土橋等の保存状況は現時点では良好である。
	説明・案内板	萩城要害跡	現況は良好である。
		国指定史跡萩城跡	現況は良好である。
		萩城天守閣	現況は良好である。
		市指定有形文化財 (建造物)花江茶亭	現況は良好である。
		市指定有形文化財 (建造物)旧福原家書院	現況は良好である。
		東園	現況は良好である。
		梨羽家茶室 (煤払いの茶室)	現況は良好である。
		二の丸土塀 (銃眼土塀)	現況は良好である。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (2/4)

区分	種別	名称	現状及び課題
史跡の保存・公開 活用に有効な要素	説明・案内板	清末用屋敷の大イヌマキ(外堀地区)	現況は良好である。
		周辺案内図(外堀地区)	現況は良好である。
		萩城外堀について(外堀地区)	現況は良好である。
		萩城跡外堀北の総門と周辺整備(外堀地区)	現況は良好である。
		萩城外堀と町家跡(外堀地区)	現況は良好である。
		堀端の町家跡(外堀地区)	現況は良好である。
		萩城と外堀(外堀地区)	現況は良好である。
		北の総門(外堀地区)	現況は良好である。
	便益施設	休憩所(本丸及び外堀地区)	本丸の休憩所は老朽化が見られる。外堀の休憩所の現況は良好である。
		公衆トイレ	老朽化が見られる。
		ベンチ	城跡内の木製ベンチの一部で老朽化が見られるが、全体的には良好である。
擬木柵(転落防止柵)		現況は良好である。	

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (3/4)

区分	種別	名称	現状及び課題
史跡の保存・公開活用 に有効な要素	公開施設	指月公園	現況は良好である。
		遊歩道	現況は良好である。
		登山道	軽微な土砂の流出、また、周辺樹木や草などの繁茂により、通行に支障のある箇所がある。
		階段	現況は良好である。
	管理施設	指月公園料金所	現況は良好である。
		指月山鳥獣保護区 区域図標識	現況は良好である。
		特定猟具使用禁止 区域標識	現況は良好である。
		消防設備用ポンプ 室（外堀地区）	現況は良好である。
	石碑等	現況は良好である。	
	その他	志都岐山神社	現況は概ね良好であるが、一部に老朽化の見られるところがある。
その他の要素		自然環境	現況は良好であるが、一部で竹が繁茂している。
		店舗	現況は良好である。
		植栽	現況は概ね良好であるが、樹木密度の高い箇所があり、景観を損ねている。

(2) 史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

a. 本質的価値を構成する要素

区分	名称	現状及び課題
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	現時点の保存状況は良好であるが、樹木根により地下遺構を破損する恐れがある。
地上に露出している遺構	町割	現時点の保存状況は良好であるが、史跡未指定の部分があることや一部区画の電線地中化などが今後の課題である。
	中下級武士の屋敷や町人の住宅	青木周弼旧宅、富川家住宅、旧志賀家住宅、旧野田家住宅など一部の住宅で老朽化が進んでいる。
	中下級武士の屋敷地や町人地の工作物	青木周弼旧宅、富川家住宅、旧志賀家住宅、旧野田家住宅などの門、土塀などに老朽化による破損等が見られる。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (1/3)

区分	種別	名称	現状及び課題
史跡の保存・公開活用にも有効な要素	指定文化財	国指定重要文化財 菊屋家住宅	昭和 53 年度から平成 2 年度にかけて、建造物、庭園とも根本的な保存修理を実施している。その後も定期的に部分修理を行っており、現況は良好である。
		市指定文化財 円政寺内金毘羅社社殿 附石鳥居・山門・石灯籠	現況は良好である。
		市指定有形文化財 旧久保田家住宅	平成 11～16 年度に根本的な保存修理を実施している。現況は良好である。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (2/3)

区分	種別	名称	現状及び課題
史跡の保存・公開 活用に有効な要素	説明・案内板	城下町説明板	現況は良好である。
		城下町周辺図	現況は良好である。
		木戸孝允旧宅説明板(木製)	現況は良好である。
		周辺案内図	現況は良好である。
		木戸孝允旧宅説明板	現況は良好である。
		旧佐伯丹下家屋敷説明板	現況は良好である。
		円政寺内金毘羅社社殿説明板	現況は良好である。
		武家屋敷野田家説明板	現況は良好である。
		高杉晋作誕生の地説明板	現況は良好である。
		田中義一説明板	現況は良好である。
		菊屋家住宅説明板	現況は良好である。
	便 益 施 設	公衆トイレ	現況は良好である。
	管 理 施 設	駐輪場	現況は良好であるが、利用者数が少ない。
	石碑等	史跡萩城城下町石標	現況は良好である。
		木戸孝允誕生地石碑	現況は良好である。
		高杉伊藤両公幼年勉学之所石碑	現況は良好である。
		高杉春樹旧宅地石碑	現況は良好である。
		高杉晋作誕生地石碑	現況は良好である。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (3/3)

区分	種別	名称	現状及び課題
史跡の保存・公開活用に有効な要素	植生	植生	史跡萩城城下町の植生については、各通りによって特徴が見られる。詳しくは、第4章の3. 自然的調査において記載した。
その他の要素	その他	店舗等	現況は良好である。
		高杉晋作立志像	現況は良好であるが、林市太郎旧宅地とは直接関係のないものである。早期の移転を図る。

6. 保存管理の基本方針

(1) 基本方針

第3章、第4章及び第5章の1. 史跡の本質的価値、2. 史跡を構成する要素、3. 保存管理上の課題を踏まえ、史跡の本質的価値を十分認識し、以下の基本方針に基づき、適切な保存管理を図るものとする。

①萩城は、その背後に断崖をもって海に迫る指月山の山頂に要害を配置し、その山麓に内堀と中堀をめぐらして本丸と二の丸を配置し、その外側に外堀によって城下町と隔てられた三の丸を配置していた。このように、近世城郭の特徴と中世城郭の特徴を併せ持つ特異な縄張りを持つ。城跡内の建物は明治初期に解体されたが、石垣や堀、築地塀等が良好に残っている。史跡萩城跡の本質的価値を示す要素のうち、調査及び整備が行われたものについては現状維持を基本とし、遺構の特性や保存管理上の課題に沿った修理や維持管理を行う。こうした措置は必要最小限とし、史跡の価値をき損することなく後世に継承する。また、未調査及び未整備のものについては、発掘調査や史料調査等を行い、整備にあたっては、史跡の価値を損なわないよう、萩城跡等整備委員会、文化庁及び山口県教育委員会等と十分協議の上、進めていく。

②萩城の築城と並行して造られた萩城城下町は、御成道とこれに直交する3本の町筋に面して、中下級武士の屋敷や豪商の町家が建築されており、現在でもこうした建物やこれに付属する土塀や門、生垣が一体的に城下町としての景観を形成している。史跡萩城城下町及び木戸孝允旧宅の本質的価値を示す要素のうち、調査及び整備が行われたものについては現状維持を基本とし、遺構の特性や保存管理上の課題に沿った修理や維持管理を行う。こうした必要な措置は必要最小限とし、文化庁及び山口県教育委員会等と十分な協議の上に進め、史跡の価値をき損することなく後世に継承する。また、未調査及び未整備のものについては、解体調査や史料調査等を行い、整備にあたっては、史跡の価値を損なわないよう、文化庁及び山口県教育委員会等と十分協議の上、進めていく。

③本質的価値を構成する要素以外の諸要素のうち指定文化財については、それぞれの価値をき損することのないよう適切に維持管理を行う。説明・案内施設、公開施設、便益施設、管理施設、石碑等については、景観の保全や安全管理、史跡の見学上必要な補修等を行うものとする。なお、補修は必要最小限のものとし、史跡の本質的価値を損なわないよう配慮する。

④史跡の本質的価値と直接的に関連しない施設については、その必要性を検討の上、撤去・移設等の対応を検討する。

⑤史跡は開放されているため、人為的なき損に対する防犯対策を講じ、遺構の保全を図

る。また、火災、風水害、落雷、地震などの自然災害による遺構への影響を総合的に検討し、必要な防災措置を講じる。同時に非常時に迅速な対応が可能な体制の強化を図る。個々の建築物等においては、それぞれの所有者による防犯・防災対策を講じる。

⑥適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による史跡の破損を防止するとともに、史跡景観に配慮し、良好な植生を維持する。

⑦遺構や施設の修理や維持管理による継続的な保存管理を行うとともに、本質的価値に影響を与える保存管理上の課題について経過観察を行う。また、それらを円滑に実行するため、関連組織と連携した保存管理や活用の体制を構築する。

⑧歴史的環境の破壊を招く恐れのある現状変更行為を規制する場合や史跡の保存整備を進める上で必要がある場合は公有化を実施する。

⑨史跡の保全を図る上で必要がある場合は、関係者の理解を得て、追加指定を実施する。

⑩史跡の周辺環境については、史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発行為等に対して関連する法令を適用し、周辺の歴史資産、自然環境の保全を図る。

(2) 地区区分

史跡の特性に沿った保存管理を行うため、史跡を構成する諸要素の分布状況や現況の利用状況等から、史跡の地区区分を行い、保存管理方針を示した。また、第5章9.において史跡周辺の環境に対する考え方を示した。

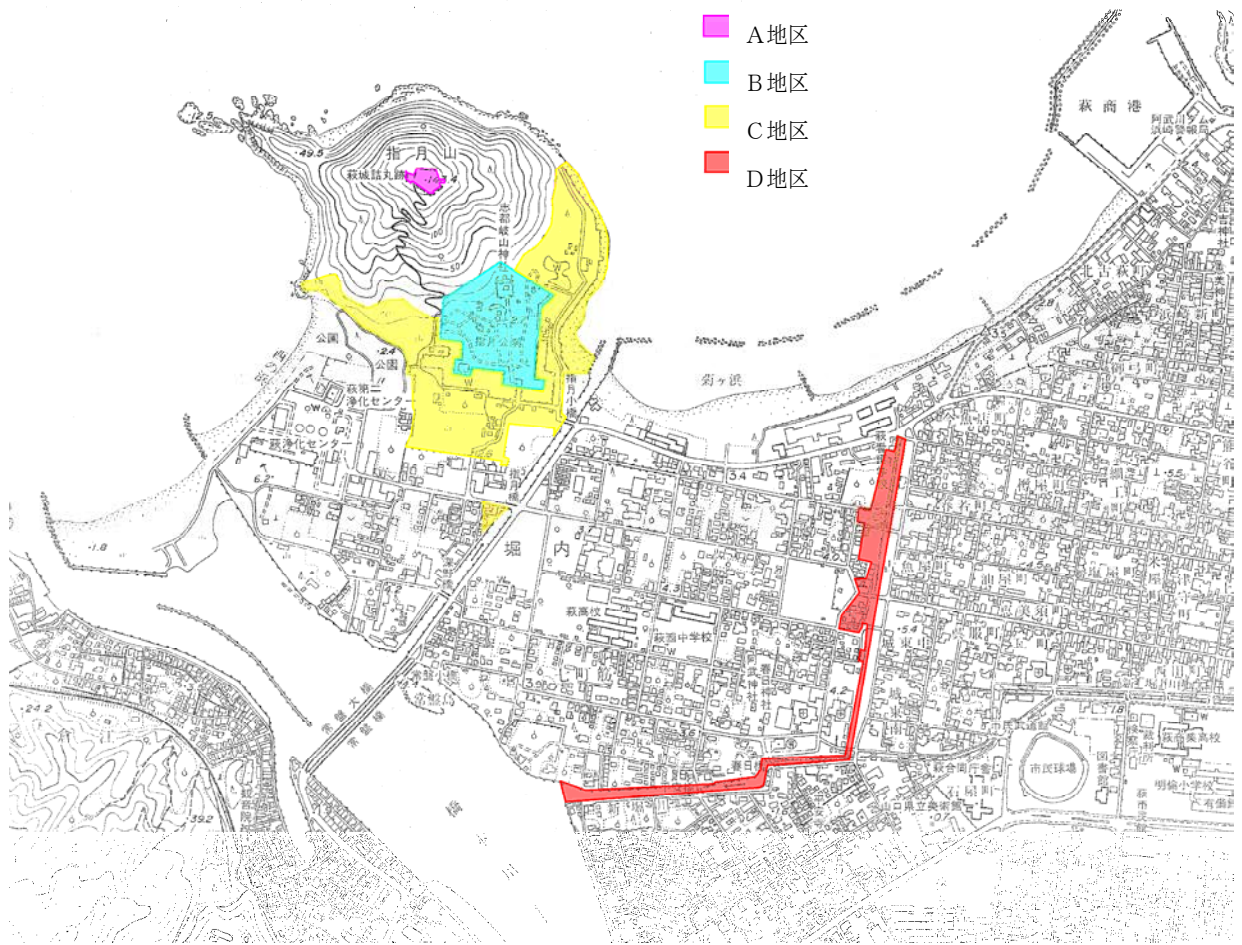
a. 史跡萩城跡の地区区分 (1/3)

地区	地区の概要	保存管理方針
A. 要害地区	要害は指月山山頂にあり、軍事的施設で、東側の本丸と西側の二の丸で構成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した発掘調査に基づき地下遺構の保存を図る。 ・石垣や土塀に破損が見られた場合は修理を行い、適切な保存を図る。 ・要害や登山道の植生管理を行い、遺構を保全するとともに、見学者が快適かつ安全に通行できるように適切な維持管理を行う。 ・説明板等の適切な維持管理を行う。
B. 本丸地区	本丸は、天守曲輪ともいわれ、東西110間、南北80間で藩政の中枢機関及び藩主の居館があり、萩城の中心部である。	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣や土塀に破損が見られた場合は修理を行い、適切な保存を図る。石垣については、石垣総合調査に基づき、計画的に保存修理を進める。 ・都市公園（指月公園）であり、北長門国定公園であることから、来訪者が歴史的環境と自然環境を体験することができるよう整備する。また、適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による史跡の破損を防止するとともに、景観への配慮、良好な植生を維持する。 ・史跡の保全を図る上で必要な場合は、追加指定及び公有化を検討する。 ・史跡の保存・公開に有効な要素である市指定文化財等の適切な保存を図る。 ・説明板等の適切な維持管理を行う。

a. 史跡萩城跡の地区区分 (2/3)

地区	地区の概要	保存管理方針
C. 二の丸地区	<p>二の丸は、二の曲輪ともいわれ、北側に指月山をいただき、南側は中堀を巡らし、東側は菊ヶ浜に、西側は石彫公園に接して日本海に通じている。北部は神社仏閣が中心で宗教的性格が強く、南部は軍事的性格が強いといえる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣や土塀に破損が見られた場合は修理を行い、適切な保存を図る。石垣については、石垣総合調査に基づき、計画的に保存修理を進める。 ・都市公園（指月公園）であり、北長門国定公園であることから、来訪者が歴史的環境と自然環境を体験することができるよう整備する。また、適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による史跡の破損を防止するとともに、景観への配慮、良好な植生を維持する。 ・史跡の保全を図る上で必要な場合は、追加指定及び公有化を検討する。 ・東園については、平成元年度に策定した整備計画を基本に、さらに調査を進め、復元する。 ・説明板等の適切な維持管理を行う。
D. 外堀地区 (1/2)	<p>外堀は、三の丸と城下町を隔て、三の丸の東側に南北に、南側に東西に巡らせている。当初の堀幅は20間あったが、その後、町人地の拡大により14間、8間と変遷している。</p>	<p>〈史跡として整備された区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復元工作物の適切な維持管理を行う。 ・説明板等の適切な維持管理を行う。 ・水面の汚濁に留意し、適切な維持管理を行う。 ・石垣露出遺構の適切な維持管理を行う。 ・適正な植生管理を行い、遺構を保全するとともに、見学者が快適かつ安全に通行できるよう適切な維持管理を行う。 <p>〈未調査区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南側の新堀川沿いを東西に走る区域は、将来的に調査研究を行ない、遺構の残存状況や解明を行い、適切な保存を図る。また、遺構をき損する行為は制限する。 ・遺構の保存や活用を進めるにあたって必要であれば追加指定及び公有化も検討する。

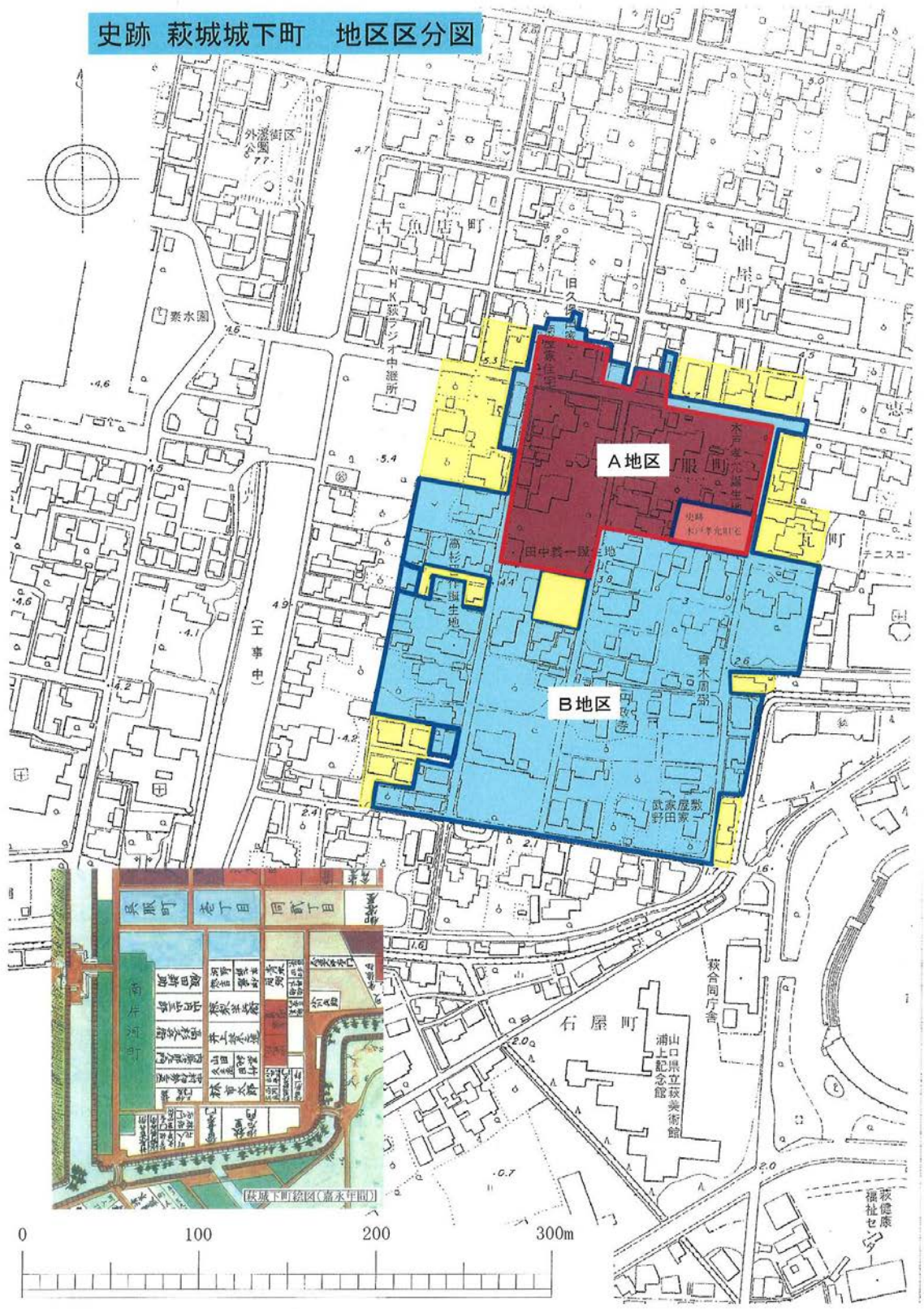
史跡 萩城跡 地区区分図



b. 史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅の地区区分

地区	地区の概要	保存管理方針
A. 史跡としての整備がされた地区	保存整備工事を実施した木戸孝允旧宅、旧久保田家住宅、菊屋家住宅及びその周辺の区域。	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値を示す要素については現状維持を基本とし、建物等の特性や保存管理上の課題に沿った維持管理を行う。また、定期的に経過観察を行い、状況に応じて小修繕を行なうなど、適切な保存を図る。維持のために必要な措置は必要最小限とし、史跡の価値をき損することなく後世に継承する。 ・建物等は、人為的なき損に対する防犯対策を講じ、遺構の保全を図る。また、火災、風水害、落雷、地震などの自然災害による遺構への影響を総合的に検討し、必要な防災措置を講じる。同時に非常時に迅速な対応が可能な防災体制の強化を図る。 ・適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による史跡の破損を防止するとともに、景観への配慮、良好な植生を維持する。 ・歴史的景観の保全を図る上で必要な場合は、追加指定及び公有化を検討する。 ・見学者が快適に且つ安全に見学できるよう、便益施設、管理施設の適切な維持管理を行う。
B. Aを除く地区 (1/2)	A地区を除く未整備建物区域	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値を示す要素については、建物等の特性や保存管理上の課題に沿った修理や維持管理を行う。保存修理については計画的に行うこととし、適切な保存を図る。また、維持のために必要な措置は必要最小限とし、史跡の価値を毀損することなく後世に継承する。 ・建物等は、人為的なき損に対する防犯対策を講じ、遺構の保全を図る。また、火災、風水害、落雷、地震などの自然災害による遺構への影響を総合的に検討し、必要な防災措置を講じる。同時に非常時に迅速な対応が可能な防災体制の強化を図る。
B. Aを除く地区 (2/2)		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による史跡の破損を防止するとともに、景観への配慮、良好な植生を維持する。 ・歴史的景観の保全を図る上で必要な場合は、追加指定及び公有化を検討する。 ・見学者が快適に且つ安全に見学できるよう、便益施設、管理施設の適切な維持管理を行う。

史跡 萩城城下町 地区区分図



(3) 具体的方策

① 史跡菽城跡

a. 本質的価値を構成する要素 (1/2)

区分	名称	具体的方策
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	<p>地下遺構の露出による風化や劣化状況を把握し、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。</p> <p>保存整備・活用にかかる発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提に、調査目的を明確にした上で必要箇所にとどめるとともに、その遺構の保存の措置を行う。</p>
地上に露出している遺構	詰丸（要害）及び指月山	<p>石垣については、平成 21 年度に実施した石垣総合調査の成果を基に、危険度の高い箇所から計画的に保存修理を行なう。また、石垣の緩みや孕みの原因となる樹木の除去については、景観に配慮しながら伐採若しくは枝打ちを実施する。新たな植栽を行なう場合には、石垣から適切な距離をとるとともに、石垣天端には植栽しない。</p> <p>石垣表面の観察を定期的に行い、随時、清掃や除草など適切な維持管理を行う。</p> <p>天然記念物指月山の価値を損なわないよう必要最低限の枝打ちを行い、眺望を確保する。</p>
	本丸	<p>石垣については、平成 21 年度に実施した石垣総合調査の成果を基に、危険度の高い箇所から計画的に保存修理を行なう。また、石垣の緩みや孕みの原因となる樹木の除去については、景観に配慮しながら伐採若しくは枝打ちを実施する。新たな植栽を行なう場合には、石垣から適切な距離をとるとともに、原則として石垣天端には植栽しない。</p> <p>石垣表面の観察を定期的に行い、随時、清掃や除草など適切な維持管理を行う。</p> <p>建物等については、その履歴や破損の状況を明らかにした上で適切に保存修理を行なう。</p> <p>内堀については水面の経過観察を行い、状況によって対応を検討する。</p>

a. 本質的価値を構成する要素 (2/2)

区分	名称	具体的方策
地上に露出し ている遺構	二の丸	<p>石垣については、平成 21 年度に実施した石垣総合調査の成果を基に、危険度の高い箇所から計画的に保存修理を行なう。また、石垣の緩みや孕みの原因となる樹木の除去については、景観に配慮しながら伐採若しくは枝打ちを実施する。新たな植栽を行なう場合には、石垣から適切な距離をとるとともに、原則として石垣天端には植栽しない。</p> <p>石垣表面の観察を定期的に行い、随時、清掃や除草など適切な維持管理を行う。</p> <p>寺社の跡地については、草刈や樹木の枝打ち等の環境整備を行う等、適切な保存活用に努める。</p> <p>東園跡については、発掘調査や史料をもとに適切な整備を図る。また、その過程で、池の浚渫や樹木の枝打ち等を検討する。</p> <p>史跡の保存活用を図るため、未指定地の所有者の理解を得て追加指定を検討する。また、整備を行う上で必要な場合は公有化を図る。</p>
	三の丸及び 外堀	<p>福原家萩上屋敷跡については、草刈や樹木の枝打ち等、適切な環境整備を行う。</p> <p>外堀東側の石垣遺構、北の総門、中の総門等は現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。</p> <p>水面については定期的に観察し、汚濁がある場合は浚渫を実施する。</p> <p>良好な景観を維持するため、草刈や樹木の枝打ち等、適切な環境整備を行う。</p> <p>外堀南側の新堀川沿いの区域については、護岸の石積や植生等の状況を定期的に観察し、状況によって対応を検討する。</p>

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (1/2)

区分	種別	名称	具体的方策
史跡の保存・公開活用 に有効な要素	指定文化財	国指定天然記念物 指月山	国指定天然記念物指月山の具体的方策については、第6章の【「天然記念物指月山」における保存管理上の処置】で示す。
		県指定天然記念物 志都岐山神社の ミドリヨシノ	現状維持を基本とし、樹木の状況を定期的に観察し、適切な管理を行う。
		市指定有形文化財 平安橋	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。
		市指定有形文化財 旧福原家書院	所有者等関係者の理解を得て、旧福原家萩屋敷跡に移築し、保存修理することを検討する。
		市指定有形文化財 花江茶亭	茅葺の屋根等、経年劣化、破損した箇所を修理を行なうとともに、小動物の侵入を防止する。
		市指定有形文化財 明倫館遺構万歳橋	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。将来的には、史跡旧萩藩校明倫館の整備計画において移築を検討する。
史跡整備施設		遺構平面表示	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。また、遺構の構造等をわかりやすく示す説明板等の設置を行なう。
		復元工作物	要害土塀（銃眼土塀）は、劣化、破損した箇所を修理を行なう。その他の復元工作物については、定期的な点検・補修を行なう。
説明・案内板			個々の説明板は現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。総合的なガイダンスを行なうものが不足しているため、設置箇所も含めて設置を検討する。
便益施設			老朽化や経年劣化が見られるベンチや公衆トイレについては計画的に修理を行なう。その他については、現状維持を基本とし、定期的に点検を行なう。なお、修理等を行なう場合は遺構や景観に配慮する。
公開施設			遊歩道や階段については、現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を行なう。要害への登山道において、軽微な土砂の流出や樹木や草などの繁茂により通行に支障がある箇所は、天然記念物である指月山の保護に留意し、適切な処置を行なう。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (2/2)

区分	種別	名称	具体的方策
史跡の保存・公開 活用に有効な要素	管理施設		現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。 なお、修理等を行なう場合は遺構や景観に配慮する。
	石碑等		現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。 なお、修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。 当面は現状維持を基本とするが、石碑等の設置箇所については、史跡の遺構や史実との関係を整理したうえで、景観にも配慮し、移設することも検討する。
	その他		現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。城跡跡に植樹された桜については、現状維持を基本とするが、植え替えの時期が来た場合においては史跡や景観に配慮し、適切な処置を行なう。また、樹木の密度が高い箇所は適切な枝打ちを行なうなど、景観の確保に努める。

②史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

a. 本質的価値を構成する要素 (1/2)

区分	名称	具体的方策
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	<p>地下遺構が樹木根によって破壊されないよう、影響を与える恐れのある樹木については伐採等を検討する。</p> <p>保存整備・活用に係る発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提に、調査目的を明確にした上で必要箇所に留めるとともに、その遺構の保全の措置を行なう。</p> <p>開発等の行為に関しては、事前審査を経て必要に応じて試掘調査を行い、地下遺構の保全を図る。</p>
地上に露出している遺構	町割	<p>景観に影響を及ぼす家屋の新築、土地の形状変更や道路の新設等が行なわれないよう情報の収集に努める。</p> <p>史跡未指定地の所有者の理解を得て追加指定を図り、景観保全を図る。</p>
	中下級武士の屋敷や町人の住宅	<p>保存修理の完了した屋敷や住宅については、現状維持を基本とし、定期的に点検し、適切な維持管理に努める。なお、以下については計画的に保存修理を進める。</p> <p>青木周弼旧宅</p> <p>主屋・仲間部屋 半解体修理。軸部まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p> <p>土蔵 屋根葺替および部分修理。棧瓦葺屋根の葺替と漆喰壁の塗直し、造作材の補修等を行う。</p> <p>富川家住宅</p> <p>仲間部屋 半解体修理。軸部まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p> <p>旧志賀家住宅</p> <p>主屋 半解体修理。軸部まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p> <p>土蔵 屋根葺替および部分修理。棧瓦葺屋根の葺替と漆喰壁の塗直し、造作材の補修等を行う。</p> <p>旧野田家住宅</p> <p>主屋 半解体修理。軸部まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p>

a. 本質的価値を構成する要素 (2/2)

区分	名称	具体的方策
地上に露出している遺構	中下級武士の屋敷地や町人地の工作物	<p>保存修理の完了した工作物については、現状維持を基本とし、定期的に点検し、適切な維持管理に努める。なお、以下については計画的に保存修理を進める。</p> <p>青木周弼旧宅</p> <p>表門・塀 解体修理。基礎まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p> <p>富川家住宅</p> <p>表門・塀 解体修理。基礎まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p> <p>旧志賀家住宅</p> <p>表門・塀 屋根葺替および部分修理。棧瓦葺屋根の葺替と壁板の張替え、建具の補修等を行う。</p> <p>旧野田家住宅</p> <p>表門 解体修理。基礎まで一旦解体し、詳細な調査を行い、補修のうえ組み立て直す。</p> <p>土塀 屋根葺替および部分修理。棧瓦葺屋根の葺替と漆喰壁の塗直しを行う。</p>

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (1/3)

区分	種別	名称	具体的方策
史跡の保存・公開活用の有効な要素	指定文化財	国指定重要文化財 菊屋家住宅	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は文化財の価値を損なわないよう配慮する。
		市指定有形文化財 円政寺内金毘羅社 社殿 附 石鳥居・山門・石灯籠	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は文化財の価値を損なわないよう配慮する。
		市指定有形文化財 旧久保田家住宅	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は文化財の価値を損なわないよう配慮する。
	説明・案内板	城下町説明板	現状維持を基本とし、木部の破損等に注意しながら、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
城下町周辺図		現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。	

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (2/3)

区分	種別	名称	具体的方策
史跡の保存・公開 活用に有効な要素	説明・案内板	木戸孝允旧宅説明板(木製)	現状維持を基本とし、木部の破損等に注意しながら、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		周辺案内図	現状維持を基本とし、木部の破損等に注意しながら、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		木戸孝允旧宅説明板	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		旧佐伯丹下家屋敷説明板	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		円政寺金毘羅社社殿説明板	現状維持を基本とし、木部の破損等に注意しながら、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		武家屋敷野田家説明板	現状維持を基本とし、木部の破損等に注意しながら、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		周辺案内図	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		高杉晋作誕生の地説明板	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		田中義一説明板	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	菊屋家住宅説明板	現状維持を基本とし、木部の破損等に注意しながら、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。	
	便益施設	公衆トイレ	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	管理施設	駐輪場	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	石碑等	石碑	現状維持を基本とし、定期的に点検を実施する。修理等を行う場合は遺構や景観に配慮する。

b. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 (3/3)

区分	種別	名称	具体的方策
その他の要素	その他	店舗	現状維持を基本とするが、所有者が修理等を行なう場合は、「史跡萩城城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式(現状変更の目安)」により適切に指導する。
		高杉晋作立志像	高杉晋作誕生地の所有者と協議のうえ、早期の移転を図る。

7. 現状変更等に関する基準

(1) 現状変更の意思決定プロセス

史跡の現状変更の意思決定プロセスは、文化財保護法（以下「法」という）に基づいており、それぞれ以下のとおりである。

①史跡の管理保全、修理及び公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている。史跡指定地内において、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない。（法第43条、第125条）

②文化庁長官は、文化審議会文化財分科会に対して、当該現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関する諮問を行い、その答申を経て許可を行う。

③史跡の管理・復旧（修理）に対しては、必要に応じて国が経費の一部を補助し、技術的指導を行うこととする。（法第35条、第47条、第118条）

④文化庁長官の権限に属する事務のうち、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が現状変更を許可する。（法施行令第5条第4項）

(2) 現状変更の取扱方針及び基準

① 現状変更の取扱方針

史跡の価値を確実に次世代に継承していくため、現状変更について以下のとおり区分し、具体的な取扱い基準を定める。

(ア) 現状変更が認められない行為

- i) 「史跡萩城跡、史跡萩城下町、史跡木戸孝允旧宅保存管理計画書」に定められた基準に反する行為
- ii) 史跡の本質的価値に滅失、き損又は衰亡等の影響を及ぼす行為
- iii) 史跡の景観を阻害又は価値を減じると認められる行為
- iv) 地形の変更（軽微なものを除く）

(イ) 現状変更許可が必要な行為

史跡の現状変更については法第125条に規定されており、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更の場合は、文化庁長官の同意を求めなければならない。

なお、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が許可することができる。その範囲は以下のとおりである。

【申請先】 萩市教育委員会

【行為の内容】 文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づく現状変更
○ 小規模建築物（地階を有しない2階以下の木造又は鉄骨造の建物で、増改築後の面積が120㎡以下）で、3ヶ月以内の期間を限って設置さ

れるものの新築、増築、改築又は除却（ただし、土地の改変を伴わないものに限る）

- 工作物の設置、改修若しくは除却（設置後 50 年未満）又は道路の舗装若しくは修繕（ただし、土地の改変を伴わないものに限る）
- 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないものに限る）
- 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- 木竹の伐採など史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

【 例 】

- 降雨等による軽微な表土流出の復旧
- 案内板・説明板等の設置、改修、除却
- 調査、工事用仮設物の設置
- 行事に伴う仮設物の設置
- 枯損木及び危険木の伐採、撤去、除草、病虫害の駆除

(ウ) 現状変更の許可が不要な行為

法第 125 条第 1 項（現状変更等の制限及び原状回復の命令）の規定に基づき、史跡の保存への影響が軽微である場合や、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、文化庁長官の許可を必要としない。維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第 4 条に規定されている。現状変更の許可が不要な行為は以下のとおりである。ただし、実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して確認するものとする。

i) 維持の措置

- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更の後の原状）に復するとき
- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

ii) 非常災害、防災上必要な応急措置

- 保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去など、遺構等の損壊防止のための応急措置
- 土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊及び崩壊防止のための措置
- 公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置の措置

iii) 日常的な維持管理の行為

- 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、樹木の支障枝剪定、枯損木及び危険木の伐採、除去、除草、施肥、病害虫の駆除措置等の植生の日常的な維持管理
- 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、史跡の公開活用及び管理上必要な施設、工作物、舗装等の軽微な修繕（例：土地の改変を伴わない説明板の設置、改修、撤去等）や清掃等の日常的な維持管理

②現状変更の取扱基準

史跡に関連する現状変更の取扱基準は以下のとおりである。

行為	取扱基準
発掘調査及び保存整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺構の解明、保存状況の把握又は史跡整備に伴う調査は、目的を明確にし、適切な範囲及び方法で行う場合に許可する。 ○ 学術的な調査成果を基にした史跡の保存整備又は遺構復元は、許可する。
建築物の修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学術的な調査成果を基にした史跡建物の修理は許可する。 ○ 建築物の修理は、建築物の用途、構造、規模や、地下遺構に影響を及ぼさない場合に限り許可する。
建築物の新築、増築、改築、移転又は除却	<ul style="list-style-type: none"> ○ 萩城城下町における一般住宅等に関しては、大幅な地形変更、家屋の新築、増築、改築、移転又は除却に対し、適切な指導を行い、歴史的景観の保存、形成に資するものは許可する。また、萩城跡においては、原則として新築、増築、改築は許可しない。現存する住宅・店舗については、遺構や景観に影響を及ぼさない軽微な行為のみ許可する。※「軽微な行為」とは、住宅や店舗等を維持する上で最低限必要な改修（内外装の改修、屋根の一部葺き替え等）をいう。 ○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される建築物の新築は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。
工作物、土木構造物の設置、改修若しくは除却	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される工作物、土木構造物の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。 ○ 非常時や防災上等必要な施設は、遺構への影響を最小限にとどめ、史跡景観に可能な限り配慮した場合に限り許可する。 ○ 仮設物の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。
道路の新設、修繕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設は原則として認めないが、史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される修繕は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。

土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更	○ 原則として認めないが、遺構復元又は地形復元といった保存整備に係る地形の変更は、事前に十分な検討及び協議をした上で許可する。
埋設管の新設、改修	○ 公益上必要な電線、水道管又は下水道管等の新設又は改修は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。
樹木の伐採・植栽	○ 遺構及び史跡景観に影響を及ぼす植栽は、原則として認めない。 ○ 遺構や史跡景観に影響を及ぼす又は及ぼす可能性の高い樹木の剪定・伐採は許可する。 ○ 史跡の保存整備、公開活用上必要と判断され、遺構、史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。

※なお、上記の現状変更を許可する場合には、以下の項目に留意する。

- 現状変更前に発掘調査を行い、重要遺構が確認された場合には、適切な措置を講じ、遺構の保護を図る。
- 地下遺構の保全に影響を及ぼさない軽微な建物、構造物の場合は、市職員の立会い等を求め、指示を受けること。
- 現状変更の許可に当たっては、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない措置を講ずること。
- 史跡萩城城下町の建築物等の現状変更については、別表「史跡萩城城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式（現状変更の目安）」を参照すること。

別表 史跡萩城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式（現状変更の目安）

		内容		
建築物 項目	配置	・原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする		
		公道(旧道)との境界から10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準		
		公道(旧道)との境界に沿って現状を変更する場合の基準		
	構造	・主屋一階の壁面は道路境界線より一間(約2m)以上離す (公道(旧道)に南面する場合は二間(約4m)以上離す)		
		・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする		
		・原則、敷地奥行き2間までは平屋建て形式とする (奥行き2間を超える範囲については左記の基準に従う)		
	規模	・原則、町並み誘導線*を越えない範囲(道路中心線の基準面より1.5メートル上がった点から約17度の角度の範囲内)とする (敷地の構成等によりやむを得ず町並み誘導線を越えて建てる場合は、町並み許容線*を越えない範囲(道路中心線の基準面より1.5メートル上がった点から約27度の角度の範囲内)とする) (二階建てとする場合は、公道側を含む二方向以上に梁間半間(約1m)以上の下屋を設ける)		
	色彩	・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする		
	屋根	形式	・原則、歴史的風致と調和したものとする	
			・原則、伝統工法又は在来工法による軸組木造とする	
		主屋根勾配	・原則、主屋根は、寄棟造又は入母屋造とする	
			・原則、大棟は公道(旧道)と平行とする ・棟瓦は熨斗積みとし、棟隅に鯨、鷗尾、鳥衾等を用いない	
		下屋根勾配	・原則、主屋根より1寸程度緩く葺く	
材料		・原則、銀黒色の粘土瓦葺(和型)とする(下屋根については、金属葺とすることもできる)		
軒	・原則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする			
種	・歴史的風致と調和したものとする			
開口部(玄関・窓)	・歴史的風致と調和したものとする			
外壁	・歴史的風致と調和したものとする			
基礎	・原則、(1)真壁造漆喰塗仕上げ又は中塗り仕上げ+縦板張り腰壁同等、(2)大壁造り縦板張り同等とする			
建築設備・バルコニー	・原則、公道から望見できない位置に設置する			
工作物	門	・歴史的風致と調和したものとする		
	塀・垣	・原則、公道(旧道)から望見できる範囲については、敷地の履歴を考慮した上で、然るべき板塀・生垣等とする		
	その他工作物	・原則、敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った石柱門又は腕木門とする		
	屋外広告物等 **	・原則、敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする		
環境要素	樹木・庭園	・歴史的風致と調和したものとする		
	地盤高	・歴史的風致と調和したものとする		
	空地	・原則、敷地の履歴を考慮した地盤高とする		
	出入口	・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る		
	土地の形質	敷地構成	・原則、敷地の履歴を考慮した位置とする	
		進入口 又は進上路	・原則、敷地の履歴を考慮した敷地構成とし、公道境界線からの奥行きを16メートル以上とする(一区画の面積は80坪を目安とする)	
	進入口 又は進上路	・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする		
	又は進上路	・敷地が公道(旧道)に面する場合は、1造成地に1箇所とする (原則、既に進上路又は進入口が、隣接して存在する場合は、これを利用することとし、新たな進上路又は進入口は設置しない)		
土石の採取	・原則、敷地の履歴を考慮した位置とする			
木竹の伐採、植栽	・採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする			
	・歴史的風致を形成する木竹の保全につとめる			
	・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化につとめる			

* 町並み誘導線及び町並み許容線とは、公道(旧道)との境界より敷地と反対側に3メートル後退した位置において、道路の基準面より高さ1.5メートル上がった点からの水平距離において、それぞれ0.3(17°)、0.55(27°)を乗じて得た数値(この数値が、それぞれ6メートル、10メートル越えないこと)がなす線を言う。

** 屋外広告物等とは、萩市屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物、特定屋内広告物、掲出物件をいう。

8. 史跡の保全へのリスクや脅威

区分	リスクと脅威	対策等	
①環境変化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経年による樹木の成長や風雨・積雪・凍結などにより、建造物や石垣等の遺構の破損、劣化が進むことが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡に影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採、剪定等の植生管理を行う。史跡とともに都市公園にふさわしい景観を形成する桜等は老木化が進んでいるため、継続的に観察する。 ○ 建造物や石垣等の遺構については、継続的な観察を行い、必要に応じて補修を行なう。 	
② 自然 災害	ア. 落雷 ・ 火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落雷や火災が発生した場合、史跡内の建造物や工作物、植生が損壊する恐れがある。 ○ 落雷や火災が発生した場合、史跡周辺の建造物への被害が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡内における火気の取扱いについては十分注意を喚起し、火災を未然に防ぐ。 ○ 火災や落雷による被害を受けた場合には、非常時の体制に基づき、市や消防本部などの関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。
	イ. 風水 害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の局地的な豪雨や台風等によって、史跡内の建造物や石垣等への直接的な被害や、樹木の倒壊による間接的な被害を受けることも予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害による被害を受けた場合には、非常時の体制に基づき、市や消防本部などの関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。 ○ 石垣遺構については、孕みや変位について継続的な観察を実施する。
	ウ. 土砂 災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局地的な豪雨や台風等によって、土砂災害が発生し、史跡を破壊する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害による被害を受けた場合には、萩市地域防災計画により対応し、市や消防本部などの関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。 ○ 石垣遺構については、孕みや変位について継続的な観察を実施する。
	エ. 地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が発生した場合、史跡内の建物や遺構及び整備施設の破損、それによる人的被害が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡が被災した場合は、非常時の体制に基づき、市や消防本部などの関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。

区分	リスクと脅威	対策等
③観光圧力	○ 史跡へは近隣の市営駐車場等を利用して徒歩や自転車で訪れる観光客が多いが、道路の幅員が狭小のため、通行に支障が生じることがある。	○ 史跡地内の住民や観光客の安全に配慮し、近隣の駐車場への誘導を行なう。
④開発圧力による危機管理	○ 開発行為により、史跡及び周辺の自然環境への影響や、史跡景観の阻害要因の発生が考えられる。	○ 史跡及びその周辺において、建築物又は工作物の設置、土地の形状の変更、樹木の伐採等の行為を行う場合には、文化財保護法及び萩市景観計画に基づき、それらの高さ・色彩・意匠等の規制が行われている。 ○ 指月山については、天然記念物及び北長門海岸国定公園として、法令に基づく規制によって保全が図られている。
⑤人為災害	○ 遺構や建造物及び工作物本体のき損、放火、展示物・備品類の盗難等が考えられる。	○ 市の委託するガイド、文化財保護指導員による巡回、機械警備システム等により防犯対策を講じる。

9. 周辺の環境に対する考え方

史跡萩城跡及び史跡萩城城下町（史跡木戸孝允旧宅）と堀内伝建地区は、文化財指定の経緯や制度の枠組みは異なるものの、歴史的経緯から見て、保存や整備に関する考え方には、関連性・整合性を持たせ、歴史的景観の保存、形成及び向上を図る必要がある。

伝建地区を含めた史跡の周辺において、史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発行為に対しては、各種法令（萩市伝統的建造物群保存地区保存条例、都市計画法、景観法に基づく萩市景観計画・萩市景観条例、萩市屋外広告物等に関する条例、自然公園法）を適用して、自然保護、地形保全及び建築物や工作物の位置・規模・材質・色彩等の規制を行い、史跡の遺構や景観へ影響を及ぼすことのないよう努める。

また、史跡周辺を含めた歴史的景観の保存を図るため、未指定地の追加指定を検討する。関係者の理解が得られるよう、時間をかけて慎重に対応する。

10. 経過観察の体制

(1) 本質的価値及び周辺環境の保全に関する観察指標

史跡の本質的価値の保存には、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）の実施により価値の保存状況を確認し、破損等が確認された場合には原因の究明や修理を行う必要がある。経過観察（モニタリング）の実施に当たっては、随時、文化庁や山口県教育委員会、史跡萩城跡等整備委員会の指導を仰ぎながら、文化財保護指導員や公開管理を委託するNPO等と連携し、萩市が実施する。なお、萩城城下町については、建造物等の所有者と萩市が役割分担を行なうなど連携して実施する。

第5章 5. 保存管理上の課題や8. 史跡の保全へのリスクや脅威に基づき、経過観察の指標、測定内容・手法、周期、実施主体について示す。

◇経過観察指標一覧表

リスクと脅威		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	実施主体
環境変化（史跡の景観保全・保存状況）		建造物や石垣等の遺構の破損状況	目視による破損状況等の観察	随時	萩市・所有者
		樹木等の植生	目視による樹木等の生育状況の観察	毎年	萩市・所有者
		気象条件	気温、湿度、風速、風向、雨量等の測定	随時	萩市
自然災害	火災・落雷	文化財のき損状況	き損状況や被害状況の把握	随時	萩市・所有者
	風水害	文化財のき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	萩市・所有者
	地震	文化財のき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	萩市・所有者
	土砂災害	土砂災害によるき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	萩市
		土砂災害・崩壊地の調査	目視又は必要に応じて測量を行い、土砂災害・崩壊地の調査を行う。	随時	萩市
観光圧力	観光客の増加による影響	来訪者数	指月公園、萩博物館、公開文化財施設の来訪者数を測定する。	毎年	萩市
	店舗の増加による影響	用途変更数	建築確認申請における店舗等への用途変更及び店舗等の用途の新築等の件数の把握	毎年	萩市
開発圧力		農地転用の状況	農地転用の件数と面積の把握	毎年	萩市
		開発行為等の状況	史跡地内及び史跡周辺における文化財保護法その他の規制法令等による手続きの件数及びその把握	毎年	萩市
		景観阻害状況	景観を阻害する要素数の把握	毎年	萩市
			萩市景観計画に反する要素数の把握	毎年	萩市

リスクと脅威	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	実施主体
人為災害	防犯設備の状況	防犯設備の個数、配置、点検・整備状況の確認	毎年	萩市・所有者
	防災設備の状況	防災設備の個数、配置、点検・整備状況の確認	毎年	萩市・所有者
史跡の整備・活用状況		史跡整備の状況の把握	毎年	萩市
		調査・研究報告書の刊行数	毎年	萩市
		パンフレット、HP等による情報提供状況	毎年	萩市
		イベント、研修会、講座の開催数	毎年	萩市
		便益施設、駐車場の適正な収容能力の把握	毎年	萩市
		周辺史跡、関連施設の整備状況の把握	毎年	萩市

第6章 整備・活用

1. 基本方針

「史跡萩城跡」、「史跡萩城城下町」及び「史跡木戸孝允旧宅」の本質的価値を広く周知し、次世代へと適切に保存・継承していくためには、萩市、有識者による整備委員会、史跡の所有者や関係者等との連携体制を確立し、調査・研究や公開活用を行なうことが重要である。

① 保存整備の促進

史跡の本質的価値をき損することなく後世に継承していけるよう、発掘、文献等資料や建造物の調査に基づきながら、石垣、庭園、伝統的建造物等の保存整備や維持管理を行なう。

② 公開活用、周知の推進

史跡の本質的価値をき損することなく適切な保存管理を行い、来訪者が、「史跡萩城跡」においてはその歴史的環境、城郭内の遺構、自然的環境を、「史跡萩城城下町」及び「史跡木戸孝允旧宅」においては伝統的な建造物及び歴史的景観を、それぞれ理解、体験できるような整備・展示を行い、公開活用を推進する。同時に、パンフレットやホームページ等の活用、歴史講座等の活用、修理現場の公開等により、遺構や建造物の周知をはかり、理解や関心を高める。

③ 見学環境の充実

多くの来訪者を受け入れ、安全かつ快適に見学ができるよう、便益施設や管理施設等の充実を図る。

④ 地域の歴史・文化遺産や自然環境と一体となった整備・活用の推進

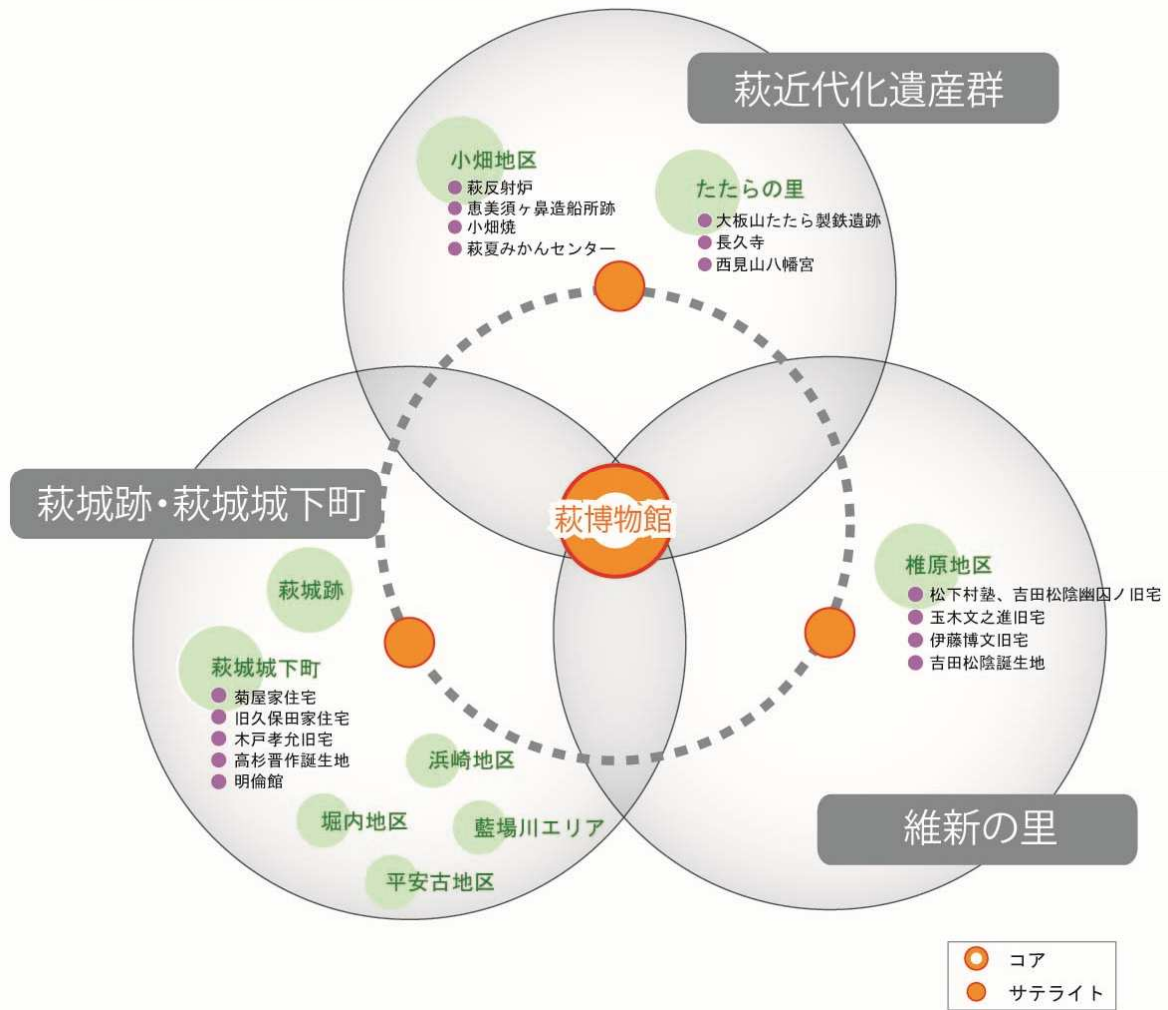
萩市には、幕末の萩藩が近代化に果敢に取り組んだ「恵美須ヶ鼻造船所跡」、「史跡大板山たたら製鉄遺跡」、「史跡萩反射炉」などの産業遺産や、近代化に取り組んだ人々を輩出した「史跡萩城跡」、「史跡萩城城下町」、「史跡松下村塾」、「史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅」などの遺産が存在する。こうした歴史・文化遺産相互の関連性を総合的に解説するなど、一体的な活用を進める。

また、「史跡萩城跡」については、優れた自然環境を持つ景勝地として、あるいは、多くの市民や観光客に親しまれてきた公園としても、整備・活用を推進する。

⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

「萩まちじゅう博物館構想」の下、萩博物館をコア施設とした総合案内拠点と位置づけ、「萩近代化遺産群」「萩城跡・萩城城下町」「維新の里」といったサテライト施設と連携することにより、観光面等において、テーマやストーリー性を持った活用をさらに充実させ、市内外にその価値を発信していく。また、萩城三の丸である堀内地区を始めとする重要伝統的建造物群保存地区と連携した活用も充実させる。

萩まちじゅう博物館



2. 整備活用方法及び進め方

史跡の保存整備や活用は、発掘調査や建造物等の調査の成果に基づいて実施する。整備・活用の基本方針に基づいた当面の具体的な整備・活用方法は以下のとおりである。

(1) 史跡萩城跡

① 石垣保存修理

平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間にわたって、要害・本丸・二の丸などに残る石垣遺構の総合調査を行った。総合調査では、石積工法の特徴、石材の材質や加工方法、石垣の破損状況や修復状況などを調査したうえで保存修理の必要な範囲の抽出及び保存修理の優先順位を検討した。その結果、特に危険度の高い 4 箇所について、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間で、計画的に保存修理を行なうことについて、萩城跡等整備委員会の承認を得た。

【修理箇所】

- ア. 東門跡から三階矢倉跡（平成 23～24 年度）
（南面）孕み出しのある範囲を解体・積み直し。

(東面)間詰石の補充。

イ - 1 本丸門跡 (平成 25～26 年度)

(東面)上部 2 段を解体・積み直し。間詰石の補充。(南面)天端石の据え直し。間詰石の補充。(西面・北面)間詰石の補充。

イ - 2 本丸門跡から月見矢倉跡 (平成 25～26 年度)

(南面・北面)変状範囲のみ解体・積み直し。間詰石の補充。

(北面)雁木)全面解体・積み直し。間詰石の補充。

(東面)北東隅天端石とその周辺隅石の解体・積み直し。

(東面)雁木)間詰石の補充。

ウ. 北矢倉跡から三摩地院矢倉跡 (平成 27 年度)

(南面・東面)突出した出隅天端石の解体・積み直し。間詰石・天端石の補充。

エ. 時打矢倉跡から東門跡 (平成 28～29 年度)

(東面)孕み出しのある上部 2 段を解体・積み直し。間詰石の補充。

(北面)北東出隅石の解体・積み直し。間詰石の補充。

(西面)最大で東面と同じ高さまで石垣解体・積み直し。雁木の据え直し。

間詰石の補充。

【修理方針】

ア. 石垣遺構の特徴を損なうことなく修理を行う。

イ. 現状の損傷状況を把握し、現存遺構に与える影響を最小限にとどめる。

ウ. 復旧に際し、原則として解体前と同一な積み方で原位置に戻す(ただし、再び石垣崩壊を引き起こす可能性のある積み方については、原則にとらわれず柔軟に対応し、状況に応じた手法を検討する)。

エ. 損傷および欠損石材は同質石材の新補石材を用いるが、使用に際し十分に検討する。

【長期的な保存修理】

平成 30 年度以降も総合調査の結果をもとに、以下の方針に従い、順次石垣修理を実施する。

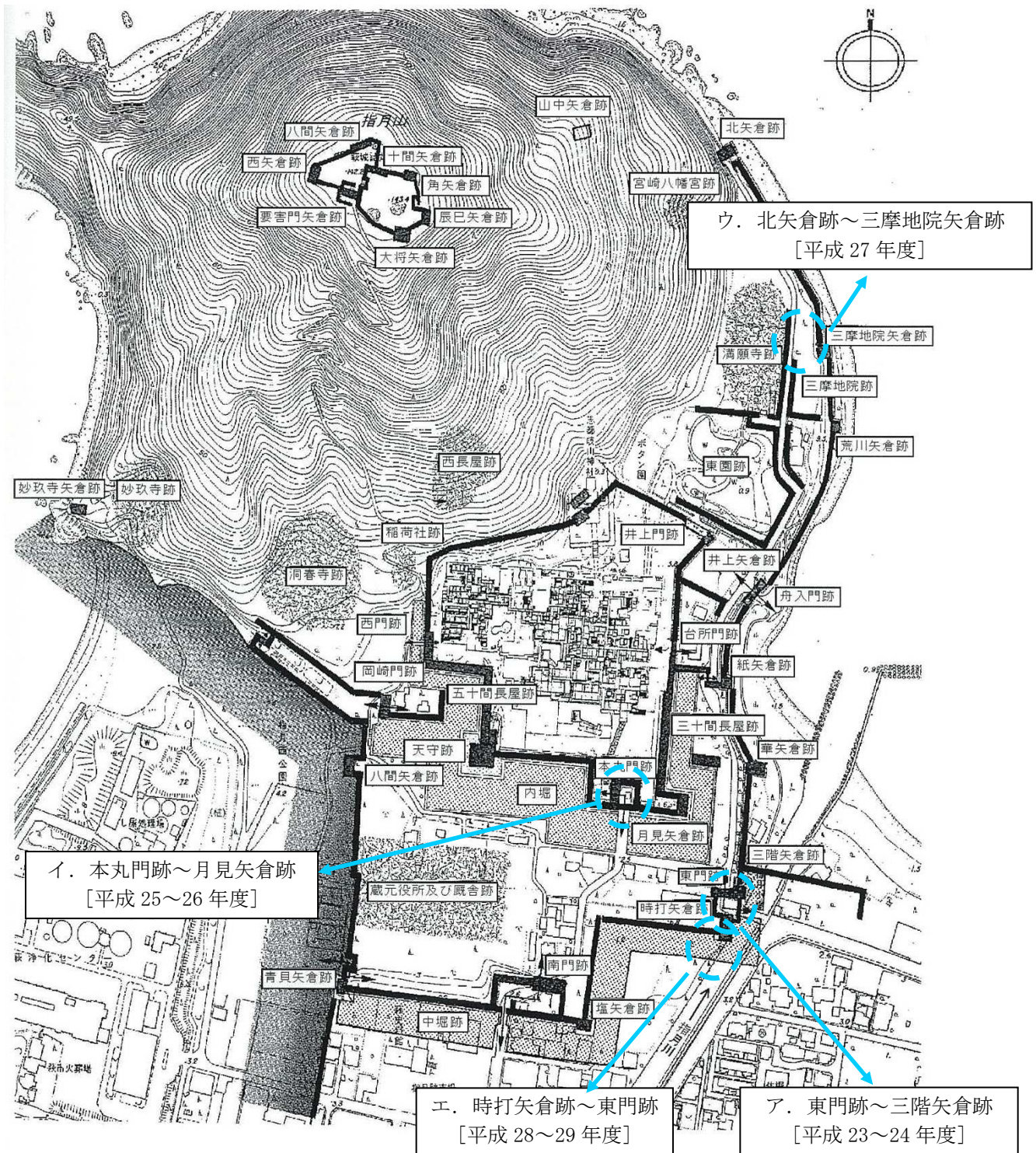
ア. 修理は「変状が大きく崩壊する可能性が高い」「来訪者動線が近接する」「萩城を構成する重要な部分である」「石垣としての価値が高い」ことなどを総合的に判断し優先順位を設定する。

イ. オリジナルの石垣をできるだけ保存するため、修理に伴う解体は最小限とする。

ウ. 修理に際しては藩政期の石垣修理記録を把握するなど関連事項の事前確認を行う。

エ. 修理記録を確実に残し、後世に修理履歴を継承する。修理過程であきらかになった構造を記録し、将来同個所を修理する際の参考とする。

オ. 修理は、修理前の構造をもとに、変状前の状態に戻すことを目指す。



萩城跡縄張り構成図

② 東園整備

東園は、萩城二の丸（二の曲輪）に所在する藩主の遊憩施設であり、御茶屋、御殿と、六景二十勝をもつ回遊式池泉庭園があった。以下の整備方針等について、萩城跡等整備委員会の承認を得て、平成23年度から平成31年度までの9年間の予定で整備することとなった。

【整備基本方針】

- ア. 萩城において、東園が占める空間的位置及びその特殊性が、来訪者に理解できるように整備する。
- イ. 全体的に廃城のイメージの濃い萩城跡の中で、藩政時代の景観をビジュアルに再現した空間創出を目指し、この地区の特殊性を強調する。
- ウ. 東園の庭園と御茶屋を一体的に復元整備し、将来、萩市民の活用に供する場とする。

【整備予定内容】

ア. 御茶屋復元

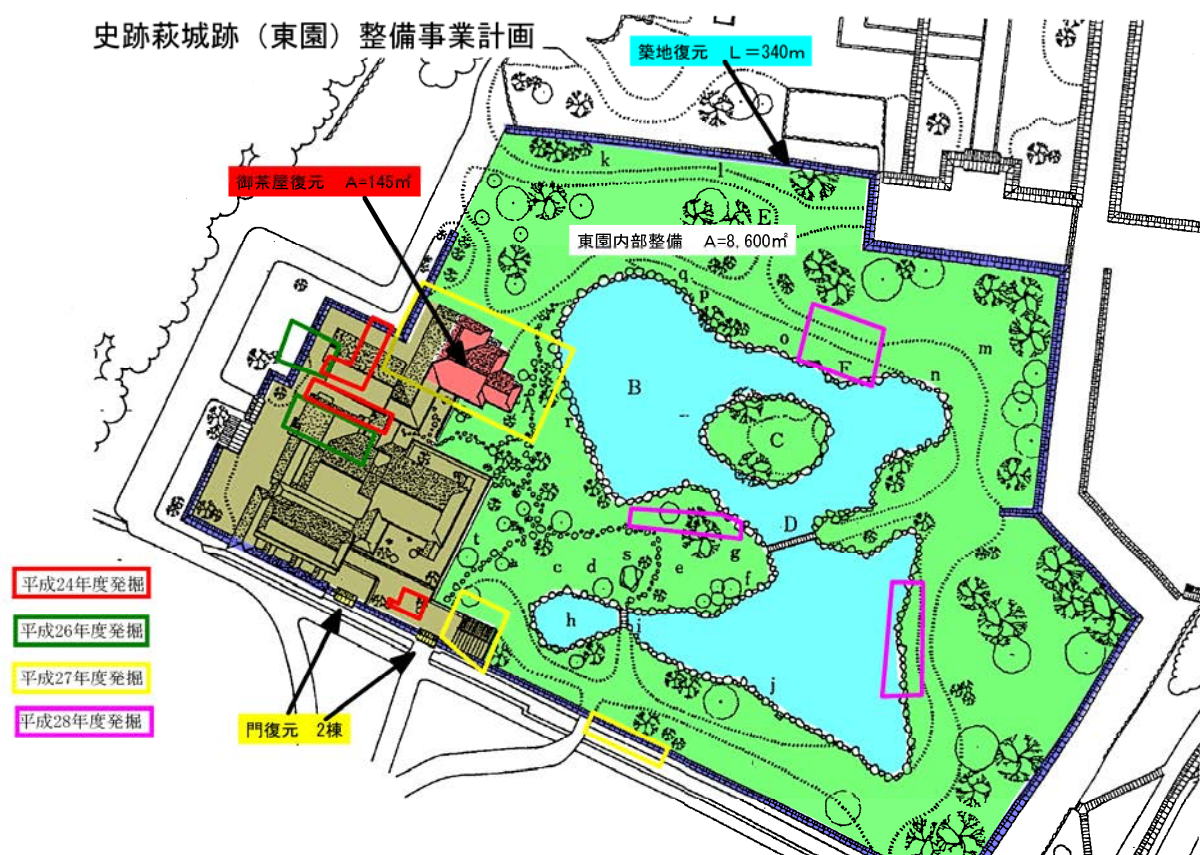
「孝姫様基之允様東園御部屋差図」及び発掘調査の成果を根拠として、御茶屋を復元し、庭園鑑賞の視点を確保する。

イ. 庭園整備

繁茂している樹木の伐採・整理、護岸石垣の修理等を行い、六景二十勝の復元を図る。

ウ. 築地・門復元

東園の周囲に存在していた築地・門を原寸大に復元する。また、池を回遊する園路を復元する。



【「天然記念物指月山」における保存管理上の処置】

① 基本方針

史跡萩城跡は、天然記念物指月山を含む麓一帯に位置し、本丸・二の丸・三の丸及び指月山山頂の要害からなる平山城である。指月山は、スダジイやタブノキといった常緑広葉樹の巨木に覆われ、「暖地性原生林の面影を残している」などとして、昭和 46 年（1971）には国の天然記念物に指定されている。

また、指月山は昭和 30 年（1955）に北長門海岸国定公園（第 1 種特別地域）に指定され、文化財としての規制に加え、自然公園法の規制により森林の伐採が制限されている。

指月山における緊急の課題として、要害の遺構石垣が樹木根あるいは倒木により毀損されていることに加え、要害への登頂路である要害道や寺院跡への通路に倒木等により通行障害が生じている。又樹木生育により要害本来の機能要素である眺望が損なわれている。

史跡萩城跡保存管理計画策定にあたっては、天然記念物指月山の保存管理計画が未策定であるため、その指定範囲においては現状維持を原則とする。史跡の整備（緊急対応を除く）に際しては、天然記念物指月山の保存管理計画策定の後、史跡と天然記念物としての双方の価値を極力損なわないように具体的な協議を行うこととし、今回は整備の基本的な方策を検討した。

② 指月山における要害・寺院跡等遺構の概要

a. 天然記念物指定範囲内に所在する遺構等

【要害】 指月山（標高 143m）山頂に位置している。萩城は平城と山城の性格を合わせ持っており、天守・藩主居館等は指月山南麓にあったため、機能的には有事の際の籠城施設及び平時の見張り所である。面積は約 4,335 m²でその周囲を 7 棟の矢倉と土塀で取囲む。内部は本丸と二の丸に分かれており、本丸の方が一段高くなっている。指月山には毛利入城以前、吉見氏の居館があったと言われている。しかし、その規模あるいは位置などはさだかではない。要害の建物は残存していないが、矢倉台石垣や石材採石跡、貯水層等の施設が残存している。現在樹木が繁茂し石垣等の遺構をき損している他、本来機能していた見張り所としての日本海や城下への眺望は現在樹木により遮られている。

【山中矢倉】 指月山東部の中腹に山中矢倉、さらに海に面して北から北矢倉、三摩地院矢倉、荒川矢倉があった。現在、これらの矢倉建物や門は存在しないが、山中矢倉跡後方の平坦地には、幕末に築かれた砲台と思われる石組の構築物と貯水のためと思われる池跡が残っている。現在指月山の麓や要害からの通路は樹木繁茂により通行困難となっている。

【宮崎八幡宮】 元文年間城下町絵図によると、宮崎八幡宮は二の丸東北部地区の北端、指月山の山麓に位置している。すぐ東の平坦地が宮崎八幡宮の宮司をつとめた吉屋氏の屋敷跡である。宮崎八幡宮は、萩城の築城工事が完成した慶長 13 年（1608）に安芸国吉田から移されて、萩城の鎮守としたという。明治 9 年（1876）に東京高輪の毛利邸内に遷宮されたものの、建物はそのまま存置されていたが、明治 41 年（1908）に拝殿が松陰神社に移築されたという。現在跡地には建物はなく、樹木に覆われているが、社殿に上がる石段や、社殿が建っていた石垣・礎石が残っている。

【妙玖寺・妙玖寺矢倉】 元文年間城下町絵図によると、妙玖寺は西部地区の西側、指月山の麓に位置している。臨濟宗妙玖寺は毛利元就室の菩提寺であり、慶長17年(1612)に萩城内に建立されたという。明治2年(1869)に、妙玖寺は万年寺(洞春寺)に合併され廃寺となった。現在、その跡は藪地となっており、西側の山手に石組の基壇が残っているのみである。これは、恐らく蔵の基壇と思われる。日本海に面した断崖上には妙玖寺矢倉跡があり、日本海を望む良好な眺望地である。

【御霊社・稲荷社】 萩城下町絵図(須佐益田家蔵)によると、2社は洞春寺の東隣、指月山南麓の一郭に位置し、西側に御霊社、東側に稲荷社が描かれている。御霊社は、当初萩城三の丸(堀内)の春日神社境内にあり、萩城鎮護の土地神として毛利氏の崇敬を受けていた。その後、宝暦12年(1762)に7代藩主毛利重就によって萩城二の丸内に遷座され、社殿が建立された。そして、毛利氏の始祖天穂日命と元就の霊を合祀し、後に隆元・輝元・秀就の3人も併祀した。明和7年(1770)に仰徳大明神の社号を賜ったので、仰徳神社とも言った。文久3年(1863)の山口移鎮後、宮崎八幡宮に合祀されたが、明治2年(1869)に元就の霊を山口に移して豊栄神社とし、さらに明治9年にそのほかの毛利氏祖神の霊は東京の毛利邸内に移されたため、土地神だけが残った。明治41年(1908)に志都岐山神社本殿の東側に撰社として仰徳神社が建てられ、現在に至っている。稲荷社は、宝暦7年(1757)に江戸麻布の正徳寺の鎮守神を萩城内へ勧請したという。現在、指月山への登山口に当たる平坦地が御霊社・稲荷社の跡地で、木立が生い茂っている。御霊社と思われる跡地の後ろには池跡が残り、南側には、明和7年(1770)に建てられ仰徳神社の由来を記した「重建大祖神廟記」という石碑がある。また、登山口の階段を上がると、すぐに「奉寄進」と刻まれた自然石の石碑がある。現在周辺樹木の繁茂により、遺構や空間の確認は困難な状況である。

【天守曲輪】 指月山南麓に位置する。萩城の主要区画であり、天守閣を初めとして、藩主の御殿、大奥が所在した。天守曲輪の周囲は、南側及び東西側の南半は内堀、北側及び東西の北半は長屋や土塀で区画されている。これらの建造物は指月山南麓の平地に建設されているが、北側の土塀の一部は、山裾の斜面を取り込んでいる。

b. 天然記念物指定範囲に隣接する遺構等

【洞春寺】 元文年間城下町絵図によると、毛利元就の菩提寺臨濟宗洞春寺は西部地区の東側、指月山南麓に位置している。山門は楼門のようで、その内に本堂・庫裏などが描かれている。嘉永3年(1850)、暴雨のため洞春寺の裏山が崩れ、書院その他が破損した。明治2年(1869)にも山崩れがあり、書院・庫裏等が土中に埋まった。その直後、妙玖寺と合併し、山口の潮音寺旧地へ移転することが決定された。現在は石垣により区画を確認できる。寺域奥に当たる北側が指月山山裾に接する。

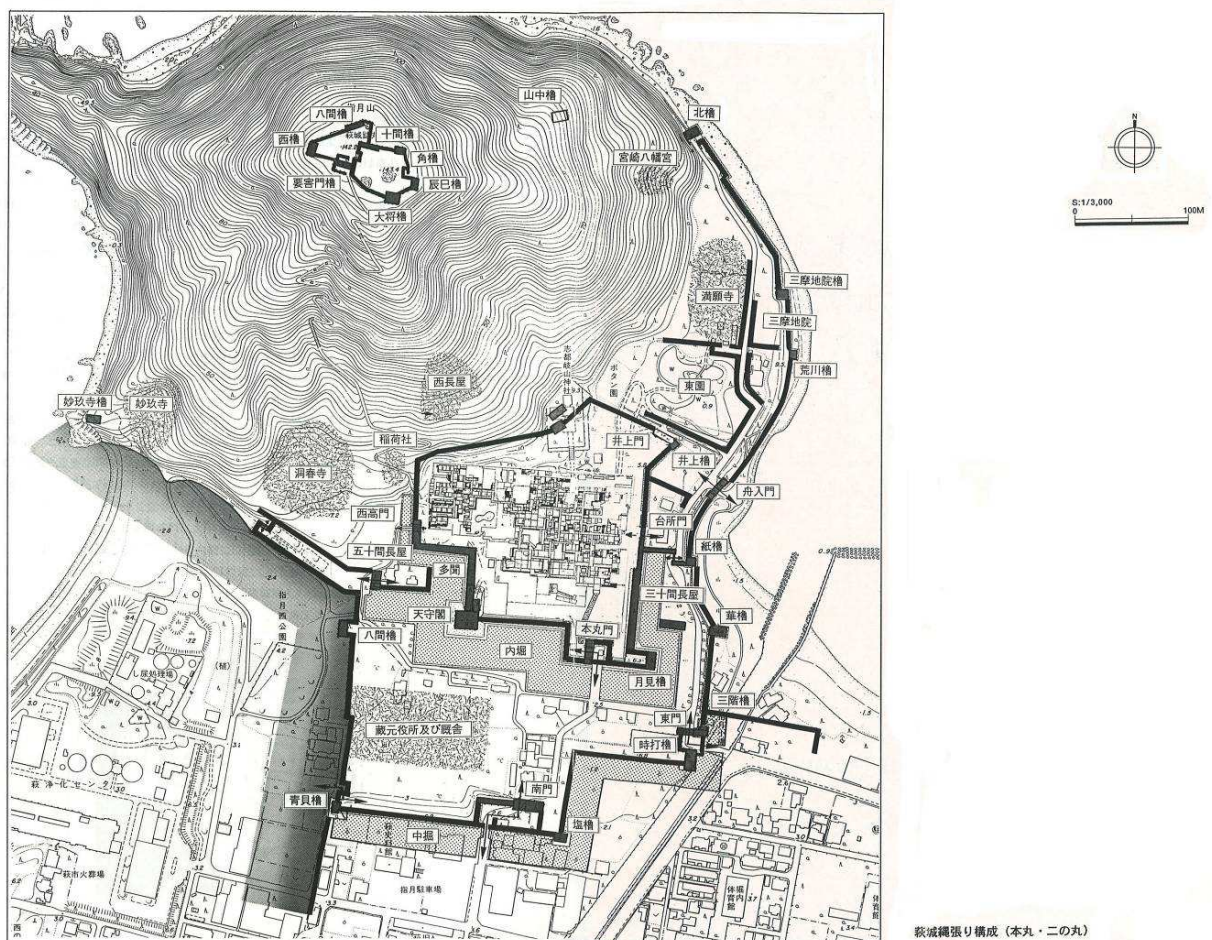
【東園】 二の丸東部地区に所在する、藩主の遊憩箇所である。六景二十勝を持つ回遊式池泉庭園と、御茶屋が所在した。指月山山裾に二の丸天神社があった。天保3年には東園御部屋が作られている。施設の本門は北側にあり、指月山山裾と向かい合っている。

【満願寺】 二の丸東部地区に所在する。東園に隣接する。満願寺は萩城築城の際に安芸国吉田から萩城内に移されたといい、防長両国真言宗の頭寺院であった。元文年間城下町絵図によると、西は指月山の山裾に接し、東・南・北の三方は練塀で囲まれている。

明治初年に作成された「萩城細図」には、本堂・庫裏・護摩堂等の施設の他、蓮池・庭池が描かれている。明治以後廃寺となり、大正元年（1912）に防府 宮市の末寺霊台院に移り、霊台院満願寺となった。

【宮崎八幡宮社家】 二の丸東部地区に所在する。満願寺に隣接する。宮崎八幡宮の官司をつとめた吉屋氏の屋敷である。現在は荒蕪地となっており、井戸が残る。

【志都岐山神社】 明治11年（1878）、萩付近の有志が萩開府の祖毛利輝元および元就・敬親の三公を敬仰し、旧城天守曲輪の指月山山裾付近を拓き、明治12年（1879）に山口の豊栄・野田両神社の遥拝所を創建し、指月神社と称した。明治15年（1882）、現社号に改め、県社に列した。その後初代から12代までの歴代藩主を配祀した。社殿の奥が指月山に接する。



萩城縄張り構成（本丸・二の丸）

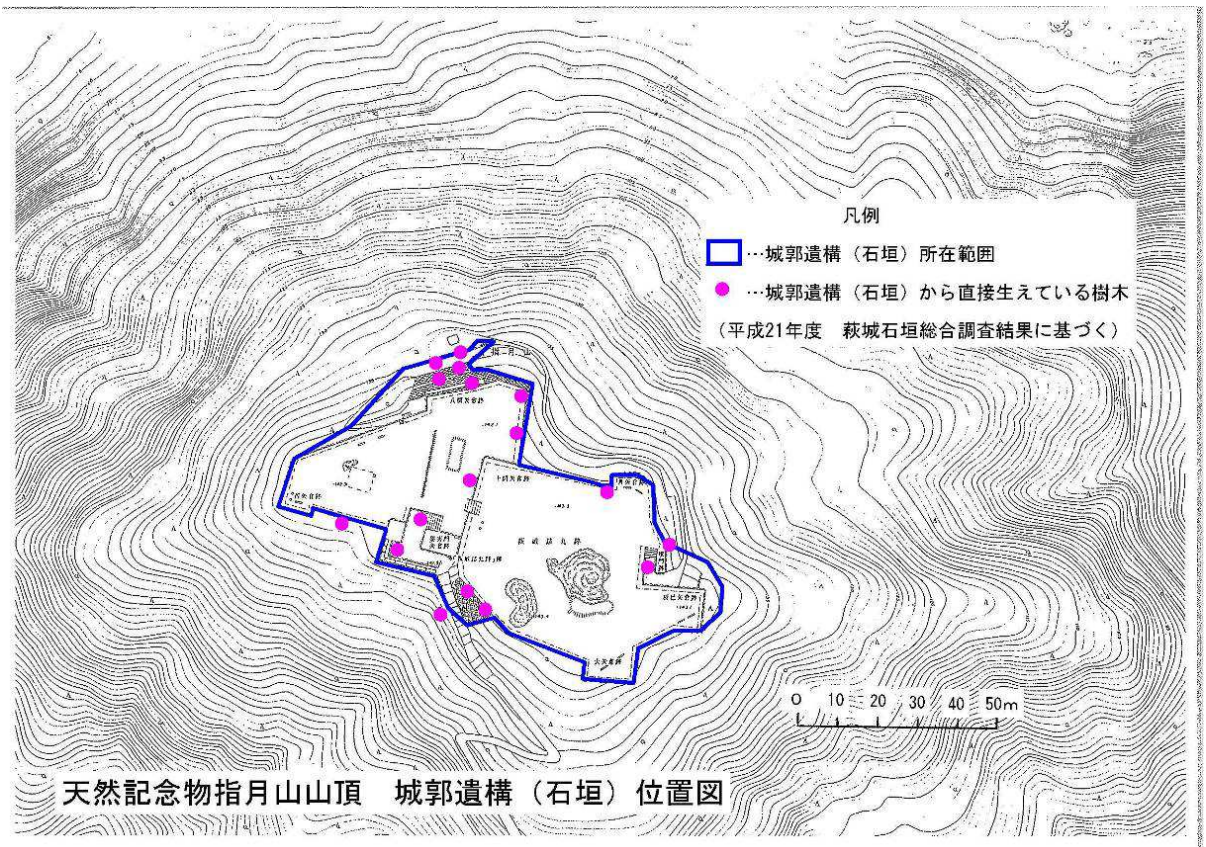
③ 史跡保存管理上の処置

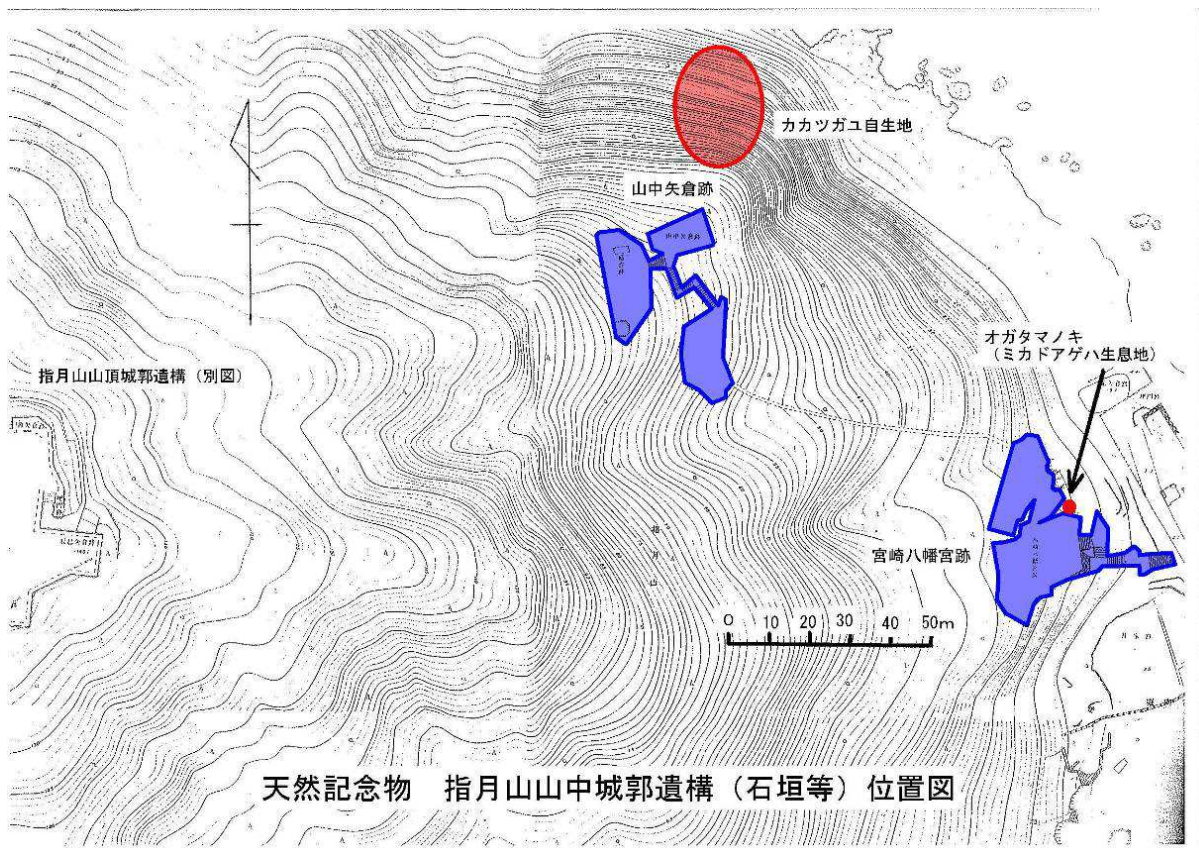
現在の指月山は藩政期および明治期にかけて伐採が制限された歴史的経緯により、その植生が形成されてきた。文化財としての規制に加え、指月山は北長門海岸国定公園（第1種特別地域）として指定され、自然公園法の規制により樹木の伐採が制限されている。

天然記念物指月山指定範囲においてはその保護を優先するため、原則的に現状を維持することとしつつ、下記の4エリアに分けてそれぞれ整備を行うものとする。

森林の両端部（袖群落）はその森林にとって保護層の役割を果たすため重要であるので、天然記念物指定範囲に隣接する遺構等を整備する際には、慎重な検討を行う。

（樹木等による石垣等のき損状況）





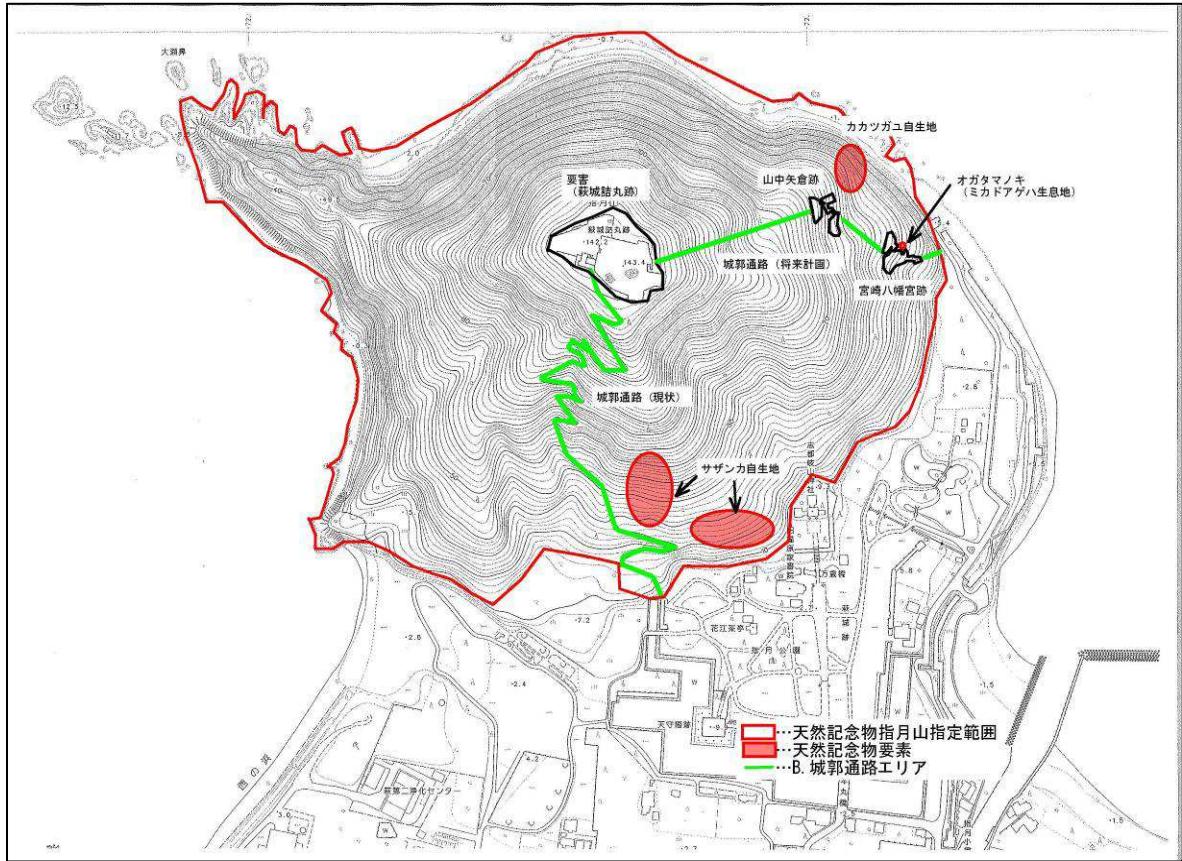
B. 城郭通路エリア

要害道をはじめとする城郭通路上への倒木や枝の伸張等の通行障害樹木は伐採・撤去する。また、通路周辺において、幹の空洞化・衰弱等により、倒木・落枝等の危険があると判断される樹木については、伐採・枝打ち等による対策を検討し、必要な場合には最低限の処置を行う。

サザンカ自生地は城郭通路の周辺に位置するため、整備の際にはその保全に注意する。

(倒木等による通行障害状況)





C. 要害周辺エリア

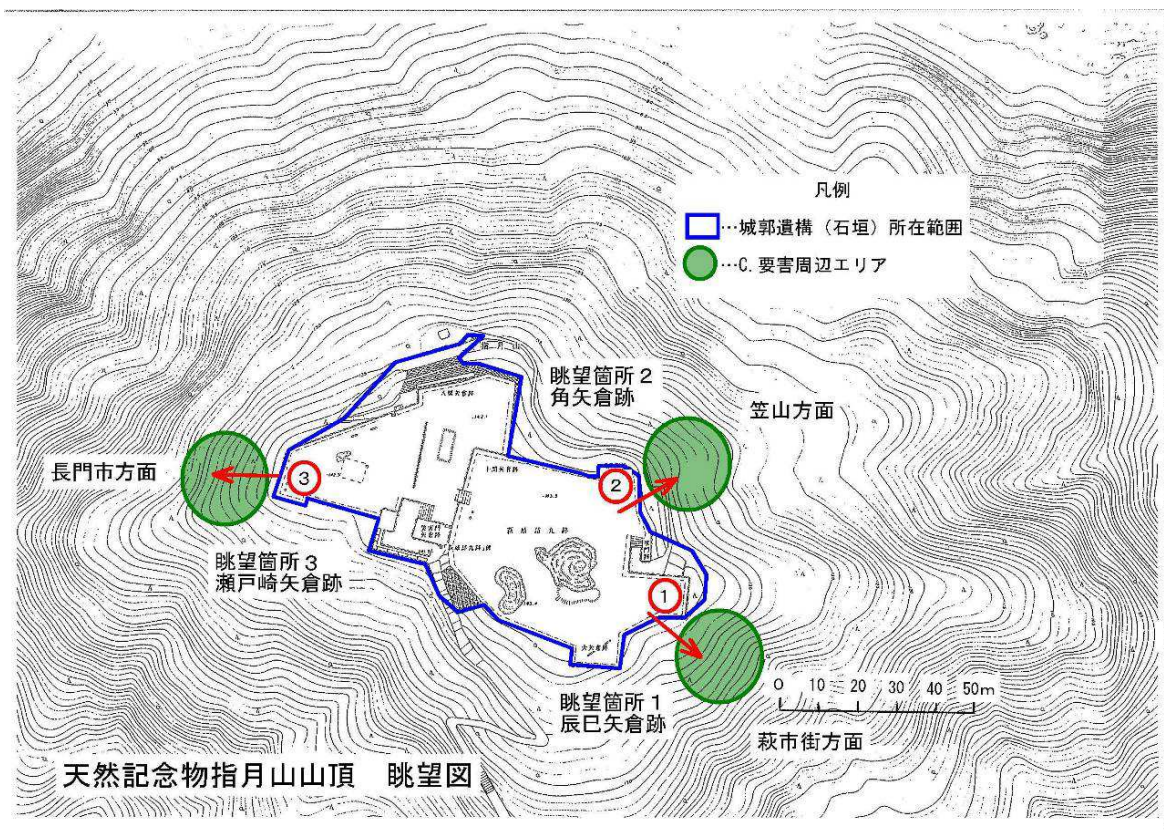
矢倉跡等からの眺望を阻害している樹木については、3カ所の視点場（辰巳矢倉跡から萩市街方面、角櫓跡から笠山方面、瀬戸崎矢倉跡から長門市方面）を設定し眺望範囲を想定したうえで、最低限の枝打ちを行う。

自然公園法により単木択伐法での木竹の伐採が義務付けられており、皆伐や群伐など面としての整備を行うことはできない。

樹木の枝打ちによる日照条件等の変更による影響については、林床の草本類への影響が考えられるが、指月山において草本類で希少種の確認はなされていない。したがって、指月山の本質的な価値について影響を及ぼすことは少ないと考えられる。

(樹林による眺望障害状況)





○伐採・枝打ち樹木、倒木の処理

遺構き損、通路障害等の理由で伐採・枝打ちした後の幹枝等の残材、自然倒木等の処置は、遺構き損や通行障害の防止、天然記念物の保全、二次災害の防止を優先的に考慮し、「伐採地周辺への残存」、「史跡地外撤去」、「史跡地内処分」の何れかを検討する。

○関係者との情報共有、協議、報告

史跡、天然記念物、公園の関係者（萩市都市計画課）間で、現状と課題について情報を共有化し、対策については協議を行う。

緊急避難的な処置以外は、整備に先立ち、国、県との協議を行い、関係機関、文化財専門家、植生専門家からなる組織を立ち上げ、整備方法について検討を行い、許可を得ることとする。

処置後は関係機関への報告を行う。

※関係機関…文化庁、山口県社会教育・文化財課、山口県自然保護課、山口県萩農林事務所森林部、萩市都市計画課、萩市林政課

(2) 史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅の建造物等の修理は、次に示す修理の方針を適切に運用することとし、個々の歴史的建造物の修理方針は、原則として、平成14年度に策定した「史跡萩城城下町建物調査報告書」によるものとする。また、修理のスケジュールは原則として、別表「史跡萩城城下町保存修理に係る年次計画」による。

① 歴史環境の保存上、特に重要と認められる建造物の修理

- ア. 主として伝統的な外観及び内部の造作等を維持するための修理を基本とする。
- イ. 後世の改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の建築当初の形式技法、後年の修理履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ. 上記の部分のうち、旧状が不明の場合には、類例建物の調査や周囲の状況等を勘案して復原的整備を行なう。

② 上記①以外の建築物等の修景

建築物等の修景にあたっては、「史跡指定地内固有の景観と調和するための建築物等の基本となる形式」(P260)に基づき、歴史的景観の維持・回復を図る。

③ 工作物・環境要素の修理、修景

門や塀、垣等の修理にあたっては、主として現状維持、もしくは当該物件の履歴を調査の上、復旧することを基本とする。修景にあたっては、史跡指定地内の歴史的景観の維持・回復を図る。

※参考

○歴史環境の保存上、特に重要と認められる建造物の定義

- ・萩市における史跡指定地域の環境保存管理規則第5条特別区域に規定される区域にあたる建造物とする。
- ・上記以外の建造物については、旧久保田家住宅、旧石川家住宅、御成道に面した長屋形式の町家、通りに面した土塀とする。

史跡萩城城下町 保存修理に係る年次計画

名 称		修理方針	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	備 考	
青木周弼旧宅	塀	解体修理		一部組立		組立									
	表門	解体修理		解体		組立									
	仲間部屋	半解体修理		解体、加工		組立									
	土蔵	屋根葺替・部分修理		解体、加工		組立									
	主屋	半解体修理				解体、加工	組立								
佐伯丹下旧宅	塀	解体修理					解体	組立							
	表門	解体修理					解体	組立							
	仲間部屋	半解体修理					解体	加工、組立							
旧志賀家住宅	土蔵	屋根葺替・部分修理									解体 加工	組立			
	主屋	半解体修理							解体	加工	組立				
	塀	屋根葺替・部分修理									解体	組立			
	表門	屋根葺替・部分修理									解体	組立			
旧野田家住宅	土塀	屋根葺替・部分修理										解体	組立		
	表門	解体修理										解体	組立		
	主屋	半解体修理										解体	加工、組立		

第7章 運営及び体制整備

1. 基本方針

史跡萩城跡は、史跡という要素だけでなく、天然記念物や国定公園及び都市公園としての要素も含んでいる。したがって、文化財保護法だけでなく、関係法令や条例の規制によって保全が図られており、関係機関との連携により円滑に管理運営を行っていく必要がある。史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅には、市所有の建造物や工作物等のほか、個人所有の建造物等も多くあり、一般住民の居住区である。史跡の保存管理や整備活用にあたっては、こうした建造物等の所有者や地区住民の理解や協力を得る必要がある。また、必要に応じて、専門家、文化庁、山口県教育委員会、地区住民等による委員会等によって、検討や討議を進める。

2. 保存管理活用の体制

(1) 保存管理活用の体制

史跡の保存管理及び整備・活用は、萩市をはじめ、地元地域、市民、専門家、関連機関が一体となった保存管理活用体制を確立し、史跡の現状や問題点、事業内容を共有する必要がある。史跡の保存管理活用の体制は以下のとおりである。

円滑な保存管理、整備・活用体制の確立

- 史跡の保存管理及び整備活用、経過観察（モニタリング）は、萩城跡においては、萩市が主体となって実施し、史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅については、萩市が所有者や地区住民の意見を聴きながら、調整し連携して行う。
- 史跡の現状変更許可申請の事務手続きは、歴史まちづくり部文化財保護課が行う。
- 史跡の保存管理及び整備活用は、随時、文化庁や山口県と協議を行いながら実施する。
- 史跡の整備活用事業に当たっては、必要に応じて、地区住民、所有者、専門家、萩市、山口県、文化庁、関連機関等によって構成される整備活用委員会を設置して検討や協議を進める。

地元地域や関連機関との連携体制の確立と強化

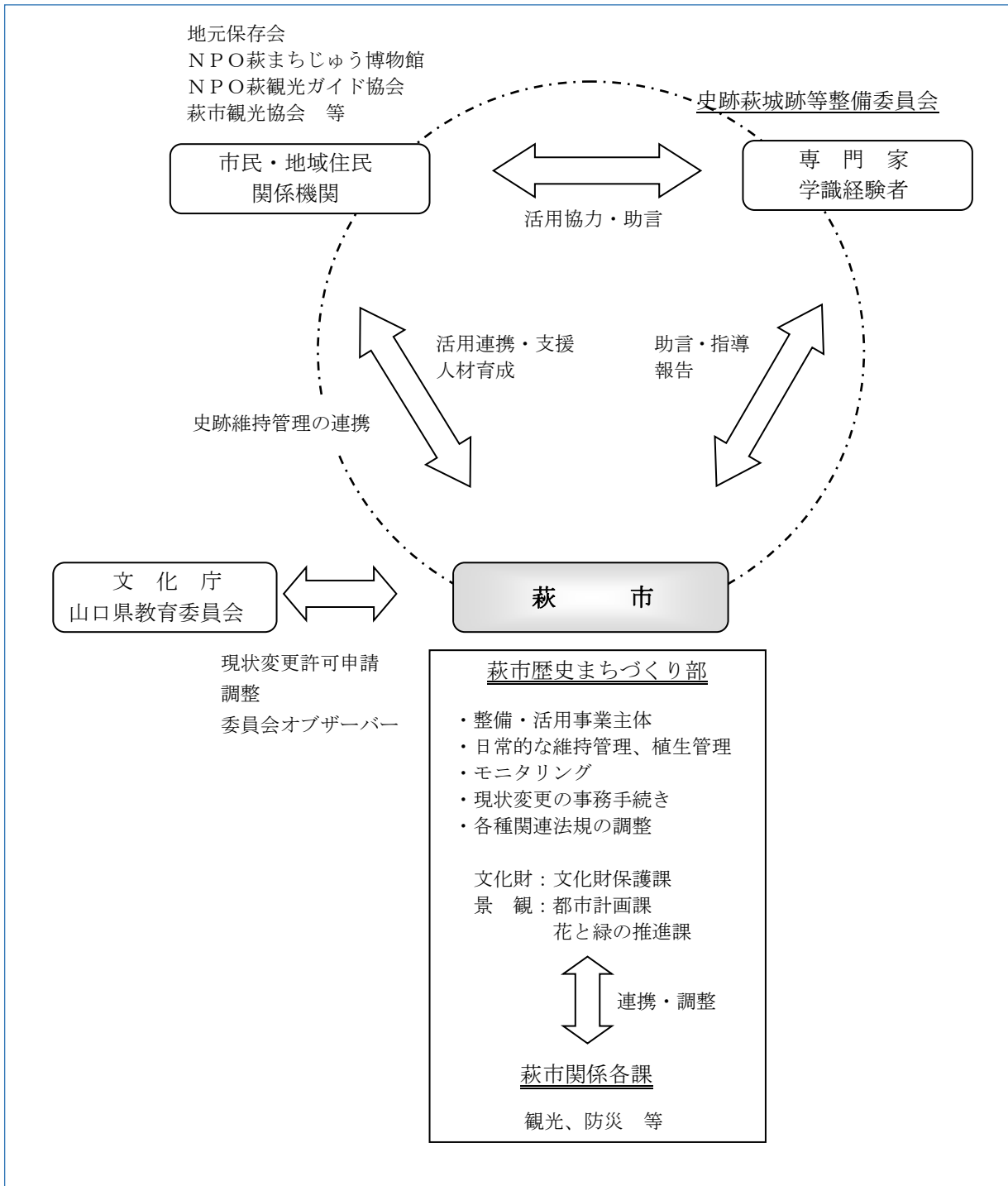
- 日常的な維持管理や植生管理は、所有区分に応じて、萩市、所有者、地区住民が役割分担を決め、実施する。
- NPO萩まちじゅう博物館やNPO萩観光ガイド協会と連携を図り、ガイドの育成やその活動をさらに推進する。同時に、その活動を支援する方策や仕組みづくりを構築する。

萩市市内の体制強化

- 萩市市内においては歴史まちづくり部が主体となり、史跡に関する意見の集約や事業の調整を行う。
- 各種関連法令の調整だけでなく、観光やまちづくり、夏ミカンに関わる農業、自然といった多面的な活用を推進していくため、関連部局との連携を強化し、事業の円滑な推進を図る。

(2) 非常時の体制

- ・災害が発生した場合に備え、非常時の体制を整備し、連絡体制や避難場所の確保、避難誘導について日常的な協議を行い、初期消火活動等の定期的な訓練を行う。
- ・先に示した史跡の保全へのリスクと脅威を未然に防ぐために、日常的な点検やメンテナンスを実施する。
- ・万が一災害が発生した場合には、現況把握を萩市が行い、関係機関と情報を共有して復旧を行う。



保存管理活用の体制

第8章 今後の課題

1. 整備・活用にかかる課題について

本章では、史跡の本質的な価値を、より広く、多くの国民に理解してもらうため、将来に向けた課題を取り上げる。

(1) ガイダンスの充実

① 史跡萩城跡

萩まちじゅう博物館の中核施設である萩博物館は、萩の歴史や自然、民俗、文化などが学べる施設となっており、藩政時代の萩城や城下町の様子、藩主や幕末の志士たちに関する資料が収蔵・展示されている。しかしながら、各史跡におけるガイダンスは決して十分ではない。

近年整備された外堀地区では、説明板や案内板が各所に設置されており、史跡に対する来訪者の理解を得やすい。しかしながら、本丸・二の丸の史跡内では、本丸門裏に包括的な説明板があるほかは、各文化財施設や石碑等に関する個別の説明板があるのみで、萩城全体の構造や歴史等の説明が十分ではない。したがって、都市公園（指月公園）としての機能を維持管理していくとともに、当面の整備計画にある石垣保存修理や東園復元が終了した後は、これらの整備概要とともに、萩城全体の構造や歴史等をわかりやすく記載したパンフレット等を作成し、本丸・二の丸・要害の来訪者に便宜を図るものとする。また、本丸・二の丸・要害全体の来訪者（歩行者）の動線を整理したうえで、いくつかの見学コースを提案し、来訪者の便宜を図る。

その上で、将来、史跡内あるいは史跡周辺において、資料の展示、バリアフリー化したトイレや休憩所といった便益施設や管理施設等の機能を併せ持つ総合的なガイダンス施設の整備を検討する。

② 史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

史跡萩城城下町内の建造物等の整備計画については、第6章に修理・修景の基本的な考え方とともに年次計画を示した。保存修理の終了した物件のうち市有物件については、来訪者への公開を積極的に行う。公開管理についてはNPO萩観光ガイド協会に委託する。また、菊屋家住宅については（財）菊屋家住宅保存会による公開管理を引き続き行う。

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅の来訪者（歩行者）の動線は、中央公園の駐車場を起点として、慶安橋筋を経由して3本の横町や御成道を見学するコースと、萩博物館駐車場を起点として、御成道から3本の横町及び慶安橋筋を見学するコースの2コースが考えられる。現在、史跡内においては、各文化財施設に個別の説明板と、江戸屋横町北側の駐輪場、木戸孝允旧宅隣の広場、林市太郎旧宅地（晋作広場）の3箇所が萩城城下町の周辺図がある。

史跡内の動線や距離を勘案し、徒歩で見学する来訪者の便宜を図るため、史跡の総合的な情報を記載したパンフレット等の作成を検討する。また、御成道沿いでは、NPO萩観光ガイド協会の事務所が案内所の機能も果たしているが、慶安橋筋にも同様の機能が必要である。今後、整備する予定の旧野田家住宅では、建造物としての公開を行なうとともに、資料展示、案内所、休憩所等といった機能を持たせ、史跡全体のガイダンスを充実させる。

(2) 公有化、追加指定

① 史跡菘城跡

史跡の本質的な価値を後世に継承し、保存活用を行なっていくにあたって、二の丸東部の台所門跡付近や南部の南門や中堀跡周辺など、民有地の公有化や史跡指定範囲の拡大は避けて通れない課題である。過去の経緯を整理したうえで、関係者と十分時間をかけて協議を行い、理解を得る必要がある。

② 史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

史跡の本質的な価値である歴史的な町割や景観を守り、将来にわたって保存活用するためには、史跡の指定範囲の拡大を検討する必要がある。江戸屋横町の東側に面する一帯、菊屋横町西側に面する一帯、御成道北側に面する一帯及び伊勢屋横町西側中程の一角は、現在の史跡と一帯となった景観の形成を図るため、追加指定を検討する。

(3) 植生・景観

① 史跡菘城跡

ア. 三角州周辺から望む指月山の眺望を保つため、高層建築物の建設を避けるなど、良好な景観形成に努める。

イ. 周辺樹木により損なわれている要害からの眺望機能を確保するため、天然記念物指月山の価値との整合性を図りながら、眺望範囲を設定したうえで、最低限の伐採・枝打ちを行う。

ウ. 要害見学者の利便を向上させるため、要害への通路上の倒木や伸張した枝などは、天然記念物指月山の価値との整合性を図りながら伐採・枝打ち等を検討する。

エ. 本丸や二の丸内の特徴的な城跡の構造（石垣・雁木・矢倉台など）への見通しを確保するため、樹木などの整理を行う。

オ. 矢倉跡などの石垣をき損する恐れのある樹木については、伐採、枝下ろし、除根等による処置を検討する。

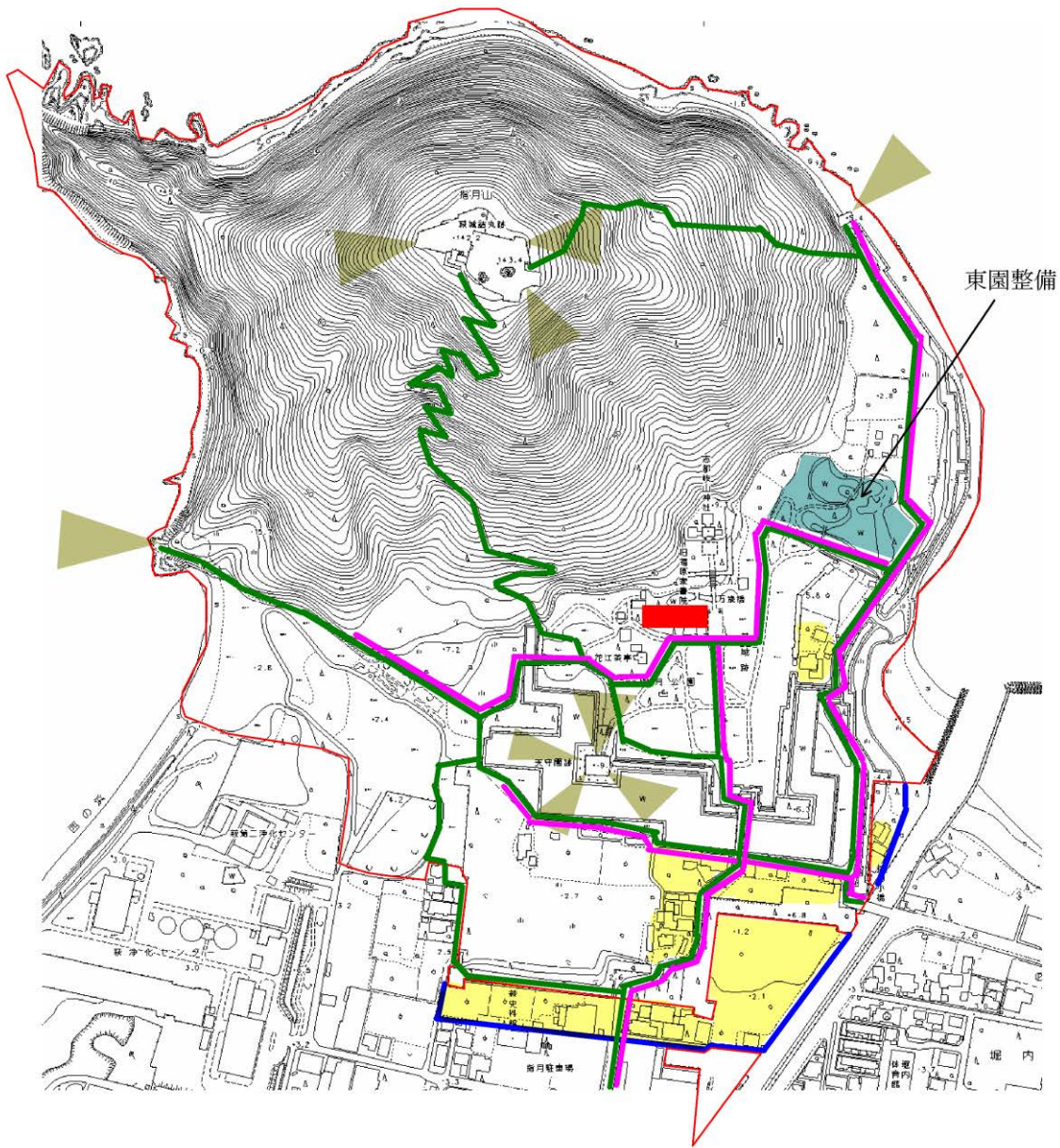
カ. 記念樹として植栽されたソメイヨシノの多くが老木化し、幹の空洞化や枝枯れが生じている。将来、更新する際は、石垣、地下遺構、庭園の石組みなどへの影響と観光面での効果に配慮して植栽エリアを設定し、桜の名所、都市公園にふさわしい樹木管理を行う。

キ. 北矢倉跡や妙玖寺矢倉からは日本海の雄大な景観を望むことができるが、現状では動線や安全対策や案内が十分ではない。将来的にはこれらの景観を来訪者が体感できるような環境整備に努める。

② 史跡菘城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

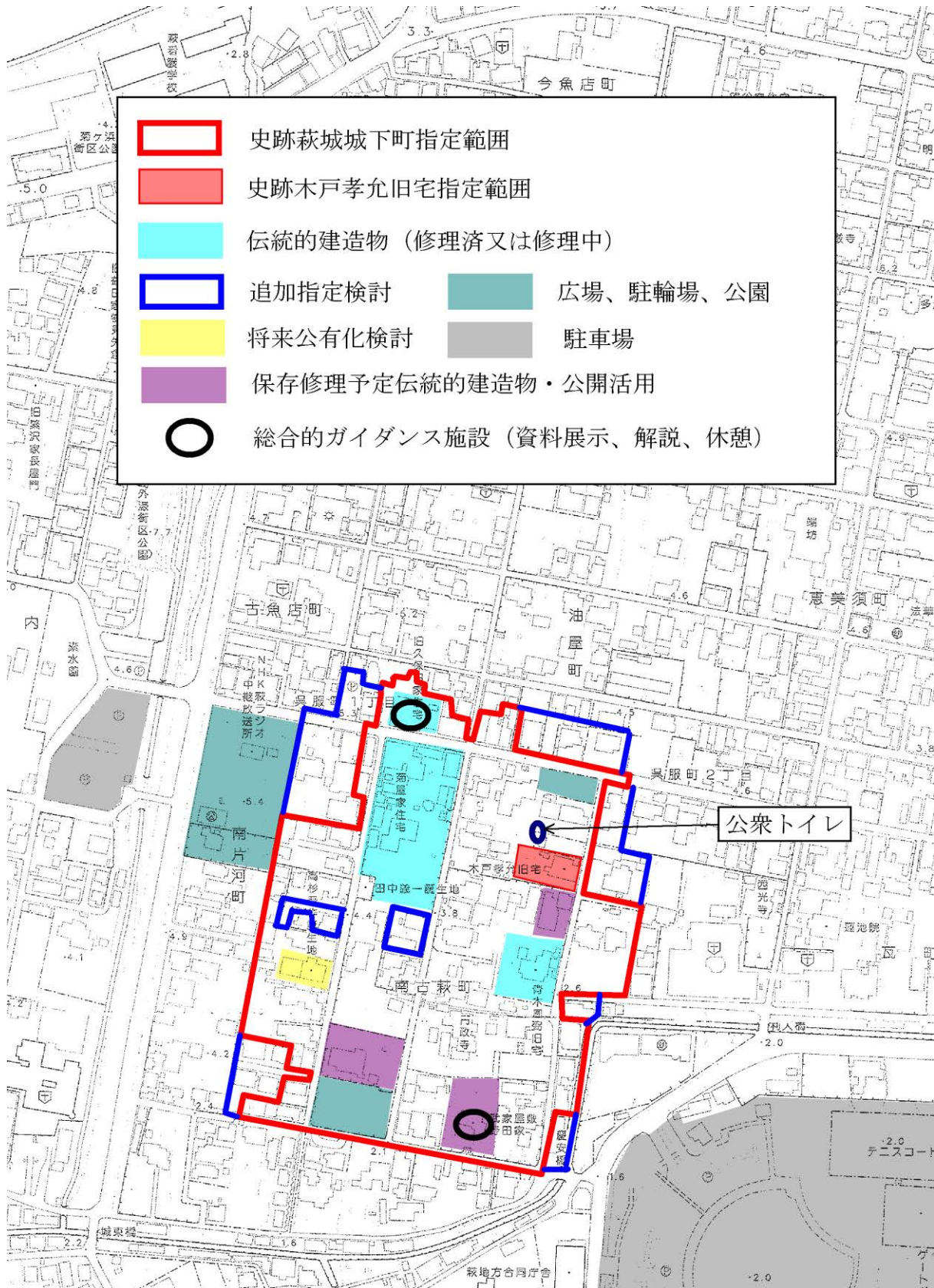
史跡菘城城下町は、商人の町屋や中下級武士の屋敷などの建造物及び土塀や門などの工作物と樹木等により良好な景観が形成されている。しかし、過度に成長した樹木や老木は、建造物及び土塀や門などの工作物のき損を招き、景観に悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、所有者、地区住民、市などに、樹木医などの専門家を加えた体制づくりを検討し、庭園や植生の管理については、共通の認識と価値観を持って行っていく必要がある。

史跡菘城跡保存管理（将来構想）



- 史跡指定範囲
- 総合的ガイダンス施設（展示、休憩、トイレ）
- 眺望の確保
- 追加指定検討
- 将来公有化検討
- 歩行者動線
- 管理車両、緊急車両動線

史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅保存管理（将来構想）



史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅
保存管理計画

平成26年 3月

編集・発行 山口県萩市歴史まちづくり部
〒758-8555 萩市大字江向 510
印 刷 石川特殊特急製本株式会社

